

Trust Sixty Foundation

国際信託税制研究

トラス60研究叢書

平成9年3月

財団法人 トラス60

目次

第1章 各国の信託税制の概要

第1節 信託税制の国際的概観 (1)

はじめに (1)

第1款 個人信託 (3)

第2款 大陸諸国における信託類似法理の課税 (22)

第3款 集団信託 (26)

第2章 外国における信託税制

第1節 アメリカの信託税制 (32)

はじめに (32)

第1款 アメリカ合衆国における信託の機能と信託法制 (36)

第2款 信託税制の基本的仕組 (38)

第3款 Grantor Trusts (委託者課税) (45)

第4款 Non Grantor Trusts (受託者課税) (53)

第5款 Charitable Trusts (公益信託) (55)

第6款 Life Insurance Trusts (生命保険信託) (61)

第7款 Alimony Trusts (慰謝料信託) (62)

第8款 信託と遺産税 (64)

第9款 REIT (Real Estate Investment Trust) (68)

第10款 REMIC (Real Estate Mortgage Investment Conduit) (78)

第11款 Investment Trusts (投資信託) (79)

第12款 米国 mutual fund の国際的展開 (82)

第2節 英国の信託税制 (89)

はじめに (89)

- 第1款 裁量信託と収益保有信託 (93)
- 第2款 公益信託 (110)
- 第3款 Trusts for the Disabled (障害者信託) (121)
- 第4款 Employee Trusts (従業員信託) (124)
- 第5款 投資信託 (135)
- 第6款 Insurance Trust (保険信託) (143)
- 第3節 主要国の年金税制 (148)
 - 第1款 米国年金基金の沿革と方向 (148)
 - 第2款 英国の年金信託 (160)
 - 第3款 フランスの年金制度と課税 (168)
 - 第4款 国際年金課税に関するOECD報告 (174)

第3章 外国の信託及び信託類似制度に対する我が国の課税上の取り扱い

- 第1節 外国の信託及び信託類似制度に対する課税上の取り扱いに関する国際的概観 (179)

- 第1款 信託と国際課税 (179)
- 第2款 各国における海外信託の課税 (184)
- 第3款 租税条約における信託の扱い (191)
- 第2節 米国における海外信託課税 (199)
- 第3節 英国における海外信託 (Offshore Trusts)課税 (207)
- 第4節 ドイツの最近の判例における海外裁量信託の取り扱い (222)
- 第5節 フランスの信託法案について (232)

第4章 信託類似制度に対する国際租税比較

- 第1節 外国の信託及び信託類似制度に関する我が国の税務上の取り扱い (238)
 - 第1款 海外信託の実体としての取り扱い (238)
 - 第2款 海外信託に対する相続税、贈与税の課税 (258)

第2節 海外投資信託に対する我が国の税制の適用 (265)

第1款 投資信託に対する我が国の現行税制の概要 (265)

第2款 外国投資信託の規制と税制 (271)

信託税制研究会メンバー

委員長	植松守雄	弁護士
	渡邊幸則*	弁護士
	新井 誠	千葉大学教授
	水野忠恒*	早稲田大学教授
	占部裕典*	神戸学院大学助教授
	中里 実*	東京大学教授

(順不同、敬称略、*印が本報告書の執筆者)

執筆分担

第1章 各国の信託税制の概要

第1節

はじめに、第1款、第2款、第3款【中里】

第2章 外国における信託税制

第1節

はじめに、第1款、第2款、第3款、第4款、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款、第11款【水野】、第12款【渡邊】

第2節 英国の信託税制

はじめに、第1款、第2款、第3款、第4款【占部】、第5款【渡邊】、第6款【占部】

第3節

第1款【渡邊】、第2款【占部】、第3款、第4款【渡邊】

第3章 外国の信託及び信託類似制度に対する我が国の課税上の取り扱い

第1節

第1款、第2款、第3款【中里】

第2節【渡邊】

第3節【占部、渡邊】

第4節【渡邊】

第5節【渡邊】

第4章 信託類似制度に対する国際租税比較

第1節

第1款、第2款【渡邊】

第2節

第 1 款、第 2 款【渡邊】

第1章 各国の信託税制の概観

第1節 信託税制の国際的概観

はじめに

本節（第1章第1節）においては、先進諸国における信託に関する（内国）租税制度の概要を整理して提示する。各国別の制度紹介は、別途、第2節以下においてなされるので、そちらに委ねることとし、ここにおいては、制度の類型化に力点をおいて、アウトラインのみを述べるにとどめる。

以下においては、まず、①個人信託に関する内国税法上の扱いについて述べ（第1款）た後に、②大陸法における信託類似法理に関する課税上の扱いに言及する（第2款）。そして、その上で、集団信託に関する内国税法上の扱いについてもふれることとする（第3款）。

もっとも、本稿執筆に際しては、信頼できる参考文献を探し出すことが、ともかくも困難であったために、主に、以下の文献における叙述を、実質的に整理・紹介するか、あるいは、より直接的に翻訳・引用するというかたちにならざるを得なかった。これらの文献のいずれも、各国の課税方式についてアウトライン的にまとめたものであり、その意味で、各国の文献に直接あたるということ（それも、時間の許すかぎり行ってはいるが）の少ない本稿は、論文とはとても呼べないものであるという点について、あらかじめ、ご了承をいただきたい。

・ John F. Avery Jones et al., The Treatment of Trusts Under the OECD Model Convention, I and II, 1989-2 British Tax Review 41, 1989-3 British Tax Review 65

・ International Fiscal Association, International Tax Treatment of Common Law Trusts, Proceedings of a Seminar held in New York in 1986 during the 40th Congress of the International Fiscal Association, vol. 11b, 1986

· Frans Sonneveldt and Harrie L. van Mens, eds., *The Trust, Bridge or Abyss
Between Common and Civil Law Jurisdictions* ?, 1992

第1款 個人信託

信託といっても、その内容は、実に種々様々であり、その課税について一般的に述べることは可能ではない。そこで、本稿においては、信託をおおまかに、個人信託と集団信託にわけて議論を行うこととし、まず、ここでは、個人信託に関する内国課税について、先進諸国の制度を概説的に整理する。大雑把な論述となっている点について、あらかじめおわびしておきたい。

1 個人信託の分類

個人信託は、信託の基本であろうが、個人信託の課税上の扱いについて一般的に議論するよりも、個人信託をいくつかの類型に分けて、その上で検討を加える方が、より明瞭な概観を得ることができるものと思われる。

このような場合における個人信託の分類方法として最も有用なものは、おそらく、fixed trust (life interest trust), discretionary trust, accumulation trust という三分割であると思われる。これは、本稿を書く際に基本的に依拠した、エイヴァリー=ジョーンズ等の論文において採用されている⁽¹⁾のものであり、個人信託の課税上の取扱について基本的な検討を行う際には、不可欠のものと思われる⁽²⁾。これらは、それぞれ、ほぼ次のようなものである⁽³⁾。

- ・ fixed trust (life interest trust)

これは、受益者が確定しており、その受益者が、信託財産の産み出す所得を受ける権利を有している信託である（たとえば、受託者が、受益者Aの生きている間は信託財産から生ずる所得をAに対して支払い、Aの死亡後は、信託財産の元本をBに渡すというような信託である）。

- ・ discretionary trust

受託者がだれを受益者にするかという点に関して選択権を有する信託（裁量信託）である。なお、信託財産の産み出す所得は、留保されずに、すべて、毎年配分される。

- ・ accumulation trust

信託財産の産み出す所得がいったん留保され、それが、後に受益者に対して配分される。

(注)

- (1) John F. Avery Jones et al., *The Treatment of Trusts Under the OECD Model Convention*, I and II, 1989-2 *British Tax Review* 41, 1989-3 *British Tax Review* 65.
- (2) なお、この他に、アメリカにおいては、revocable trustと irrevocable trustとの差が、grantor trustの扱いをめぐり、重要な位置を占めてくる。この点については、Frans Sonneveldt and Harrie L. van Mens, eds., *The Trust, Bridge or Abyss Between Common and Civil Law Jurisdictions*?, 84 (1992) 参照。
- (3) この分類については、Avery Jones et al., *supra* note 1; Sonneveldt and van Mens, *supra* note 2, at 10-13, 84. において採用されているものである。

2 コモン・ローの国々における取扱い

まず、コモン・ロー諸国における個人信託の課税上の扱いについて、個人信託の三つの類型ごとに簡単に見ておこう。

(1) fixed trust (life interest trust)

きわめて、大雑把ないいかたをすれば、コモン・ロー諸国においては、このような類型の個人信託については、課税上、transparentな扱いが貫徹されている⁽⁴⁾⁽⁵⁾。もっとも、そのような扱いを具体的に実現する方法には、国ごとに、多少の差異が存在する。それらは、おおむね、次の三つに大別される⁽⁶⁾。

- ① その第一は、信託財産の産み出した所得について受託者段階で課税をするが、受託者が、その所得を受益者に対して(同年中に)支払う際に、その支払額分を所得から差し引くことを認めるという方式である。このように、受益者に対する支払を(受託者段階における)信託財産からの所得計算上控除項目(損金算入項目)として扱い、その分について受益者段階で課税するという扱いは、アメリカやカナダにおいて採用されている。
- ② その第二は、信託財産から産み出される所得について、そもそも、受益者段階においてのみ課税を行うという方式である。このように、所得がはじめから受益者に帰属

するものとして課税を行う方式は、たとえば、オーストラリアにおいて採用されている。

- ③ その第三は、信託財産から産み出される所得について、受託者段階で、一旦、源泉徴収的な課税を行い、その後に、受益者段階で支払を受ける信託財産所得を受益者の課税所得に含めて税額を計算した上で、受託者段階で前取りされた税額を税額控除するという方式である。たとえば、イギリスにおいては、受託者が、一旦、所得を手にした上でそれを受益者に対して支払う場合には、このような方式が採用されている（ただし、受益者が直接に信託財産所得を受取る場合には、受益者段階の課税のみが行われる点に留意）。このような扱いを表面的にのみとらえると、完全に transparent な扱いとはいえないかもしれないが、経済的な実質は、transparent であるといえるであろう⁽⁷⁾。

この三つの方式のいずれの場合においても、所得の種類・性格は、受託者がそれを受益者に対して支払った後も変わらない⁽⁸⁾。たとえば、信託財産として株式が存在する場合に、受託者が配当として受け取った所得は、それが信託（＝受託者）を通過して受益者に対して支払われても、配当であると考えられる。これは、コモン・ロー上の原則が、租税法上も尊重されるからである⁽⁹⁾。もっとも、カナダにおいては、信託から受領する所得が、独立した類型として扱われていることがある⁽¹⁰⁾。

上の三つの方法の差異が顕在化するのには、キャピタル・ゲインの扱いに関してである⁽¹¹⁾。信託においては、一般的にいつて、実現されたキャピタル・ゲインを分配することは認められないから、上の①と③の方式の下においては、当然のことであるが、キャピタル・ゲインについて transparency は存在しない。たとえば、アメリカやカナダにおいては、受益者が現実に所得を受けた場合にのみ transparent な扱いが行われる (semi-transparent)⁽¹²⁾ ことの結果として、信託法上、通常は現実の配分を行うことの認められないキャピタル・ゲインについては、受託者に対して控除が認められず、受託者に対する課税が行われることになる⁽¹³⁾。また、イギリスにおいても、受益者の居住地にかかわらず、また、キャピタル・ゲインの分配が行われるか否かにかかわらず、居住者たる受託者は、独立の納税義務者として課税される⁽¹⁴⁾。これに対して、上の②の方式の場合には、transparent な扱いも理論的にはありえよう。もっとも、オーストラリアにおいては、課税上、通常所得とキャピタル・ゲインの区別がないから、受益者が信託法上の原則により

決定される所得のすべて（キャピタル・ゲインを含む）について権限を有する場合に、彼は、租税法上も、すべての所得（キャピタル・ゲインを含む）について課税される。

（2） discretionary trust

アメリカ、カナダ、オーストラリアにおいては、裁量信託は、fixed trustと同じ課税上の扱いを受ける⁽¹⁵⁾。すなわち、fixed trust (life interest trust) について上の①の方式を採用するアメリカ、カナダにおいては、裁量信託についても transparent な扱いがなされ、所得を受領する受益者に対して課税がなされる結果になる。

これに対して、fixed trust (life interest trust) に関するオーストラリアの方式（上の②の方式）を裁量信託に対して適用すると、困難な問題が生ずる。なぜなら、信託財産の産み出す所得がはじめから受益者に帰属するものとして課税を行うとはいっても、裁量信託においては、初めから受益者が確定しているわけではないからである（特に、キャピタル・ゲインについては、その配分が禁じられているから、その受益を受ける者がだれであるかを確定することは困難である）。したがって、オーストラリアにおいては、このような困難を避けるために、キャピタル・ゲインも通常の所得の一部として扱われることとされており、通常所得を受取る者が、その通常所得の額に応じて、実現されたキャピタル・ゲインについても課税されることになっている。したがって、たとえば、キャピタル・ゲインがAに割り当てられ、通常所得がBに配分されると、Bのみが課税を受けるという不自然な事態が生ずる。

これに対して、イギリスにおいては、裁量信託は、non-transparent な扱いを受ける。したがって、信託から支払われる所得は、独立の類型、源泉のものとして扱われ、たとえば、受託者が利子、配当、キャピタル・ゲイン等いかなる種類の所得を受けても、受益者は、信託からの所得を得たものとして課税される（受益者が受ける所得は、受託者の受けた所得とは別の類型・源泉のものとする）。すなわち、ここにおいては、受託者段階で、まず35パーセントの課税がなされ、しかる後に、受益者がそれについて課税を受ける段階で税額控除を受ける⁽¹⁶⁾。

（3） accumulation trust

累積信託においては、所得の発生した年度における課税と、後にそれが分配される際の

課税が問題となる⁽¹⁷⁾。

このうち、まず、所得の発生した年度における課税について述べておこう。コモン・ローの国においては、一般的に、累積信託の受託者（＝信託）は、累積された所得について個人所得税率で課税を受ける（non-transparent な扱い）。すなわち、アメリカとカナダにおいては、累積された所得について、個人所得税率と類似の税率（アメリカ）、ないし、同一の税率（カナダ）で、受託者段階で課税がなされる⁽¹⁸⁾。オーストラリアにおいては、比例税率の課税が、キャピタル・ゲインも含めた所得に対してなされる。イギリスにおいては、累積信託が、裁量信託と同じ扱いを受け、（キャピタル・ゲインも含めて）35パーセントの課税がなされる。

次に、所得分配時の課税については、国により、かなり差がある。まず、アメリカにおいては、ある年における分配がその年の所得を上回った場合に、その分配のうちどれだけが当年度の所得からなされるものかを決定する定めが存在する。信託が国内源泉所得と国外源泉所得の両方を得ている場合、分配もその比率（国内源泉所得と国外源泉所得の比率）でなされたものとされる。外国税額控除は、分配額と留保額の比率に応じて、米国受益者と信託の間で配分する。分配額が当年の所得を超える場合、throwback rules とよばれるものが存在し、受益者は、信託が所得を実現した時点において所得を得たものとして、課税がなされる。非居住者である受益者に対して分配がなされる場合は、累積された所得の性格が保存されて、国内源泉所得であるか否かが決定される。

また、イギリスにおいては、裁量信託の場合と同じ扱いがなされ、transparency は存在しない。分配が所得である場合には、その分配は、信託の得た所得の種類とは別の新たな所得とされる。分配がキャピタル・ゲインからのものである場合には、所得税は課されない（相続税が課税される可能性はある）。

さらに、オーストラリアにおいては、受益者に対して分配時の課税はないし、分配に際して源泉徴収も行われぬ（たとえ、受益者が非居住者であっても、源泉徴収は行われぬ）。国外源泉所得が非居住受益者に対して分配される場合には、租税が還付される。なお、カナダにおいても、分配時の課税はない。

〔注〕

（4） Avery Jones et al., supra note (1), at 50-53 参照。

- (5) Sonneveldt and van Mens, note (2), at 85, note 164. 参照。
- (6) なお、国による方式の差異により、国際的二重課税がもたらされることがあるという点に留意しなければならない (Sonneveldt and van Mens, supra note (2), at 86)。
- (7) Sonneveldt and van Mens, supra note (2), at 21.
- (8) Avery Jones et al., supra note (1), at 51, note 42. また、そこに引用された、Donovan Waters, The Nature of the Trust Beneficiary's Interest, 45 Canadian Bar Review 219 (1967) 参照。
- (9) Avery Jones et al., supra note (1), at 52.
- (10) Avery Jones et al., supra note (1), at 52-53.
- (11) Avery Jones et al., supra note (1), at 55-56; Sonneveldt and van Mens, supra note (2), at 85-86.
- (12) Sonneveldt and van Mens, supra note (2), at 85, note 166.
- (13) Maximov v. U.S., 373 U.S. 49 (1963).
- (14) CGTA 1979, s. 52 (1).
- (15) Avery Jones et al., supra note (1), at 56; Sonneveldt and van Mens, supra note (2), at 86.
- (16) なお、受託者は、この35パーセントの租税について、受益者に対して支払う際になされる tax on distribution から差し引く (Avery Jones et al., supra note (1), at 56-57; Sonneveldt and van Mens, supra note (2), at 87, note 169.)。
- (17) Avery Jones et al., supra note (1), at 58-59.
- (18) なお、カナダにおいては、inter vivos trusts について、比例税率で課税がなされる。

3 大陸法諸国における取扱い

大陸法諸国における信託に関する課税上の扱いについては、不明確・不確定な部分が少なくないという点は、否めない。また、大陸法諸国における信託の課税について論ずる際には、純粹に国内的な問題のみを扱うというわけにはいかない⁽¹⁹⁾。なぜなら、大陸法諸国においては、多くの場合、信託の制度が存在せず、それらの国々において課税上問題となるのは、通常、海外で設立された英米法上の信託だからである。

ただ、ごく一般論として述べると、大陸法諸国においても、一応、transparent な扱いが採用されている。その概要をあえて述べれば、ほぼ、次のようになるであろう。

なお、以下においては、信託を前述 2 におけるように三つの類型にわけて、その類型ごとに課税上の扱いを論ずるのではなく、国別の記述を行いたい。これは、大陸法諸国においては、信託の利用自体が限られているので、トラストを類型別に分けることそれ自体にあまり大きな意味がないと思われるからである。

(1) フランス

大陸法諸国においても、英米法諸国同様、一般的にいつて transparent な扱いが守られている。ただ、そこにおける議論は、どうしても、海外信託に関するものが中心となる(独自の信託法を有する日本は、この点において、むしろ例外的といえよう)。

フランスにおいては、一般租税法典120条9項⁽²⁰⁾が、(信託財産の種類にかかわらず)海外信託から受ける支払いは、外国証券からの所得として取り扱おうと定め、transparent な扱いを否定している⁽²¹⁾。しかし、実務上は、合衆国信託に関する通達が存在し、transparent な扱いが定められている。この1981年3月25日の通達(B.O.D.G.I. 14 B-2-81: Droit fiscal 1981, n. 16, I.D.6880)は、直接的には、米仏租税条約に関するものであるが、すべての租税条約締結国との間で適用されているようである。この通達は、具体的には、まず、英米法における信託の概念について説明した後に、信託を単純な信託と複雑な信託の二つに分けて、その課税上の差異について次のように定めている⁽²²⁾。

「単純な信託 (les trusts simples) とは、信託財産により産み出された所得全部が、その実現するごとに分配される信託である。複雑な信託 (les trusts complexes) とは、その他のあらゆる信託であり、特に、所得が累積されるかあるいはただ定期的に分配されるような信託、ないし、信託財産の全部又は一部が所得とともに分配されるような信託を含む。

(米仏) 租税条約の適用にあたっては、信託の所得は、フランスにおいて、以下の原則にしたがい課税される。

・まず、単純な信託の場合、フランスは、transparence の原則を適用する。したがって、問題となっている所得は、信託段階と受益者段階において同じ性質をもつから、フランスにおいて、所得の性格(不動産所得、配当、利子……)を考慮して、適用される条約上の定めにしたがって、各受益者の名において課税される。

・所得を累積する複雑な信託の場合、フランスは、分配される所得に適用される租税制度を確定するために、transparence の原則を採用する。しかし、フランスは、アメリカの累積信託から生ずる所得の受益者であるフランスの居住者——その国籍が何であれ——に対して、支払時に受益者の負担したアメリカ租税についての外国税額控除を与えるだけである。」

すなわち、fixed trust は、transparent である⁽²³⁾し、また、裁量信託についても trans-

parent な扱いがなされる⁽²⁴⁾。さらに、累積信託に関しても、累積された所得がのちに分配された場合に transparent な扱いがなされる⁽²⁵⁾。この通達について、別の書物は、次のように述べている⁽²⁶⁾。

「フランスの国内租税法には、信託に関して一つだけ定めが存在する。一般租税法典の120条9項は、信託の成果は外国有価証券からの所得とみなされると定める。しかし、この定めは、フランスが租税条約を結んでいる国に信託が設立されている場合には、実際には適用されていない。これは、1981年3月15日の通達が存在して、合衆国とフランスとの間に締結された条約について解釈を与えているからである。すべての租税条約に関して、フランスの課税当局は、この通達に示された一般原則を適用している。

要するに、この通達は、フランスの居住者が受益者として『単純な』信託から受領した全所得は、その本来の性格を維持し、それ故に、受託者が受領した時点におけるのと同じ性格（すなわち、不動産所得、配当、利子）を有すると定めているが、これは、一般租税法典120条9項に反している。このことの意味するところは、合衆国以外の国を源泉地とする所得〔信託が合衆国以外の国を源泉地とする所得を受けたということ〕については、米仏租税条約以外の租税条約が適用されるということである〔すなわち、信託の存在が無視される結果として、受益者が直接にその第三国源泉の所得を得たものとして課税がなされるということ〕。しかし、もし、この第三国とフランスとの間に租税条約が存在しないと、私見によれば、この通達は適用されず、120条9項の定める国内法上の取扱が適用される。

この通達は、また、『grantor trusts』、すなわち、合衆国の租税法典の定めによって判断した場合に grantor が信託財産を処分する権限を実際に保有していると考えられる信託、が（受益者の名ではなく）grantor の名で課税されると定めている。

他の租税条約締結国について、フランス課税当局は、revocable trust を非居住者として扱う傾向がある。

いわゆる『複雑な』信託についても、同様の transparency の原則が適用されるが、それは、分配された所得に関してのみである（semi-transparency）。実際のところ、フランス課税庁は、分配の際に、受益者の支払った合衆国租税について外国税額控除を認めるが、源泉段階ないし受託者段階で課された租税については外国税額控

除を認めない（『underlying credit』なし）。しかしながら、実際には、このような定め
の効果はかなり異なったものとなる。なぜなら、外国の受託者は、資本（累積され
た所得）と所得が明瞭に区分でき、かつ、受益者の受領する成果の性格、源泉、年度
が明らかにできるほどには、注意深く、複雑な信託について会計記録を作成していな
いことが多いからである。

フランス租税法における信託の扱いに関する不確実性と非論理性がかなり大きいので、
立法的解決を求める声が高まっている。」

信託のフランス租税上の扱いについて述べた（フランス語で書かれた）フランス租税法
の書物はほとんどなく、筆者が参照することができたのは、Fernand-Charles Jeantet et
Jean-Pierre Le Gall, *L'application de l'impôt sur les grandes fortunes à certains trusts
anglo-saxons*, La Semaine Juridique éd. Commerce et Industrie II, 13896 と、Bruno
Gouthière, *Les Impôts dans les Affaires Internationales*, Trente Etudes Pratiques, 1989
の二つである。ここで参考のために、これらそれぞれの該当箇所について、引用してお
く。

「フランスの立法と学説は、今まで、限られた関心のみしか信託にたいして払って
こなかった。したがって、一般租税法典（120条9項）が明文で『信託』の成果を、
フランス国外で発行された有価証券の所得と同視すると定めていることは驚くべきこ
とである。さらに驚くべきことに、1937年以来、課税庁は、有価証券税法典の特定の
定めにより、このような成果（その年まで課税を逃れていた）を課税に服させようと
配慮してきた。……信託の所得は、信託の技術的側面を無視して、また、信託にも
様々な種類があるという点も考慮せずに、それと類似の利子、配当、賃料等とまったく
同じく、国外の債務者（＝受託者）により支払われた所得と同一視される。1981年
にいたって、課税庁は、1967年7月28日の米仏租税条約の適用に関して、その立場を
確認した。その結果、その所得が grantor 名で課税される grantor trust を別にすれ
ば、それ以後、単純な信託と、複雑な信託を分けて考えることができる。」⁽²⁷⁾

「適用される規定は二つある。

第一は、一般租税法典の120条9項である。これによると、信託の産み出した成果
は、信託財産の流動性にかかわらず、フランス国外の有価証券の所得、ないしそれと
類似の所得として扱われる。

第二は、1967年7月28日の米仏租税条約の枠内における信託からの所得に関する課税上の扱いに関する1981年3月25日の通達である（BODBI 14B-2-1981）。

信託の『支払う』成果に関する制度と、信託の『受領する』成果に関する制度とを分けて論ずる方がよい（このような表現は、信託は法人格を有していないのであるから、不適切なのであるが、便宜のために用いる）。

1 信託の『支払う』成果に関する制度

フランス居住者が海外信託から所得を受領する際に、この問題が生ずる。この問題は、それ自体、信託の設立地において適用される制度と、フランスにおいて適用される制度という、二つの異なる問題に分けられる。

a 信託設立国において

（省略）

b フランスにおいて

フランス国内法によれば、信託からの所得は、フランス国外で発行された有価証券の所得と同視される。したがって、信託の特殊性や所得の源泉地を考慮せずに、これらの所得は、受益者の手において統合的に課税される。したがって、フランス居住者は、受託者の支払う有価証券所得を直接受領したかのように取り扱われる。

注： 信託がキャピタル・ゲインを分配した場合、一般租税法典120条9項の意味における所得が問題となるのかどうかという問題は、解決されていない。……

c 租税条約の意味

フランスにおいて適用される規定と、信託設立地において適用される規定の組合せは、両国の課税権が競合するために、二重課税をもたらす。このような二重課税の問題は、1967年7月28日の改訂米仏租税条約に関連する場合を除けば、解消されていない。

この場合、実際のところ、フランスは、アメリカの信託が支払う所得について『透明性』の制度を適用する。すなわち、

・単純な信託に関しては、支払われた所得は、受益者段階においても信託段階においても同一の性格を有するものとして扱われる。したがって、それらは、その性格（不動産所得、配当、利子、等）を考慮して条約におかれた規定にしたがって、受益

者に対して、課税される。

・複雑な信託に関しては、フランスは、同様に透明性の原則を採用している。フランスの受益者は分配の際に合衆国にも租税を支払っているため、受益者は、フランスにおいて外国税額控除を受ける権利を有する。この税額控除は、分配の際に実際に支払われた合衆国の租税の額と等しい……。しかし、所得の実現の際に信託自身の支払った合衆国の租税は、受益者の課税の際に差し引かれる外国税額控除としては、認められていない。

・『grantor trust』については、支払われた所得は、受益者の段階においては考慮されずに、grantor の段階で課税される。この点に関して、フランスは、特にアメリカの法典における基準を考慮しながら、個別の状況においてある信託がこのタイプのものであるか否かを判断する可能性を、自らに留保している。

現在の行政解釈によれば、この定めは、米仏租税条約にのみ関するものである。したがって、その定めは、英仏租税条約のような他の条約について、アプリオリに適用されうるものではない。その場合、フランスの受益者が英国で課税されうるか否かを判断するという問題が生じてくる。実際、裁量信託の場合には、支払われた所得は、条約のどの条項にも定められていない特別な性格の所得である。したがって、『その他所得』に関する条項（1968年5月22日の修正英仏租税条約の22条）は、受益者の居住地国が排他的課税権を有すると定めている。このような前提の下においては、受託者の支払った租税も、受託者の受領した所得の種類が何であれ、それ自体が還付される。……

したがって、連合王国は、その租税条約の中で、しばしば、信託からの所得を『その他所得』から排除している……。この場合、外国の受益者は、英国の租税の還付を求める権利をもたない。しかし、連合王国は、『透明性』……を認めている。したがって、……所得が連合王国外の源泉から生じたものであれば、租税は還付される。

2 信託の『受取る』成果に関する制度

フランスの立場からは、この問題は、信託財産がフランス国内に存在し、その結果として、その産み出す所得がフランス源泉のものである場合にのみ、生ずる。実際のところ、このような状況はまれである。……

行政解釈によれば、租税条約が存在してもしなくとも、たとえ合衆国の場合であっても、状況は同様のようである。前述の1981年の通達は、事実、信託から生ずる所得について規定しているのであって、信託が受領する所得について定めたものではない。

信託は法人格を有していないから、信託を租税条約の意味における居住者として扱うわけにはいかない。信託の受領する所得に対して適用される租税制度を決定するためには、場合によっては、所得を受領する者が誰であるかを決定する必要がある。信託という制度の特殊性は、まさに、フランス的な意味における『所有者』が存在しないという点にある。

いかなる定めも確定したものとはいえない……」⁽²⁸⁾

(2) ドイツ

ドイツにおいては、信託の課税に関して明文の規定は存在しないが、fixed trustに関して transparent な扱いが採用されている⁽²⁹⁾。もっとも、信託に留保されるキャピタル・ゲインの扱いについては不明確である⁽³⁰⁾。

また、裁量信託については、transparent な扱いか、あるいは、所得税法に定めるその他所得として扱われることになろうが、不明である⁽³¹⁾。ある論者は、アメリカの裁量信託について、ドイツ租税法上、いかなる課税がなされるかという点について、次のように論じている。

「課税上の扱いの出発点は、まず、信託が、ドイツ民法上、権利能力を有しておらず、それ故に、特別な租税法上の定めが存在しない場合、独立の納税義務者とはならないという点である。その結果、ドイツ租税法は、信託関係の当事者（特に、委託者あるいは受益者）の一方が、当該ドイツ租税に関して無制限ないし制限納税義務に服する場合にのみ、問題となる。」⁽³²⁾

「信託財産に流れ込む所得（例えば、信託の保有する株式の配当や、賃貸等の所得）は、それらの所得の帰属する者が、ドイツの租税法によって無制限ないし制限納税義務を負う場合にのみ、ドイツ租税法に服する。通常、このことは、委託者ないし受益者にのみ関係する。それ故、所得の帰属が、ドイツ法律により納税義務を負うか否かを決定する。」⁽³³⁾

このように述べた上で、この論者は、以下のような結論を下している⁽³⁴⁾。

・ irrevocable trust においては、委託者に権利が残らないから、信託財産からの所得は委託者に帰属せず、受益者に帰属する。しかし、裁量権が行使されるまでは、ドイツ租税法上の納税義務者は存在せず、ドイツの課税は行われない。

・ revocable trust の場合、租税通則法の 39 条 2 項により、経済財の帰属者は委託者とされ、所得の性質についても、transparent な扱いとなる。

なお、累積信託については、累積された所得が後に分配された場合、課税がなされないとする連邦財政裁判所の判決が存在する⁽³⁵⁾。この点について、上の論者は、次のように述べている⁽³⁶⁾。

「3 信託からの分配

それぞれの信託設定行為の定めに従い、受託者は、委託者に対してまたは信託設定行為に定められた受益者に対して、信託財産から分配を行う義務を負うか、その裁量権を有する。

3.1 所得税

何時でも撤回可能な信託から、あるいは、その財産がかわらず委託者の処分に完全に委ねられているような信託から、委託者に対して分配がなされる場合、それは単に、信託の内部における委託者に帰属すべき財産の再編成を意味するにすぎない。しかし、ここには、所得税に関して意味のある構成要件は存在しない。

これに対して、処分・利用権限のない、撤回不可能な信託の委託者に対する分配の場合は、委託者にとって関係のない財産の流入を意味する。このような流入は、それが所得税法 22 条 1 号の私戻収入の形式で生ずる場合にのみ、ドイツ所得税に服する。そのための要件は、分配が、

- ・ 定期的になされ、
- ・ 受託者の統一した決議に基づき、
- ・ あるいは、統一した法的根拠に基づいている、

ということである。このことがどの程度特定の分配についてあてはまるかは、受託者の事実上の行動に依存している。分配の際にその都度受託者の決議が必要であれば、連邦財政裁判所の判決は、私戻収入は存在しないとする (BFH vom 20. 7. 1971, BStBl. 1972 II S. 267/268=DB 1972 S. 267)。

……委託者に対する分配ではなく、信託設定行為において定められた受益者に対して分配が行われた場合にも、上述の私戻収入の要件が存在しなければならず、そうでない場合は、ドイツ所得税の意味における課税対象となる所得は存在しない。信託が撤回可能であるか否かは、ここにおいては重要ではない。」

(3) スイス

スイスにおいては、usufructの類推により、transparentな扱いがなされ、所得の種類は所得が信託を通過しても変わらないとされている⁽³⁷⁾。したがって、受益者に対する課税がなされる。もっとも、委託者が信託財産に対して支配権を留保している場合には、委託者に対して課税がなされる。いずれの場合においても、受託者は、名目上の所有者として、課税上、無視される。この点について、ある書物は、次のように述べている。

「他の多くのヨーロッパ諸国同様に、信託の概念は、スイス民法体系の一部とはされていない。連邦レベルにおいても、カントンのレベルにおいても、法典には、信託法は含まれていない。したがって、連邦とカントンの租税法律には、信託の課税に関する規定は存在しない。このように信託に関する租税法上の規定がまったくないからといって、信託がスイスの民法や租税法と関わりをもった瞬間に、スイスが信託概念を無視するというわけではない。むしろ、他のヨーロッパ大陸諸国と比較して、スイス法は、常に、信託に対して友好的な態度を維持してきた。このように（19世紀にさかのぼる）伝統的な友好的態度は、コモン・ロー諸国の居住者をスイスに移住するよう招いたといえるが、その他に、このような積極的姿勢には様々な理由がある。スイスの銀行および金融機関は、いつも、海外の富に対して、それを歓迎する態度を維持してきた。その結果、受託者業務は、スイスで発展させられ維持されてきた手段であるといえる。これが、友好的な態度を示す他の諸国と異なり、スイスは、その外国人居住者が、その母国の法をその遺言を支配する法として選択するのを認めてきた。コモン・ロー諸国の国民は、スイスに居住しながら、遺言信託を設立することを認められてきた。

信託に対して積極的な姿勢をとるもう一つの理由は、リヒテンシュタインとの関係である。この国は、詳細な信託法を発展させてきたが、それは1926年にまでさかのぼる。近くに、寛大な租税制度を有するリヒテンシュタインが存在することが、スイス

が信託に対していつも、そして、ますます友好的であり続けてきた理由であり、また、この制度に関して深い知識を有する理由でもある。個別の事例において、リヒテンシュタインの法律は、スイスの受託者と結びついて、利用者にとって有利な結果をもたらす。リヒテンシュタイン法の下での信託概念もまた、それ自体、魅力的なものであった。他の英米法系の法制度と異なり、リヒテンシュタイン法は、所得の無制限の累積を禁じていないし、perpetuities を禁じる定めもない。したがって、リヒテンシュタイン法上の信託は、無制限の期間にわたるものとして設立することができる。スイスが信託活動の基地として用いられるもう一つの理由は、この国が戦時に中立であるという偉大な伝統を有する安全な国で、優秀で安定した銀行秘密を有しているという点である。……」⁽³⁸⁾

「……民法における解釈と性格付けが、租税法律の適用に対して重大な影響を及ぼす。」⁽³⁹⁾

「原則として、信託それ自体は、独立の納税者とはみなされない。所得税（と財産税）を課すにあたり、スイス課税当局は、受益者に着目する。例外は、委託者が一定程度信託財産に関する支配権を維持する（すなわち、撤回権を保持することにより）場合や、委託者が信託財産の全部または一部に関する処分権を有するものとみられる（すなわち、裁量権を行使することにより）場合である。このような場合、委託者の処分に委ねられた部分は、所得税と財産税との関係で委託者の私的財産として扱われる。受託者は、委託者と受益者の仲介人としてとらえられる。受託者の地位は、一般的に、所得税と財産税との関係では重要ではない。信託の一部として、受託者は、スイス租税法上、名目上の所有者として扱われる。そして、この名目上の所有者は、スイス所得税にもスイス財産税にも服さず、租税負担は受益者か委託者に残る。このような考え方は、原則として、受託者がスイス居住者である場合にもとられる。すべてを考慮に入れると、出発点は、受益者が信託財産とそこからの所得の課税上の所有者とみなされるということである。したがって、スイスの居住者である個人受益者は、信託財産に関して、スイス所得税・財産税に基本的に服する。……

trust deed と、受託者の服する規則が、受益者の課税を決める上でもっとも重要であるという点は明らかである。また、課税の時期に関して重要なのは、受益者が、信託所得を受けるとまでは所得税に服さないという点である。これは、スイスが所得税を

現金主義に基づいて課しているからである。しかし、たとえ所得が現実に分配されていない場合であっても、受益者が当該所得に対して請求権を有している場合には特に、課税庁が信託を無視することがある。スイス（ただし、いくつかのカントンは例外であるが）は、個人のキャピタル・ゲインに課税しないので、それらは、事業活動から生じたものでない限り、課税されない。』⁽⁴⁰⁾

また、別の書物は、スイスにおける信託の課税について、次のように述べているので、引用しておく⁽⁴¹⁾。

「信託は、一定の要素において、*fuducie* と似ている。信託が、外国の信託法の定めに基づいて有効に設立されたものである限り、また、信託がスイス法の強行規定に反しない限り、それは、スイス法により認められたものとなる（RO 96 II 79=JT 1971 III 329）。

租税法においては、連邦裁判所は、信託財産が信託受益者の財産の一部とはならず、それは、*usufruct* に付された財産に対して適用される定めには服さないと判示した（RO 85 I 115 ……; RO 75 I 315）。実際のところ、これらの事件においては、信託受益者は、確定的でない権利のみを有し、信託に付された財産を処分することはできなかった。

RO 85 I 115 において、連邦裁判所は、信託に対してなされた無償の行為が受益者の所得とはならず、所得税にも服さないと判示した。すなわち、裁判所は、黙示的に、受益者が、信託が彼に対してなした金銭給付についてのみ課税されることを認めている。しかし、最高裁は、信託が課税逃れの目的で設定された場合については、……留保している。」

（４） オランダ

オランダのある論者は、オランダにおける信託の課税上の取扱いについて、次のように述べている。

「オランダの租税法および大陸法系の法制度の下において、英米法上の信託を認識することについては、何らの問題もない。したがって、信託という現象は無視されはせず、その衣がはぎ取られることもまれである。このような傾向は、オランダの最高裁判所と一審の租税裁判所の判決において、認められている。そこにおいては、信託

を、全体としてまたは部分的に解釈し、それをオランダ法上の概念にしたがって構成しようという努力がなされている。他のヨーロッパの大陸法系諸国におけると同様、信託の概念が法体系の一部とはなっていないにもかかわらず、このような状況なのである。……」⁽⁴²⁾

「ハーグ信託法条約が発効したからといって、すぐにそれが信託に対する態度の変化をもたらすとは思われない。

信託に関する裁判例においては特に述べられてはいないが、信託の衣をはがらないという方針には、例外があり、それは原則として次のように要約しうる。

すなわち、信託の保有する財産（および、所得）は、それが委託者ないし受益者の処分に委ねられているような場合には、委託者ないし受益者に対して直接に課税がなされる。委託者ないし受益者がまるで信託財産（ないし、所得）が自らのものであるかのようなかたちで信託財産について処分権を有しているような場合にも、このような帰属が採用される。」⁽⁴³⁾

このように、オランダ租税法上は、原則として、受託者は信託財産・所得の所有者とは考えられていない。したがって、信託財産から生ずる所得は、当該所得について委託者・受益者が処分権を有するならば、直接、委託者・受益者の手において課税される。信託それ自体は、自然人ではないから、個人所得税の課税を受けないし、また、信託は法人税の納税義務者ともされていない⁽⁴⁴⁾。

ただし、以上のような transparent な扱いが否定される場合も存在する⁽⁴⁵⁾。たとえば、ある判決において（ハーグ租税裁判所1962年10月5日判決、BNB 1963/118）、撤回可能な信託が所得を累積しており、受託者の裁量により、当該所得が、委託者の子孫を受益者として分配されることになっていた。課税庁は、撤回可能性を根拠に、transparent な扱いを主張し、その所得の全額が（所得税に関して）委託者に帰属すると主張した。しかし、裁判所は、そのような議論を排斥した。なぜなら、そのような取扱いは、英米法上の信託という現象の本質に反するので、撤回可能性は無視しうるし、また、受益者も、信託財産を保有しているとはいえない、さらに、受益者の立場は、usufruct とは異なる。この場合の課税上の扱いは、次のようになろう。

「信託財産からの所得が受益者の処分に委ねられる……ようになると、受益者は実際に手にした所得について個人所得税に服する。1964年の個人所得税法は、所得の源

泉を特定しており、そこに掲げられていない所得は非課税とされる。信託の衣がはがされた場合、個人の委託者・受益者は、直接に……所得税に服する。しかし、信託の衣がはがされない場合、life interest trustの受益者に対する支払や、裁量信託からの支払は、1964年所得税法25条7項……の下『定期的支払』として、課税に服する。』⁽⁴⁶⁾

なお、所得税法には、29A条という租税回避否認規定があり、受益者が信託から所得を受ける単なる期待以上のものを有している場合には、信託財産からみなし収益率に相当する所得を得ているものとして課税され、受益者の受益権が単なる期待にすぎない場合には課税なしとしている⁽⁴⁷⁾。

(注)

(19) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 53.

(20) Fernand-Charles Jeantet et Jean-Pierre Le Gall, *L'application de l'impôt sur les grandes fortunes à certains trusts anglo-saxons*, La Semaine Juridique éd. Commerce et Industrie II, 13896, at 569-570 (1982).

(21) Bernard Plagnet, *Juris-classeur fiscal*, Fasc. 657, n. 37.

(22) Bernard Plagnet, *Juris-classeur fiscal*, Fasc. 16-4-G, n. 23.

(23) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 53. なお、留保されたキャピタル・ゲインは、おそらく非課税となろう (Avery Jones et al., *supra* note (1), at 56)。

(24) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 57.

(25) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 60.

(26) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 66-67.

(27) Jeantet et Le Gall, *supra* note (20), at 569-570.

(28) Bruno Gouthière, *Les impôts dans les affaires internationales*, Trente études pratiques 446-449 (1989).

(29) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 53.

(30) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 56.

(31) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 58.

(32) Klaus M. Ratjen, *Der US-amerikanische Discretionary Trust im deutschen Steuerrecht*, 35 *Der Betrieb* 1793 (1982).

(33) Ratjen, *supra* note (32), at 1794.

(34) Ratjen, *supra* note (32), at 1795.

(35) BFH vom 20. 7. 1971, BStBl. 1972 II 170 (Avery Jones et al., *supra* note (1), at 60,

note 87).

(36) Ratjen, *supra* note (32), at 1795.

(37) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 53; Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 47.

また、Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 46-49参照。

(38) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 45-46.

(39) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 47.

(40) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 49-50.

(41) Jean-Marc Rivier, *Droit fiscal suisse, L'imposition du revenu et de la fortune*, 65 (1980).

(42) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 53.

(43) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 54.

(44) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 54-55. もっとも、信託が、法人税法上、非居住者として課税されることはある。

(45) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 55-56.

(46) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 56.

(47) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 57.

第2款 大陸法諸国における信託類似法理の課税

大陸法においても、英米法上の信託と類似の制度、法理が存在しないわけではない。ここでは、このような制度に関する課税上の取扱いについて、簡単に紹介しておきたい。

1 信託の範囲

その前に、とりあえず明らかにしておかなければならないのは、信託の範囲についてである。信託が法制度である限り、その根拠法があり、また、根拠法ごとに信託の制度も異なるはずである。世界中のこのような制度のうち、どの範囲のものを「信託」とし、どの範囲のものを信託類似法理として扱うかという点が、重要な問題となる。しかし、この問題について明確な結論を出すことは、かなり困難といえよう。真の信託をどのようなものとしてみるかは、論者により当然に異なると思われるからである。

もっとも、この問題に答えることなしには、この第2款の記述が不可能となるのみならず、第1款における「信託」の課税といった場合の、「信託」の範囲さえ不明確なものになってしまう。そこで、ここで、この点について、一応の議論を行っておくこととする。この問題については、おおよそ、次の三つの答えがありうるのではないかと思われる。

- ① コモン・ロー諸国の法に基づいて設立された信託のみを信託ととらえる考え方
- ② ハーグ信託法条約により認められたものを信託ととらえる考え方。このような考え方に立った場合には、日本の信託法による信託も、「信託」であるということになる。
- ③ 本来の信託と同様の法的効果を有する法制度をも含めて、信託ととらえる考え方。

この考え方をとると、信託類似制度というものは、きわめて限定的なものとなってしまふかもしれない。

本稿においては、このうち、①ないし②の立場を採用せざるをえない。そして、信託に関する課税について書かれた文献の大部分は、この点について明確に述べてはいないものの、おそらく、①の立場に立っているものと思われる。もちろん、実際的には、②の立場を採用した方が望ましいのではないかと考えられる。しかし、たとえば、日本の信託法に基づいて設立された「信託」の自国（外国）における課税上の取扱いについて書かれた文献は見出すことができなかつた（このような場合の扱いについては、おそらく、①の扱い

を前提として考えていくことができるのではないかと思われる)。したがって、ここで信託類似法理として扱うのは、とりあえず、①の立場からみて信託とはいえないものに限ることとする。

2 ドイツの Treuhand

大陸法における信託類似法理として最も注目されるのは、おそらく、ドイツにおける Treuhand であろう。この法理の私法的な意見合いについては、他の文献に委ねざるをえない⁽¹⁾。ここでは、Treuhand の租税法上の扱いに絞って、述べることにしよう。

Treuhand とは、二者間関係の自益信託的な法関係である。Treuhand 者は、他者（すなわち、Treugeber）から財産権をみずからの名義で取得した者である。彼は、みずからの名義で財産権を取得しはするが、Treugeber の利益のためにそれを用い、みずからの利益のためにそれを用いるわけではない。このような権利を Treuhand 者に与えるのは、法律、法律行為、行政処分等々である。両者（すなわち、Treugeber と Treuhand 者）の内部関係は、債権・債務関係であるが、それに関する民法上の定めはない。もっとも、Treuhand 関係といっても、その成立要因により様々で、それを一括りにしてしまうわけにはいかない⁽²⁾。

AO の 39 条 1 項は、Wirtschaftsgüter（これは、Sachen, Recht, Vorteile をあわせたものである）が、Sachen の場合は、Eigentümer に、その他の場合には、民法上の権利者に帰属すると定めている（法的帰属）。しかし、同条 2 項は、一定の場合に、例外的に、経済財がそれに対する事実上の支配を有する者に帰属すると定めている（経済的観察法による経済的帰属）⁽³⁾。そして、この 2 項により、Treuhand においては、経済財が、私法上の所有者ではない Treugeber に帰属するとされるのである⁽⁴⁾。

個別の税目における扱いは、以下のとおりである⁽⁵⁾。

・所得税 経済財（ないし Treugut）のみならず、そこから生ずる所得も、Treugeber に帰属するし、また、減価償却や費用も Treugeber に割り当てられる⁽⁶⁾。したがって、課税されるのは、Treugeber である（transparency）。

・財産税 これについても、AO 39 条 2 項の適用がある。したがって、財産は、原則として Treugeber に帰属する。

・不動産取得税 法律が民法を引用しており、課税要件が民法に直結させられている。

したがって、AO39条2項ではなく、1項が適用される。これは、不動産取得税は流通税であるが故に、私法上の形式が重視されるためであろう。したがって、TreugeberからTreuhänderへの（Treuhand関係の成立にともなう）不動産の移転についても課税がなされる。もっとも、（Treuhand関係の終了にともなう）財産の返還の際には、非課税とされている（不動産取得税法3条8号）。

・法人税 法人の株式について、会社法上権限を有するのは、Treuhänderであるが、課税上は、経済的観察法が妥当し、Treugeberが株主として取り扱われる。

・事業税 事業税法5条1項によれば、納税義務者はUnternehmerであるが、ここで問題とされるのは、商業登記において記載されるTreuhänderではなく、リスクを負って自らの計算で事業を営むTreugeberであるとされる。

〔注〕

- (1) Cf. William F. Fratcher, International Encyclopedia of Comparative Law, vol. VI, Property and Trust.
- (2) Klaus Tipke und Heinrich Wilhelm Kruse, Abgabenordnung, Finanzgerichtordnung, Kommentar zur AO 1977 und FGO, 14. Auflage, I, Tz. 16, §39.
- (3) Cf. Hans-Hermann Heidner, Die rechtsgeschäftliche Treuhand im Steuerrecht, Deutsches Steuerrecht 1989, Heft 10, 305.
- (4) Tipke/Kruse, supra note (2), Tz. 20, §39.
- (5) Heidner, supra note (3), at 307-308.
- (6) Tipke/Kruse, supra note (2), Tz. 16, §39.

3 フランスにおける fiducie

フランスの信託法草案は、基本的に、課税上の transparent な扱いを定めているが、その詳細については、ここではふれない⁽⁷⁾。

ただ、この信託法草案に関するある論者の議論を以下に簡単に引用しておく。いずれにせよ、この点に関する本格的な議論は、信託法成立以降ということになろう。

「フランス法の下における信託の扱いは、従来、かなり不明確であった。

第一に、Impôt de solidarité sur la fortune が信託財産に対して課されるか、課されるとすれば、どのような水準で、いかなる基準に対して課されるかが不明確であ

る。

第二に、フランス資産を、それを終局的には一定の受益者に対して配分することを目的として、信託に移転することは、フランス登録税に関する問題を引き起こす。フランスにおける *propriété apparente* の理論によれば、二重課税が引き起こされるように思われる。……

最後に、所得課税に関してかなりの不明確性が存在する。……

フランス租税法において、信託に関する不明確性と、首尾一貫性の欠如は、かなりのものであり、立法的解決が提案されてきた。』⁽⁸⁾

〔注〕

(7) Cf. Alice Pezard, *Rôle de la fiducie dans la conservation économique et culturelle du patrimoine*, *Fusions and Aquisitions*, Décembre 1990, 15; Alice Pezard, *La fiducie, un instrument juridique utile*, *Les Petites Affiches*, 27 mai 1992, n. 64, 18; Alice Pezard, *Les diverses applications de la fiducie dans la vie des affaires*, *Revue de Droit Bancaire et de la Bourse*, mai/juin 1990, 108.

(8) Sonneveldt and van Mens, *supra* note (2), at 65-67.

4 スイスの *Treuhand/fiducie*

基本的に、ドイツにおけるのと同様の原則が存在すると考えてよい。

そこにおいては、経済的実質が重視され、原則として、*Treuhänder/fiduciaire* ではなく、*Treugeber/fiduciant* のみが課税を受ける。ただし、そのためには、*Treuhand/fiducie* 関係の存在が明確であり（すなわち、*Treuhänder/fiduciaire* が財産に対して経済的支配を及ぼしていない）、かつ、この関係が租税回避を目的としたものではないことが必要である⁽⁹⁾。

〔注〕

(9) Jean-Marc Rivier, *Droit fiscal suisse, L'imposition du revenu et de la fortune*, 64 (1980); Boleslaw Adam Boczek, *Taxation in Switzerland* (Harvard Law School, World Tax Series), 384-385 (1976).

第3款 集団信託

ここでは、様々な国における投資信託の課税上の扱いについて、簡単に整理しておくこととする。ここにおいても、概要の紹介を目的としたために、各国それぞれの資料を詳細に検討するということは行わなかった。

なお、投資信託の課税に関するおおまかな概要をつかむ上で主に、参考にしたのは、次の文献である。

- J. van Hoorn, Jr., *International Encyclopedia of Comparative Law*, volume XIII — Business and Private Organizations, chapter 11 — Taxation of Business Organizations

1 総論⁽¹⁾

投資の仲介機関に対して、エンティティ・レベルの課税を行うか否かが、ここにおける課題である。この問題は、金融仲介機関に関する所得課税上の問題を考える上で、最も基本的なものである。

投資の仲介機関は、法人格をもたない場合（これを、投資信託と呼ぶこととしよう）も、法人格を有する場合（これを、投資会社と呼ぶこととしよう）もあるが、いずれの場合も、自らの名義で投資活動を行う。そして、これらの投資の仲介機関は、個々の投資家から資金を集める際に、証券を発行したり、株式を発行したりする。

多くの国々で、このような投資の仲介機関の特殊性に着目して、課税上の特例を設けることが少なくないが、仲介機関段階の課税がなされるか否かについて、単純な結論を述べるわけにはいかない。まず、法人格のない投資信託においては、仲介機関段階の課税が行われないことが多いが、それが行われることも少なくない。他方、法人格を有する投資会社については、法人税が課される場合もあるが、一定の条件の下で、優遇措置が設けられる場合も少なくない。このように、仲介段階の課税の有無が、場合により異なるのであるから、この点に関して理論的な議論を組み立てることは困難かもしれない（もちろん、財政学的な議論は可能であろう）。

(注)

(1) J. van Hoorn, Jr., *International Encyclopedia of Comparative Law*, volume XIII — Business and Private Organizations, chapter 11 — Taxation of Business Organizations, 49-50.

2 各国の方式

(1) アメリカ⁽²⁾

アメリカにおいては、投資仲介機関に対して法人所得税の課税が行われるのが原則であるが、他方で、投資仲介機関段階の課税を避けるためのメカニズムが用意されている。

その第一は、Regulated Investment Company や Real Estate Investment Trust において用いられている方法で、投資仲介機関に対していったん法人税を課税するが、その課税所得の算定に際して、投資家への利益分配を損金算入するという方式である（ただし、損失が投資家に配分されないようにはなっている）。

これに対して、Real Estate Mortgage Investment Conduit においては、一定の厳格な要件を満たした投資に関しては、投資仲介機関段階の課税が原則として完全に排除され、Real Estate Mortgage Investment Conduit の利益・損失が、直接 residual interest を有する投資家に対して帰属するものとして課税が行われる⁽³⁾。

(2) イギリス⁽⁴⁾

詳しく述べるほどの情報を有してはいないが、イギリスにおける投資の仲介機関として代表的なのは、unit trust（これは、信託形式の投資仲介機関である）と investment trust（これは、会社形式の投資仲介機関である）の両者であろう。

このうち、unit trust は、本来、信託形式の投資仲介「機関」なのである（日本の投資信託の原型といわれ、受託会社と管理会社が信託契約を締結し、管理会社は受益証券を発行する）が、そのうち一定の要件をみたす適格のものは、課税上、一定の限度で会社として扱われる⁽⁵⁾。といっても、その課税上の扱いは単純ではない。ごく概観のみを述べると、次のようになろう⁽⁶⁾。

- ・ unit trust の資産運用から生ずるキャピタル・ゲインは非課税。
- ・ unit trust の受領する内国法人からの配当は unit trust 段階では課税されない。
- ・ unit trust の受領する外国法人からの配当は unit trust 段階で法人税の課税を受け

る。

- ・受益者は、分配を受けた際に所得税を、また、解約時にキャピタル・ゲイン税を課される。

また、investment trust は、investment trust company のことなのであるが、unit trust と類似の課税を受ける（すなわち、運用によるキャピタル・ゲインは非課税で、内国法人からの受取配当も課税されない⁽⁷⁾）。

（3）ドイツ⁽⁸⁾

ドイツで採用されているのは、オープン・エンド型の契約型投資信託である。そして、そのために、Kapitalanlagegesellschaft と呼ばれる会社形式（通常は、銀行が社員）の投資仲介機関が設けられている。投資家は、この Kapitalanlagegesellschaft に株主として参加するのではなく、それが、自らの資産とは分離して、しかも、ファンドごとに分離して管理する（ただし、実際の運用は銀行が行う）投資用の Sondervermögen に対する受益証券を保有する⁽⁹⁾。

Kapitalanlagegesellschaft は、transparent な存在であり、課税は基本的に投資家段階で行われる。

なお、外国の投資信託（信託型、会社型）については特別法（Gesetz über den Vertrieb ausländischer Investmentanteile, über die Besteuerung ihrer Erträge sowie zur Änderung und Ergänzung des Gesetzes über Kapitalanlagegesellschaften）が存在し、バランスがとられている。

（4）スイス⁽¹⁰⁾

1966年7月1日の法律により、Anlagefonds/fonds de placement という信託形式の investment funds（法人格なし）が設けられた。受益証券（Anlagescheine/parts）の保有者は、Anlagefonds/fonds de placement の財産に対する所有権をもたず、それは、Anlagefonds/fonds de placement の管理会社が Anlagescheine/parts 保有者のために、自己の財産とは分離して保有する。

Anlagefonds/fonds de placement 段階では課税はなく、Anlagescheine/parts の保有者は、分配を受けた段階で課税される。

(5) フランス⁽¹¹⁾

フランスにおいては、信託型の投資仲介機関 (investment trust) は存在せず、会社型の投資仲介機関 (investment company) が各種存在する。以下のような様々な投資仲介機関 (sociétés d'investissement) が、投資の conduit として用いられている。これらは、原則として、課税上、transparent な扱いを受ける (一般租税法典208条1項、同条1の bis A 項)。

・ sociétés privés d'investissement à capital fixe

これは、クローズド・エンド型の投資仲介機関である。

・ sociétés d'investissement à capital variable

これは、オープン・エンド型の投資仲介機関である。

・ その他の投資会社

sociétés de développement régional

(一般租税法典208条1の ter 項)

sociétés financières pour le développement économique outre-mer

(一般租税法典208条1の quater 項)

sociétés sahariennes de développement

(一般租税法典208条1の quinquies 項)

sociétés anonymes françaises de financement de recherches et d'exploitation
des gisements d'hydrocarbures liquides ou gazeux

(一般租税法典207条2項)

・ 不動産投資会社

sociétés immobilières d'investissement

(一般租税法典208条3の ter 項)

sociétés immobilières de gestion

(一般租税法典208条3の ter 項)

sociétés immobilières de copropriété

(一般租税法典1655の ter 条)

(6) カナダ⁽¹²⁾

カナダには、信託型の投資仲介機関と、会社型の投資仲介機関の両方が存在する。信託型の投資仲介機関は、一定の要件をみたすと、unit trust あるいは mutual fund trust とされ、課税上 transparent な扱いを受けるのはもちろんのこと、通常の信託よりも優遇された扱いを受ける。また、会社型の投資仲介機関は、一定の要件をみたすと、investment corporation あるいは mutual fund corporation も、一定の課税上の優遇を受ける。しかし、たいていの pooled passive investment は、信託型を用いて行われる⁽¹³⁾。

(7) まとめ⁽¹⁴⁾

以上のように、国により技術的な違いはあるものの、いずれの国においても、一定の要件を満たす投資信託に関しては、投資家レベルの一段階課税に近い課税が指向されていると見てよからう。

これは、投資「仲介」機関としての投資信託の特質を尊重した取扱いと見て良いであろう。金融仲介機関である銀行が、受取利子（貸付利子）と支払利子（預金者利子）の差額についてのみ課税されるように、投資「仲介」機関である投資信託についても、手数料部分のみが課税されることが、中立性の要請であろう。

〔注〕

(2) 佐藤英明「投資信託課税の日米比較（上）（下）」ジュリスト1035号160頁、1036号117頁、参照。

(3) 前掲注(2)参照。

(4) van Hoorn, Jr., *supra* note 1, at 51-52.

(5) Cf. J.D.B.O., Unit Trusts, 1994 British Tax Review 107.

(6) Cf. J.D.B.O., *supra* note 5.

(7) James S.J. Macleod, Investment Trusts Revisited, 1994 British Tax Review 111参照。1965年にキャピタル・ゲインに対する課税が開始された時点で、会社段階と株主段階におけるキャピタル・ゲインに関する二重課税が危惧された。そこで、Association of Investment Trust Companiesが熱心なロビイング活動を行い、investment trust 段階においてキャピタル・ゲインに対して課された租税の一部が、株主＝投資家が株式を譲渡した際にキャピタル・ゲインに対して課されるキャピタル・ゲイン税から差し引かれることとされた。しかし、1980年に、このような調整方式が廃止され、会社段階の課税が廃止されるとともに、株主＝投資家に対しては完全な課税が行われるようになった (Macleod, *supra*, at 112-113)。

(8) van Hoorn, Jr., *supra* note (1), at 50; Henry J. Gumpel, Taxation in the Federal Republic of Germany, Harvard Law School, World Tax Series, 2015-2018 (2nd ed. 1969).

- (9) 山田剛志「ドイツにおける銀行業務と投資信託業務の利益相反について」証券研究110巻262頁参照。
- (10) van Hoorn, Jr., *supra* note (1), at 51; Boleslaw Adam Boczek, *Taxation in Switzerland*, Harvard Law School, World Tax Series, 670-672 (1976).
- (11) Martin Norr and Pierre Kerlan, *Taxation in France*, Harvard Law School, World Tax Series, 660-664 (1966).
- (12) Peter Botz, *Mutual Fund Trusts and Unit Trusts: Selected Tax and Legal Issues*, 42 *Canadian Tax Journal* 1037 (1994).
- (13) Botz, *supra* note (12), at 1039.
- (14) van Hoorn, Jr., *supra* note (1), at 52. また、田邊昇「投資信託の税制」ファイナンシャル・レビュー特集号参照。

第2章 外国における信託税制

第1節 アメリカの信託税制

はじめに

(1) アメリカの信託税制は、きわめて複雑である。それだけ、アメリカ合衆国においては、信託による財産管理が進んでおり、それとともにエステート・プランニングの検討がすすみ、それが税制を複雑化させているのである。今日では、simple trusts, complex trusts という用語も用いられており、エステート・プランニングを是認する、あるいは否認するという歳入庁の対応を通じて、このような税制となったのである。いわば、信託の利用の背景には、信託法の仕組みと信託税制の問題とが相互に関連しあっているのである。

ひとことでいうならば、アメリカの信託税制の特色は、信託が独自の納税義務者とされているということである。このことは、わが国の信託税制が、原則として、導管理論 (conduit theory) を採用しているのとは、大きな相違である。信託が独自の納税義務者たりうるということが、アメリカ合衆国の所得税制の基本である。

アメリカ合衆国においては、信託税制のあり方が、信託の利用そのものを促進していて、信託法制と信託税制とが非常に関連性があるといえる。基本的な仕組みとして、信託に提供された財産から所得が生じた場合、その状況に応じて受益者が課税されるか、あるいは委託者が課税される。場合によっては、信託に暫定的に課税される。

所得税の創設の当初は、信託の課税については、信託そのものを entity として課税するか、あるいは、受益者に課税することにしていた。また、留保された場合は信託に課税し、分配されたら受益者に課税するということで、基本的な委託者課税は、当初は、存在しなかったわけである。信託の所得が分配された場合には、受益者に課税し、留保されたら信託 (entity) に課税するという、信託をいわば一つの実体と見て課税する考え方がとられていたのである。いいかえるならば、今日、grantor trusts と言われている委託者課

税はなかったのである。おそらく、そのような税制上の仕組が、税制からみて、信託が財産管理に非常に便利だということに着目される契機になったことは明らかであり、それによって信託の利用が促進され、他方で、それにもなって、信託税制が発展したと考えられるのである。つまり、信託所得について、当初は、委託者課税がなかったために、財産管理の手段として、特に高額所得者は信託に目をつけたのである。そこから始まって、租税回避をどう防止するかが、アメリカの信託税制の展開になるわけである。

当初信託所得について委託者課税がなかったために、何を信託に利用するかとということ、不動産、証券など、いろいろな財産が考えられ、それが投資の手段としての信託に意義があるとされ、信託が利用されて、信託財産として運用されたわけである。そこで、このあと委託者課税 (grantor trusts) が入ることになるわけであるが、それにもかかわらず、信託の課税のあり方は、その後も信託の利用と密接に結びついてきたのである。

アメリカにおける信託税制は、複雑な展開を遂げている。たとえば、後に述べる有名なクリフォード判決というものがあって、いったいだれが委託者であるのか、所得はだれに帰属するのか、という細かい論点がある。最終的に、委託者に課税する信託と、受益者に課税する non-grantor trusts の二つの局面が見られるわけである。

(2) そういう枠組みが、アメリカ合衆国の連邦所得課税における信託税制の基本になるが、信託税制を考える視点の中心として考えられるのは、信託を、entity (実体) とする課税が存在するということである。

これが、今日、注目されるところである。いろいろな投資家が出てきた場合、一方で不動産投資については、不動産の専門家が必要であるし、他方で、資金を有するけれども、資産運用の知識のない純然たる資産家がいた場合、それをうまく組み合わせるということが有益なのであり、その投資形態として出てくるのが信託、あるいは匿名組合である。

わが国で、最近着目されているのが匿名組合であるが、それと並んで、信託を利用することによって資金を集めると同時に、その管理・運営を受託者たる金融機関がやる。昔であれば、投資は法人形態というものであったが、今日ではそれが一種の投資手段としての信託、さらに、パートナーシップ、場合によっては、limited partnership (有限責任組合) が発達してきているわけである。ここに、信託課税のあらたな展開がみられるのであ

る。信託の特色として、所得の pass through ということがある。組合、信託、limited partnership にしても、どの形態も、一つの大きな利点は、減価償却費を、直接、投資家の所得に帰属させて、課税所得を減らすことができることである。パートナーシップや信託は、そのような理由から、投資の多様化と投資財産の運用について着目されるに至っているわけである。おそらくこれが、REIT に典型的に見られてくるわけであろうと思われる。

以上のものが、今日の合衆国における信託の存在意義であると思われる。要するに、アメリカにおいては、連邦税制において、信託は、法人が、所得課税において独立した納税義務者とされているのと類似して、独自の納税義務者とされるのである。このことは、信託法上、つまりコモンローにおいて、信託とは法人格を認められた存在なのであり、それに応じて、所得税制においても信託は独自の納税義務者とされるのである。

そこで、税制上、信託に所得を留保したり、あるいは所得を分割するために信託を利用するということが行われるのである。というのは、委託者と受益者との間に信託というものが入るので、この三者の間で所得を分割することが容易になるのである。これに対して、導管理論による制度においては、信託の所得は、直接、受益者に帰属することになるので、そのような所得分割や所得留保は困難になるのである。

(3) 1913年に連邦所得税が創設された当初は、信託の取り扱いが明確なものではなかったとされている。その後、1921年には、既に、信託とは、所得税制において、独立した存在として認められるものとなっている。ただし、信託から生じた所得が分配されるかどうかは重要であり、信託所得が分配された場合には受益者に課税されるのであり、これに対して信託所得が分配されなかった場合にのみ、受託者による信託そのものに課税するものとされたのである。基本的には、受託をうけた者、つまり受託者、ないし信託というものに独自の存在を認めていたのである。

(4) 以上のように、アメリカにおいて信託税制上、信託が独自の納税義務者とされた根拠には、信託法において、信託に独立した法人格が与えられていたということであるが、すべての州において同様の考え方が採用されていたかどうかは興味のあるところである。というのは、例えば、夫婦財産制について、連邦所得税制は、州法における取り扱いに依存

したことからはじまっており、そこから、夫婦所得の合算二分二乗制度と個人単位制度とがそれぞれ発展したのであるが、信託についても、すべての州が信託に法人格を認めているかどうかは一概にいえないのであるが、一般には、コモンロー上の信託の考え方が、連邦の所得税制に採用されているといえるのである。

第1款 アメリカ合衆国における信託の機能と信託法制

(1) 基本的には、個人の資産の管理、エステート・プランニングとして、信託は展開してきたので、信託の利用目的としては、二つの方法から検討できると思われる。

まず、家族の世代間の財産移転の手段、つまりエステート・プランニングの手段として信託をどのように利用するかということである。もう一つは、パートナーシップおよび匿名組合と並んで、事業運営のための財産管理の手段としての信託である。こちらになると、財産の世代間移転の問題はそれほど、関係してこないわけであるが、この二つが、合衆国の信託税制を構成していると思われる。

その典型は、後に述べる慈善信託、公益信託と仮に名付けたものと、離婚にともなう財産管理を扱う *alimony trusts* である。どちらも、エステート・プランニング、家族の扶養の問題などが出てくるものである。

もう一つの投資所得、事業運営のための財産管理手段としての信託として注目を集めているのは、REIT、REMIC といわれる、信託形態である。これらの信託も20世紀はじめより、利用されてきているが、とくに1980年代に入って大きく展開してきているものである。

(2) 信託法制は、アメリカ合衆国において、コモン・ローとされるものであり、現在では各州法によって制定法および判例法によりルール化されている。さらに、1938年合同運用信託基金法など、模範法典が作成され、これを採用する州もあらわれている。

例えば、デラウェア州信託法などにおいては、受託者の選任については、衡平法裁判所の関与のもとにおいている。

受託者の権限としては、いかなる運用が認められるかということが重要である。受託者の権限は、基本的には、信託設定証書により規定されているが、ニューヨーク州のように1922年の統一受任者法を採用する州や、ニューハンプシャー州のように、1964年の統一受託者権限法を採用する州もある。ミシガン州法では、受託者は信託財産を投資・維持しなければならないと規定されており、信託財産保存のための固有の権限を有するものとされている。他方で、受託者は、信託設定者の投機的業務を継続することはできないものとさ

れている。

一般に、どの州においても、いわゆる prudent man rule (慎重な人の原則) が適用されるものが多いが、投資の種類そのものに制限を加える州と、これを限定しない州とがある。ニューヨーク州のように、受託者に特殊な投資能力がある場合には、特殊な技能を有する慎重人として認められるとしている州もある。

第2款 信託税制の基本的仕組

1 納税義務者 (§641)

信託は、独自の納税義務者とされている。

アメリカ合衆国の内国歳入法典は、前述したように、基本的には、信託は、課税上の実体 (entity) として認められ、その所得は、個人の所得の計算の規定にしたがって計算され、個人の所得税率が適用される。同時に、信託所得の分配を受ける受益者は課税所得を受けるとされるのである。この原則は、古く、連邦最高裁判所 *Irvin v. Gavit*, 268 U.S.161 (1925) によって明らかにされた。

この事件は、故人が残した財産が信託され、信託所得の一部が、一定期間にわたって毎年、受益者たる原告に支払われるものとされていたのである。原告は、上の受け取った信託収益は遺贈によるものであり、所得ではないと主張したのである。裁判所は、この主張を斥け、原告の受け取った信託収益は、たとえ故人により信託に遺贈された財産から生ずるものであっても受益者たる原告の所得であると判断したのである。このことは、信託税制上重要な意味をもっている。すなわち、アメリカ合衆国の所得課税においては、贈与又は遺贈された財産は課税所得とはならないとされるのであり、にもかかわらず、信託財産については、その信託収益は所得を構成するものとされたのである。このことについては、現行法では、102条(b)に規定されている。

このように、信託税制上は、納税義務者は、実体としての信託と受益者との二つである。しかしながら、この状態では、信託所得は二重課税を受けることになる。そこで、信託所得について信託への課税をやめない限りは問題が残るのである。実際には、信託所得は信託に留保される場合もあり、また、そのような留保が現時点における受益者が確定されていないためになされることもあるのである。そこで、現在では、信託と受益者とともに、信託所得の納税義務者とされつつ、信託については分配された所得が控除され、受益者については、その控除を受けた金額について課税されるものとされているのである。重要なことは、受益者に対する課税にあたっては、信託が受ける所得の属性、例えば、非課税利子といった性質がそのまま受益者課税に受け継がれるとされることである。したがって、受益者は、信託所得をあたかも直接に受け取ったごとくに課税されるのである。こ

れが、いわゆる導管理論 (conduit theory) である。

したがって、信託そのものは納税義務者であるが、その信託所得をすべて分配する場合には、全額が控除されるので、実際には、信託の納付する税額は存在しなくなるのである。

2 課税所得の計算

信託の課税については、内国歳入法典の Subpart B of Subchapter J に規定されている。Subpart B of Subchapter J では、もっぱら、通常の簡素な信託について規定する。つまり、故人の遺産について、配偶者の生存中は、その配偶者に信託所得を支払うものとして、残余を子供に支払うという形態である。もっとも、受託者に裁量権が与えられる裁量信託も存在する。受託者が、その裁量権によって、受益者の間における信託所得の分配を決定するものである。このような信託は、複雑な信託 (complex trusts) と呼ばれ、Subpart B of Subchapter J では扱われないものとされている。Subpart C of Subchapter J で扱われるのである。裁量信託においては、受託者が大きな裁量権を有しており、信託所得の配分のみではなく、それを留保するか、分配するかということについても権限をもつのが通常である。

総所得、必要経費、課税年度の帰属など、通常の所得と同様に計算される。多くの場合、必要経費の控除を利用して所得税の負担軽減や、受益者への所得の移転が行われる。

課税所得の計算は、個人の所得税と同様に計算される。まず、収入金額については、すべて信託の所得として計算される。控除についても、信託について経費が計算される (643条)。ただし、注意しなければならないことは、ここでいう信託所得 (taxable income of a trust) とは、州の信託法でいうところの信託所得とは異なりうるということである。信託法上の信託所得については、信託法においては、非課税の収益等についても信託所得に含め、それを分配することを規定したりしているが、それが、信託税制上、課税所得を構成するかどうかは別の問題であるからである。

3 収益の分配

信託所得は、分配された場合には、受益者に対して課税されるのであるが、信託財産そのものの分配は、元本の分配であるが、非課税の贈与ないし遺贈とされている (102条)。

したがって、課税所得とされる通常の信託所得の分配と、非課税とされる信託財産の分配とが区別されなければならないのである。

この問題を解決するために、分配可能純所得 (distributable net income-DNI) という概念が、アメリカ合衆国の信託税制には存在する。すなわち、通常は、信託契約もしくは州の信託法の規定によって、当期の収益より受託者が分配すべきことが定められている。信託において運用した利益を受益者に分配する場合においては問題が生ずるのであるが、収益が生じた年度に収益を分配する場合と、のちの年度に分配する場合とで課税関係は異なってくるのである。その区別のためには、分配可能純所得とよばれる、法人税でいえば、配当可能利益に該当する accounts が存在するのである (651条)。

DNI から分配された所得であるかどうかということによって、課税の仕組が変えられるのである。DNI の利益の存する限度で、その分配所得は受益者に対して課税される。いいかえるならば、DNI の限度で分配された場合には、信託には課税されないのである。信託においては、信託所得から分配された金額を控除されるものとされている。その限りでは、信託は、いわば導管として所得の pass through が行われるのである。要するに、DNI という概念、その計算基準、DNI の範囲で分配されたかどうかによって、信託に対して課税されるのか、あるいは受益者に課税されるのかという区別が行われるのである。DNI とは、通常、信託所得であり、先に述べたように、個人所得の計算のルールにしたがって算出される。なお、一定のものについては、非課税所得であっても、DNI の計算においては加算されるものとされている。これは、導管理論の考え方によって、それらの非課税所得については、受益者のもとでも課税されることにはならない。

例えば、信託が配当所得\$2,000と非課税利子\$4,000を受け取り、\$6,000を受益者に分配したとする場合、DNI は\$6,000であるが、受益者は\$2,000についてのみ課税されるのである。\$4,000は非課税利子であるからである。もし、信託所得のうち、その半額の\$3,000のみを分配したとすると、受益者は、配当所得、利子所得について、それぞれを半額の\$1,000と、\$2,000受け取ったものとされるのである。

さらに、キャピタル・ゲインについても例外とされている。信託証書に記載されない限り、信託法のもとでは、信託財産である証券や不動産の譲渡益は、信託財産であるとされている。したがって、受益者に分配することは、信託法上は認められていないのである。税制上も信託所得の計算においては、キャピタル・ゲインは DNI の計算には含まれない

ものとされている。ただし、課税年度内において分配されたキャピタル・ゲインは課税されるものとされている。キャピタル・ロスについても同様に扱われている。

必要費用については、上に述べたように、通常の個人所得の計算と同様に扱われる。信託所得に係る必要経費については、DNIより控除されるので、受益者についても課税所得が減少される。

例えば、信託所得が\$5,000として、必要経費が\$1,000である場合、DNIは\$4,000である。その\$5,000全額が分配されたとすると、受益者は、\$1,000については課税されないのである。

4 信託に係る控除税額及び人的控除

信託の課税所得は、前述したように、個人所得と同様に計算される。その例外として以下のものがある(641条(b))。その主たるものは、受益者に対する分配について控除が認められることである。さらに、信託については、人的控除は、\$300について認められる。これは、個人の人的控除に代わるものである。信託については、生活費の保障は必要ないのであるが、課税最低限を設け、少額非課税とすることによって申告のコストを省略することにあるとされている。

また、慈善目的に支出される金額については、控除が認められる(642条(c))。

①個人の所得税においては、慈善寄付の控除は、一定パーセンテージで限度が定められているのであるが、信託については、慈善寄付のための支出については控除金額の制約がないものとされている。ただし、慈善寄付の控除を受けるためには、信託証書に従った寄付でなければならないとされている。これは、かつて、連邦最高裁判所が、Old Colony Trust Co. v. United States, 301 U.S.379 (1937)において明らかにしたものであり、慈善寄付が信託証書に明示されていることが必要であるとされたのである。もっとも、慈善寄付が信託証書において強制されている必要はないとされる。この旨は、現在、641条(c)に規定されている。しかしながら、慈善寄付が信託証書において禁じられてはいないということでは十分ではないとされている。

②寄付控除にあたっては、その金額は、課税所得に限定されている。非課税所得について二重の控除を防止するためである(642条(c)(1))。さらに、

③控除を認められるためには、当然ながら、慈善目的の支出である必要がある。もっと

も、通常の慈善寄付（170条）とは異なって、必ずしも慈善団体に対する支出でなければならないとはされていない。

④重要なことは、慈善目的の支出とは、原則として、実際の支出が要件とされていることである。1969年歳入法以前においては、個人の寄付控除とは異なって、実際の支出ではなく、永久的な引き当て（permanently set aside rule）に充てることで足りるとされていたが、現在では、制限されているのである。

通常の場合、生前中は、受益者に対して信託所得が支払われ、受益者の死亡後は、残余財産は慈善寄付されるというものである。このような慈善寄付の控除が認められる。

5 信託収益の留保

(1) それでは、留保した場合にはどういうことになるかという問題がある。これは端的に信託に対する課税が行われるのである。簡単にいえば、現在の当期の利益を分配してしまうと、これは信託ではなくて受益者に課税する。その限度で導管理論がとられている。これに対して、留保された場合には、信託の方がエンティティーという形態で存在し、独自に課税される。

法人と比較した場合に違う点は、所得の分配がなされた場合には、直接に受益者課税がなされるのであるから、二重課税という問題は出てこないのである。したがって信託は、独自のエンティティーではあるが、分配がなされる場合には、受益者の方に所得が移ってしまうのであり、信託には課税しないのである。この点が法人とは異なっている。プランニングする時には、やはり公益法人をつくるかどうかといったところで信託にするかどうか、意味が出てくるわけである。

留保した場合には受益者というものには課税されず、信託に課税されるのであるが、留保しておいて、信託を終了してしまう場合にはどうなるのかという問題が残る。この場合には、残余の財産が受益者に分配されることになるのである。この場合には、いわゆるアメリカの税法上の贈与という形になる。したがって、信託で運用していて、最後に受益者の方に全部分配するということをすると、これはこの段階では贈与ということになる。この贈与というのはアメリカの税法上独特の考え方であるが、贈与は所得課税において非課税になるわけである。そういう形を取ると、結局のところ留保されて運用されてきた信託財産や収益といったものが課税されない形で受益者に移ることが可能であるという問題が

残されるということになる。

(2) さらに、信託所得がいったん信託に留保され、その後の事業年度において分配された場合にどのように扱われるかという問題がある。

前述した分配可能純所得（DNI）は、各事業年度について計算され、受益者について課税される限度額が設定されるものとなる。DNIを超過する分配については、原則として、受益者について非課税とされるのである。ただし、複数の受益者が存在する場合には、だれに帰属するかという問題があるとされる。しかしながら、このような仕組みは、一時的に所得を信託に留保することによって、高額所得者である受益者から低所得者である信託へと、課税の負担を移転することを可能にするので、何らかの調整が必要である。

例えば、1995年の当期の所得が\$10,000であるとき、その分配を1996年度まで延期し、他方で、1996年度の信託所得が\$10,000であり、それについては、1996年度末に分配したとする。課税の限度については、1996年度の所得について計算されるのであるから、受益者は、分配を受けた\$10,000のうち、その半分の\$5,000は1996年度から、残りの半分の\$5,000については、1995年度の所得から分配されたものとされる。そのため、受益者は、1995年分の\$5,000についてのみ課税されることになる。残りの\$5,000については、既に、1995年において、信託に課税されているとされるからである。信託の方が税率が低いとするならば、それによって、信託所得の分配を延期することなく、税負担については軽減できるのである。数年の留保と分配を繰り返すことにより、実質的には分配をうけながらも、課税負担のみを軽減しうるからである。

そこで、内国歳入法典では、1954年に666条を制定し、信託所得の留保に対して、5年間のthrow back ruleを採用したのである。そのことによって、通常は、当期の所得についてのみ適用される導管理論を5年間延長し、留保所得を5年間に分配した場合にも適用するものとされているのである。したがって、分配額がその年度の分配所得額（DNI）を超過する場合には、最も近い5年間に分配されたものとして計算されることにされているのである。いわば、分配された所得について、より前の年度に分配されたものとみなして受益者に課税する趣旨である。

信託が、当該課税年度のDNIを超過する分配を行った場合には、その超過部分については、過去5年間の留保された所得の限度において課税されることになる。分配が、実際

に過去5年間の留保所得から分配されたかどうかということについては認定される必要はないものとされている。むしろ、分配については最も近い年度の所得から分配されたものとみなされる仕組みになっているのである。この、throw back ruleにより受益者の所得に含められなければならない所得は、留保された年度の税率又は実際に分配された年度の税率のうちで低い方の税率で課税されることにされている。受益者は、自己の税額について、信託が以前に納付した税額を控除することが認められている。

未分配純所得 (Undistributed Net Income) とは、以前の課税年度において信託によって留保された所得である (665条(a))。その金額は、当該年度の DNI が、①当該年度に分配された金額、および②当該年度において信託が支払った税額のうち、DNI の留保部分に相当する部分の金額、を超える部分のことをいう。例えば、1995年度において DNI が\$30,000であり、分配額が\$5,000、支払い税額が\$10,000であるとすると、未分配純所得は、\$15,000である。

要するに、throw back rule とは、留保所得の分配が以前の課税年度においてなされたかのごとく扱われるのであるが、以前の課税年度の申告を修正するものではない。むしろ、留保所得がすでに分配されていたならば、受益者の総所得に含められているべき金額を確定するものである。税額の加算は、実際に分配を受けた年度において行われるのである。したがって、この規定は、信託所得が現在分配されるのと、5年間留保されてから分配されるのとを等しく扱おうとするものである。

以上が基本的な仕組みであるが、基本的仕組のままにしておくと、当然、様々の試みが出てきてしまう。というのは、信託が独立した納税義務者である、それを介在させて委託者と受益者というものが出てくると、所得の分割が幾らでも出来るようになってしまうのである。更には、留保して最終的に信託を終了してしまうと、信託収益は課税されない贈与という形で移転できるということである。そのため、節税手段として納税者側に利用されるということになるのである。そこで、現在では基本的な仕組みを前提としつつ、更に詳細なルールが追求されているわけである。

第3款 Grantor Trusts (委託者課税)

1 Grantor Trusts の要件

(1) まず、グランター・トラストといわれているものがある。これに対してノン・グランター・トラストというものもある。グランター・トラストでは一定の場合には委託者の方に課税をする。ノン・グランター・トラストは、これは委託者課税が行われない場合、どちらかといえば基本に戻った、信託もしくは受益者の方に課税をする、こういう課税が試みられているのである。

はじめに述べたように、1921年歳入法までは、アメリカ合衆国においては、信託所得については、受益者あるいは信託そのものに課税されてきたのであり、委託者課税の考え方は、存在していなかった。しかしながら、実際には、信託を設立しつつ、委託者が信託所得をコントロールするという実態が存在してきたのであり、委託者課税の存在しないことは、信託を、高額所得者にとって、この上ない租税回避の手段としてきたのである。すなわち、証券、不動産、その他の投資財産を、取消し可能な信託 (revocable trusts) に移転し、そこから生ずる所得を信託に留保することによって、自らの高い所得税率から低い税率にシフトすることが可能となっていたのである。

このような状態に対して、1924年の歳入法では、取消し可能な信託 (revocable trusts) については、その信託所得が留保されるのと、受益者に分配されるのを問わず、その所得を委託者に課税するものとする規定を置いたのである。これが、Grantor trusts のはじまりである。

(2) そこでグランター・トラストからごく簡単に説明しておきたい。信託を設定しても一定の場合には委託者に対して課税が行われる。その趣旨は、いわば、所得の分割ということを防ぐために、このような取り扱いがなされているわけである。どういう場合に委託者課税が行われるかということについては、一言でいえば、信託を設立してそこで運用して利益を上げている場合、それによって納税義務者が変更されてしまうので、簡単に所得分割ができてしまう。そこで、信託をつくって委託者が支配している、実質的には委託者がコントロールを及ぼしている場合には、その信託の所得については委託者の方に課税

をする。これがグランター・トラストの基本的な考え方である。

このグランター・トラストの考え方は、制定法による前に、有名な連邦最高裁判所判決であるクリフォード判決から導かれたルールである。いわゆる信託に財産を移転してもなおかつ所有者が委託者にあるとみなすルールである。財産から生ずる所得について、それを家族間で分割することを試みるというのは、所得の帰属一般の問題である。財産そのものを贈与すれば、財産から生ずる将来の所得は、受贈者に帰属することになる。これに対して、将来生ずるべき所得を受け取る権利のみを家族内で贈与する場合には、将来生ずる所得は受贈者に帰属するものなのかどうか、議論されるところである。これについては、所得は、あいかわらず財産の所有者に課税されるとするのが一般的な考え方である。しかしながら、信託の利用によって、このような収益の受益と元本とを分離してしまうと、所得がどちらに帰属するのか不明確になってしまうのである。このような信託利用による所得分割の試みに対して判例法がルールを形成してきた。裁判例は、信託の取消権が委託者に留保されているような場合には、信託所得を支配するのは委託者であるとして、委託者に課税することを試みたのである。その他の利益を委託者が留保する場合にも同様に課税するものとして判例を形成していったのである。厳密に言えば、クリフォード判決が出る前にも、既に判例法は複雑になり、一定のものについてはこのような取り扱いがなされていたのである。

クリフォード判決以前でも、信託を設立する場合、取り消し得るような信託である場合には、委託者課税というものが実務上は行われるにいたった。

クリフォード判決 (Helfring v. Clifford, 309 U.S. 331 (1940)) で争われた事件は、夫が妻を受益者として信託を設立したものである。信託の契約としては、5年間信託を取り消すことができない形であった。5年経過後は、信託財産は、夫に戻るものとされていた。委託者は夫であり、妻が受益者である。この信託の取り決めでは、どちらか早く亡くなった場合にはその段階で信託は終了するものとされていた。いずれにしても、5年間は信託契約を取り消すことはできないものとされていた。夫婦のどちらかが亡くなった場合には、財産は委託者に戻るようになっていたのである。夫は、信託に関してその運用と管理を行う権利を留保していた。しかしながら、信託財産の運用によって生じた所得が留保されている場合、その留保所得は妻に移るといような取り決めであった。

クリフォード事件の信託では、実際には信託財産に対して夫が非常に大きな権限を持っ

ていた。かつ、法律上は受益者が所得を受け取るわけであるが、それを決定するかどうかの裁量権も委託者である夫が持っていたのである。

こういった信託について、連邦最高裁判所は、この事件のあらゆる事実とか状況を考慮した結果、特に、①この信託というものが短期であり、比較的短期的目的であった。さらに、②委託者の方が支配権、コントロールを留保していた、ということ を重視して、信託財産から生じた所得について、夫に帰属するという判断を下したのである。

その後、これがクリフォードルール、つまり、みなし所有、みなし所得の帰属に関する有名な判例法となったのである。信託に限らず所得の帰属一般の基本的な判例法という形で運用されるのである。こういった判断を下したそもそもの根拠はどこにあるかということについては、その当時、このような信託に関する法律の規定、税法上の規定がなかったが、単にこの61条という課税所得に関する規定だけを根拠としてこういった判例法をつくったわけである。61条に規定する課税所得の範囲、それだけを根拠としたため、その後少なからぬ混乱が生じた。どこまでが判決の射程範囲であるのかをめぐって、下級審の適用がバラバラになったのである。そこで、現在のように、グランター・トラストという形で規定が設けられたのである (§671)。1954年の内国歳入法典である。

(3) 671条以下の規定については、現在ではそれを立法化して、ある一定の要件を認めて、一定の条件のもとでは、委託者課税を行うことにしているわけである。 (§§671-678)

671条では、まず、信託所得が委託者に課税されるにあたっては、委託者が信託を支配しているということのみによって決定されるということ を明らかにしている。さらに、671条によって、委託者課税が行われる場合には、受益者として扱われるのではなく、信託の所有者として扱われるというのである。したがって、委託者は、自らが信託の所有者とされる限度において、信託所得の帰属者となるのである。そこで、信託の必要経費や税額控除については、自らに所得が帰属する範囲で、控除が認められるのである。例えば、信託の行った寄付金の控除については、委託者自身の寄付金控除と合算して計算することになるのである。

(4) 信託所得が委託者に帰属するとされるのは、次の4グループである。

(a) 委託者が、信託所得に利益を有するとき、(b) 信託の取り消し等によって、信託

財産が委託者に戻るとき、(c) 委託者が信託所得もしくは信託財産に関する利益を支配するとき、(d) 委託者が、信託について、管理権限を留保するとき、である。

(a) 委託者が、信託所得に利益を有するとき (677条) とは、信託所得が、①委託者に分配され、②委託者に将来分配するために留保され、もしくは③委託者の生命に対する生命保険料の支払いにあてられる場合である。要するに、信託所得の処分に関する権限が、受益者の合意なくとも委託者に留保されている場合である。

信託所得が分配された場合には、受益者の合意の有無を問わず、委託者に課税される。さらに、現実の分配がなされていなくても、委託者が信託所得を受けることができるものであるときには、委託者課税が行われる。受託者が、その利益を受けことなく、委託者の分配するか、あるいは利益を留保する裁量が認められている場合には、信託所得について委託者課税がなされるのである (677条(a)(2))。

したがって、例えば、信託所得が委託者の子供に対して10年間支払われるものとされ、その終了時には、信託財産は委託者に戻されるものとされている場合、信託財産の増利益については、信託終了時の分配時点において、委託者課税が行われるのである。

委託者を被保険者とする生命保険の掛け金として支払われる信託所得は、委託者課税が行われる (677(a)(3))。

委託者の債務を弁済するのに用いられた信託所得についても、委託者課税が行われる。最高裁判所は、その規定の制定前において、信託所得が、委託者の子供の養育費、教育費などに用いられた場合について、委託者の親としての法的義務を履行するものであり、委託者課税されるべきであるとしたのである (Hilvering v. Stuart, 317 U.S.154 (1942))。しかしながら、信託とは、通常、家族の扶養の規定をおくものであるから、そのままでは多くの信託については、委託者課税が行われることになる。そのような事例を除外するために、委託者もしくは第三者の裁量によって、信託所得が家族の扶養に用いられうるといふ理由のみをもって、信託所得について委託者課税がなされるものではないとしたのである (677条(b))。つまり、この規定は、上の最高裁判所判例を制限したのである。

(b) 信託の取り消し等によって、信託財産が委託者に戻るときとは、信託財産もしくは信託受益権が、10年以内に、委託者に戻される場合には、委託者課税がなされるとされ

ている(673条(a))。取り消し可能信託(revocable trusts)の場合である。委託者の裁量によって信託が取り消されるのがrevocable trustsであるが、この場合には、信託所得は、委託者課税が行われるとされているのである。10年以内には信託の取り消しが認められていない場合には、その期間の間は、委託者に対して課税されることはない。

(c) 委託者が信託所得もしくは信託財産に関する利益を支配するときとは、信託所得の受益権が、委託者の裁量によって処分されうる場合であり、この場合には、委託者が信託の所有者とされている(674条(a))。ここでいう、委託者の権限とは、信託所得を委託者自らのために処分するというものではないとされている。673条等の条文とは区別されるのである。しかしながら、この規定に関しては、多くの例外規定が設けられている。

1) 委託者もしくは第三者に権限が留保されていても、なお、受託者に一定の権限が残されているとき。

2) 委託者により執行される権限が受益者の利益の実現もしくは延期である場合には、委託者課税はなされない。独立した受託者(independent trustee)と呼ばれる。

3) 信託所得を留保したり、分配し、もしくは配分する権限について、外部の基準(reasonable definite external standards)によって制約を受けるものであるときは、委託者が権限を有していたとしても、委託者課税は行われぬ。外部の基準とは、信託証書に規定されていなければならない。例えば、教育、扶養、健康、その他受益者の保持という生活基準は、十分に確定したものであり、外部の基準を持たずものとされる。これに対して、楽しみ、望み、幸福という基準では、確定的ではないとされる。

具体的には、通常、委託者に認められる信託に関する管理権限は、受益者の受ける利益を延期したりはやめたりすることである。これに対して、674条(c)では、信託収益を配分したり、あるいは留保するための大幅な裁量権が認められるときには、委託者課税はおこなわれない。この場合には、裁量権は、独立した受託者(independent trustees)によって行使されることが要件とされている。独立した受託者とは、委託者ではなく、委託者の意思により影響を受ける地位に立つものでないことが必要である。委託者の配偶者やその他の親族がこれに含まれる。

もっとも、委託者の配偶者とともに活動する信託会社については、特に、以下の権限を行使することは認められる。①受益者のために、信託収益を分配し、あるいは留保するこ

とである。②信託財産を受益者のために支払うことである。

また、外部基準により、信託所得が、受益者に対して分配、留保、配分される場合には、委託者課税は行わないものとされている（674条）。この場合とは、信託証書において外部基準が明記されているときのことであり、この場合には、受託者がこれらの権限を使用するのであり、受託者は委託者であってはならないものとされている。外部基準とは、財務省規則によれば、教育、扶養、受益者の健康、その他受益者の生活を維持するものであるときには、合理的に確定されるものと考えられている。

(d) 委託者が信託に管理権限を留保するときとは、委託者が信託について一定の権限を留保している場合であり、この場合には委託者は信託の所有者とみなされるのである（675条）。これらの一定の権限とは、借り入れ、資産購入、証券投資などの権限が委託者に認められている場合である。

委託者課税が行われるのは、通常、委託者が、担保なく信託財産の借り入れをなす場合である。また、委託者が信託より財産の借り入れをなしながら、課税年度までに利子を含めた返済をしていない場合である。

しかしながら、これらの制限はそれほど重要ではないとされている。例えば、受託者が、だれに対しても担保なく貸し付けがでているものとされている場合や、貸し付けに適正な利子が付されている場合である。

要するに、一般的にいて、信託所得の処分について、委託者がその重要な権限を留保している場合には、委託者は信託の所有者とみなされるのである。逆に、委託者が信託財産に関して重要な処分権限を有していたとしても、その行使が利害関係者（adverse party）の合意を必要とする場合には、委託者課税は行われないのである。利害関係者とは、信託所得について受益権を有するものであり、信託所得の処分権限によって影響を受けるもののことである。例えば、信託所得の処分が委託者の権限にあるとしても、その処分が受益者の合意を必要とするものであるときには委託者課税は行われないのである。

2 取り消し可能な信託 (revocable trusts)

Grantor Trusts の要件をみたます場合には、信託の委託者がその信託を所有するものとみなされるのである（676条(a)）。委託者が信託に関する権限を留保しているからであ

る。このことは、信託証書に明記されている場合に限らず、信託証書の解釈として委託者に権限が留保されているかどうか問題となるときにも適用される余地がある。

かつて、信託を設定し、その信託所得を妻と子供に分配する旨を定めつつ、受益権を取り消しうるものとした信託について、委託者課税を定めた法律の規定の合憲性が問われたことがある。連邦最高裁判所 *Corliss v. Bowers*, 281 U.S. 376 (1924) において、信託の取り消し権は行使されなかったのであり、それにもかかわらず、委託者に課税することを定めた規定は、憲法に違反すると主張されたのである。これに対して、連邦最高裁判所のホームズ判事は、財産の法的権利は受託者に移り、また、受益者が妻にあることを認めつつ、委託者課税を合憲であるとしたのである。裁判所は、その理由として、課税は必ずしも法的な権限 (title) にかかわるものではなく、実際に財産を支配していることが重要であるとしたのである。権限とは、支払いを命じたり、それを止めることである。このことは、権限がなくても、その力 (power) がある場合も同様である。したがって、取り消し可能な信託 (revocable trusts) の場合には、委託者が所得を支配するものであり、委託者に課税されることは憲法に違反するものではないのである。

3 Mallinckrodt Trusts

Grantor Trusts に付け加えると、マリנקロード・トラストと呼ばれるものがある。クリフォード判決は委託者課税の理論であるが、信託に財産を移転しても委託者に課税されるという考え方を発展させるならば、委託者でない人が信託財産を支配する場合にも、同様にその人に課税する理論が出てくることになる。それが現在立法化されている理論である (§678)。

簡単にいえば信託財産から生じた所得についてはその財産にコントロールを有する人に課税する。委託者が多くの場合納税義務者になるが、第三者であってもそういうことがありうる。例えば、A という人が B のために信託を設定した場合、信託から生じた所得を分配するか留保するか、それを誰が決めるか、その取り決めについて実質的にコントロールを及ぼす人がいた場合には、その人について課税するとされるのである。第三者が支配する場合にも、みなし所有ルールを適用する。したがって、委託者でない人が支配する場合には、その人の所得として課税する。当然こういうものは家族内において生ずるのである。家族においては、誰に所得が帰属するか、元来、経済的には一体であるので、不明確

な場合が少なくないのである。第三者という言葉が出てくるが、実態は、家族内取引である。この規定もクリフォード判決の延長として出てくるのである。

第4款 Non Grantor Trusts (受益者課税)

(1) 上のグランター・トラストと対照的に、671条では委託者課税の例外を定め、受益者課税の規定を定めている。委託者課税の要件には当たらない場合ということは、信託から生じた所得というものは信託もしくは場合によっては受益者に課税されるのである。委託者が受益者の変更を行う権限を留保したり、信託設定を取り消す権限を留保しているような場合には、委託者課税が行われる。いわば、委託者が信託財産を支配するのでない場合には、原則にもどって、信託もしくは受益者に課税されるのである。これを、ノン・グランター・トラストとよぶのである。委託者ではない者への課税ということになるが、これは基本的には、信託が所得課税においては、独立した納税義務者とされるのであって、受益者については、現実には受益を受けるまでは課税されないというのが原則なのである。そういうことを前提とすると、信託所得が内部に留保された場合には、信託に対して課税がなされる。これに対して、信託所得が分配されると、信託の側からみれば、それは信託の課税所得から除外されることになる。それについては、分配を受けた受益者に課税されるのである。さらに、信託が終了した場合には、残余財産が清算分配されるのであるが、こういう場合にはこれは受益者に対する贈与とされるのである。したがって、アメリカ合衆国の所得課税においては、受益者は非課税扱いになるのである。このことが671条以下で規定されているわけである。

(2) 留意しておきたいのは666条、それから667条の規定に関して、一旦、信託から生じた所得を留保しておき、その後になって分配をする、この場合にどうなるのかということである。前述したように、信託所得が留保された場合には、その段階では信託に対する課税が行われているわけであるので、今度受益者の方に課税をすると、そのままでは、法人の場合と同じように2重の課税となってしまうのである。

そこで、このように、いったん信託所得として留保所得に課税された場合には、受益者について課税される分配所得から信託が支払った税額を控除することにされるのである。

(667条)。

前述したように、DNIという概念があり、DNIの限度で、いわば当期の利益かどうか

ということを基準にして、当期の利益という形で受益者に分配すれば、分配を受けた受益者に課税される一方で、信託については課税されないということになる。しかしながら、一旦留保しておいて後でそれを分配する場合には、今度は既に信託が課税を受けているのであるから、分配利益について課税される受益者のところで一括して信託が払った税額を控除するのである。

このようにして、委託者課税の例外があるわけであるが、基本的には、信託課税というものは信託を独自の納税義務者としているのである。したがって、信託財産を運用して生じた利益を分配する場合には、それについての課税の仕組みが必要になってくるわけである。

第5款 Charitable Trusts (公益信託)

(1) 次に、公益信託 (charitable trusts) がある。これは、財産運用の多様化のため、わが国においても注目されているところであるが、それについてアメリカの税制はどうなっているかということについて、若干、論じておきたい。

一言でいうと、アメリカ合衆国においては、これを公益信託とここでは訳しておくが、必ずしも慈善目的の信託に限定されているのではなく、宗教や教育等を目的とする信託というものがこれに該当するのである。むしろ、日本でいうところの公益信託に当たると思われる。

アメリカの税法の特色として、信託を利用した納税者側のエステートないしタックス・プランニングに対応して細目を規定するのであるが、公益信託は公益法人と同様の資産運用形態であるので、501条で並べて規定されている

連邦所得税においては、いわゆる課税除外となる団体、組織が規定されている (内国歳入法典§501)。501条に該当する場合には、課税除外の法人もしくは団体となる。信託課税の規定は、一般には、641条以下の規定であるが、人的課税除外の納税義務者として501条に規定されているのである。

基本的には、信託、法人を問わず、公益目的のものについて同じルールが適用されることにされているのである。慈善団体としての、つまり慈善目的の信託については課税除外になるのであり、これは公益法人でも同じである。

それでは、いかなる要件のもとに、公益信託が認められるのであるか、また、その認定の手続がどのようになっているかということであるが、何が当たるかということについては、501条(C)(3)項に規定される。

内国歳入法典501(c)(3)では、人的課税除外として、人、法人さらには、それらと並んで信託が規定されているわけである。簡単にいえば、公益目的のために活動する団体ということになる。501(c)(3)の要件に該当する場合には、非課税になる。

501条の団体の認定を受けると、信託に対する課税のルールは適用されないことになる。一般的に信託の課税を定めたサブチャプターJは適用にならないものとされる。人的課税除外になる公益信託の場合には501条の規定が適用される。こちらは全部課税除外である。

そうであると、課税除外の認定を受けた公益信託ということになると、財産の運用によって分配を受ける場合、その受益者はどうかという問題が生ずる。このことについては、先に、一般の信託について述べたように、通常は贈与としての取り扱いを受けるのである。したがって、受益者の方は贈与を受けたのであるから、所得課税においては、これについても非課税になる。

ただし、例外としては、学資金、スカラーシップ、フェローシップなどといったものについてはもっと細かく色々なケースが定められている。

(2) 実際の適用は、しかしながら、簡単ではない。すなわち、まず、スプリット・インタレスト・トラストの問題がある。簡単に公益目的の信託だと区分できないような信託の取り扱いの問題が生ずるのである。このような二重目的の信託についても、公益信託の考え方は適用されるのかという問題があるのである。

実際問題としては、信託は、基本的には家族の生活のために設立されるものであり、家族の扶養のために財産を運用するのである。それに加えて、それで残ったものを公益目的のために使う、こういう様なケースというのも決して少なくないわけである。そこで、家族のプランニングとしての目的があって、残りを公益目的に使いたいという信託形態が生ずるのである。そこで、専ら公益目的のために設立したものではないような信託というものの取り扱いを検討する必要があるのである。

こういう場合の二重目的の信託においては、まず、個人目的で使っているのであるから、501条には該当しないのである。その場合には、人的課税除外を定める501条の規定から外れてしまう。そこで、通常の信託、サブチャプターJの方に当てはまることになるわけである。

まず、日本で言う公益信託にあたる慈善信託 (trusts for charities)、公益信託について、簡単に説明しておくならば、結論からいって、ここで注目されるのは、前述したように、公益信託と言えば公益目的であるが、合衆国では信託の目的がミックスすることである。一面では公益目的の信託であるけれども、他方では個人の財産運営、財産移転の手段としての信託という二つの利用が可能である。

日本では、もっぱら公益信託となってしまうわけであるが、個人信託と公益目的とを組み合わせることができる。それだけに濫用される危険があるので、いろいろ複雑な規定が

展開していくわけである。簡単に言えば、その両方の利用が認められている。

① pure charitable trusts、つまり、この信託は、本当に慈善目的、あるいは教育、宗教といった目的のために設立、運営されている信託である。こちらは非課税の取り扱いを受けている。

一般に、pure charitable trusts とは、もっぱら、慈善、宗教、教育、その他同様の目的のために設立され、かつ運用されている信託であるが、その信託については、信託目的に関連しない収益事業所得を除いて、非課税とされている (501 (C) (3))。この場合には、信託所得の分配は、信託所得として受益者に課税されるのではなくなる。信託に関する Subchapter J が適用されないので、分配については、その所得の性質に応じて課税されることになる。通常、受益者の受け取る分配は贈与とされることが多く、この場合には、非課税贈与とされる。もっとも、受益者の受け取る分配が贈与ではなく、賞金、奨学金、研究助成金、その他の性質を有する場合もあり、この場合には、それぞれの性質に応じたルールが適用されるのである。

それに対してもう一つが、ミックスした目的のあるものが存在する。② split interest trusts といわれる信託である。一方で個人信託であり、同時に、他方で、公益信託である性質を持っているものである。この取り扱いをどうするかということであるが、基本的には、沿革的に行われたのは、この場合には、信託における委託者については寄付金控除が認められるということである。②の信託においては、信託の運用にかかる所得はどうかというと、受益者又は entity について課税されるというものが基本にある。pure charitable trusts のように、信託課税の規定が排除されるのではなく (501(C) (3))、基本的には、信託の規定が適用される。

これは、通常の信託課税と変わらないことになるが、寄付金の控除ができることが認められるので、一方で公益目的に使うと同時に、他方で、個人の資金の運用として、エステート・プランニングとして使い、資金を分けることが可能である。1969年歳入法以前においては、split-interest trusts においては、慈善目的で寄付された財産については、その慈善目的の限度において寄付控除が認められるものとされていた。しかしながら、その慈善目的の寄付について合理的な正確さをもって評価できるものでなければならぬとされていた。このことについては、信託証書によってあらかじめ寄付財産が定められており、その寄付部分が明確である場合には、当該財産の現在価値をもって評価されうると考えら

れたのであるが、受託者の裁量によって寄付等の分配を行う場合には、通常、評価は不可能であるとされていた。ややもすると、慈善目的の財産が多く評価される傾向を生じたので、1969年歳入法によって修正がなされている。

(3) 1969年歳入法では、一般に、委託者は、split-interest trustsにおける慈善残余財産(charitable remainder interests)については控除できないものと規定した。控除を受けるためには、charitable remainder annuity trusts, もしくは、charitable remainder trusts の形態をとらなければならないとされたのである。

しかしながら、それではどの程度公益目的であればいいのかという問題が生ずる。現在では、上の1969年歳入法により設けられた信託に限定されて、次のように規定されている。

- 1) charitable remainder annuity trusts 信託財産の市場価格の5%以上を総額として
受益者に支払う場合
- 2) charitable remainder trusts 信託財産の総額の5%以上を毎年受益者に支
払う場合

このどちらかに限って認められるということである。

したがって、慈善目的ということで寄付金控除が適用になるかどうか重要であるが、それが認められるためには、一つには総額で5%以上払っているかどうか、あるいはもう一つは毎年、毎年5%を受益者に支払うという制約が、現在では設けられている。

これが慈善信託と称されている、公益信託と個人信託との折衷であり、税制上はgrantorが寄付金控除を利用するための信託であると位置づけることができると考えられる。そこで、何がここでの信託の目的であるかということを確認することが行われる。公益目的、特に慈善事業、その他教育や宗教といった目的のための支出については控除が認められる。いわば公益目的の支出については課税対象から除外されるのである。その代わり残りの信託所得については、分配が行われれば受益者に課税され、留保されれば信託に対して、通常の信託課税が行われるということになる。

基本的には、公益目的のための支出については、寄付金付控除という形で課税から外され、その他の所得は、家族を受益者として分配された所得には受益者課税、あるいは留保されているものについては通常の信託課税が行われる。

(4) しかしながらこの区別については、慈善目的で財産を支出したかどうかを認定するといった問題は容易ではないのである。どういう目的で支払ったか、支出しているのか、一つ一つの個別の信託についてそれを認定するというのを、制度化するということが難しいのである。そこで、このチャリタブル・リメインダー・トラストという信託の種類が制度化されるのである。これは1969年に制定された信託である。この規定によると、受益者とされているものの一つは少なくとも慈善団体でなければいけない。その場合に、信託は一定期間存続する、あるいは受益者は終身で分配を受けることができるというような形で設立されたものである。このような信託を対象に指定することになるのである。

チャリタブル・リメインダー・トラストとされると、所得、つまり信託財産の運用によって得た所得や、あるいは元本は、年金のために支出するものとされている。受託者は年金資金にあてることが義務づけられるのであるが、ある意味で、受託された方はどういったものに投資したら有利であるかということを考えながら運用をしていくことが求められているのである。目的は、年金支出、あるいは公益目的、その他慈善目的に使うということ。であるが、そのためにどういう運用をするかということについては税制上制限がないのである。利益になる資金運用の仕方であれば構わないのである(664条)。

664条では、信託の財産の一定割合、5%以上が受益者に移される場合、この場合には信託の方では控除をすることが認められる。

信託の期間については、一定期間もしくは終身ということも認められるが、信託から20年を超えない限度で一定期間分配を続けることが要件になっている。年金としての支出として、信託財産の5%ということが要件とされている。

その他の要件が、664条に定められている。

チャリタブル・リメインダー・トラストについては、課税の仕組は、基本的には信託から生じた所得については受益者課税になる。したがって、受益者に課税するのである。この場合には、導管理論が適用されるのである。さらに、信託に所得を留保した場合には、その段階では信託に対する課税は行われず、非課税である。この点が非常に大きい特色である。

要するに、チャリタブル・リメインダー・トラストという制度をつくった趣旨は、ここにあると思われる。信託に留保されている所得、信託財産を運用するにあたっては、投資のためにできるだけ利益の上がる手段を選んで運用することが許されるのであるが、留保

されている限りは課税除外とされるのである。信託に留保されていても通常の場合と異なって、課税は行われぬ。最終的に受益者に分配された段階で、受益者に対して課税するという仕組みになっているわけである。

以上がチャリタブル・リメインダー・トラストのおおよその仕組みである。

(5) 基本的にいえることは、元々、いわゆる公益信託、つまり、教育、宗教を含んだ慈善目的、公益目的のための信託、そういった信託については非課税である。したがって信託財産を運用して生じた所得については、それが留保された場合には信託に課税されないし、これが分配されれば分配を受けた受益者が贈与を受けたということで非課税とされる。

現実に、この公益信託の利用を考えるならば、元々は、信託の基本は、個人信託の場合には家族の扶養や、相続財産の運用といったものになるものであり、全部が公益目的というものではなくなってしまうのである。そういう問題が生ずるので、過渡的には個人支出を目的とした分配と、そうではなくて、それを家族の扶養のために残ったものを公益目的に充て、公益目的に支出していく。これが普通の信託の形態だと思われるが、このような信託の課税ということが考えられているわけである。さらに、それを制度化したものが、上に述べたチャリタブル・リメインダー・トラストである。民主党の政権下で、サリー教授のつくっていかれた制度である。

公益信託という日本の税法の概念に当てはめてみると、公益目的がやはり問題になるのであり、それを超える、つまり個人の財産の運用というものを考えて、その残りを公益目的に当てて行くものであり、こうした活動に、どのように課税してゆくかという問題があるのである。通常であれば、公益目的の信託については課税しないのであるが、さらに、このような重複する目的をもった信託を考えてゆく上で、更にもう少し技術化して様々の目的をもったチャリタブル・リメインダー・トラストの制度は参考となると思われる。

第6款 Life Insurance Trusts (生命保険信託)

前述した grantor trusts において、信託とは、委託者の所有とみなされるのであった。このような委託者課税されるものに、生命保険信託と呼ばれるものがある。これは、委託者もしくはその配偶者を被保険者として、その生命について保険料を支払うものであり、信託が支払った生命保険料が、被保険者である委託者の所得とみなされるのである(677条(a)(3))。生命保険信託は、1924年に制定されたものであるが、取消し可能な信託(revocable trusts)については、信託を利用した委託者の経済的利益の企てに対処したものであるということができる。しかしながら、生命保険信託には、被保険者である委託者にとって、取り消し不可能な信託(irrevocable trusts)であり、保険料以外には、委託者が信託財産に利益をもたない場合も含まれている。このような生命保険信託の取り扱い、合衆国憲法修正第5条の due process 条項に違反するのではないかという批判があったが、最高裁判所は、Burnet v. Wells, 289 U.S. 670 (1933) において、生命保険への加入が扶養家族への配慮であることを認めつつも、生命保険信託が、所得のチャンネルの手段であるとして、委託者の意思に依存していることを根拠に、委託者課税を認めたのであった。

しかしながら、生命保険信託については、家族の就学や職業教育のために設定される信託よりも何故重課されなければならないのかということについては説明がなされていないといわれる。家族の扶養への配慮は、信託所得がそれを超えるものであったとしても、重要なことからであるからである。にもかかわらず、生命保険信託については、委託者課税が続いてきているのである。

第7款 Alimony Trusts (慰謝料信託)

アメリカ合衆国には、Alimony trusts と呼ばれている信託がある。これは、通常用いられる用語で、法律上の用語ではないが、いわゆる Alimony (慰謝料) を支払うために信託を設立するものである。離婚した配偶者、あるいは子どものための扶養料をどうするか、また、それに伴う財産分与、共有・共通財産の分割の手段としての信託が考えられているのである。慰謝料信託については、信託としていろいろ詳細な定めがなされているが、基本的には Alimony を受け取った配偶者についての課税はどうか、Alimony を支払った他方の配偶者はどういう取り扱いを受けるのかということである。

慰謝料信託以外の、一般の慰謝料の支払いについていえば、通常は、慰謝料を受け取った配偶者について、その受益に課税される代わりに、それを支払った夫は、その部分については課税されないということが基本になる。これは夫と妻のどちらが払うかということによって、当然逆になるわけであるが、基本的には受け取ったほうに課税して、支払ったほうには課税しないということにされている。慰謝料の課税上の取り扱いとしては、合衆国では内国歳入法典第71条の、課税所得の範囲を定めている規定において扱われている。

そこで、慰謝料について信託を構成した Alimony Trusts になった場合はどうかといえ、慰謝料の支払いにあてる財産を信託として、それについての収益を配偶者を受益者として配分する。こういう場合、受益者である妻に課税されるものとされている。基本的には通常の信託とも同一ということで、受益者である配偶者(妻)に課税されて、委託者である夫は課税されないわけである。これが、Grantor Trusts だという要件に該当する信託である場合には、慰謝料信託であっても、信託収益は夫に課税されることになる。いわば、慰謝料支払いや子どものための扶養料をどう払うかというために、信託が利用されている。不動産投資形態としての REIT や、その前の慈善信託のような特別の規定が、特にそのために置かれているわけではないが、信託としての運用でそういった形態が見られるということである。

付け加えるならば、子どもが扶養料を受け取る場合にはどういう形態になるかということ、分配を受けた子どもというよりも、扶養料の支払いについて、それを受け取った子どもの保護者である妻ないしは夫には課税されないものとされている。扶養料の支払いを受

けた場合、これが扶養料という性格を持つものであれば、受益者である子ども、その親権者としての親は課税されないことにされているのである。その場合、信託を設立した方の委託者はどうかというと、これは Grantor Trusts の理論で、場合によっては課税されるし、そうでない場合もあるということになる。以上が、Alimony Trusts である。いわば、離婚後の家族の慰謝料や扶養料の支払い形態として、信託が利用される例である。

第8款 信託と遺産税

アメリカ合衆国では、遺産税の仕組みがとられている。すなわち、遺産税は、故人の全財産より一定の控除を行ったのちに、その財産の価格に累進税率を適用して、税額を算出するのである。相続人又は受益者の受ける財産を基礎に税額が計算されるのではない。にもかかわらず、慈善寄付のための財産についてはすべて控除が認められ、また、配偶者のために残された財産についても遺産税が非課税とされる。

遺産税の課税対象は、課税遺産の移転 (transfer of the taxable estate) であり、故人の総遺産 (gross estate) より、一定の控除をおこなったものである。

また、生存中に自己の財産を贈与した場合には、贈与をした年度ごとに贈与者に対して贈与税が課されるものとされている (2501条)。一般に、無償による財産の譲渡については、贈与税の対象とされるのである。

問題は、こうした遺産税の体系においてしめる信託財産の重要性である。合衆国においては、生前中に移転した財産であっても、そこから所得を引き出したり、また、依然としてコントロールを及ぼしている財産については、遺産に含まれるのである。このように、財産を移転しつつコントロールを及ぼしたり、財産から所得を引き出す手段として用いられているのが、信託なのである。また、無償の財産の譲渡には、信託財産や信託所得における受益権の設定などが贈与として考えられる余地があるのである。

1 信託と遺産税

概略としては、取り消し可能な信託 (revocable trusts) と取り消し不可能な信託 (irrevocable trusts) とによって課税上の取り扱いが区別される。取り消し可能な信託については、委託者は、信託財産について、依然として移転がなかったのと同じく、所有者と同様の経済的地位をもっている。したがって、取り消し可能な信託については、死亡時まで取り消し権を留保するならば、その遺産に含まれるものとされている (内国歳入法典 2038条)。

これに対して、取り消し不可能な信託については、信託税制において、きわめて複雑な展開をみせている。信託財産もしくは信託所得に対するコントロールの及ぼし方はきわめ

て多様であるので、したがって、遺産税の取り扱いも多様であるのである。問題は、どの場合に、信託に移転された財産が、なお、遺産に含まれるかということである。

取り消し不可能な信託であっても、信託所得について、委託者が依然として支配し、生存中その所得を享受している場合には、その遺産に含まれるものとされる(2036条(a)(1))。財産が取り消し不可能な信託(irrevocable trusts)に移転され、なおも、委託者の生存期間以外の期間についてその信託所得が委託者に留保されている場合にも、実際には、故人がその死亡時まで信託所得を享受していたならば、信託財産は、その遺産に含まれるものとされている。(2036条(a)(1))。しかしながら、信託所得に対する受益権が二次的なものであり、生存中すでに第三者によって所得が享受されていたならば、その財産が遺産に含まれるかどうかは明らかではない。規則では、そのような場合、遺産には、生存中の信託所得を除外した部分が含まれるものとされている(regs. §20.2036-1)。

財産に信託を設定した委託者について、はじめ、自己の生存中の信託所得について受益権を有していた者が、その受益権を処分してしまった場合には、信託財産は遺産には含まれないものとされる。もっとも、自己の死を予測してなされた信託受益権の譲渡の場合には、なお、信託財産は遺産に含まれるものと考えられる。

また、信託設定のため財産を移転した者が、自己の法律上の債務を弁済するために信託を利用している場合には、信託所得を享受しているものとされる。例えば、離婚にともなって、離婚した配偶者や幼少の子供の扶養のために信託を設定した場合がこれにあたる。

信託を設定した者が信託についてその所得を享受していない場合であっても、自ら、信託財産又は信託所得を享受しうる者を指名する権限を留保している場合には、取り消し不可能な信託(irrevocable trusts)であっても、委託者の遺産に含まれるとされている(2036条(a)(2))。同様に、信託を受益する者を指名したり、変更し、あるいは消滅させる権限を留保している場合には、信託財産は遺産に含まれるものとされる(2038条)。

信託所得については、その信託の受益者が受けとるものとされていても、信託財産を分配する裁量権限が委託者に留保されている場合には、その信託財産は委託者の遺産に含まれる。

信託所得が信託に留保されている場合、その留保所得が遺産となる信託財産に含まれるかどうかという問題については、遺産には財産のみがふくまれるという趣旨から消極的に解されている。しかしながら、死亡時に確定した財産である以上、遺産の含まれるという

見解もある。

委託者が、信託所得ならびに信託財産を享受する者について指名し、配分する権限を有するのみではなく、その受益者が同一であるかどうかを確定する権限をもつ場合がある。この権限は、受益権をコントロールするものとして重要であるので、そのような権限がある場合には、委託者の遺産に含まれるとされる。

2 信託と贈与税

アメリカ合衆国の連邦贈与税においては、贈与による財産の移転を、贈与税の課税対象としている。そして、この財産の移転には、信託の設定の場合も含まれるのである（2511条）。

まず、取り消し可能な財産の譲渡は、贈与者の生存中に取り消し不可能にされない限りは、贈与税の対象とされる贈与ではないとされる。したがって取り消し可能な信託（revocable trusts）についても、それ自体、贈与税の対象とはならないものと考えられる。この場合には、委託者が信託財産についてコントロールを有しているので、信託そのものが遺産に含まれるのである。

問題となるのは、取り消し不可能な信託（irrevocable trusts）の場合で、委託者が自己の財産を取り戻すことができないものの、なお、委託者が重要な権限を留保している場合である。

連邦最高裁判所は、Estate of Sanford v. Commissioner, 308 U.S.39 (1939) において、贈与者が信託を修正する権限を有している場合には、贈与税の対象としては十分ではないのであり、委託者がその権限を行使して確定してはじめて贈与税の対象となると判断したのである。判例は、このような場合においては、なお、信託は、遺産税の目的において遺産税の対象となるのであり、遺産税を補完する贈与税については、権限を行使するまではその課税対象とならないとしたのである。なお、受益者に対して支払われた信託所得については、贈与税の対象となるとされた。連邦規則では、贈与者が権限を留保しており、不完全な贈与については贈与税は課されないとの旨を明らかにしている（Regs.25.2511-2(c)）。留保された権限が行使されるか、あるいは消滅した時点で財産の移転は確実なものとなり、贈与税が課されることになるのである。したがって、委託者が信託所得を留保する権限を有している場合であっても、その留保された所得の受益者が確定している

ときには、贈与税が課されることになる。

委託者が残余財産について権限を留保している場合であっても、信託設定による財産の移転については、贈与税の対象となるとしている。ただし、贈与された額については、特別の評価が必要である。

例えば、信託が設定され、妻の生存中は信託所得は妻に分配され、その後は、信託財産は委託者に戻されるか、その指定した者に帰属するとした場合、妻の受ける利益及び残余財産は、贈与税の対象となるとされる。

このように、アメリカ合衆国においては、信託の設定により贈与税の問題が生ずるかどうかということは、その信託契約によって、受贈者の受ける利益が確定しているかどうか重要なのである。

第9款 REIT (Real Estate Investment Trust)

(1) 信託を不動産投資形態として利用するスキームとして REIT がある。不動産投資信託が、いわゆる REIT の形態である (参照、「経済のグローバル化と法」(三省堂) 376 ページ)。すでに、植松氏の論文に書かれていることであるが、一般投資家から資金を集めて、信託として資金を運用して、不動産をストックする、あるいはこれらの不動産の債権というかたちでこの資産を保有して、その収益を、もともとの委託者である受益者に分配することになるわけである。

REIT とは、多数の投資家の資金をプールして不動産に対して投資を行うための組織であり、信託がその中心をなすが、法人や財団 (association) であることも可能である。その要件については後述するが、REIT については、その収益を投資家に分配する限り、REIT 自身については課税されないという利点がある。いわゆる pass through が認められるのである。REIT の規定が設けられた趣旨は、小口の投資家に税制上の利点を多く与えることによって不動産投資を可能にするというものであったとされている (H.R.Rep. NO.2020, 86th Cong., 2d Sess.2 (1960))。

REIT の特色は、REIT という信託形式においては、信託における課税が pass through されるということの他、他の不動産投資形態にはみられないような利点を投資家に与えることができるということである。持分の譲渡性が認められること、有限責任、不動産投資の管理については専門家に委ねられるということ等である。これに対して、REIT の不利な点とは、REIT という組織形態やその運営には限定がつけられていること、そのための管理には内国歳入法典や財務省規則の制約に従うことによる負担がともなうということであるとされる。

(2) REIT という信託形態は1800年代より存在するといわれており、不動産投資のための資金をプールする道具として利用されてきた。1935年以前には、そのような不動産信託は、Massachusetts Business Trusts と呼ばれてきた。このような Business Trusts に対しては、その受益者に分配された所得については課税されてはいなかったとされる。

1935年に、連邦最高裁判所は、Morrissey v. Commissioner, 296 U.S.344 (1935) は、

このような Business Trusts は、法人として課税されるべきであると判示したのである。そこで、一定の投資会社については、1936年歳入法によって、特別措置が認められたのであるが、REIT については、the Real Estate Investment Trust Act of 1960 (the REIT Act)、によってようやく、特別措置が認められるものとなったのである。そこで、1935年から1960年に至る期間については、不動産投資のための信託としての Business Trusts は、存在しなかったといわれるのである。

the REIT Act においては、適格の REIT については、投資家に分配した利益については、REIT のレベルにおいて控除することが認められた。しかしながら、適格要件をひとつでも満たさない場合には、信託は、分配利益について控除を認められず、すべての所得につき信託レベルにおいて課税されたのである。

このような all or nothing ルールについては、しだいに改正がなされてきた。1975年、1976年、さらに1978年改正法において、REIT については、大きな修正がなされている。

1960年の the REIT Act の成立の後、しばらくは、REIT の利用は少なかったとされる。1968年までの REIT 産業の総資産は、10億ドルにすぎなかったとされる。1969年以降、REIT は急成長をとげ、1974年には REIT 産業総資産は、20億ドルに成長した。その後、利子率の上昇と不動産産業の不況により、REIT 産業も下降し、1978年には、REIT 産業総資産は、8億ドルに落ち込んだ。しかし、1984年になり、REIT は、ふたたび急成長に入り、REIT 産業総資産は449億ドルにまで増大した。その後も REIT は順調に発展し、1986年税制改正において、REIT について、その利用を促進する改正がなされて、不動産投資の道具としての REIT の成長を促進することに努められたのである。

(3) こういった REIT が認められる要件を簡単に述べておく（内国歳入法典第856～860条）。

一般に、REIT とは、法定のものであり、REIT という適格要件をみたすことによって、REIT のレベルの課税がなされることなく、所得は、投資家に pass through されるのである。REIT であるための要件は複雑であるが、①組織、②資産、③所得、および④分配の要件、さらに、⑤行政上の要件の5つの適格要件に分類されるものとされている。

①組織要件

1) 組織としては、信託、法人、パートナーシップが可能である。

REITとしては、一人又は複数の受託者もしくは役員によって管理されるものでなければならぬ。もっとも、規則では、受益者に、受託者を変更する権限を与えており、REITの終了の権限も認めている (Treas. Reg, § 1. 856-1(d)(1))。また、REITの受託者や役員は、REITの所得が投資所得であるために、その財産の運用を独立した contractor に委任することが義務づけられているのである。

2) 委託者が複数で100名以上という限定がつけられている。その場合、100名の中に pension Fundが入った場合はどうかというと、これは1名ではなく、受益者の数そのまま委託者の数ということになる。

3) 信託受益権が譲渡性を持つこと。持分が、譲渡性、証券化され、それによってが促進される。

4) 受託者が5人以上で50%以上持分を有しないことである。

これは50分の5ルールといわれるものであるが、5人以下で半分以上、少数の人間による投資手段では認められないということである。小口化にする必要があるので、こういう制約が加えられている。

他方で、資産を保有する会社の持分は50%以下であることとなっている。

②資産要件

さらに、REITの real estate と言っている資産運用であるが、いわゆる不動産投資である。そこで、1) REITの資産の75%が不動産、現金 (普通は受益者に支払うときのお金をいう意味での現金)、連邦債であること、これだけが認められる (内国歳入法典第856条(c)(6))。

Ⓐ 預金証書は現金性のものである。banker's acceptance は含まれない。

Ⓑ short term repurchase agreements (repos) は、75%テストにおいてよい資産とは考えられない。

Ⓒ 連邦住宅局 (Federal Housing Administration, FHA)、Federal National Mortgage Association (FNMA)、Federal Home Loan Bank (FHLB)、Federal Intermediate Public Housing Administration (PHA)、United States Postal Service (USPS)、Small Business Administration (SBA)、Commodity Credit Corporation (CCC)、General Services Administration (GSA) が、適格政府証券に含まれる。

④ 適格政府証券とは、合衆国、もしくは、連邦議会によって委任された政府により支配され、あるいは監督された者によって、発行されるか、あるいは元本もしくは利子を保証されたものである。

⑤ 不動産資産とは、不動産、不動産担保、その他の REIT における持ち分と定義される。1986年税制改革法は、不動産の定義に、REIT の public offer の収益に帰属する一定の投資を含むものとされた。

⑥ 天然資源にかかるロイヤルティの利益はここでいう不動産資産には含まれないものとされている。

2) また、資産要件として、REIT の課税年度の四半期において、各々の証券発行者の証券は、REIT 資産の 5%未満でなければならないとされている。

3) いかなる四半期においても、REIT は、各々の証券発行者の議決権の10%以上を保有してはならないとされている。この10%所有テストは、REIT が子会社を設立することを、通常は、不可能ならしめているのである。

以上の資産要件を満たさない場合であっても、猶予されている。例えば REIT R が、第 1 四半期において、資産要件を満たし、全資産価値\$100,000であり、それには、現金\$5,000、政府証券\$4,000、不動産\$87,000、法人株式 P が\$4,000であるとする。第 2 四半期において、法人株式 P の価値が上昇し、\$10,000となり、R の全資産価値が\$106,000に上昇する場合であっても、R は、5%テストを損ねてはいないとされる。他の資産を取得してはいないからである。

これに対して、もし、REIT R が、第 2 四半期において、P 法人の株式を\$1でも購入するならば、その取得を通じて 5%テストを満たさなくなるとされるのである。

③所得要件

REIT として認められるためには、毎年総所得 (gross income) について満たさなければならない基準がある。その総所得テストの目的は、REIT の所得の源泉が不動産等からの投資所得に限定されていることを明確にしておくためである。

1) 95%グロスインカムテスト

REIT の受ける総所得の95%以上は、以下の所得でなければならないものとされている。④配当、⑥利子、⑦証券の譲渡益、⑧投資資産として保有される不動産の譲渡益、⑨

不動産賃貸収入、①不動産担保貸し付けの利子等である。

2) 75%グロスインカムテスト

REITの受ける総所得の75%以上は、次の源泉から生ずるものでなければならない。③不動産賃貸収入、⑤不動産の担保貸し付け利子、⑥不動産譲渡益、④配当その他の分配、REITの持ち分譲渡益、⑦不動産の担保貸し付けの対価、⑧一時的な適格投資所得

3) 30%グロスインカムテスト

以下の譲渡所得は、REITの総所得の30%未満でなければならない。②6ヵ月未満保有した証券の譲渡益、⑥禁止された取引による譲渡益、⑦4年未満保有の不動産譲渡益、である。

もともと資産運用は不動産投資が中心であるので、総収入の75%以上は不動産収益であること、さらに加えて投資性の所得、利子、配当、キャピタルゲインを加えたもので95%以上であることが必要である。したがって、完全に投資の手段としての信託であることが要件となっているわけである。

しかしながら、キャピタルゲインは不動産の売買収益なら何でもいいかということ、短期の譲渡所得は総収入の30%以下でなければいけないとされている。土地転がしによる利得では認められないというのが要件である。

④分配要件

REITとしてpass throughが認められるためには、その所得を分配することが必要であり、REIT課税所得の95%以上を分配することが要件とされている。

例えば、REITが、1987年度において\$ 1 millionのREIT課税所得を有するならば、\$950,000以上の配当分配をおこなわなければならないとされている。

REITにより分配された額は、控除を認められるのであるが、割合的ではない分配がなされたものについては控除できないものとされている。

収益の分配は、REITが実体として導管とされるので、95%以上を分配しなければいけないということである。さらに、証券を発行するとされていることである。おそらくこれがわが国で見られないところだと思われるが、この証券はいわゆる債権を証券化しているのではなくて、不動産所有権そのものと証券化した性質をもっている。持分が譲渡性を持っており、所有権の証券化であるという性格を有しているのである。

⑤行政上の要件

以上の要件に加えて、行政上の観点から、REITにはこれらの要件を満たしていることを証明するために記録の保存が義務づけられている。

(4) REITの要件を満たす場合の課税上の取り扱いについて、信託・法人と株主（投資家）についてみると、以下のとおりである。

① 信託・法人レベルの課税

(A) REITについては、その所得をすべて分配することによってそれ自体の課税が行われなくなるのであるが、例外がある。

1) REITは、real estate investment trust taxable income（不動産信託課税所得）については、法人税率で課税される。

2) REITは、不動産信託課税所得の代わりに、キャピタルゲインを有する場合には、以下の総額について課税される。②不動産信託課税所得について、キャピタルゲインを除外し、さらに分配所得を控除した金額につき、通常の法人税率により計算した税額、⑤キャピタルゲインについて、34%税率で計算した税額である。

3) REITが、グロス・インカムにつき、75%ないし95%テストを満たさない場合には、テストを満たさない部分に帰属する純所得の100%に課税される。

4) REITが、法令上禁止された取引による所得を有する場合には、その所得の100%についてREITにおいて課税される。

(B) 不動産信託課税所得（REIT課税所得）に対する課税とは、通常の法人税率で課税されるものであるが、REIT課税所得を算出する修正とは、以下のものである。

1) 受取配当の控除が否認される。

2) 課税所得とは、内国歳入法典433条⑥における会計期間とは関係なく計算がなされる。

3) 75%ルールもしくは95%ルールによって課税された税額については控除される。

4) 禁止された取引による所得は除外される。

5) 分配された配当はすべて控除が認められる。

(C) 未分配のキャピタルゲインに対する課税は、REIT 課税所得からは除外されるため、キャピタルゲインに対する税率（34%）で課税されるものとなる。

例えば、REIT が、REIT 課税所得を\$10 million を有し、そのうち\$1 million がキャピタルゲインに帰属していた場合に、通常の配当を\$10 million 行い、キャピタルゲインから\$300,000を配当としていた場合、\$700,000についてはキャピタルゲイン税率で課税されることになる。もし、キャピタルゲインをすべて分配していれば、キャピタルゲインにかかる法人レベルの課税は行われぬものとなる。通常、法人段階の税率の力が投資家レベルの税率よりも高いから、REIT は、キャピタルゲインについて、そのすべてを分配することに努めるべきであるといえる。

(D) REIT の適格要件を満たさない部分の所得にかかる課税については、REIT の適用を緩和するために、要件をみたさない場合であっても、REIT の課税が行われるものの、REIT の地位が認められるものとされる。

例えば、REIT が\$1 million のグロスインカムがあるとき、課税所得が\$750,000であり、75%もしくは95%テストをみたさないグロスインカムが\$200,000であるとする。この場合95%テストをみたさない非適格所得は\$150,000については100%課税が行われるものとされているのである。

(E) 法令により禁止された取引とは、REIT であるために取引を禁止される取引、例えば棚卸資産の譲渡やディーラー財産の取引などであるが、この場合にも REIT であることは否定されないが、その取引については100%課税がなされるものとされている。禁止される取引でないときれる安全地帯規定として、以下のものが挙げられている（内国歳入法典第857条(b)(6)）。

- 1) 4年間以上保有した財産の譲渡
- 2) REIT のために支出した金額が過去4年において、当該財産の純販売価額の30%を超えないこと。
- 3) 課税年度において、REIT が7回を超えた財産譲渡を行わないこと。
- 4) 土地の場合においては、REIT が、賃貸収入のため4年を超えて財産を保有していること。

② 投資家・持主レベルの課税

REITの目的は、REITの投資家に対して、REITの保有する不動産について、投資家が直接所有しているかのような取り扱いをすることである。pass throughの考え方である。もっとも、その例外も存在している。①未分配所得については、キャピタルゲインであると問わず、REITに、直接課税されるものである。②REITの純損失は、REITにおいてのみ用いられるものであり、投資家にはpass throughされない。③加速償却の利益は投資家には及ばないものとされている。

REITの投資家・持主は、REITの分配を、配当ないし収益の分配として通常の課税を受けるものとされており、キャピタルゲインの課税がなされるのではない。もっとも、REITの利益のうち、キャピタルゲインからなされた分配については、キャピタルゲイン配当とされることになる。pass throughの理論によるものである。

また、租税優遇所得をうけるREIT所得が分配される場合にも特別の取り扱いが定められている。

REITから、REIT財産である不動産を処分した利益以外の収益から非居住者に対して分配がなされる場合には、30%の源泉課税がなされるものとされている。ただし、その所得がキャピタルゲインである場合には、キャピタルゲイン税率である34%の税率が適用される。

REIT持ち分の処分がなされた場合、非居住者による場合には、通常、源泉課税は行われぬ。ただし、非居住者の投資が、①その合衆国内における事業と実質的に関連するものである場合、または、②非居住者が課税年度において182日以上合衆国に居住している場合、もしくは③REITが、domestically controlled REITである場合には、源泉課税が行われるものとされている（内国歳入法典第897条(h)(1)）。

(5) REITの特色は、生命保険会社や不動産を所有する中小法人の資金を外部から導入することに役立つということである。そこで、REITを設立し、課税上の利点を享受することもできるのである。そこで、REITとして保有する不動産の処分を将来行う場合の増加利益の課税が回避されるのである。また、中小法人において特定株主に対して不動産を処分することも可能であるとされるのである。

REITの形態は、わが国ではまだ例が見られない。わが国では、不動産の小口化ということをはじめられているが、証券化というところまではおそらく行っていないと思われる。

る。いわゆる日本で証券化と言っているものの実態は、不動産そのものの小口化であって、それこそフローとしての資金を運用するところまでは行っていないのではないかという実務上の指摘がある。不動産投資としては、おそらく小口化にとどまるのであろう。

これに対してREITは、資金として運用するという証券化が徹底されているわけである。このREITの税制上のポイントは、初めに紹介したようないわゆるパートナーシップと同じように、pass throughが認められることである。したがって、減価償却の場合も、その償却費は直接投資家の所得と相殺することができるわけである。さらに、通常の法人の場合と異なって、それを払っている信託については課税を受けないのである。そのため、法人事業形態を取ると、いわゆる利回りとして配当を行えば、配当に対する二重課税という問題が生ずるのであるが、REITを使うと、信託というかたちで所得が直接投資家に帰属することになるのであり、信託については、基本的には、そこでは課税所得は生じないことになるのである。

そのように、REITについては、税制上の利点がある。これは、受益者課税を認める制度である（pass through）。受益者に直接課税されるような仕組みを取っているわけであるので、受益者は不動産の属性としてのビルの減価償却を、直接自分の他の所得と通算することができる。そして事業の実体としてのentityの信託は、通常は、95%は受益者および投資家に分配するものとされているので、基本的にはそれ自体に課税されるような所得は持たないのである。したがって、いわゆる損金というかたちで扱われるのと同じような形態が認められることになるわけである。

わが国で徐々に進んできている不動産小口化と比べた場合の相違点は、わが国では、所有権を小口化、共有するのにとどまるのであるが、REITの場合には、フローとして運用され、転々としていくところに違いがあるという指摘がなされている。

したがって、日本とアメリカでは、そもそも不動産の持っている意味が異なっているとされている。日本では、これはあくまでも土地神話があったのであり、不動産と言えは持っていれば価値が上がる。これに対して合衆国では、不動産価値よりも、むしろそこにテナントを集めて貸すほうがもうかるといわれているのである。そういった違いで、REITの形態がどれだけ利用されているかが異なっているのではないかという指摘もなされている。

したがって、わが国でREITを考える場合には、そもそも不動産価格がもう少し上ら

ないと困難ではないか、貸し付けのレントがいまのように停滞している状況ではできないという指摘がなされている。

第10款 REMIC (Real Estate Mortgage Investment Conduit)

REMICは、簡単にいえば、不動産貸し付債権であるが、これを信託などの形態で運用するものである。REITは不動産所有権そのものの小口化、証券化であるが、REMICは、不動産を証券化するものである。したがって、担保付不動産に投資をすること、例えば、不動産投資をして担保、抵当権をつけるというような、そういった形態の投資である。

REITと同じように、この課税上の特色は、ここでも pass through が認められ、直接の損益は投資家に帰属し、いわばパートナーシップと同じような扱いが受けられることです。

要件は、①保有資産は、すべて適格担保 (qualified mortgage) その他の一定の資産] であるが、中心は不動産貸付債権である。

さらに、②投資は現金である。現金というのは、投資家に配るための現金で、その他、一定の資産の資産に限定されている。

③投資家に対して証券が発行されることが必要である。

こちらの場合には、いわゆる不動産貸付債権が証券化されているところで、REITと対照されるわけである。

いずれにしても、どちらも pass through というかたちで受益者課税が行われ、いわば法人のような entity としての課税が原則として行われなくて、全部 pass through されてしまうところに、課税上の利点が認められるわけである。

こういう REIT や REMIC というかたちで、わが国でも紹介がなされているわけであるが、合衆国ではここ2年ぐらい REIT が非常に人気を取り戻しているということである。それを参照した場合、わが国の不動産小口化が、こういうかたちで信託を利用して資産運用を行って、さらにはそれが証券というかたちで流通するかどうか、このことについては、おそらく、これは法律の制度の問題というよりも、わが国の不動産の占める位置がどうであるかにもかかわってくると思われるのであるが、合衆国では、税制上はこういった特色が見られるということである。

第11款 Investment Trusts (投資信託)

(1) 信託は、商業的にも、不特定多数の受益者のための投資の手段として用いられてきている。典型的には、信託が、債務証券その他の証券をプールして保有し、受益者に対して、一種類の pass through 証券を発行するものである。

一般に、投資信託における pass through 証券は、信託財産における割合的利益を証明するものである。信託財産における利益は、投資家たる受益者に分配されることになる。信託は、投資家の資本をプールする手段であり、リスクの多様化のために種々の証券を保有することが行われるのである。

投資信託とは、基本的に、倉庫業的な役割をはたすものであるが、典型的な投資信託は、連邦所得税法においては、信託として分類されており、一般的には grantor trust とされている (内国歳入法典第671-679条)。投資家たる委託者が同時に受益者であるからである。したがって、投資信託の証券の保有者は、投資信託の財産の直接の所有者であるかのように、その割合的利益の保有者として扱われるのである。なお、投資信託が積極的に運用され、法人として課税される場合もある。規制的投资会社 (regulated investment company, RIC, IRC.Subchapter M) である。

(2) 近年、投資信託の利用は増加してきている。というのは、①資産から生ずるキャッシュ・フローを多様な投資家の間においてその性格を変容させるために信託を用いたり、②様々な金融商品を結合して証券を発行したりするのである。①の例としては、利率8%の債権\$1,000を有する信託において、変動利子の証券を発行することである。\$500の元本の変動利子率の債券を発行し、元本の2分の1と変動利子を支払うものである。②の例としては、8%の債券を有する信託において、金利スワップを行い、スワップにより、信託は、相手方に対して社債にかかる固定利子を支払い、これに対して、相手方は、信託に対して変動利子を支払うものである。それによって、信託は、変動利子率の債券を保有するのと実質的には同じものとなる。

内国歳入法典では、一定の要件をみだす限り、このような信託について法人として課税される仕組みを採用している (Reg. § 301. 7701-4(c))。法人課税がなされるため、それ

は信託所得について規制的なコストとなっている。財務省規則においては、投資信託は、①証券保有者の権限を変更する権限を有しないこと (the power to vary test)、②信託には一種のみの受益権が存在すること、という条件を満たす場合についてのみ、信託として扱われるのである。数種の受益権は、資産資産への直接の投資目的において一時的に生じた場合においてのみ認められる (Sears regulation)。このことをめぐり、受益権の態様から、なお、信託たりうるかどうか裁判例においても論議されている。

例えば、Seare Mortgage Securities Corporation が、Mortgage pass through 証券を発行し、そこにおいて、Sears の信託は、mortgage をプールし、fast-pay と Slow-pay の前払いを定めた証券をそれぞれ発行したのである。その結果、mortgage は、二種の証券に区分されたようにみえたのである。しかしながら、Sears regulation においては、所有権における利益の多様化を制限するものであり、支払に関する種別が妨げられないものと解されたのである。

具体的には、投資信託の課税は、信託形態によって、信託課税 (法人課税)、委託者課税 (grantor trusts)、あるいは、場合によっては、パートナーシップ課税 (Subchapter K) に区分されるのである。

(3) 投資信託については、パートナーシップ課税を受ける場合が生ずるのである。このことにつき、二種類の投資信託については、パートナーシップ課税が制限されている。

① The Investment Company Act of 1940 における信託である。内国歳入法典第7704条により、ここにおける "Investment Company" は、法人とみなされるものとされている。持ち分が公開取引され、信託が少なくとも90%を投資所得から得ていない場合である。

② Taxable Mortgage Pool (TMP) とされる信託である (§ 7701(i))。TMP とは、50%以上を不動産担保とする債務証券を有し、経済的には債務の性質を有する株式ないし債務を数種有するものであって、債務証券について利子が支払われるものとされている場合である。

多くの投資信託は、この2)の類型によって、法人課税がなされるものであっても、前述した、REMIC (Real estate mortgage investment conduit) であることにより、pass through が可能とされている。

(4) 投資信託課税の論点は、投資信託の実質に応じて法人とみなされるというところであり (Regs.301.7701-2)、法人税の対象となる法人の実質をそなえているかどうかテストされる。① associates、②事業の目的と利益分配の目的の有無、③継続性、④経営の集中、⑤有限責任、⑥利益持ち分の自由譲渡性、である。したがって、州法における信託であっても、法人とみなされうるのである。かつては、投資目的により独立された投資信託は、すべて、associates であるとするのが内国歳入庁の立場でもあったが (the Revenue Act of 1934)、今日では、先の、投資家たる受益者の地位を変更したり、複数の受益権を設定してはいない限りは、投資目的の信託についても、信託たりうることは承認されているのである。

第12款 米国 mutual fund の国際的展開

1 沿革

米国において証券投資信託が最初に設立されたのは、1890年代であるが、その背景には、外国貿易及び対外投資の殆どが当時は英国の金融機関によって処理されていたため、米国が自主的に対外経済活動を進めるためには、米国独自の金融制度を作る必要があることが意識され、1919年 Edge Act が成立したという事実があった。この法律の一つの目的は、「外国証券を取得し、それに対して米国市場で取得会社自体の証券を代位発行する」ところにあることを謳っている。1921年 The International Securities Trust of America が本格的な英国型の投資信託として対外投資を主眼として設立された。今日のような Mutual Fund 型のオープン・エンド式証券投資信託が設立されたのは、1924年の Massachusetts Investor's Trust をもって敲矢とするといわれる。1920年代には、クローズド・エンドの証券投資が極めて活発に行われたが、これは、社債発行によるギアリング効果を利用して高い利益率を売り物とした投資信託であった。しかし、1929年の大不況到来とともに、このようなクローズド・エンド型の投資信託は、大打撃を受け、その後不振となり、1940年には、投資家保護の見地から投資会社法が成立した。

この法律の成立とともに、その執行を円滑ならしめるため業界と SEC とのあいだで投資会社委員会と称する機構が設立され、これがその後投資会社研究所と改称し、投資信託業界の自主規制に当たっている。投資信託の成長は目ざましく、1970年代には Mutual Fund は、400、その資産は500億ドルであったものが、1993年末には、4,500となり、その資産総額は、1兆9,000億ドルに達している。このような急成長は、1970年代の後半において MMF の導入によって、従来株式投資のみに専念していた Mutual Fund が大衆投資家の資金を集めて、それまでは機関投資家にしか利用できなかった短期金融市場の金利をかせぐ方法を開発したことによるところが大きい。そのほか不動産抵当金融市場に対する進出や変動金利抵当証券の開発とか絶えず新機軸をうち出して業況を拡大したことにもよっている。

1985～89年の5年間では、米国は、大量の資本輸入国であり、平均年間600億ドルの証券投資が外国投資家から流入した。ところが、1993年に入ると、外国投資家の米国証券投

資額は、1,120億ドルであるのに対し、米国投資家の外国証券投資額は、1,286億ドルとなり、米国は、資本輸出国となった。同年の米国対外証券投資額の内訳を見ると、債券が219%、株式が110%前年に比べて増加している。これは、短期的な動きではなく、その後の動向も米国の対外証券投資が逐次増加していることを裏付けている。その理由は、さまざまに、冷戦の終結に伴う new frontier の登場、投資資金の増加、金融市場の規制緩和傾向、金融商品・投資手法の多様化、情報技術の発展、機関投資家の競争激化等、いろいろあろうが、この米国の対外投資の拡大にもっとも大きな役割を果たしたのは、Mutual Fund である。そのなかでもグローバル・ファンドとインターナショナル・ファンドが中心となって新規投資を取り扱った。1993年の株式投資純増額のうちこの二つのファンドの純増額は、29.7%であった。投資家のほうからみると、個人投資家と年金基金、特に後者の成長は著しい。

2 Mutual Fund の組織

1940年の投資会社法によれば、法律上は信託形式をとり、委託者と受託者とのあいだの信託契約を基礎として受益権証券を分割発行する英国のユニット・トラストと同様の投資信託と、会社型の投資信託との二つの組織が存在するが、実際は殆んどは後者の会社型の投資信託が主流である。これは、「管理型投資会社」と呼ばれ、株主に買取請求権を認めるオープン・エンド型とそれを認めないクローズド・エンド型とがあるが、mutual fund といわれるのは、オープン・エンドの管理型投資会社である。mutual fund は、英国の Investment Fund のように株式発行の制限がなく、かついつでも株主の要求に応じてその保有株式を買い取ることが出来る。ただ、mutual fund の発行する株式は、すべて記名式であるから、投資家がこれを購入しようとするときは、自己の名義を登録することを要し、通常銀行または信託会社が名義書換代理人として指定されている。

また、mutual fund が実際に投資運用を行うときは、投資顧問会社に委託して事実上これに投資の決定権を与えて運用させている。そのほか、投資家会社株式をアンダーライトする元引受人、投資家に株式を小売するディーラー、組み入れ証券の保管、基準価格の算定等を行う保管会社等の会社が一体となって投資信託の運用をおこなっている。もっとも投資の運用を自社のスタッフのみによって行うものもあり、投資顧問会社に運用を任せられる程度は個々の fund のそれぞれによって異なる。

mutual fund の株式の販売価格および買い入れ価格は、いずれもファンド組み入れ証券の時価を基準にした一株当たりの純資産価格で決定される。ファンドが直接販売する場合を除いて通常販売手数料が加えられる。他方買い取りの場合は、通常手数料は徴収されない。

3 法的規制

mutual fund を規制する法律のなかでもっとも重要なのはいうまでもなく投資会社法である。投資会社は、SEC に登録しなければ営業活動が出来ず、とくに各州をまたがる通信方法によって証券の販売や買い取りを行うことが出来ない。同法は、投資会社の機能、活動に関して極めて厳重かつ詳細な規制を行っているが、特に、投資会社とその関係者について徹底した開示を要求している。また、投資会社の創設、構成、経営について具体的な基準を示して規制するとともに、取締役会の構成、投資会社の締結すべき管理契約、元引受契約についても詳細な基準を示している。しかしながら、投資の運用については、当該ファンドの目的、他の連邦法、州法の規制に適合しているかぎり投資判断の実行に関しては、関与しない。

4 クローズド・エンド型の投資信託

クローズド・エンド型の投資信託は、英国の Investment Trust の米国版であり、1920年代はこれが主流であったが、1929年の大恐慌の際ギアリング効果を使った投資が却って裏目に出て、以降振るわなくなり、1940年代には資産総額でオープン・エンド型に追い抜かれ、その後も低下を続けた結果、現在のシェアはオープン・エンド型の僅々数%に止まっている。

5 mutual fund に対する課税

mutual fund については、連邦所得税法上一定の要件を満たす場合には、fund の保有する証券から派生する所得のうち、株主又は受益者に配当される分は控除され課税されない。この一定の要件とは、内国歳入法上次のように規定されている。(Subchapter M)

① 当該 fund が米国人または所得税の適用を受ける課税実体であり、かつ、個人持株会社でないこと、

- ② 課税事業年度中、1940年投資会社法に基づく記録が行われ、かつ保管されていること、
- ③ 課税事業年度の総収益の少なくとも90%がその保有する証券から生ずる配当、利子、又は売買益であること、
- ④ 短期保有証券（保有期間3カ月以内の証券）の売買から生ずる収益が当該事業年度の総収益の30%を越えないこと、
- ⑤ 各事業年度の所得のうち、保有証券の売買益にかかるものを除く部分の90%以上が課税分配金として株主に分配されること、
- ⑥ 当該課税事業年度の各四半期末において、
- ア 総資産の少なくとも50%が現金、国債、他の規制投資会社の発行する証券、その他法人の発行する証券によって保有されていること、ただし、その他法人については総資産の5%以上を一の法人に投資していないこと、及び当該法人の議決権付き株式の10%以上を保有していないこと、
- イ 総資産の25%を一の会社、またはその会社を支配している又はその支配を受けている他の会社で同種または類似の業種の事業を行っているものに投資していないこと、
- 実際上は、ほとんどすべての投資会社がこれらの要件を備えているといわれるが、要点は、キャピタル・ゲインを除いた所得の90%以上を每期配当に回さなければならないということであり、基本的に pass-through の原則に立っていると見えよう。この吐き出し原則とでもいべきルールは、1986年のレーガン税制によってさらに強化され、利子、配当等のインカム・ゲインについては、97%、株式譲渡益等のキャピタル・ゲインについては、98%に引き上げられた。

株主に配当が支払われる際には、配当原資としての受取利子、受取配当の額と保有株式譲渡益の額が明示される。株主は、この資料に基づいて申告することになるが、その際、利子及び配当については、配当所得として申告し、保有株式譲渡益については、キャピタル・ゲインとして申告する。

なお、従来1965年までは連邦有価証券取引税があったが、同年廃止され、その後もニューヨーク等幾つかの州において有価証券取引税が存続し、特にニューヨーク州では、1978年までは、財政逼迫のため付加税を課し、課税強化を図ったが、その後同州の株式取引が他の州へ流れる傾向が出てきたので、1981年以降課税分の100%を戻し税として還付する

こととし、この結果米国では、現在は有価証券取引税は存在しない。

6 海外投資信託に対する規制

(1) 証券取引規制

米国投資家が offshore fund と呼ばれる海外投資信託に投資する際の主たる規制は1933年証券取引法、及び各州のブルー・スカイ法であるが、その外に投資会社法による厳しい規制がある。

まず、海外投資信託が公募によって米国内で投資家を募ろうとすると、証券取引法の規制によって、SEC に登録届出書をファイルしなければならないが、SEC は、投資会社法の解釈上海外投資信託については、登録できないとのガイドラインを出している。従って、海外信託の受益証券を購入しようとする、私募による他ないことになる。証券取引法第4条第2項の規定によって、投資家の数がおおむね35人以下であり、その他一定の条件を満たせば、私募は可能である。また、Regulation Dによって、適格投資家 (accredited investors) に対して販売するのであれば、登録は必要でないとされている。適格投資家とは、銀行その他の機関投資家をいう。これは我が国の証券取引法の規定とほぼ同様である。

しかし、SEC は、投資会社法の解釈として、海外投資信託に応募できる投資家の数について厳重な規制を加え、常時100人未満の beneficial owner を維持するのでなければ私募の例外は適用できないとしている。これは、国内の投資信託で公開会社の形態を採るものの以外のものについて同様の制限があることとの権衡から導き出した制限である。この制限は、海外投資信託の米国進出を厳しく制限するもので、投資会社法第3条第1項の規定により、投資信託への投資者で当該信託の株式または受益権の10%以上を保有する者は、その関連者も投資者と見なされるという規定と併せ解釈すると、海外投資信託への投資はかなり困難となる。また、仮に応募時にはこれらの条件を満たしたとしても、その後株主が保有株式を譲渡することにより beneficial owner の数が100人を越えてしまうこともあるので、信託側としては、応募投資家の譲渡について制限するため representation または warranty を予めとっておかねばならない。

以上のほか、投資顧問会社についても、1940年の投資顧問業法によって一定の制限が課せられる。例えば、投資顧問会社は登録しなければならず、その報酬について、信託財産

である保有証券の売買益と関係させることは出来ない。例外はあるが、過去1年間に15人以上の顧客との取引があつてはならないなど著しく限定されている。

(2) 海外信託の課税

海外投資信託が米国内で「貿易または事業」を営む場合は、法人税及び支店税が課せられるのが原則である。海外投資信託が米国内で主たる事務所を有しない場合は米国内で貿易または事業に従事するとは解されない。外国法人は、主たる事務所をただひとつだけ有することとされており、財務省規則によれば、海外投資信託が専ら米国内で投資活動を行っていたとしても、当該信託の運営管理が米国外で行われており、かつ、次の機能のうち「全てまたは相当部分」が米国外で行われていれば、米国内で主たる事務所を有するものとは見なされない。

- ① 株主、または受益者との通信
- ② 公衆との通信
- ③ 株式または受益権証券の販売勧誘
- ④ 新株または受益権証券発行引受に対する承諾
- ⑤ 重要な文書または会計記録の保存
- ⑥ 会計監査
- ⑦ 配当、弁護士費用、会計士費用、役員または取締役の報酬等の支払い
- ⑧ 株主総会、取締役会の開催
- ⑨ 株式または受益権証券の買い取り

以上の10条件は、しばしば「十戒」と呼ばれるが、問題は、十戒の相当部分とは何を指すのかが必ずしも明らかにされていないことである。しかし、実務上は、仮に海外投資信託が広い範囲の米国機関投資家を対象としているのであれば投資勧誘の大部分は、米国内で行われるであろうから、③の条件は満たされず、その不満足は大きいから、おそらくは他の9条件のすべてを満たさないと、米国外に主たる事務所を有するとは言えないであろうと解されている。

投資家が海外投資信託から配当等の所得を受け取った場合には、米国非居住者または外国法人でないかぎり連邦所得税の課税を受ける。支配外国会社 (controlled foreign corporation) または外国人的持株会社 (foreign personal holding company) の規定の適用

がある場合には、投資家は、海外投資信託の所得で未配当の部分についても課税を受ける。そうではなくとも当該信託がいわゆる「受動外国投資会社 (passive foreign investment company-PFIC)」に該当すると、その信託の株式又は受益権証券を売却した場合、または信託から一定の配当または収益分配金を受領した場合には、課税の繰り延べに対して利子相当額の課税を受ける。受動外国投資会社とは、その所得の75%以上が受動所得であるか、またはその資産の価額の50%以上が受動所得を生ずるか、生ずべき性質のものである場合をいう。ただし、投資家は、当該受動外国投資会社が一定の情報を投資家に与えることに同意している事実を明らかにして「適格選定基金 (qualified electing fund)」となることを選択できる。この場合には、投資家は、その各事業年度の所得のうちに当該信託の通常所得および保有証券の売買損益に対する自己の持ち分相当額を加算して申告しなければならない。これは、配当または収益分配がなされると否とに関わらず、信託段階の所得を投資家について認識するもので、pass-through を強制するわけである。

この受動外国投資会社の取扱をさらに拡大して、非課税団体が受け取る海外からの配当にも適用しようとする法案が現在米議会に提出されている。それによると、投資家が適格選定基金の選択をしなかった場合には、市場性のある株式を海外信託が保有していれば、投資家は、これについては、各事業年度当該株式を時価評価して損益を計算し、これを通常所得として扱うことになる。また、当該信託の受取配当を米国の非課税団体が受け取った場合に当該団体が10%以上の持ち分を有していれば、これを収益事業も所得として扱うという提案も含まれている。

第2節 英国の信託税制

はじめに

イギリス法において、信託の定義規定は存しないといわれている。これは全く真実というわけではない。なぜならば、1987年の「信託の準拠法及び承認に関する条約」、いわゆるハーグ条約（Hague Convention）を批准しているからである。

同条約の2条はつぎのような定義をしている。

「この条約の適用上、『信託』とは、委託者たる者が生存中の行為によって又は死亡を原因として設定する法律関係であって、財産が受益者のため又は特定の目的のため受託者の管理のもとに置かれるものをいう。

信託は、以下の特徴を有する。

- ① 信託財産は、独立のファンド（基金）を構成し、受託者の固有財産には属さない。
- ② 信託財産は、受託者名義又は受託者のために第三者の名義になる。
- ③ 受託者は、信託条項又は法律により課せられる特別の義務に従い、信託財産を管理・使用・処分する権限と義務を有しており、これらについて責任を負う。

委託者が一定の権利及び義務を自己に留保していること及び受託者自身が受益者としての権利を有することは信託の存在と必ずしも矛盾しない。」

なお、信託を包含する継承的財産処分（settlement）の定義は、IHTA1984 §43において見ることができる。

受託者は、自分自身の財産と信託の財産という、2つの基本財産をもっている。法律的には、フランスの *fondation* とは違って、信託財産が独立した法的なエンタティではないということに留意しておくべきである。信託財産は、受託者の支払不能（債務超過）により影響を受けない。それは、原則的には、受益者の破産に服する。そこで、委託者は、浪費家たる受益者を保護信託の設立によって救済する。すなわち、生涯権（ライフ・インタレスト）は、受益者が破産や譲渡をすることにより消滅する。

ライフ・インタレスト・トラスト（生涯権信託。後述の収益保有信託参照）は、たとえば、受益者について上記のどちらかが生ずると、ライフ・テナント又はライフ・テナントの生涯の残りの部分についてその他受益者のための裁量信託に変化をする。この種のタイプは、アメリカにおいては消費信託（ただし、受益者が浪費家であるか否かはそれほど重要ではない）と呼ばれている。信託財産が受託者により消費されたときには訴訟を提起することにより、受益者は受託者の個人財産にかかっていくことができる。

信託財産の権原は、受託者の名義になっている。彼はだれに対してでも権利を主張できる。これは物権的（対物的）な権利と呼ばれている。受託者は、信託条項に反しない限りにおいて、それを売却したり、担保に入れたり、信託財産を処分しうる唯一の者である。信託財産と信託の受託者との関係はどのように解されているか。信託財産の権原が受託者の名義になっているのであるが、信託受益者の受益権の本質はどのようなものといえるか。議論の焦点は、受益者の権利が物権的な権利であるか、債権的（対人的）な権利であるかどうかについて存する⁽¹⁾。

歴史的にみて、受益者の権利は、債権的であるといわれている。その権利は一定の者に対してのみ行使することができる。それは物権的な権利へと進展しているといえるけれども、究極的な分析においてはなお債権的であると解されている。しかし、実際には、すべての者に対して有効であるかのようにみえる。

受託者の義務と権限は、信託条項において委託者によって明確にされるが、制定法あるいは衡平法上の原則によっても規定されている。たとえば、イングランドでは、受託者に対し、信託条項により賦課された義務や権限の他、1925年の受託者法において、さまざまな権限や義務を与えている。

信託は、さまざまな目的のために用いられており、それはもともと柔軟なアングロ・アメリカの法的な仕組みの1つであり、信託は社会生活の多くの局面で重要な役割を果たしている。メイトランドは、信託は、契約と同じように、伸縮自在な、かつ一般的な仕組み（インスティテュート）であると述べている⁽²⁾。信託に関して、フランス人はかつて、「パリの大通りで行商人が売っている特別な薬で、捻挫、歯痛、脱毛をなおすようなものである。」あるいは、「信託が何に使えるかと自問すると、答えはすべてであるということになる。信託はイギリス人の生活におけるお茶以上のものであり、アメリカ人の生活における野球以上のものである。」と述べている⁽³⁾。

また、フレッチャー (Fratcher) はその使用例として、26の事例を上げており、その目的は日々多様化しているとのべている⁽⁴⁾。

信託を活用する租税誘因としては、後述する相続税回避 (潜在的非課税譲渡の利用)、キャピタル・ゲイン課税における「課税の繰延べ (ホールド・オーバー・リリーフ)」の利用、信託課税による税率 (通常の所得税率より低いことによるベネフィット) などを中心であろうが、その他の理由としては、①未成年者のための財産保有、次世代の者のためにキャピタル・ゲインを維持・保有すること、②受益者が所得を享受できるようにすること、③将来の偶発的事故・災害に備えること、④受益者の資金の悪化・破産の場合におけるキャピタルの保全のため、⑤知的障害者等に対する基金の保有、⑥従業員のための株式保有、⑦公的目的、年金、あるいは歴史的な建物のための資産保有などがあげられよう⁽⁵⁾。しかし、租税要因は信託選択のための極めて重要な要因の一つであることにはかわりはない。

このような信託を分類するにあたってはいくつかの基準がある。2つの主たる分類基準は、信託がどのような方法で成立 (設定) されたか、あるいはどのような目的に使われているかということである。

最初の基準でいくと、次のように信託を分類できる⁽⁶⁾。

- ① 明示信託 (express trusts)
- ② 復帰信託 (resulting trusts)
- ③ みなし (あるいは構成) 信託 (constructive trusts)
- ④ 制定法信託 (statutory trusts)

明示信託は、委託者の行為により意図的に設立される。たとえば、遺言者は、受託者に信託財産を保有させることによって、生涯にわたりAに所得を与え、その後Bにそれを与える場合などである。復帰信託、みなし信託は、財産の法的な権原はある者に、衡平上の受益的な享有権は、別の者に存する場合に、衡平裁判所との関係によって設立される。

復帰信託は、Aが、Cに生涯にわたり所得を支払うために、財産をBに譲渡した場合に生ずる。このときに、Aは、すべての受益権を処分していなかった場合に、Bは自動的にAのために信託を維持することになる。委託者が受益権をもたないというAの意思は重要ではない。Aは、いわゆる期待権をもっており、Cの権利が終了したときに、「設定された財産 (settled property)」を取得する権利をもっている。

みなし信託は、エクイティが明示又は結果信託の受託者による財産の受益権の保有又は主張を排除するために、そのような保有とか主張をエクイティ原則に反しない限りにおいて、強制的に置かれる「救済的な制度」として定義される。

制定法信託は制定法上の規定から生ずる。たとえばイングランドにおいては、不動産を共同所有にする際に、1925年財産法の規定に基づいて、信託が生ずる。

目的による分類は、私的信託と公益信託に分類され、受益権の本質によって、固定的信託と裁量的な信託に分類される。財産が連続して受益的に保有される信託とそのような保有されない信託との区別に基づいて、信託を分類することは税法上意義がある。継続的に財産が受益的に保有されている信託は、受益権がある種の条件のもとで（偶発的な状況で）保有されている、あるいは継続的に保有されている点で共通している。

継承的財産処分（settlement）は、信託を含むが、受益権を継続的に保有されている信託であるといえることができる。このカテゴリーには、固定的信託と裁量信託と設定された土地法における継承的財産処分が入る。

信託が継続的な要素をもたず、受益権が直ちに保有されている場合には、そのような信託は第2のカテゴリーに属するといえる。つまり財産が継続的に保有されない信託であるが、共同のテナント、復帰信託、みなし（あるいは構成）信託、秘密信託、ノミネーションなどがあたる。

継続的に受益権が保有されている信託は、その中心的なものとして、次の3つの信託を挙げることができる。

- ① 固定収益信託（収益保有信託あるいは占有権利信託）（interest in possession trust）
- ② 裁量信託（discretionary trust）
- ③ 累積扶養信託（accumulation and maintenance trust）

イギリスの、いわゆる裁量信託、累積扶養信託の普及は、その税制面からのバックアップが拍車をかけているといわれているが、信託税制が極めて詳細に立法化されているイギリスにおいては、1990年現在における全信託数の90%が、節税目的でファミリー資産を維持・配分するために利用されているといわれている。収益保有信託（占有権利信託）が190,000件、裁量信託及び累積扶養信託が70,000件にもものぼるといわれている⁽⁷⁾。

第1款 裁量信託と収益保有信託

1 国内居住信託の基本的課税関係

(1) 受益権の本質による信託の基本類型

(A) 信託の二つの類型

信託は、財産の法的な所有権がある一定の者（受託者 [trustee]）にあり、そして受益的な権利が別の一定の者（受益者 [beneficiaries]）に帰属するという、法的な考案物である。信託は、通常、証書か遺言により設立され、信託を設立した者は、通常、委託者 (settlor) と呼ばれる。信託は、通常、繼承的財産処分と呼ばれているが、その概念は、信託よりも広く、契約、処分及び和議などのようなものも含む。イギリスの信託税制、さらには上記の三つの機能を考慮するに際しては、収益保有信託と裁量信託という、二つのタイプに着目する必要がある。イギリス信託（法）の詳細は既にわが国では広く研究が進められているところではある⁽⁸⁾が、イギリス信託の基本類型である裁量信託、収益保有信託、受動信託 [bare trust] の三つの基本的タイプのうち、課税関係の考察にあたっては、前二者の検討が特に有益であることに留意しておく必要がある。

信託を活用する租税誘因としては、後述する相続税回避（潜在的非課税譲渡の利用）、キャピタル・ゲイン課税における「課税の繰延べ (hold over relief)」の利用、信託課税による税率（通常の所得税率より低いことによるベネフィット）などが中心であろうが、その他の理由としては、①未成年者のための財産保有、次世代の者のためにキャピタル・ゲインを維持・保有すること、②受益者が所得を享受できるようにすること、③将来の偶発的事故・災害に備えること、④受益者の資金の悪化・破産の場合におけるキャピタルの保全、⑤知的障害者等に対する基金の保有、⑥従業員のための株式保有、⑦公的目的、年金、あるいは歴史的な建物のための資産保有などがあげられよう。しかし、租税要因は信託選択のための極めて重要な要因の一つであることにはかわりはない。

(B) 収益保有権信託⁽⁹⁾

収益保有信託 (interest in possession trust) は、その保有者に、帰属すべきものについての請求権を付与する。この典型的なものは、ライフ・テナンシィ (life tenancy) である。そこでは受益者が生涯にわたり所得の一部及び全てを取得する権利を有している。受

益者が法的にどの程度の所得を取得しうるかは、信託の設立証書の条項による。受託者がライフ・テナント（生産保有権者）(life tenant) に所得を支払わないとすると、受益者はそれを請求することができる。このような継承的財産処分は、未亡人のために生涯にわたり、いわゆる生涯権 (life interest) を与え、彼女が死亡したときにその子供に信託キャピタルに与えるために特に用いられている。

この信託は通常、「生涯Aに、生涯Bに、そして残余権 (remainder) をCに」という形態をとる。Aは、彼が活着している間は収益保有権（占有権）(interest in possession) を有しており、Aの死後において、B及びCは順次この収益保有権あるいは残余権を取得することになるという意味において、「将来継承すべき」者である。

このような幾人にもわたる多くの継承的な生涯権を規制するルールは、永久権禁止則 (perpetuity rule) としてよく知られている⁽¹⁰⁾。そこでは通常その信託の期間を80年を超えないように制限している (perpetuities and Accumulations Act 1964: PAA1964 等参照)。上述の例でいくと、Aは生涯にわたり収益保有権をもち、BとCの権利というのは条件付き（留保付き）、「将来継承すべき」状態ということになる。Aが死亡すると、Bはその権利を「フォール・イン (fall in)」するといわれており、収益保有権を取得する。Cの権利は、Bが死亡するまで（条件付きであり）「将来継承すべき」状態である。AとBはライフ・テナントであり、Cは帰属権利者 (remainderman) である。かれらは全て受益者であり、また潜在的な受益者でもあるといえよう。

収益保有権（占有権）をもつ信託の一つの形態として、家族のなかの特別な浪費家（たとえば放蕩息子）のために設定される保護信託 (protective trust) と呼ばれるものがある (Trustee Act1925: TA1925 §33)⁽¹¹⁾。生涯権について権利を有している者は、その者が所得についての権利の行使を停止させられるようなことを行った場合（たとえば収益保有権の放棄とか破産）には、その生涯権（ライフ・インタレスト）は終了し、代わりに所得は、主たる受益者又はその家族のために裁量的な信託によって保有される。保護信託は、確定的な権利をもった信託と裁量的な信託との結合物であるといえよう。

(C) 裁量信託⁽¹²⁾

収益保有権をもたない継承的財産処分（すなわち信託）は、受託者が一定の決定を行ってはじめて受益者が権利を取得することになり、本質的には受託者の裁量に依存するものである。このような信託は、所得かキャピタル・ゲインのどちらか、あるいはどち

らに關しても裁量的でありうる。このような裁量信託 (discretionary trust) の基本的な特徴の一つは、受益者のクラス (集團) が明確に認識しうるものでなければならないということである。受益者の完全なリストがいつでもつねに作成されているということは要件ではない。しかし、権利が主張できる受益者は、自分が受益者であることを明らかにしなければならない。そのようなクラスの特定は、「Xの息子らと孫たち」あるいは「ロンドンで生まれた知的障害者の息子」といったようなもので足りると解されている⁽¹³⁾。

このような信託は、委託者の遺言により設定される。同時に、委託者は、裁量がどのように行使されることを望んでいるかを指示しておくこともありうる。ただし、このような指示は受託者を拘束するものではない。受託者は、そのような信託の信託条項に基づいて、受益者に所得又はキャピタルを配分しうるし、また一定の受益者には所得又はキャピタルを配分しないこともできる。受益者は受益者のクラスのなかに存在するが、受託者が当該受益者のために裁量権を行使しないかぎり、なにも取得する権利をもたないといえる。また、このような信託は、前述の信託同様に、永久権禁止則に服している。

裁量信託の特別なタイプが累積扶養信託 (accumulation and maintenance trust) である⁽¹⁴⁾。そこでは、通常、25年間子供らのために財産が設定される。受託者は、それらの子供の教育、養護のために彼らに所得又はキャピタルを指定する裁量をもっている。しかし、所得は累積し、その所得が前払いされない限りで、子供が、25才までの年齢で、条項に規定した一定の年齢に達すると、当該所得はキャピタルについての、その子供の持分を構成する。累積期間は21年を超えることはできず、そのような信託は永久権禁止則に服している。

(2) イギリス信託課税の枠組み

イギリスの信託課税について、所得税、キャピタル・ゲイン税、相続税にかかる課税関係が相互に錯綜して生ずることになる⁽¹⁵⁾。

(3) 信託課税の時系列的分析

(A) 信託の設定時

(a) 相続税

委託者が信託に資産を移転させる (生前譲渡) と、委託者の遺産 (estate) は減少し、

委託者が潜在的な相続税の納税義務を負うことになる。イギリスの相続税は、死亡時の遺産及び死亡前7年以内に行われた贈与について課税する。収益保有権信託及び累積扶養信託 (Inheritance Tax Act 1984: IHTA1984 §71) に対する資産移転においては、贈与は潜在的な非課税譲渡 (potentially exempt transfer: PET) とみなされている (IHTA1984 §3A)。生前譲渡の多くは PET に該当するが、収益保有権を有しない信託、いわゆる裁量信託の設定等、一定の譲渡は直ちに相続税が課税されることになる。

固定収益信託が相続税法において享受する優遇措置に比して、裁量信託への贈与 (gift) は、PET の資格をもたない。これは裁量信託が設定されたときに、相続税は、信託がゼロ税率のバンドに収まらない限り、賦課されるということを意味している。IHTA1984は、収益保有権を有しない継承的財産処分について独立した章を設け、いわゆる「相当な財産」(適格収益保有権の存しない「設定された財産 (settled property)」) に相続税が適用される旨を規定した。上述した累積扶養信託をはじめとして、次のようなタイプの継承的財産処分は、その章からは除外されている。

- ①公益信託
- ②累積扶養信託
- ③年金スキーム
- ④従業員信託及び新聞信託
- ⑤1978年4月12日前に設定された、受託者法1925 §33(1)(ii)に係る保護信託
- ⑥1981年3月10日前に設定された無能力者信託
- ⑦専門職従事者のための損害補償基金
- ⑧排除財産 (excluded) からなる信託

なお、⑤⑥は、IHTA1989などにおいてその後も、優遇措置が賦与されている。

結果的に、裁量信託は、IHTA の Chap. IIIにより規制されているといえる。なお一方で、後述するように、信託期間中、裁量信託に係る IHT において、受託者が信託財産の全てあるいは一部を譲渡したとしても、現実の譲渡あるいはみなし譲渡は生じないということに留意しておく必要がある。

PET とは、受益を留保した贈与に該当しない限り (そのような信託の場合では、それは委託者が現に、あるいは潜在的に受益 (ベネフィット) を受けていることとなる。)、譲渡者 (贈与者) が7年以内に死亡したときに相続税が課せられることになる。相続税は生

前税率と死亡税率の二種を有しているが、このような場合、死亡時の死亡税率で課税（但し、譲渡の時から3年を超えて死亡したときには軽減措置がある）される（IHTA1984 §54A、54B）。純粋な裁量信託においては、贈与は直ちに相続税の課税関係を生むが、たいていの委託者は、零税率限度額の範囲内（£150,000をインデグゼーションした額）に納まり、それを利用するので、課税問題は生じない（なお、課税譲渡に対する追加税率については、IHTA1984 §7参照）。

(b) キャピタル・ゲイン税

委託者が現金を信託に贈与しない限り、資産の時価（市場価額）で処分されたとみなされ、そしてキャピタルゲイン税の潜在的な納税義務が生じる（Capital Gain Tax Act 1979: CGTA1979 §§53~56、126B、sch. 4 これらの規定は今日、Taxation of Chargeable Gains Act 1992: TCGA 1992 §§70-73、165におかれている。以下同様）。キャピタル・ゲインの計算は、資産の処分価額から控除しうる支出額（ベース・コストといわれるがその主たるものは取得価額である）を控除することにより算定される。キャピタル・ゲイン課税の税率は所得税と同じ税率であるが、キャピタル・ゲインは所得のトップ・スライス部分として税額は算定される。

事業用資産（business assets）・農業用資産（agriculture assets）については、委託者は、信託がどのようなタイプであるかを問わず、課税の繰延べ（hold over relief）を選択することができる（CGTA1979 Sch. 4 paras. 1~3 TCGA 1992、Sch.7 paras. 1~3）。これは、委託者において課税されうるゲインに代えて、受益者が資産の取得について支払ったであろうと考えられる取得価格（時価）から当該ゲインを控除することにより、受託者がその資産を売却するまで、当該ゲインが繰り延べられるということを意味している⁽¹⁶⁾。収益保有信託において、たとえば委託者が受託者へ£100,000でかつて取得していた時価£150,000の土地を譲渡すると、受託者の取得価額は、£100,000にインデグゼーション（仮に0.181とする）を上乗せした£118,100となり、キャピタル・ゲインの課税の繰り延べは£31,900となり、受託者の取得価額は£118,100となる。

非事業用資産については、そのようなゲインが相続税と同時にキャピタル・ゲインの課税関係が生じる場合には、ゲインがたとえ零税率限度額（個人の2分の1、原則£2,900である。CGTA1979 §5 (1B)、TCGA1992 §3）内であろうとも、課税が繰り延べられるとしている（CGTA1979 §§147A、147B、TCGA1992 §§260、165(3)(d)）。よって、こ

これは PET の適用を受けない裁量信託等に対する贈与におけるのみ生じる⁽¹⁷⁾。また、ここでの観念的な移転からのキャピタル・ロス、同じ受益者における将来の取引からのキャピタル・ゲインと相殺される (CGTA1979 §4(1)、TCGA1992 §2(2)、さらに CGTA1979 §§31、33、TCGA1992 §§37、39も併せて参照)。

(B) 信託財産の運用 (信託期間中)

(a) 所得税法

すべての信託において、所得は基本税率 (25%) で課税され、受託者により納付される (Income and Corporation Taxes Act 1988: ICTA1988 §686)。ただ、裁量信託、累積扶養信託の所得は、さらに10%の付加税率 (additional rate) で課税され、同様に受託者により納付される。付加税率はかつては所得税の第2バンドになるようにセットされていたが、今日は所得税率よりも低く、法人税率 (35%) になるようにセットされている⁽¹⁸⁾。収益保有権信託においては、総信託所得が受益者に配分され、受益者は自らの他の所得と合算したうえで課税されるが、受益者は、税額控除をなす。最終的には、受益者は受益者の限界税率で課税されることになる。たとえば、信託所得£1,000について、受託者 A が£250の税を支払うと、受益者 B は£1,000が帰属したとみなされ、もし、受託者 B が 0 税率であれば£250の還付を受ける。しかし、B が40% (第2バンド) の税率での納税義務が存すれば、さらに£150の納税が必要となる。なお、受託者が、£1,000のうち£300を信託管理について支出した場合には、受託者は£300 (つまり、グロスアップすると£400) を支出しているものとして取り扱われることから、受益者の個人の所得は£600となり、£150 (所得についての税額£250から費用についての観念的な税£100を差し引く) の税額控除が生じる⁽¹⁹⁾。

裁量信託、累積扶養信託においては、受益者は信託から受領した所得額を当該受益者の他の個人所得に含めて税額計算を行い、受託者が支払った35%の税額に係る税額控除を行う。よって、受益者に配分された所得は当該受益者の限界税率で課税されることになる。一方、未配分信託所得は35%税率で課税されることになる。

受託者の所得の付加税率については、Finance Act1993 (FA1993) Sch6, para. 8により ICTA1988 §686(1)、(1A) が改正され、同条は、「受託者は信託に適用される税率」で所得に課税される (受託者は個人的代理人 [personal representative] ではない) 旨、

規定している。「受託者は信託に適用される税率」という意味は、その年度において効力を有する基本税率と付加税率（10%）の合計額に等しい税率と定義されており（ICTA1988 §686(2)）、これは所得が累積し、受託者の裁量により配分される所得等一定のものに適用される。これは1994-1995年度は35%である。この税率は、信託所得が信託の費用を超える部分に適用される（ICTA1988 §686(2)(d)）。このような所得を受け取った受益者は、前述したように35%の税額控除を行うことができる。

受託者は、キャピタルを受益者に配分することも可能であるが、それは35%で賦課される所得（総純所得）として取り扱われ、受託者はその支払額をグロス・アップして、35%で賦課される。たとえば、受託者が受益者にキャピタルから£65支払うと、これを35%でグロス・アップして35%を乗ずると、所得税額は£35となり、かなりの高率となる⁽²⁰⁾。

なお、委託者又は受益者に対する課税とは別に、租税回避規定としての「委託者への利益帰属主義ルール（benefit to settlor rules）」が存在する。委託者及び委託者の配偶者が継承的財産処分について権利を有する場合（TA1988 §§672、674、674A、673、683の規定があるが、現在使用されている規定は§674A〔委託者の権利が残存している継承的財産処分〕である。）、委託者の未成年者子女が継承的財産処分から所得を得ている場合（TA1988 §§663、664）、及び委託者又は委託者の配偶者又は未成年子女が継承的財産処分からキャピタルの支払い又はベネフィットを享受している場合（所得税について、TA1988 §§677、678、キャピタル・ゲイン税について、FA1988 Sch10）には、委託者は委託者の限界税率で課税をうけることになる⁽²¹⁾。

(b) キャピタル・ゲイン税

受託者が資産を処分した場合（いわゆる信託管理において生じる現実の処分）とみなし処分の場合が問題となる。キャピタル・ゲインについては、受託者が処分した財産は、受託者が財産を前者のように売却したためであろうとも、あるいは受益者が受託者に替わってその財産について権利を有するようになった場合（観念的な処分、以下、「みなし処分」という）であろうとも、キャピタル・ゲイン税が賦課される（ただし、キャピタル・ゲイン税の年間基礎控除額は£2,900であるので、これを超えると課税される。）。ここで注目すべきはみなし処分であるが、これは受益者がライフ・テナントで死亡以外の理由で継承的財産処分（信託）において「絶対的な受益者」になった場合に生ずる（納税義務は受益者に生じ、受託者には生じない）。純粋な収益保有権信託（life interest trust）は、25%

税率による課税である。その他の信託においては、35%税率による課税である。課税の繰延べは、(a)事業資産及び農業資産について、また(b)信託財産を構成してから3か月又はアニバーサリーから3か月を経過後に、裁量信託の資産について相続税が支払われる場合には、適用される(CGTA1979 §124)。また、この課税の繰延べ措置は、累積扶養信託において、子供らが同時に所得又はキャピタルに権利を有するという条件のもとで、累積扶養信託(継承的財産処分)の資産についても適用される(CGTA1979 §124)。

(c) 相続税法

収益保有権信託の資産は、相続税法上はライフ・テナントの遺産に属するものとして取り扱われる(IHTA1984 §4. このような場合の譲渡は通常の死亡税率で課税される)。死亡者の遺産に応じた税率により「設定された財産」に帰属する税は、受託者が支払う。この結果、ライフ・テナントが死亡すれば、その税率を確定するために、その信託の資産は、ライフ・テナントの遺産に存する資産と合算される。その結果、死亡者の遺産に含まれるファンドの価値により税率が高率となることもありえよう。ライフ・テナントが、死亡以外の理由で消滅する、あるいは処分される(収益保有権を現実に譲渡〔売買、放棄等〕する。)場合には、IHTA1984 §51は権利の消滅、処分をIHTA1984 §52のもとでの譲渡をもたらしものとして取扱い、受益者の権利が帰属する財産の価額に等しい譲渡(その譲渡はPET)として取り扱う。ライフ・テナントは相続税法のもとでPETを有するものとみなされる(それは、ライフ・テナントが移転後7年以内に死亡した場合にのみ課税されうることになる)。

保護信託については、特別な規定がある(IHTA1984 §88)。保護信託の受益者の生涯権が、たとえば当該受益者の破産等により終了した場合(裁量信託が生じるが)でも、当該受益者の生涯権は受益者の死亡まで、当該受益者の家族になしたキャピタルの支払いが当該受益者の生涯権の部分的な消滅として取り扱われることはありうるけれども、継続するものとして取り扱われる。保護信託の受益者が死亡したときに残存しているキャピタルすべては、当該受益者個人の遺産として合算される。

裁量信託の資産は、だれにも配分されえないことから、特別な制度が存する。すなわち、収益保有権の存しない裁量信託において、ファンドを受益者の収益保有権に帰属させ、継承的財産処分(信託)自体が納税主体となり、相続税について、当該資産が信託に存し、そして裁量レジュームに服している場合に定期的な期間課税を受ける。これは、①

信託のアニバーサリーに対する10年周期の課税（以下、「10年アニバーサリー（ten year anniversary）」という。IHTA1984 §§61、66）及び②その資産が信託を離脱するとき、原則的な賦課方法である10年アニバーサリーを充足しない残りの期間を拾い上げるための出口税の賦課（以下、「出口税（exit charge）」という。IHTA1984 §65）という形態をとっている⁽²²⁾。すなわち、10年アニバーサリーが原則であるが、継承的財産処分を組成する財産が相続税が賦課される「相当な財産」（IHTA1984 §58(1)）に該当しなくなる場合等には、出口税が賦課される。

10年アニバーサリーで賦課される税率は、実効税率（賦課されるべき相続税を相続税が課される割合とに示すことによって算定される率）の30%（この計算には生前税率が用いられるので最高生前税率20%を用いると最大税率は6%となる）であり、相続税はその税率を、IHTA1984が規定する課税譲渡（①継承的財産処分が開始される直前の継承的財産処分の価値等（IHTA1984 §6(4)）、②継承的財産処分が設定された日から7年間のうちに委託者が行ったあらゆる課税譲渡（IHTA1984 §66(5)）、③継承的財産処分について過去7年間において、相続税が生前税率で賦課された課税譲渡。IHTA1984 §7(2)）により譲渡された譲渡価額（価値）に乗じて算定される。

たとえば、1984年3月1日にAは裁量信託に£50,000の投資を行う（当時の0税率バンドは£60,000）とする。また、Aは1980年5月1日に£20,000の課税譲渡を行っていた。すると、裁量信託の設定時に相続税は、£10,000×15%で£1,500となる。10年アニバーサリー課税は、1994年3月1日に生じ、当時の信託基金の価値は£250,000とする。10年アニバーサリー課税は、譲渡価額（価値）£250,000、累積課税譲渡（1980年5月1日）£20,000、譲渡価額（価値）£150,000の相続税0、差額（£250,000+£20,000-£150,000=£120,000）の20%は£24,000、これから控除する相続税£0、信託基金の相続税£24,000、10分の3×£24,000=£7,200となる。

また、1984年3月1日に£30,000で第1の裁量信託を、さらに同額で収益保有信託を設立し、2つの信託が関連的継承的財産処分（settlement）であるとする。第1信託は1994年3月1日に10年アニバーサリーを迎え、£150,000の評価額を有するとする。この場合には£150,000の相続税£0、£30,000については20%の生前税率を乗じると相続税額£6,000、相続税の総額£0+£6,000=£6,000となり、10年アニバーサリー課税は10分の3×（£6,000÷£150,000）×£150,000=£1,000となる。

累積扶養信託においては、受益者がキャピタルに権利を有するか、キャピタルに生涯権を取得するまでは、受益者に帰属しないものとして取り扱われ、特別に優遇されている (IHTA1984 § PET58、71(4)、3A(3))。これらの信託については期間税又は出口税というものは存在しない。

(C) 信託から離脱する資産 (信託財産)

資産は様々な理由で信託から譲渡・移転させられる。(a) 受託者が資産を売却した場合、(上述したキャピタル・ゲイン参照)、(b) 受益者が受託者に対して資産の権利を取得する (その原因としては、①受益者が成人に達する場合、②受益者が帰属権利者 (残余権者) となっていて、ライフ・テナントが死亡する場合、③受託者が受益者らのために裁量権を行使する場合、④信託が消滅する場合などがある)、(c) 資産が別の信託に譲渡される場合、などに譲渡・移転が生ずる。

(a) キャピタル・ゲイン税

このような場合には、相続税とキャピタル税、又は相続税かキャピタル・ゲイン税の課税関係が生じる。どちらの課税関係も生ずる場合には、キャピタル・ゲインについては課税の繰延べ (hold over relief) が適用される (FA1989 §124)。これ以外の「課税の繰延べ」は、事業資産及び農業用資産についてのみ適用される。キャピタルゲイン税が生じない特別のケースとしては、ライフ・テナントが死亡するような場合である。その場合には、「みなし処分」と受託者による資産の時価による再取得が生じる (CGTA1979 §55(1) (a)、TCGA1992 §72(1)(a)) が、課税の繰延べのゲインが賦課されるようになる場合 (キャピタル・ゲインは受益者が死亡したら課税される。CGTA1979 §55A(2)、TCGA1992 §74(2)) を除いて、課税関係は生じない。

ある信託から別の信託への資産の譲渡が同じ信託内に資産が存在するとみなされるような場合には、キャピタル・ゲイン税の課税関係は生じない。ただし、これは、第1の信託の条件が第2の信託を支配し続けているというような場合である (Statement of Practice: SP7/84)。

(b) 相続税

相続税の課税関係は、信託のタイプによる。たとえば、裁量信託において、資産が10年のアニバーサリー前に裁量信託から離脱し、信託に賦課する場合に資産 (のゲイン) が零

税率対象額を上回らないのであれば、資産が離脱のときまでに増加した価値を有していたとしても、出口税にかかる税額は生じない。

(D) 信託における将来的享受権、その他の権利

(a) キャピタル・ゲイン税

将来的享受権 (reversion)、信託におけるその他の権利は、原則的には、当該将来的享受権、その他の権利が購入されたものであるか、あるいは委託者又は委託者の配偶者の権利であるといった場合を別にして、キャピタル・ゲイン税を生じることなく、処分をなす。

(b) 相続税

相続税において、将来的享受権は、だれかに帰属あるいは条件付であろうとも、継承的財産処分（信託）にかかる将来的な権利であるといえる。これは単なる期待権とは区別される必要がある。この将来的享受権は、市場価額を有しているが、原則として相続税の課税対象とならない除外財産 (excluded property) である (HTA1984 §48(1))⁽²³⁾。これは、将来的享受権が死亡時にその個人の遺産を構成しないということ、放棄するとき資産としてみなされないと取り扱われているということの意味している。生涯権 (ライフ・インタレスト) にかかる資産はすでにライフ・テナントの遺産に含まれているとみなされているので、資産の二重のカウントを回避する必要がある。よって、将来的享受権を保有しており、現金をとりあえず必要としないような者は、その権利がフォール・インする前に (つまり、ライフ・テナントが死亡するまえに) 自分の子供らにその将来的享受権を与え、そして他の世代のものに係る相続税を軽減することができる。

(E) 受動信託とその課税⁽²⁴⁾

受動信託 (bare trust) は、特に未成年者の両親により設立されるが、必ずしも十分に活用されていない。その結果、受益者は、財産について権利を取得し、成人に達すれば受託者から法的な権利を付与される。受動信託は、絶対的な受益者のために1人以上の受託者が信託において財産を保有する場合に設立される。受託者は、単に預かり人又はノミニニーとして信託財産を保有し、正当な権利者として絶対的な権限を有する契約締結能力者たる受益者に対して (あるいは受益者の指示に従って) 信託財産の移転義務のみを負う。

通常の受託者が負担する積極的な受託者の義務は存しない。そこで、受託者は、多くの場合に、ノミニー (nominee) に相当しよう。なぜならば、受託者は、財産に法的な権利をもっているために、賃料、配当などはすべて受託者に対して支払われる。受託者は、持株についての議決権を行使し、またいかなる販売についても影響力をもつ。

受益者が成人に達すれば、受託者は受益者の指図に従って行動をすることとなる。受益者が未成年の場合には、受託者は受益者の権利に顧慮しなければならないが、たとえば受益者には有効な受領書を発行する権限がないことから、受益者に信託財産を交付することはできないと解される。

タックス・プランニングにおける受動信託の要点は、受動信託をして、未成年者のためにのみ財産を保有させることである。このような信託は、それが設立されたときに、PETを構成するのみでなく（相続税において、受託者は無視され、財産は受益者に帰属するものとして取り扱われる）、所得税及びキャピタル・ゲイン税においてベネフィットを提供する。

各税の取扱は、以下のようになる。

(a) キャピタル・ゲイン税

キャピタル・ゲイン税法は、「設定された財産 (settled property)」と「代理保有財産」(判例上の文言) とを区別し、前者においては設定された財産の受託者は独立したエンティティとして取り扱われるのに対し、後者においては受益的な所有者にその財産は直接帰属する。よって、後者の場合にはゲインとロスには受益者に生じ、受託者には関係しない。

受動信託に係る財産は、キャピタル・ゲイン税においては「設定された財産 (settled property)」ではない。設定された財産の定義は、TCGA1992 §68にあるが、同条は、設定された財産を§60が適用される財産以外で、信託において保有される財産のすべてであるとしている。§60は、あるパーソンが別のパーソンのためにノミニーとして、あるいは受託者に対して絶対的な権利をもっている別のパーソンのために受託者として、あるいはそのような権利をもつことになるであろうパーソンで、孤児あるいはその他の無能力者たるパーソンのために受託者として、保有している財産について規定している。

Tomlinson v. Glyns Executor and Trustee Co.⁽²⁵⁾において、受動信託は、未成年者の場合には未成年者が成年に達するといったような不確実性 (条件) が存しない場合のみ、存在することになると判示する。受動信託は、未成年者が成年に達した場合に、その

者の金銭に対する（絶対的に主張できる）権利を取得することとなる場合に存在することとなる。そして、たとえば、Aが未成年である場合に、受動信託は、Aのためにのみ存在する。しかし、Aは未成年者であるために、受託者に有効な受領書を与えることはできない。設定された条件のために、18歳になると、Aのために設立された信託は、設定された財産として取り扱われるであろう。

TCGA1992 §60(1)は、あたかもその財産が与えられたかのように、その法律は適用されるべきであり、資産に関係するノミニー又は受託者の行為は、受益者の行為としてみなされるということを述べている。

キャピタル・ゲイン税との関係は、重要である。受託者による処分時に、受益者の毎年のイグゼンプション£5,800（設定された財産（settled property）が存する場合のそのイグゼンプションは、通常は£5,800の額の2分の1である）が適用されるであろう。そして、受益者のキャピタル・ゲイン税率が適用される。未成年の受益者が存する場合には、所得のトップスライスとしてのキャピタル・ゲイン税率は、累積扶養信託の税率（累積扶養信託の税率は、偶然性（不確実性）があり、そしてTA1925 §31が適用される場合のみ適用される）に比べるとかなり低率となる可能性があるだろう。

しかし、受動信託に所得が存する場合に、もし処分が予期されているのであれば受益者のキャピタル・ゲイン税率が25%を超えないように（なぜならば、超えた場合の税率は、その受益者のための収益保有権に係る受託者のキャピタル・ゲイン税率になるであろう）注意をすべきである。未成年者受益者の親（委託者）が存在する場合には、キャピタルの配分は、残余のあるいは累積した所得が存する場合には、なされるべきではない。

(b) 所得税

Corbett v IRC⁽²⁶⁾は、ごく限られた場合においては受動的な受託者が基本税率による税額を控除することは必要である（その場合にはまず、納税義務者は受託者。そして、受益者が次に税額控除を行う）が、原則として、受動信託において生じた所得はすべて受益者において課税されるということを明確にしている。

(F) 両親の所得の分割

両親が未成年で未婚の子供のために財産を設定すると、その子供に支払われた所得はすべて委託者の所得として取り扱われる（ICTA1988 §663）。ICTA1988 §670により、継承

的財産処分は受動信託を含むと、広範囲に定義されている。これは、所得が累積される場合に、「撤回できないキャピタルの継承的財産処分」には ICTA1988 §664は適用されない（そのような所得が累積していても、その所得は委託者のものとしては取り扱われない。ICTA1988 §664(2)）。累積についての所得税は、そのような信託の受託者に課せられる。ただし、未婚の未成年に対する所得及びキャピタルの配分は、信託の累積所得がある限りにおいて、委託者の所得とみなされる。すなわち、ファンドからの支払いは、累積額までは、委託者の所得として取り扱われる (ICTA1988 §664(2)(b))。

しかし、§663のみは、所得が子供のために又は子供に支払われる限りにおいて適用される。子供が財産及び所得に絶対的な権利を有している場合に、又は所得が現実には子供に支払われないが受託者により保有されている場合（たとえば受託者の名前の銀行口座に存する場合など）には、歳入庁は、§663が適用されないという取扱を受け入れている。その所得は、所得税においては子供の所得である。その子供は個人リリーフを行い、所得がネットで支払われている場合には税額を取り戻すことができる。受託者が両親であり、財産が両親から生じているという事実にもかかわらず、このように取り扱われる。

(a) TA1925 §31の運用

このような状況下で、TA1925 §31の運用が、このようなアレンジメントを害するかどうという問題が生ずる。この§31は、受益者の扶養、教育、その他利益のために所得を支払うにあたり、所得についての裁量を受託者に与え、そして所得の残りを累積させることを受託者に命じるものである。TA1925 §31の信託は、相続税における累積扶養信託と同じである (IHTA1984 §71参照)。

IHTA1984 §43(2)(b)における、継承的財産処分に係る相続税の定義は、財産の所得の全てまたは一部を累積させるため、そして受託者の裁量でその所得から所得を支払う権限をもっている「信託の受託者」により保有された財産を含むと規定する。そこで、未成年受益者にとって TA1925 §31の運用は、おそらく累積扶養信託を作ることになるだろう。そして、§31は、条件付きであろうと確定したものでであろうと、いかなるものでであろうと、所得についての権利を取得している者のために、受益者が信託において財産を保有されている場合に適用される。

これは、累積扶養信託の受益者が死亡した場合に、相続税の課税が生じない (IHTA1984 §71(4)) とされていることから、相当であると解される。一方、そのとき

には生涯権（ライフ・インタレスト）が存しないために、キャピタル・ゲインの免除の増加は存しない。

そこで、受動信託を作るために、特別にそれを排除することによって、TA1925 §31を適用することを妨げるほうが望ましい。

(b) 所得についての受動信託

この§663の原則は、等しく、所得についても受動信託に適用される。両親の継承的財産処分の子供の受動信託が絶対的な権利を付与され（§31が明確に排除される）、そしてその所得が配分されずに、受託者の名前で銀行口座に入金れると、その所得は§663の対象となることなく、子供の所得として取り扱われる。

所得のみでなく、キャピタルについても、受動信託が存在する場合には、子供が18歳に達すると、累積している所得は受益者に支払われる必要がある。しかし、受動的受託者は、受益者と合法的に合意のうえで、徐々に所得を配分することもできる。

所得についての受動信託（収益保有信託。まさに所得に関しての受動信託はこれに該当する）は、当該子供に受託者が基本税率で所得を支払うこととなることから、子供が成年に達した後も継続させるべきであるといえよう。

〔注〕

- (1) Frans Sonneveldt, *The Trust—An Introduction* 5-6, in Frans Sonneveldt & Harriët Van Mens, *The Trust—Bridge or Abyss Between Common And Civil Law Jurisdictions?* (1992).
- (2) F. T. Maitland, *Equity* 10 (1910).
- (3) P. Lepaulle のことばである。Frans Sonneveldt, *supra* note, at (1) に引用がある。
- (4) W. F. Fratcher, *International Encyclopedia of Comparative Law*, "Trust" Vol. VI, Chap. 11, 3-5 (1973).
- (5) Peter White, *Ractical Trusts: Law, Tax And Precedents*, Chap. 2 (5th ed. 1994); David B. Parker & Anthony R. Mellows, *The Modern Law of Trusts* (4th ed. 1979), Phillip H. Pettit, *Equity And The Law of Trusts* (7th. ed. 1993); Walters, *Recent Development Regarding Trusts*, 1991 *European Taxation* 382P362-83 (1991).
- (6) Frans Sonneveldt *supra* note (1), at 8.
- (7) イギリス信託税制研究会編『イギリス信託・税制研究序説』50、56頁（清文社・1994）参照。アメリカ、カナダ等コモン・ロー諸国における、このような財産計画への信託の活用については、エドワードC. ホールバック・ジュニア（新井誠訳）「米国にとける信託の利用状況と信託の利用目的」信託179号72頁（1994）、ドノヴァン・ウォーターズ（新井誠訳）「今日のカナダにおける信託の活用

方法」信託173号73頁（1993）等参照。

- (8) イギリス信託法一般については、G. H. キートン、L. A. シェリゲン（海原文雄・中野正俊監訳）『イギリス信託法』（有信堂・1988）（以下、「キートン前掲書」という。）、森泉章編著『イギリス信託法原理の研究』（学陽書房・1992）、イギリス信託税制研究会・前掲書「第一章現代イギリスにおける信託の活用法」（新井執筆）等参照。その他、本稿では、イギリス信託法について、David B. Parker & Anthony R. Mellows, *The Modern Law Of Trusts* (4th ed. 1979), Philip H. Pettit, *Equity And The Law Of Trusts* (7th. ed. 1993) を主として参照している。
- (9) See Peter White, *Practical Trusts: Law, Tax And Precedents*, Chap. 2 (5th ed. 1994); Brian Courtney, *Trust Taxation Manual* 1.2 (2nd ed. 1990).
- (10) See David B. Parker & Asthony R. Mellows, *supra* note (5) at 90-112; Peter White, *supra* note (5) at 19,20.
- (11) See David B. Parker & Anthony R. Mellows, *supra* note (5) at 113-18; Walters, *supra* note (5) at 383; Peter White, *supra* note (5) at 184. アメリカでは浪費者信託 (spendthrift trust) と呼ばれているものである。わが国で論考は多いが、とりあえずエドワード C. ホールバック・ジュニア（新井誠訳）・前掲注(3) 講演参照。
- (12) David B. Parker & Anthony R. Mellows, *supra* note (5) at 62-89; Phillip H. Pettit, *supra* note (5) 67-73; Walters, *supra* note (8) at 383; Peter White, *supra* note (5) at 72.
- (13) David B. Parker & Anthony R. Mellows, *supra* note (5) at 69-76,84; Phillip H. Pettit, *supra* note (5) 44-50; Walters, *supra* note (5) at 383. なお、瀬々敦子「イギリス信託法における受託者の権利・義務」信託180号29頁（1994）参照。

イギリスにおいては、受託者は、所得及びキャピタル・ゲインの配分について権限を有することが可能であり、また受益者のクラスに新たな受益者を付加したり、削除したりすることが可能である。わが国において、裁量信託の課税関係を検討するにあたりこの「受益者の指定」がまず問題となる。信託法上、受益者に関する指示はあるが、委託者の指示した受益者の範囲が漠然としている場合（例、友人、縁者）には信託行為は無効であるが、受益者は信託行為の当事者ではないことから、信託行為当時特定・現存することを要しない（特定・現存は信託行為の効果が受益者に帰属する要件）と解されている。四宮和夫『信託法（新版）』127（有斐閣・1989）。たとえば、「委託者の子供4人のうち、受託者が最も事業遂行能力があると判断する者」といった指定も可能であろう。

下野博文「相続税法四条に関する一考察」税務大学校昭和52年度研究科論文集63頁以下（1978）も併せて参照。

- (14) David B. Parker & Anthon R. Mellows, *supra* note (5) at 81-84; Phillip H. Pettit, *supra* note (5) 67-73; Walters, *supra* note (5) at 383; Peter White, *supra* note (5) at 102-107.
- (15) イギリス信託課税については、Peter White, *Practical Trusts: Law, Tax And Precedents* (5th ed. 1994) Jone Tilcy, *Butterworths UK Tax Guide* (11th ed. 1992); Moiz Sadikali, *Butterworths Yellow Tax Handbook* (13th ed.

1991); Giles Clarke, *Butterworths Capital Gains Tax Guide* (2nd. ed. 1989) が有益である。本稿は、原則として1995年現在のイギリス信託税制を念頭においている。その他、イギリス信託課税については、イギリス信託税制研究会・前掲書「第二章イギリス信託課税の概要と特徴」(占部執筆) 参照。

(16) 生前譲渡の多くは潜在的非課税譲渡 (PET) にあたるが、直ちに課税されるものとして、イギリス信託税制研究会・前掲書第2章117~118頁参照。

相続税法において、収益保有権の存しない (所得に対して権利を有しない) 信託は裁量信託に該当する。この信託は受託者が所得について裁量をもっている、および受託者が所得を累積する権限をもっている信託である (キャピタルについての権限は、裁量信託か否かを判断するには用いられない (IHTA1984 Part III, Chap. III §§58-85))。

(17) 「課税の繰り延べ」の経緯等については、イギリス信託税制研究会・前掲書第3章202頁以下参照。なお、「課税の繰り延べ」としては、現行法の IHTA1984 §57においてはホールド・オーバー・リリフ (譲渡者はゲインに賦課されず、資産を取得した者の取得価額から控除される。) が取られているが、財産評価を必要としないノーゲイン・ノーロス方式が検討されたこともある。同204頁、205頁参照。

(18) 基本税率による課税は、個人所得について所得税率 (最高40%) で賦課されている者を信託の利用に走らせてきた。そこで、一定額以上の未配分所得について付加税率15%を賦課して、総合税率 (基本税率+付加税率) を40%とすることが検討されてきた。現行の総合税率 (基本税率+付加税率) 35%は法人税率と同一である。イギリス信託税制研究会・前掲書第3章194頁以下参照。

(19) イギリス信託税制研究会・前掲書第2章69頁、70頁参照。

(20) See Peter White, *supra* note (5) at Chap. 6.

(21) 詳細については、前掲注(7)第2章76頁以下 (所得税)、94頁、95頁 (キャピタル・ゲイン課税)、第3章228頁以下参照。

(22) 10年アニバサリー課税、出口課税についての詳細は、前掲注(7)第2章132頁以下参照。

(23) 前掲注(7)第2章134頁以下参照。

(24) Peter White, *supra* note (15) at 146, イギリス信託税制研究会・前掲書第3章190頁以下参照。

(25) *Tomlinson v Glyns Executor and Trustee* (1969) 45TC600.

(26) *Corbett v IRC* (1938) 1KB567.

第2款 公益信託

1 チャリティの概要⁽²⁷⁾

(1) チャリティの定義

イギリスでは、「公益活動」や「公益活動を行う主体」、すなわち公益信託、公益法人等のことを広くチャリティ (charity) と称している。

チャリティに該当するか否か、すなわち公益性の基本的なテストは、エリザベス1世時代の1601年の法律 (43Eliz 1, C4) の前文 (いわゆる1601年公益ユース法) に依存しうると解されているが、この前文は多くの公益目的を掲げていた。しかし、現在、その前文は制定法規集から除外 (廃止) されている。そのため、公益ユース法の前文を参照しながら、公益信託の公益目的について、次の①～④の4つの原則的な要件を見いだしたペムセル (Permsel) 判決 (1981) AC531のマクナートン卿の意見にその判断テストを見いだすことが有益である。

なお、公益信託の運営・監督、促進については、1953年の公益信託法、1960年のチャリティ法等が重要である。

- ① 貧困の救済
- ② 教育の奨励 (助長)
- ③ 宗教の助長
- ④ その他、コミュニティへ恩恵を与える目的

貧困の救済のための信託を除いて、その他のすべての公益信託は、公的な利益 (Public benefit) を促進する。関係者に利益を付与するために設定した信託は、公益的であるとはいえない。

公益信託を支えているポリシーからは、①委託者が一般的な公益的な意図を有している限り、公益目的が必ずしも確実であることは必要でない (具体的な事業目的を掲げる必要はなく、信託設定者の表明した一般的な公益目的に合致するように、裁判所又はチャリティ・コミッショナーにより「可及的近似の原則 (cy-pres doctrine)」により事業計画を定めて費うことができる) ということ、そして純粹に抽象的な公益目的からなっているということが永久的に継続したとしても有効である (公益信託は不定期間を存続期間として設

定できる)ということが導きだされている。

チャリティは、その構造がどのようなものであろうと、それがイグゼンプト・チャリティ (exempt charity) やイクセプティド・チャリティ (excepted charity) に該当しない限り、登録 (registration) をしなければならない。登録をすれば、租税の特権を受けるチャリティであると推定される。チャリティの登録機関 (監督又は指導機関) としては、チャリティ・コミッションが存在する⁽²⁸⁾。1853年の公益信託法で設置が認められたものである (1960年チャリティ法でこのような登録制度が導入された。チャリティが租税優遇措置を受けるために、事前にチャリティ・コミッションと歳入庁は協議をしているといわれている)。

イグゼンプト・チャリティは、1960年法に先立って、コミッショナーの管轄から除外されていた大きな組織である。イクセプティド・チャリティは、資産からの年間所得が£1,000を超えない小さなチャリティで、規則・命令で列挙された職場などで登録されるものである。

登録されたチャリティは、170,000件あり、毎年4,000件の割合で増えている。年間100件程度が却下されている。

なお、公益目的とそうでない公益目的が混在する裁量トラストは、不適格となる。信託が有効な公益信託であるためには、その目的は排他的でなければならない。公益又は慈善目的の信託は、受益者原則の侵害、不確実性などのために無効である (公益及び慈善目的の信託は慈善が公益に制約されることにより、有効と考えられている)。

2 チャリティの課税⁽²⁹⁾

(1) チャリティの優遇措置、公益法人の活用の概要

一般的に、チャリティは、後述するようなタックス・ホリデイを享受する。

チャリティは、信託か法人であるかにかかわらず、所得税、キャピタル・ゲイン税、法人税、相続税、印紙税が免税とされる。事業所得 (これは投資所得に対するものとしての所得である) が関係する場合には、次の場合について課税から免除されている。

①チャリティの目的、又は主たる目的の1つが特別な取引を実施することであるとき、
又は

②事業に関係する仕事が、主として受益者により遂行・実施されているとき。

実質的な取引がイグゼンプションの適用を受けずに運営されるのであれば、会社を取引するために設立するであろう。そして、公益信託は、当該会社が3年を超える期間にわたり公益信託にその純利益を支払うことを誓約させる。すると、その会社は課税所得からそれらの支払を控除することができ、税を免れることができる。当該会社は、公益信託に支払を行う前に、基本税率の所得税額を、誓約している総支払額から控除しなければならない。そして、そのように控除された税を歳入庁に報告をする。公益信託は、ここで支払れた税額の取戻を請求する権利をもつ。

1993年4月1日から、地方議会による税率（地方税率）に関して、80%の強制的な免除（mandatory relief）が、公益信託が占有・使用し、公益目的に主として又は概ね使用されている場合の土地に適用されている。裁量による免除（discretionary relief）は、地方当局がそれを充足していると判断すれば、その他20%について利用されうる。

所得税とキャピタル・ゲイン税からの免除（exemption）は、その所得とキャピタルゲインが公益目的に適用される限りにおいて適用されうる。イギリスにおける子供の教育のための信託は、公益信託（charitable trust）であるが、仮に子供A、B、Cのためにのみ存するのであれば、私的信託として税のイグゼンプションを受けることができない。

税法上の優遇措置の濫用を防止するために、1986年財政法は、公益目的のために、その支払いが用いられているか否かということを検証するための合理的な手続段階を踏まずに、支払いが海外の組織に対して行われている場合（例 イギリスのチャリティがコントロールしているいわゆる「飼い慣らされた」オフショア・チャリティ）を介して会社利益をランドリーするために支払われる）、及び非独立当事者間ローン又は投資がチャリティのために行われたということが立証できない場合に、このリリーフ（relief）を制限するための特別の規定を立法化している。チャリティが租税上このイグゼンプションを失うと、それはチャリティのためにコーベナント（チャリティと寄付者の間で所得から継続的な寄付の約束をすること）を行っている人々に影響を与える。後述3（7）参照。

（2）ドナー（寄付者）に対する租税インセンティブ

個人による公益のための3年間を超える契約（コーベナント）に、基本または高率の所得税率のリリーフが適用される。会社も同様にそのような契約（コーベナント）について法人税のリリーフを得ることができる。チャリティは、個人又は法人により控除された基

本税率の税額を歳入庁から取り戻すことができる。個人や法人は、また税額400ポンド未満で、1度限りの適格贈与（寄付）をあたかも適格契約（コーベナント）と同じように用いることができる。そのようなものの使用者が「認証されたペイロール控除スキーム（recognised payroll deduction scheme）」を有している場合、個人は毎月£600までの寄付をすることができる。そのような寄付は個人の控除費用となり、選択されたチャリティに支払うための、認可された公益代理人に対する寄付総額となる。

チャリティに対する譲渡は、相続税法上非課税となり、キャピタル・ゲインはノーゲイン・ノーロスで課税され、そのような税は贈与者においては課税されない。

以下、詳細に課税関係をみていくことにする。

2 設立段階

(1) 相続税

相続税において、IHTA1984 §23(1)は、人々が譲渡する価値（value）がチャリティに与えられている財産に帰属する限りにおいて、価値の譲渡は非課税である旨を規定する。これは、譲渡がドナー（寄付者）の生前中であろうと死亡時であろうと適用される。

IHTA1984 §23(2)は、次の処分のいずれかに該当するものについて、イグゼンプションを認めない。

- (a) 権利又は期限の価値の譲渡後に消滅の効果が生ずる処分。
- (b) 譲渡後12か月以内に充足されない条件に依存する処分。
- (c) 無効に（解除）できる処分。

そして、このために、価値の譲渡後12か月经過時に無効とされていない処分、及びその後無効とされない処分は、無効にされないとみなされる（それ以前に無効にできるか否かにかかわらず）。

§23(3)は、以下のような場合において、財産（その他の財産における権利である）に対するイグゼンプションを否定する。

- (a) その権利が贈与者（委託者）の権利より小さい場合
- (b) その財産が限定された期間にのみ与えられる場合

そして、このために、その権利が委託者の権利より小さいか否かは、価値譲渡後12か月時において判断される。

チャリティに委託者が譲渡する財産について、委託者が無償利益 (gratuitous benefit) を保有することを妨げるために、さらに租税回避規定をおいている。

(2) キャピタル・ゲイン税 (CGT)

資産が独立当事者での契約とは異なった状況のもとでチャリティに与えられた場合には、市場価格処分ルールに係る TCGA1992 §17は適用されないこととなる (TCGA1992 § 257)。この規定は、①対価が処分時において控除として認められる額を超えない処分又は②贈与による処分にのみ、適用される。§17は、一定の処分を市場価格での処分として取り扱う規定である。§257のイグゼンプションが適用されると、委託者による処分及びチャリティによる取得は、ノーゲイン・ノーロスとして取り扱われる。チャリティが後にこの財産を処分したときに、資産の取得はチャリティの取得として取り扱われる。

(3) 所得税

チャリティへの財産の譲渡について所得税の課税関係は生じない。契約 (コーベナント) の期間が3年を超える場合には、チャリティへの契約上の支払者は、所得税のリリーフを得ることができる。リリーフは所得税の基本税率、高税率に基づく (ICTA1984 §§ 660、683)。

(A) 給与からの寄付

所得税のリリーフは、その他2つのチャリティへの贈与において得ることができる。

第1は、チャリティへの給与からの寄付であり、使用者が、使用人の賃金から、1年につき£900 (1993/94年) を超えない額を控除できる。それを直接チャリティに支払うか、使用者のために、チャリティへの配分を行う認可代理人に支払うことができる。第2は、使用人の総賃金から支払われた額を使用者が控除することにより、使用人が所得税のリリーフを受け取る場合である。

(B) 贈与目的

所得税のリリーフはまた、贈与目的に対しても活用されうる。これは個人と閉鎖会社 (法人税のために付与されているリリーフ) に与えられており、チャリティへの一方的な現金贈与のためである。そのような贈与の最小限度額は、1993年3月16日から基本税率の£250ネットであり、最大限度額 (上限) は存しない。一方、非閉鎖会社には、そのよう

な下限、上限は存しない (ICTA1988 §339)。

3 設定後の課税

(1) 相続税

公益信託が継続している間は、課税は生じない。信託は裁量信託であるが、公益目的のみのために一定の期間保有されている、あるいはその他それと同様の状況にある財産は、「相当な財産」に該当せず、よって相続税を課税されない (IHTA1984 §58)。財産が「相当な財産」に該当せずに、そして期間の限定がなく (日時、その他の方法により、明確にされた期間がない。IHTA1984 §76) 公益目的のみで保有されている場合には、裁量信託のためのイグゼンプションが存在する。明らかに、IHTA1984 §76は、「タイム・チャリティ (特定の期日に終了するチャリティ)」には適用されない。

(2) 一時的な公益信託の課税

一時的な公益信託から離脱する財産に適用される相続税規定として、IHTA1984 §70が存する。§70は、設定された財産 (settled property) がその期間のおわりまで公益目的のみのために保有され (日付によるかその他の方法によるかは問わず)、そしてその財産を公益目的のためにのみ保有することを停止するときには、課税が生じると規定する。この規定は、「タイム・チャリティ」を目的としている。

§70のもとでの IHT が賦課される場合の税率は、§70(6)において、次のような割合の累積として IHT を計算する。

- ① 相当な期間内 (1975年3月13日後の期間、その間、財産は従業員信託 (エンプロイー・トラスト) において保有されていた。) において、最初の、完全な40クォーターはそれぞれ0.25%
- ② 次の40クォーターは0.2%
- ③ 次の40クォーターは0.15%
- ④ 次の40クォーターは0.1%
- ⑤ 次の40クォーターは0.05%

よって、1年間、公益信託において財産が保有されているとすると、出口税は1%となるであろう。さらに、10年で10%、20年で18%となるであろう。

IHTA1984 §23(3)においては、タイム・チャリティを設定するときに、IHT のイグゼンプションが存在しないということから、一定の従業員信託と違って、タイム・チャリティを設立する相続税上のメリットが存在しないということになる。

(3) 関連財産 (related property)

IHT の評価を回避する目的での、チャリティの使用を規制する IHT 規定 (IHTA1984 §161) が存することに留意しておく必要がある。個人の遺産を構成する財産の価値がそれとその他関連する財産の累積価値の適正な割合により小さい場合には、その財産の価値は、累積価値の適正割合とされている。§161(2)(b)(i)は、後の5年間のうちに、1) 財産が①チャリティ財産になる場合、あるいは②現にそのようになっている場合、あるいは③公益目的のみのために保有されている場合、そして 2) 1976年4月15日後に委託者又は配偶者が行った価値 (value) の譲渡において、上述のようになっている場合、そして 3) 譲渡された価値が当該財産に帰属する範囲内において、イグゼンプトされている場合には、その財産は関連財産となる旨、規定している。この規定は、配偶者の遺産における財産にも適用される。しかし、関連財産は、次の事例でみるように、BPR (事業資産リリース) を増するために適用される。

〔事例〕 Aは、B会社の株式の30%を所有している。Aは、1980年に家族チャリティを設立した。チャリティの設立時に、Aは、その株式の10%をチャリティに譲渡した。Bは当該株式に係る配当を支払い、チャリティは、10%株式から、ACT 控除のできる所得を受け取った。譲渡は、§23(1)によって、それが行われたときには非課税である。1987年3月16日に、50%の BPR は、譲渡者が会社に影響を及ぼす事項に関して25%を超える議決権割合を保有している場合には、非上場の商事会社の少数株主にまでその適用が拡大された。この日までは、非上場の商事会社の少数株主は、30%のリリーフの資格を有するのみであった。なぜならば、非上場の商事会社の少数株主がチャリティを設立した場合、30%保有は10%保有に関係していることから、一緒に (合算) される。そこで、当該少数株主は、50% BPR の資格を取得し、後に、BPR がその保有株式を増大した1992年3月9日に、100%リリーフの資格を取得する。A株式のそのようなりリーフは、10%株式の処分後、5年間継続する。

(4) キャピタル・ゲイン税

TCGA1992 §256は、ゲインがチャリティに生じ、公益目的のためにのみ使用されている、あるいは使用されうる場合には、課税されないと規定する (ICTA1984 §23(1)、(6)、ICTA1988 §505(3)参照)。歳入庁の見解は、たとえ譲渡者の遺産に対する損失が譲受人のもとにある価値の評価額よりもより大きくても、譲渡者は、イグゼンプトされるとしている (SP E13)。公益目的のための残余遺産の譲渡は、たとえシ・プレ (cy-pres) の適用のために遺言者の死亡後直ちにそのような公益目的に適用するということができない場合でも、チャリティに対する贈与であると解されている。

しかし、公益信託が所有している財産は、公益信託に服しなくなる場合 (たとえば、タイム・チャリティは期限の終了が到来する) には、次のようになる。

- ① 受託者は、あたかも受益者が時価に等しい対価でその財産を処分し、直ちに再取得したかのように取り扱われる。処分によるゲインがチャリティで発生していないとして、取り扱われる。
- ② その財産のどれもが、直接又は間接に、受託者による資産の処分の対価に相当する場合には (及び相当する限りは)、その処分により発生したゲインは、どれもチャリティにより発生したものとは取り扱われない。

上述②の規定による課税ゲインに対する賦課は、財産が公益信託に服さなくなった賦課年度の終了から3年を超えない期間内にいつでも行うことができる。

(6) 所得税

所得税に対するチャリティ・イグゼンプション (公益活動への課税免除) は、ICTA1988 §505(1)により規定されている。次のようなものは、歳入庁に申請することにより、課税免除とされる。

- ① 病院、公的な学校、私立救貧院 (almshouse) が保有する土地、公益目的で受託者に移転させられた土地から生ずる (シェジュールA、Dのもとで課税される) レントと利益
- ② チャリティに占有されている土地から生ずる (シェジュールBのもとでの) 課税所得
- ③ シェジュールC、D、Fに該当する所得で、チャリティに帰属し、公益目的に適用

されるもので、そのように用いられている所得

- ④ 教会用の建物を復元するためのもととしてスケジュールCのもとでの所得
- ⑤ 一定の事業所得
- ⑥ オフショア・インカムとゲイン (TA1988 §761)

チャリティが受け取った所得がスケジュールE、スケジュールDに該当しても毎年支払われる利子等でない場合には、課税の対象となる。①、③、⑤、⑥は当該所得が公益目的のためにのみ用いられている場合のみ非課税となる。

チャリティが事業を行った場合に得る利益については、前述したように、1)その利益が当該チャリティの目的のためにのみ使用される、2)当該事業がチャリティの主たる目的を遂行するために行われているか、あるいはその事業と関係のある業務がチャリティの受益者により主として行われているか、という2要件を充足する場合にのみ、非課税となる。

事業所得に係る課税免除(イグゼンプション)の要件を充足することは困難であるために、通常、前述したところの事業会社(事業及びチャリティに全ての利益を支払うというコーベナントを遂行する)を設立するのが一般的である。事業会社は事業所得をアニュアル・ペイメントに転換する機能を果たしている。

ESC B9は、銀行利子(これは年払いであることを問わない)などにもこの非課税を拡大している。ESC B4は、一定の条件が充足された場合に、バザー、雑貨廉売セール、お祭り、花火大会その他チャリティが企画をする同様の催しからの所得を、法人税法上非課税としている。歳入庁は、SP 3/87において、チャリティへの税金の還付をすみやかにを行うための手続きを規定している。

あるチャリティが別のチャリティから受領した支払額はいかなるものでも十分な対価に相当しないときは、それはアニュアル・ペイメントとして取り扱われることになる。

なお、贈与者(寄付者)についての特別の優遇措置については、前述2款2(2)参照。

(7) 租税回避

上述したようなチャリティ・イグゼンプションは、タックス・アドハイザーにとって魅力的である。1986年財政法において、歳入庁は、チャリティの濫用を防止する規定(ICTA1988 §505(3)~(8)、§506、Sch. 20)を導入した。一般的に、この制限は、関係

する課税期間において、£10,000以上の「相当の所得とゲイン」をもっている場合にのみ適用される。「相当の所得とゲイン」とは、TA1988 §505が規定するイグゼンプション以外の所得、TA1988 §505(1)にかかわらず課税される所得、及びTCGA1992 §256が規定する以外の課税対象となるゲインを意味する (TA1988 §505(5))。

歳入局 (Board) が、この規定による規制を免れるために、チャリティを2つ以上に分割していると判断すると、この規定が適用されうる。

また、このイグゼンプションは、課税年度においてチャリティが行う支出がチャリティの目的以外に起因するときには制限される。公益目的以外に起因する支払は「非適格支出」としていわれており、公益目的から生ずる支払は「適格支出」としていわれている。イギリス外への団体等への支払は、その支払が公益目的のためにのみ使用されているという証明をして、その支払が合理的であるといった場合でない限り、非適格支払である。貸付も投資も、適格ローンや適格投資に該当するための条件に該当しない限り、非適格支払となる。

すなわち、これらの規定は、課税期間において、以下のようなことが生じた場合には、チャリティの所得及びゲイン双方について、リリーフを否定することとなる (TA1988 §505(3))。

- ① その相当する所得及びゲインが£10,000未満でないこと。かつ、
- ② その相当する所得及びゲインがその適格支出 (公益目的のために生じた支払い及び海外への団体等への一定の支払いである。適格支出については、ICTA1988 §506に定義されている) の額を超過すること。かつ、
- ③ チャリティが非適格支出を支出している、あるいは支出しているとして取り扱われる場合。

〔注〕

(27) チャリティの要件については、D. J. Hayton, *The Law Of Trusts* 100-119 (2nd ed. 1993); David B. Parker & Anthony R. Mellows, *supra* note (5) at 169 222; Phillip H. Pettit, *supra* note (5) at 216-61 を参照にした。その他、兩宮孝子「法制度及び税制度からみたイギリスの公益活動 (チャリティ) の現状」松陰女子短期大学紀要 6 号87頁 (平2) を参照。

(28) チャリティ・コミッションの詳細については、D. J. Hayton, *supra* note (27) at 103 105, 兩宮・前掲論文96頁以下参照。

(29) チャリティ課税については、Peter White, *supra* note (5) at 151-160; D. J. Hayton, *supra* note (27) at 100-102; Jone Tiley, *supra* note (15) at 14-09, 23-03, 44-10a 参照している。特に、本稿は、Peter White, *supra* note (5) at 151-160 によるところが大きい。

その他、解説書として、Moore Rowland's *Yellow Tax Guide* (1994), *Butterworths UK Tax Guide* (11th ed. 1992); Moiz Sadikali, *Butterworths Yellow Tax Handbook* (13th ed. 1991); Giles Clarke, *Butterworths Capital Gains Tax Guide* (2nd. ed. 1989) が有益である。

第3款 Trusts for the Disabled (障害者信託) 30

精神的、身体的な障害者のための信託は、所得についての権利を付与する。その場合に、当該信託は、収益保有信託として取り扱われるか、あるいは裁量信託として取り扱われるかのどちらかである。後者（裁量信託）の場合において、障害者たるパーソンは、裁量的受益者となる。

1 障害者信託の課税関係

(1) 相続税

相続税のリリースは、IHTA1984 §89の条件が充足される場合に、障害者のための裁量信託に適用される。§89(1)は、1981年3月9日後の継承的財産処分に譲渡された「設定された財産 (settled property)」でかつ、次のような信託において保有されている「設定された財産」に適用される旨、規定する。

- ① 障害者の存命中に「設定された財産」に収益保有権が付随していない信託であり、かつ
- ② 障害者の存命中に適用される「設定された」財産の半分が当該障害者のために適用されることが保証されている信託。

1981年3月10日前の障害者のための信託への財産譲渡について、詳細なルールは適用されていなかった。障害者は、財産が継承的財産処分に譲渡されたときに、次のような要件を充足するものであるとして、§89(4)に規定されている。

- ① 1983年の精神衛生法 (Mental Health Act 1993) により精神的な障害により、自分の財産を管理できず、あるいは自分のことを処理できない者 (パーソン)。又は
- ② 1983年の社会保障手当法によって介護手当、あるいは1992年の社会保障手当法によって最高率又は中間率部分に相等する治療のための手当を受給する者 (パーソン)。又は
- ③ 障害者生活手当を受給する者 (パーソン)。

これらの全ての要件が充足されるときに、障害者は設定された財産の全てに収益保有権

をもっているとして取り扱われる。そして、そのような権利については、前述第2節第1款1(2)で述べたような課税関係を伴う。たとえば、そのような継承的財産処分への贈与は、PETとなる。

(2) キャピタル・ゲイン税

キャピタル・ゲイン税について、リリーフが付与される。TCGA1992 Sch. 1, para. 1は、受託者に通常与えられるイグゼンプションの倍額である£5,800のリリーフを与えている。しかし、リリーフの条件は、相続税とは異なる（但し、リリーフのための資格を有する者（パーソン）は同じである）。キャピタル・ゲインの年間イグゼンプションは、信託が精神的障害者の生涯にわたって、課税年度において、介護手当又は障害者生活手当を受け取る時に、パーソンが、以下のようである場合には付与される。

- ① 利用される財産の半分がそのようなパーソンのために利用されていること。かつ
- ② そのようなパーソンが財産から生ずる所得について半分の権利を取得しているか、又はそのような所得がその他のパーソンの利益のために利用されていないこと。

「知的障害者 (mentally disabled person)」の定義は、相続税の場合と同じである。すなわち、1993年の精神衛生法で意味する精神的な障害によって、自分の財産を管理できない、又は自分の事柄を処理できない者（パーソン）である。

障害者信託に対するキャピタル・ゲイン税に係る年間イグゼンプションと障害者のための裁量信託に係る相続税の取扱との間には相違がある。1つは、キャピタル・ゲイン税において、そのパーソンはその課税年度の間、障害者でなければならない。これに対して、相続税において、そのパーソンは継承的財産処分の開始時に障害者であればよい。1つは、相続税のリリーフは、障害者が現実にその所得に権利を取得している場合には与えられない。しかし、相続税とキャピタル・ゲイン税のリリーフは所得についての裁量が障害者のためにのみ行使されうる場合に、裁量信託には適用されうる。

(3) 所得税

障害者信託に対して所得税法上特別のリリーフはない。信託が収益保有信託であるとすると、所得税は25%（配当については20%）で課税されるであろう。裁量信託であるとすると、その所得税は、35%の税率で受託者に課税される。

〔注〕

(30) 障害者信託課税については、Peter Wwite, *supra* note (5) at 161-63によっている。

第4款 Employee Trusts (従業員信託)

1 従業員信託の課税関係⁽³¹⁾

(1) 従業員信託の定義

雇用者は、従業員に利益を与えるために、各種の方法で信託を利用している。現実には、従業員に雇用者が所有する株式を取得させる、あるいは退職給付金、学資、疾病給付金などを給付するために信託が設立されている。信託基金に従業員自身が拠出する例も存する。

従業員信託には、特別に租税優遇措置が規定されているものもある。たとえば、認可を受けた利益分配型信託 (approved benefit sharing schemes)、適格従業員株式保有信託 (qualifying employee share ownership trusts) などが存するが、これら信託は別途取り扱うこととし、まず課税の特例が存しない場合の従業員信託の課税関係を概観する。

従業員信託の多くは、信託所得を累積するという条項や、その用途について受託者に裁量を与える規定をおいている。よって、所得、ゲインについては、基本税率と付加税率により課税されているのが現状である。

従業員のための信託 (Employee Trusts) に付与される IHT におけるリリースは、非常に有益であるといえる。その定義は IHTA1984 §86においてみることができ、同条は、「設定された財産 (settled property)」が、無期限にあるいは一定の期日の終了までに、その設定された財産のすべてを、以下の者 (パーソン) のため以外には適用することが認められていない信託において、保有されていなければならない旨、規定している。

- ① 特別な事業及び専門的な雇用、あるいは事業、知的職業、企業を遂行する者による雇用、あるいはそのような者を有する事務所により関係づけられている1クラスのパーソン。又は、
- ② 結婚、親戚、又は扶助などにより関連づけられている1クラスのパーソン又は上述①に準ずる1クラスのパーソン。

そのクラスが、雇用とか特別な集団からなるオフィスとかに関連づけられて定義されている場合には、IHTA1984 §86の規定が、次のような場合のみ、「設定された財産」に適用される。

- ① そのクラスが、関係するパーソンをもつ事務所が雇用するすべての又はほとんどのパーソン、あるいはそのような事務所を維持しているすべての又はほとんどのパーソンから構成されている場合。又は、
- ② 「設定された財産」を保有する信託が、ICTA1988 Sch. 9に従って認められた「株式保有スキーム」の信託である場合。

(2) 相続税

(A) 相続税リリーフ

この定義を充足すると、従業員信託は、10年アニバーサリー課税から免除され、そして、その期間内の財産は、裁量信託の課税規定における「相当な財産」には該当しないということになる。また、IHTA1984 §86は、設定された財産についての収益保有権が、全体の5%未満である場合には、「収益保有権」は否定される旨、規定している。

個人の場合、相続税の課税免除規定は、IHTA1984 §28におかれているが、この規定は、①会社の株式に受益的な権利を取得している個人より行なわれるその価値の譲渡は、§86を充足する継承の財産処分に対して、その会社の有価証券又は株式を譲渡する場合には、非課税譲渡であると規定する。そして、②信託が「設定された財産」の使用を認めることにより利益を受けるパーソンは、当該会社により雇用されている、あるいはその会社のオフィスを保有しているパーソンのすべてあるいはほとんどを含む、と規定している。

IHTA1984 §28は、課税免除を適用するための重要なその他の要件を規定するが、重要なものは、以下のとおりである。

- ① 受託者は、譲渡後1年以内にその会社の株式の過半数を保有しなければならない。
かつ、
- ② 課税免除は、信託が出資者又は関係者（パーソン）に対して、いつでも、「設定された財産」のいかなるものでも使用させることを認める場合には、適用されない。

関係者の定義には、結婚による親戚関係にある者を含まないし、一方が死亡することにより他方と関係する者も含まない。よって、特に遺言によって、短期間の間、従業員信託を設定する個人は、この規定の射程距離にある。遺言の後に、出資者（共同者）と関係しない者（パーソン）は、このベネフィットを得ることができる。

(B) BPR (事業資産リリーフ)

株式又は有価証券（以下、「株式等」という）が当該法人の株式等の過半数を構成し、そして当該会社が非上場会社である場合には、BPRは当然100%活用することができる（IHTA1984 §103. IHTにおける2つのリリーフ（BPRとAPR農業資産リリーフ）は、多くの種類の信託、特に裁量信託に適用される。このリリーフは、100%又は50%まで、その譲渡価額を減することができる）。そこで、IHTにおけるペネフィットは活用する余地はなくなる。

しかし、従業員信託のIHTのルールとBPRは、一致しないし、BPRのルールが適用されるためには充足されるべき多くの条件が求められる。このような条件は、従業員信託には適用されない。けれども、従業員信託が慈善的であるために、このような従業員信託を設定することは一般的であり、またBPRが軽減するといったような場合でも遺言による従業員信託を設立することは一般的に行われている。

(C)消滅（終了）

従業員信託が終了したときには、§72(5)のもとで相続税の課税が生ずる。それは§70(6)で、公益信託が消滅したときと同じである。しかし、BPRに係る規定は、裁量信託の課税について適用される。IHTA1984 §103は、そのような信託について、次のように規定している。

- ① 価値の譲渡により譲渡された価額とは、税が賦課された額を含む。かつ、
- ② 譲渡人とは、関係する継承的財産処分の受託者を含む。

従業員信託に適用される§70(6)に関して、§70(5)は、「税が賦課される額（課税標準）……」と簡単に述べるに止まる。そして、100%でのBPRは、従業員信託が終了するときに適用される。

(2)所得税

ICTA1988 §687に規定するタックス・プールはスケジュールD・ケースIIIに基づいて受益者の所得とみなされる裁量による配分のみに適用される。従業員信託における裁量による配分は、スケジュールEに基づく従業員の利得として課税される。よって、§687の適用は受けない。

従業員信託から利益を得ている従業員は、一般的には、受け取った金額について、スケジュールEにおいて税を賦課されることから、§687に規定するタックス・プールに馴染ま

ない。よって、一般的には、次のような取扱となる。

- ① 従業員の所得は、配分額をもとに計算される（よって、基本税率と付加税率の合算税率でグロス・アップさせた金額ではない）。
- ② 源泉所得税制度（PAYE）のもとで所得税と国民保険料（NIC）は控除される。
- ③ 受託者が納付する税額は、従業員の所得税又は NIC の納税義務（債務）と相殺することは認められない。

しかし、この法的な取扱は今日、ESC（Extra Statutory Concession）A68により、修正されている。受託者が納付する所得税についても税額控除が認められている。一定の条件が充足される場合には、受託者は、従業員の手当（収入）とみなされている裁量による配分額から、基本税率と付加税率の合算税率に等しい税額の支払いを求めることができる。

（3）キャピタル・ゲイン税

従業員は、従業員信託における資産に絶対的な権利を取得した場合には、CGTA1979 § 54に基づいて、受託者による「みなし処分」が生ずる。ただし、支払いが行われず、従業員が通常のスケジュールE・ルールのもとで資産の市場価格によって課税されている場合には、受託者は、「みなし処分」のいかなるキャピタル・ゲインについても課税されることはない。

（4）雇用者の支出

雇用者会社（エンプロイヤー・カンパニー）は、従業員信託を設立することができる。そのような信託は商業的なアレンジメントして設定されることから、IHTA1984 §61は、通常問題にならない。

2 特別な従業員給付信託⁽³²⁾

（1）認可を受けた利益分配スキーム

ICTA1988 Sch. 9で認められている信託は、特定の従業員に割り当てられていない株式に係る配当について、受託者が当該株式を取得後18ヶ月以内に割当を行なう場合には、付加税率による課税を免除される（ICTA1988 §186(11)）。

また、このような18ヶ月以内の割当により生じたキャピタル・ゲインもキャピタル・ゲイン税を免除されている (CGTA1979 §144A(2)(d))。その他の未配分信託所得又はキャピタル・ゲインは、基本税率 (さらには付加税率) により課税されることになる。

(A) TA1988 §186

1990年から1991年にかけて、このスキームは、962実施されている。888,000人の従業員が株式の割当を受けており、当初の価額は平均£470である。総合計額で£4億1,000である。

特別な優遇的な取扱いが、認可された利益配分スキームに当てられる株式に与えられる。信託は不可欠である。カンパニーが受託者に、当該会社から株式を取得する資金を提供する。そして、その株式は、特別な個人に充てられる (TA1988 §186, Sch. 9, parts. I、II、V、Sch. 10)。

ここでの取扱は、株式が特別な従業員に設定されたときに所得税を納付する必要がないということを保証している。さらに、それらを5年間の間売却しなければ、その後に売却したときにも、キャピタル・ゲイン税と反対ではあるが、株式価額に所得税を賦課されない。

承認のための条件は、①関係者だれにでも割り当てた当初の総価額が£3,000又は従業員の給与の10% (年間最高£8,000である) (TA1988 §1187(2))、②そのスキームが5年以上雇用されているフルタイム従業員に対してオープンにされなければならないし、割り当てた株式は等しい条件でなければならない (TA1988 Sch. 9, para. 8, 35, 36)。そのスキームは5年以内のパートタイム従業員にも与えることができる。

個人は、さらにその雇用者と雇用関係がなくなった後、18か月以上はスキームにおいて新しい株式を保有することはできない。

関連する閉鎖会社に重要な権利を持っている人 (特殊関係者) は、適格ではない。

グループ会社でグループ・スキームをつくることができる。しかし、それは、1つの会社により支配されていなければならない (TA1988 Sch. 9, para. 1(3)、(4))。

このスキームの特徴は、株式の取得時に所得税が排除され、後に株式価値が増加したときにキャピタル・ゲイン税が賦課されるということである。しかし、一定の期間内に株式が処分されたときには、所得税が賦課されることになる。株式が個人に割り当てられたときには、TA1988 §19あるいは TA1988 §§154、160又は162のどちらによろうとも、課税

関係は生じない。さらに、FA1988 §78 (A)、79のもとでも何ら課税は生じない。スキームの株式に係る配当は、割当者に支払われるがそのときに、その者に対して課税される(スケジュールF)。割当者は多くの制限にかかわらず、キャピタル・ゲインについては株式に絶対的な権利をもっている。これは割当者が株式を処分したときに割当者の相当な(限界)税率で課税されることを意味している(TCGA1992 §238)。

(2) 認可された株式オプションスキーム (TA1988 §185～裁量スキーム及び従業員スキーム)

株式オプションの一般的な取扱は、TA1988 1988 §185及びSch. 9によって導入された「認可された株式オプションスキーム」制度により行われている。1990-91年度において、65,000人の従業員が当初価格合計で£1,380,000(平均で1従業員当たり£21,000)を受け取っている。

このようなスキームに基づいて、1984年4月5日以後にオプションが与えられる場合には、それがオプションの付与後、3年以上10年超の間で行使されるとすると、オプションの行使時において、TA1988 §135あるいはその他の規定によって所得税は賦課されない(TA1988 §185(3))。代わりに、株式処分時にキャピタル・ゲイン税の課税が生ずる。それは、オプション株式のフル・コスト(総原価)と処分価格との差額に賦課される。オプションの譲渡については、その対価の額が、その差額にスケジュールEの所得として課税される時における株式の時価よりも低いということがなければ、その譲渡から課税は生じない(TA1988 §185(4))。権利を1992年1月1日以後に取得した場合で、その権利がディスカウントして株式を取得する権利を含んでいるときには、このルールは、対価の金額及び価額が市場価格の85%未満である場合に適用される。その対価の額と時価の85%との差額に課税される(TA1988 §185(6B))。そして、この税額は、ゲインを株式の処分時に計算するとき費用として控除されることになる(TA1988 §187(7))。

なお、このスキームの認可にあたっては、次のような点に留意をする必要がある。

① このスキームを設立する会社(委託者会社)、あるいはそのようなグループ・スキームに属する会社の、フルタイム役員又は適格従業員は参加する資格を有しているが、その会社に対して重要な権利をもっている者はすべて排除される(TA1988 Sch. 9, para. 27, TA1988 Sch. 9, para. 8)。

② オプションが与えられたときの株式の価格は、1) £100,000及び 2) 課税年度又はその前年度における4回の手当て(給料。ただし、ベネフィットを除く)の大きい方の金額に制限されている。

③ 株式は、委託者会社(あるいは一定の支配会社)の「払い込まれた通常の株式資本」の一部でなければならない。また、認可された証券取引所に登録されていなければならないし、さらに支配会社が登録されていない限り、別の会社の支配下にない株式でなければならない(TA1988 Sch. 9, para. 12(2)-(4))。

(3) 認可されている節税・関連株式オプション・スキーム (TA1988 §185)

このスキームは、1991-92年度末までに、972件が承認され、540,000人の従業員に与えられたオプションは、個人平均£2600であり、総額£1380,000,000である。

オプションを行うための資金を基金から与え、節税スキームの租税効率による利益を受けられるように、認可された関連株式オプション・スキームに認可された節税スキームとを結合することが可能である(TA1988 §185, Sch. 9, parts I-III, VI)。

節税スキームは、TA1988 §326の規定を充足し、歳入庁に認可されていなければならない(TA1988 Sch. 9, para. 16)。配当は、1か月£250を超えることはできない。オプションは、通常5又は7年間行使できないし(つまり、節税スキームの満期時にボーナスを誘因するために必要な期間)、そして、株式の価格は契約のときの価格を超えることはできない。

このスキームの関係者(つまり、割り当てられる資格を有している者)は、すべてイギリス居住者であり、かつ少なくとも5年間は通常の居住者たる従業員、役員でなければならない。しかし、部外者、閉鎖会社の場合にその会社と重要な関係にある者を含まない(TA1988 Sch. 9, para. 11)。取得されるべき株式は、通常の株式資本(シェア・キャピタル)であり、上場されてなければならず、他の会社により支配された会社の株式又は公開上場会社の支配のもとにある株式でなければならない。

合併すると、そのスキームは清算され、あたらしいヘッド会社のスキームとして構成される。

株式が取得されるときに価格は、明らかに、オプションが行使されたときの市場価格の80%未満であることは許されない(TA1988 Sch. 9, para 25)。

このような条件が充足されれば、オプションの与えられたとき又はそれを行使したときに課税関係は生じないし、また FA1988 §§78、79のもとでの価値の増加についても課税は生じない (TA1988 §185(3)(a))。

会社が合併又は同様の状況に至ったときには特別のルールが適用される (TA1988 Sch. 9, para. 21)。仮に従業員が役員であるか又は高給の従業員である場合には、TA1988 §162によって、課税関係が生じるかもしれない。

当該会社は1つの会社であるか、1つの会社により支配されていなければならない (TA1988 Sch. 9, para. 1(3)、(4)、ESC B27 (1992))。今日、このスキームは、新しい会社の株式を取得する権利を与えることができるように、合併にともなう権利の移転のための規定をおいている (TA1988 Sch. 9, para. 15、TCGA1992 §238)。

(4) 従業員株式保有プラン～ESOP

(A) 優遇措置

FA1989は、従業員株式保有プランのために、さらにインセンティブを与えた。広く「ESOP」として知られているが、このスキームは、法的には、Employee Share Ownership Trusts と呼ばれる。これは、株式出資スキームと従業員のための信託とを結合させることにより運営される。この新しい立法は、会社が信託に寄贈するときに、又は信託設定のための費用を支出するときに、法人税において損金算入が認められる。本質的には、従業員給付信託を包含する、この2つの関連した構造をもつスキームへの出資は、承認された利益配分スキームへ後に配分するために株式を取得している会社による寄贈（出資）から成り立っていた。

ESOP は、適格従業員株式保有信託が存する場合には特別なルールの適用を受ける。これは細かく定義されている。その信託は、証書により設立されていなければならない。信託はいかなる会社によっても支配されていない会社により設立され、イギリス居住者でなければならない (FA1989 Sch. 5, para. 2)。信託証書には、第1の受託者を指名し、さらにさまざまな受託者に関するルール、たとえば、設立会社とは独立した多数決ルール、などを含んでいなければならない。受益者に対するルールのもとで、一定の従業員は、受益者に含まれなければならない（つまり、最低5年間、当該会社又は、グループ会社内の会社において20時間／1週間当たり働いている者）。他の者が受益者になることは

できるが、当該会社に重大な関係のある者、1年未満のみしか会社で働いていない者は除外される (FA1989 Sch. 5, para. 4)。よって、子会社の従業員は適格者に成りうるであろう。

信託証書は、受託者のさまざまな業務について明記していなければならない (たとえば、会社から現金を受領し、適当な期間に適当な証券にそれを投資する、そしてすみやかに証券に対処するなどの業務。FA1989 Sch. 5, para. 5-10)。よって、受託者は、設立会社の通常株式に又は6か月以内に適格なその他の目的に現金を投資しなければならない (FA1989 Sch. 5, para. 7)。受託者は、その会社が別の会社により支配され、そして取得価額が市場価格以下であるならば、投資をしないように告知されなければならない。株式についての特別な制限は認められないが、「このような制限に服している株式を受託者は購入することができない」と明確に記述することにより制限は行なわれる。

受託者は、給与の段階、役務の段階によってのみ配分基準を変えることが認められている (FA1989 Sch. 5, para. 6)。信託が株式を処分するときには、直接に、従業員か、承認された株式利益分配スキームに対して処分しなければならない。これ以外の譲渡は、いかなる場合でも課税される。そのような制限は、信託に明記されていなければならない (FA1989 Sch. 5, para. 5(2)(c)、(d))。

受託者が、設立会社の株式を取得する場合は別にして、株式取得のためのローンの返済、ローンの利子の支払い、従業員への支払い、信託費用の支払いなど、現金を使用することが認められる目的は制限されている (FA1989 Sch. 5, para. 6(3))。信託証書は、その使用について、これらの主たる目的に付随しない又は本質的でないものを含めることはできない (FA1989 Sch. 5, para. 10)。

これらの条件の1つでも満たさない信託は、「適格 ESOP」に該当しなくなる。

現在では、受託者は、信託がこのような条件を充足しているか否かを確認するための明確な手続きが存する。

(B) 非適格の ESOP

FA1989は、当該会社が ESOP に出資した額の控除を認める特別のルールをおいている。さらに、ベネフィットのクローバック (clawback) に関する複雑なルールを規定している。株式の販売に係る CGT のリリーフが存しないことに注意すべきである。仮に信託がなお、適格 ESOP であり、受託者の幾人かが少なくともその当時、受益のための

適格を有しており、会社がイギリスに居住しており、合計額が9ヶ月以内に適格目的に費やされ、リリーフの主張がなされるとすると、会社は受託者への支払いを控除できる (FA1989 §67)。課税が生じた場合には、法人税額控除のベネフィットは、受託者からクローバックされる。歳入庁においては、これは基本税率+賦課税率 (現在35%) になると解している。課税は、スケジュールD・ケースVIの収入と解して行われる。会社は、受託者が6か月以内に支払うことができない場合には、それを支払う義務がある (FA1989 §68)。

課税事実は、受託者が行うことが認められる又は認められていない問題に非常に密接に関係している。よって、たとえば、受託者は非適格譲渡 (受益者又は承認された利益配分スキーム以外の者への譲渡) (FA1989 §69(2)、(3)) 又は非適格ターム (期間) 内での譲渡 (FA1989 §69(4)、(6)) をすることはできない。受託者は、非適格な目的のために現金を費消することはできない。また、受託者は7年を超えて株式を残存させることを禁じられている (FA1989 §69(1)(c)、(7)-(12))。このような場合に、課税額は、非適格目的の支出のためにもたらされた金額の合計額であり、またそれは残された又は譲渡された有価証券のキャピタルゲイン基準コスト (物価調整は存しない) である (FA1989 §70)。

課税額を計算するときに、受託者を単純に罰するというのではなく、リリーフをクローバックするという、立法目的を達成するために、さらに調整が行われる。第1に、課税されるべき現在の合計額に既に課税された税額を付加する (FA1989 §72(2))。これは、(リリーフの主張が現実になされたか否かに関係なく) 会社が法人税において控除する税額に対応するものである。課税されるべき合計額は、それが控除額を超える範囲においてのみ課税される。

(注)

(31) 従業員信託については、D. J. Hayton, *supra* note (27) at 533-545 参照。従業員信託課税については、本稿は、Peter White, *supra* note (5) at 168-170 によっている。併せて、従業員課税については、Jone Tiley, *supra* note (15) at 38-25, 42-32、その他解説書として、Butterworths UK Tax Guide (11th ed. 1992); Moiz Sadikali, *Butterworths Yellow Tax Handbook* (13th ed. 1991); Giles Clarke, *Butterworths Capital Gains Tax Guide* (2nd. ed. 1989) が有益である。

(32) 特別な従業員給付信託については、Jone Tiley, *supra* note (15) at 6-56-6-82; Braian

Courtney, Butterworths, Trust Taxation Manual 93-97 (2nd ed. 1990) を参照している。

第5款 投資信託

1 歴史的背景

英国で最初に設立された投資信託は、Foreign and Colonial Government Trustである。この信託は、1868年に当初設立されたが、その法的性格に問題があり、1879年に当時の会社法（Companies Act）に基づき公開の有限責任会社として改めて設立された。その目的は、「平均的資力を有する投資家に対して、大規模資本家はその投資を多くの株式に分散して外国または植民地投資の危険を避けているのと同様の利点を与える」ところにあるといわれている。

英国の産業革命は、1770年代に始まり、ナポレオン戦争後の1830年代には既に英国における本源的資本の蓄積は完了し、国内の資本需要は、停滞しており、コンソル公債の利回りは、3%程度にすぎなかった。これに対してヨーロッパでは戦後の復興と新興産業の展開のため多くの資本需要があり、アメリカでも鉄道、通信、運河、道路等社会資本の充実のため資金需要が旺盛であった。そこで英国資本がこれらの国々へと向かうこととなったが、1840年代のアメリカの鉱山、鉄道恐慌のため英国の中小投資家は、大きな損失を被り、分散投資によるリスクの回避と合同運用のメリットを追求して投資信託が設定されたのである。

Foreign and Colonial Government Trustの投資先はすべて外国または植民地の発行する公社債であり、今日でいえば公社債投信であった。その後20世紀初頭に至るまでの間に多くの投資信託が続々と設立され、それは、英国で資本調達のための確固たる金融機関となった。今日でもそれは、投資先の弾力的選定の自由を有し、場合によっては不動産投資も可能である。さらに、法律上ギアリングが認められているので、高い利益率を確保することが出来、また現状では、その株式は、純資産価値よりも低い価格で取引されているので、魅力のある投資であるといわれている。

2 法的性格

Investment Trustは、株式を発行する有限責任会社であり、独立の法的実体を有するから通常の信託とは異なる。現実には、それは、多くの場合fund managerによって運営

され、会社の取締役会をコントロールしているが、理論的には株主は何時でも fund manager を解約できる立場にある。Investment Trust は、株式発行の他、社債および借入金をすることもできる。しかし、証券投資は出来るが、証券の短期売買は出来ない。また通常配当によってキャピタル・ゲインを分配することは認めないという条項が定款に含まれている。

Investment Trust は、その株式応募または販売について、商業登記簿に登録された上場明細書 (Listing Particulars) 以外の書類を使用することは出来ない。この明細書の作成要領は、金融サービス法の規定によって規制されている。

Investment Trust のうち若干のものは、Split-level Trust と呼ばれ、その存続期間は定款によって一定期間と定められ、かつその発行する株式は、income shares と capital shares とに別れている。存続期間中の各事業年度発生する利益は、income shares の保有株主に分配され、一方 capital shares の株主は、存続期間の末においてトラスの残余財産に含まれているキャピタル・ゲインの分配を受ける。capital shares は、とりわけ高所得層の投資家に人気があり、income share は、平均的利益を追求する信託受託者等に歓迎されている。

3 Investment Trust の株価

英国で設立された Investment Trust は、自社の株式を買い入れ、又は償還することは出来ない。したがって、株主は、その投資を回収するためには、市場で株式を売却するほかはない。ところが従来永い間 Investment Trust の株価は、その純資産価値を下回ってきた。これは、昔は、キャピタル・ゲイン税がかかるためであると思われていたが、そうではなく、需要が低調であるためであるように思われる。税制改正によって、認可を受けた Investment Trust については、キャピタル・ゲイン税が課せられなくなっても、株価は回復しないまま推移している。需要が低調であるのは、ユニット・トラストや年金基金投資と比べて競争力がないためで、その原因は、広告の規制があるのと、Investment Trust に興味を持つのは、おおむね長期の投資家で、余り変動が少ないためだといわれている。いずれにせよ、清算価値に比して15乃至20%程度株価の方が低い。

この低い株価の問題を解決するために、規模の小さいトラストを吸収合併する試みがしばしばなされている。すなわち、被合併トラストを解散し、その資産を合併トラストへ移

転するとともに、これと見返りに合併トラストが新たに株を発行する。この合併にはキャピタル・ゲイン税は課せられない。合併後、被合併トラストの株主は、合併トラストから取得した株を市場で売ることが出来るが、その価格は、被合併トラストの純資産価値であるから、上記の低株価の問題を避けることが出来る。

4 ギアリング

Investment Trust は、株式資本のほかに社債発行または借入金を行うことが出来る。さらに、優先株の発行も可能である。社債保有者及び貸付金の債権者は、ファンドの解散清算に当たって株主に優先して弁済を受ける権利を有する。一般的には、社債や優先株によって調達した資本のほうが株式資本よりも大きい場合には、高ギアリングと呼ばれ、小さい場合には低ギアリングといわれる。これは、米国でいうレバレッジと同じ概念である。例えば、Investment Trust が借入金25万ポンド、優先株発行25万ポンド、及び株式発行50万ポンド、合計100万ポンドの資金によって設立されたとしよう。解散時まで100万ポンドの当初出資が200万ポンドに増加していたとすると、清算に当たって債権者に30万ポンド、優先株の株主に30万ポンド支払うとすると、普通株の株主の清算所得は140万ポンドである。これは、当初の出資の280%に相当する。しかし、仮に多散時の資産が60万ポンドに減少してしまったとすると、普通株の株主の取り分はゼロである。

ギアリングが認められるかどうかは Investment Trust とユニット・トラストとを区別する重要な点で、後者は外貨借入の場合等限定された場合に借入金が増えるにすぎない。債権者や優先株の株主に対し固定利率で償還または配当すればよい場合には、投資利益の増加によって普通株の株主の利回りは急上昇することになる。借入金や優先株の発行を適切に調節して高い配当を実現させるのが investment manager の重要な任務になる。

5 課税上の取扱い

Investment Trust については、内国歳入庁の認可を受けた場合には、キャピタル・ゲイン税の免除が得られる。この認可は、同庁の裁量にかかっているが、所得税、法人税法上次のような要件を満たす必要があると規定されている。(同法第842条)

- ① 当該 Investment Trust が英国の居住者であること。
- ② その所得の大部分（実務上おおむね70%以上）が株式または公社債からの所得である

こと。

- ③ 投資先1社に対する投資比率が15%を越えないこと。子会社または関連会社に対する投資は、すべて1社に対する投資と見なされる。
- ④ 当該 Investment Trust の発行する普通株式が英国の証券取引所に上場されていること。
- ⑤ 投資物件の売却による譲渡所得の分配を定款によって禁止していること。

以上の要件を満たし、認可を得た Investment Trust は、法人税については、他の法人と同様に取り扱われるが、キャピタル・ゲイン税については、課税を受けない。従って株主は、その保有株式を処分した場合にのみ課税を受ける。

一方株主の所得については、次のような所得課税を受ける。

(1) 受取配当所得

Investment Trust が英国法人から受け取った配当所得は、発行会社がいわゆる予納法人税 (Advance Corporate Tax-ACT) 納付済みのものである。配当所得受領者は、ACT に対して税額控除を受けることが出来る。ACT は、現在支払配当額の25/75であり、配当額と ACT とを合わせたものを franked income といっている。Investment Trust がその株主に対して配当を支払う際にも ACT を徴収しなければならないのであるが、配当が franked income から行われる場合には、配当支払い者の ACT に対する税額控除を自社の ACT と相殺できる。これは、あたかも我が国における受取配当金不算入のごときもので、franked income は、なんら法人税の課税を受けないまま株主の手に渡るのである。

(2) 受取利子所得等

公社債の利子、銀行預金利子、外国法人からの配当等 ACT の税額控除を受けないものは、unfranked income と呼ばれ、これに対しては、法人税が課税される。

認可を受けない Investment Trust については、通常の法人税及びキャピタル・ゲイン課税が行われる。1989年の税制改正により同族関係にある Investment Trust で、分配を行わないものに対しては、所得税の最高税率である40%税率が適用される。このため、認可を受けない Investment Trust がその保有資産を売却し、キャピタル・ゲインを実現す

ると、その時点でキャピタル・ゲイン税が課せられるとともに、後日解散した場合には同じキャピタル・ゲインについて清算所得として再び課税を受け、二重課税となってしまう。そこで、多くの非認可ファンドが認可ファンドに合併されたが、前者から後者への資産の移転にもキャピタル・ゲイン税がかかるよう1980年の税制で改正されてしまった。

6 ユニット・トラストと海外ファンド

(1) 制度の概要

Investment Trustとともに、大衆投資家の証券投資の機関となっているのがユニット・トラストである。これは、我が国の投資信託同様信託であって、投資家はその受益権を分割して保有している。Investment Trustと異なり、ユニット・トラストは、オープン・エンドであって、時価による追加設定もできるし、買い戻し償還も出来る。ユニット・トラストは、現在では、1986年金融サービス法によって規制されており、証券投資委員会 (Securities and Investment Board SIB) 及び投資管理規制協会、生命保険・ユニット・トラスト規制協会、及び金融仲介ブローカー協会等の自主規制機関によって監督されている。

ユニット・トラストが最初に英国の金融市場に登場したのは、1931年4月 M&G グループが売り出したときであり、今日でも同グループは有力な基金である。このユニット・トラストは、固定型でユニットの追加設定を認めなかった。今日のような弾力的トラストが売り出されたのは、1936年である。1939年投資詐欺防止法 (Prevention of Investment Fraud Act) が成立し、以降ユニット・トラストは、貿易委員会の規制のもとにおかれたが、1988年金融サービス法が成立したのに伴い、投資詐欺防止法は廃止された。その結果貿易委員会の認可権限も同年証券投資委員会に移管された。

ユニット・トラストの契約書は、証券投資委員会の規則に従い、マネージャーと受託者との間で合意されなければならない。両者は、英国法または EC 加盟国の法律によって設立され、かつ、英国内に事務所を有しなければならない。マネージャー会社の役員は、証券投資委員会の承認を得なければならない。ユニット・トラストの設定契約書には、特に次の事項を記載しなければならないこととされている。

- ① トラスト資産の投資についてマネージャーが有する権限とその限度
- ② ユニットの価格と利回りの計算方法及びマネージャーがユニットを bid 価格で買い戻

す義務の存在

- ③ マネージャーと受託者に対する報酬の額
- ④ トラストの定期的監査と財務諸表の作成及びマネージャー、受託者、監査人の報告書作成の義務の存在
- ⑤ 一定の状況におけるユニット保有者総会の開催

認可を受けたユニット・トラストは、その資産の少なくとも50%を英国証券の投資に当てなければならない。

ユニット・トラストは、法律上信託であるから、その保有する証券は全て受託者の名義で保有され、それから派生する所得は受託者の名義で受領される。オープン・エンドであるから、追加設定は自由であり、買い入れ償還も自由であるから、トラストの資産は、増減する弾力性を備えている。しかし、ユニット・トラストは、ギアリングは認められていないから、借入金をしてその投資を増大させることは出来ない。唯一の例外は、あらかじめ確定的に予想される収入（例えば利子収入）の為替リスクをヘッジするための反対借入だけである。

ユニットの価格についても規制がある。ユニットを売り出す場合の公募価格は、公募当時のユニット・トラストの純資産の取得時価及びそのための取得経費の合計を売出し前のユニット数で除した価格である。これに対し、ユニットを買い戻す場合の償還価格は、純資産の売却時価からそのための譲渡経費を控除した額をユニット数で除した価格である。公募価格と償還価格との開きは、理論的には8—11%であるといわれるが、多くのマネージャーは、5.5%から7.5%の間で取引しているといわれる。

ユニット・トラストの投資の大部分は、上場証券の投資にあてられ、総額の95%以上を上場証券に投資する定款を有するトラストが多い。その多くは株式投資である。

Investment Trustと異なり、ユニットを2種類に分けて、income unitとcapital unitとし、前者について当期利益のみを分配し、後者は清算所得のみを分配するというようなことは許されていない。

(2) 課税上の取扱

(A) 認可ユニット・トラスト

1988年所得および法人税法の規定にしたがい、認可ユニット・トラストの受託者は英国

居住者法人と見なされ、ユニット保有者は株主と見なされている。(同法第468条) 従って、ユニット・トラストからの配当は、会社からの配当と同様に取り扱われる。ただし、確定権利付ユニットトラスト (fixed interest unit trust) は、通常の信託として扱われる。これは、我が国の公社債信託と同じもので、資金の殆ど全部を公社債または転換社債に投資するもので、その所得が所得税法上スケジュールC (特定優良銘柄証券の利子) またはスケジュールD (預金、社債または貸付金の利子) に該当するものである。この確定権利付ユニット・トラストについては、所得税の通常税率25%が適用される。1991年の税制改正により、認可ユニット・トラストに適用される法人税率は、所得税の標準税率である25%に引き下げられた。

認可ユニット・トラストについては、Investment Trust 同様キャピタル・ゲイン税が免除されている。

認可ユニット・トラストが受け取った内国法人からの配当以外の所得については unfranked income として、通常の法人税の課税に服するが、借入金の利子支払い、又はマネージャーに対する報酬支払いは、unfranked income の控除項目となるので、法人税課税所得をそれだけ減少させることが出来る。上記のように、1991年以降 unfranked income についても、その法人税率を35%から25%に引き下げ、所得税の通常税率と同水準としたので、unfranked income が不利に取り扱われることはなくなった。

認可ユニット保有者のトラストから受け取る配当の課税については、ACT の税額控除が認められる。ユニットを処分した場合の譲渡所得については、年額6,000ポンドまでは非課税であるが、それ以上は課税され、その際取得価額について1982年以降卸売物価指数による物価調整が認められる。

(B) 非認可ユニットのトラスト

非認可ユニット・トラストの課税は通常の信託課税と同じであるが、従来は認可ユニット・トラストにおける unfranked income の課税取扱が不利であったので、例えば海外から多くの配当を受け取るユニット・トラストの場合は非認可ユニット・トラストであれば35%の法人税が課せられて却って不利となることがあった。しかし、このような不利は上記のように1991年以降は除去された。

(3) 海外ファンド

海外ファンドは、俗称であって、法律上特に定義があるわけではないが、通常タックスヘイブンを根拠を有し、ユニット・トラストまたは Investment Trust の形で、投資家から資金を集め、専門的マネージャーの管理運営の基に投資を行うファンドを指している。英国関係の海外ファンドで良く利用されるのは、チャンネル・アイルランド、アイル・オブ・マン、バハマ、バーミユダ、ケイマン、ヴァージン・アイランド等である。

1965年に英国で始めてキャピタル・ゲイン税が導入されたが、たまたま慢性的インフレが進行していたので、資産を海外に移転させてキャピタル・ゲイン税を免れようとする試みがしきりと行われるようになり、多くの信託受託者もその信託財産の運用を海外で行おうとするようになった。そこで、信託の海外への引っ越し (migration) が行われたが、当時のキャピタル・ゲイン税法はこれに対して何らの規定もなかった。

第6款 Insurance Trust (保険信託)

信託に生命保険証書が組成されることは一般的である。保険信託はその目的から、個人信託と事業信託に分けられる。保険料の支払財源によって分類すれば、キャピタルからのファンドと所得からのファンドに分けられる。個人保険信託は、他人の利益のために個人により設定される信託である。事業保険信託は、企業に関連して設定される信託である。以下では主として、後者の信託をみていく⁽³⁴⁾。

(1) 1986年3月17日前の相続信託

まず、この種の信託としては、受託者のもとにあるキャピタルが、シングル・プレミアム・保険証書に投資される。これは、「投資ボンド (investment bonds)」又は「成長ボンド (growth bonds)」と呼ばれており、税法では、「非適格保険証書 (no-qualifying life policies)」と呼ばれている。通常、当初の投資額の5%を超えない金額(年間)が回収され、それがローンとして、又はローンの返済として委託者に支払われる。この回収額は信託所得でもなく、また委託者の所得でもない。しかし、年間の回収額が5%を超える場合には、その超過額は(委託者が生存している場合には、委託者の所得として)、高税率で課税される。

このタイプには2つのものがある。第1に、キャピタルを信託に贈与し、年間の回収額を委託者にローンとして支払う信託である。次に、信託が、比較的少額の贈与で設定されるもので、主たるキャピタルが信託に貸し付けられるものである(利息は自由で、いつでも返済をもとめることができる)。年間の回収(払戻し)額は、返済の一部として取り扱われる。しかし、保険会社は、1986年3月18日から、このような信託から撤退した。しかし、それ以前に設定されたこのような信託は、暫定的な規定でなお保護されている。

所得税については、年間の回収額は所得ではなく、信託が所得を配分しない限りは、そのような年間ローン又は返済には所得税の課税関係は生じない。受益者は、ICTA1988 §687が裁量信託にのみ適用されることから、収益保有権を保有しておくべきである。

このボンドのゲインは、原則として、キャピタル・ゲインを賦課されない。

上記の第1のタイプは、信託への贈与は通常の方法で相続税が課税される。委託者への年間ローンは、債務を生み、そして所得としてそれが用いられた場合でも何ら納税義務を

生ずることもなく、委託者の遺産を軽減させる。

第2のタイプの信託においては、ローンについて相続税は生じない。そのローンは、委託者の遺産の資産である。年間の返済額はその資産を軽減し、それが所得として用いられると、委託者の遺産を軽減する。

(2) 1986年3月17日以後に設定された相続信託

1986年3月17日以後新に設定された信託は、委託者が受益者の1人として構成されていない場合、あるいは死亡時に、自分の遺産から、信託からのローンを控除することを期待していない場合に、「成長ボンド」を保有する理由は存しないと解されている。

直ちに納税することではなく、5%までの払戻をうけるというメリットがなお、存している。払戻しが要求されない場合に、投資所得課税、期間税、出口税の課税をうけることなく累積させるメリットが存する。1989年に2つの保険会社が、第二の相続信託を再び市場に提供した。この信託は「小さな贈与（ $\$10$ ）」と「信託に貸し付けられたある主たる投資額（利子0、弁済要求により支払う）」からなる。このような貸付は、贈与による財産の処分ではないとみなされている。なお、1986年前の課税の取扱はそのまま適用される。委託者が少額の信託キャピタルに、貸付の返済等を主張することは、信託条件のもとでは不可能である（これは、ベネフィットの留保となる可能性がある）。

貸付金銭は、生命保険ボンドに投資され、毎年5%の払戻がローンの返済に充てられる。委託者がこれらの支払いを所得として費やすと、かれの遺産は継続的に軽減する。そして、ボンドの価値について期待されている増加は彼の遺産には含まれない。

①所得税、相続税、キャピタル・ゲイン税

当該ボンドが満期になり、又は解約されたときには（回収額を含めて）その総ゲインが算定され、委託者が、トップ・スライス基準で、基本税率を超えたトップ・スライス税率部分に課税される。当該ボンドを1万ドルで取得し、5%が10年に渡り回収されており、10年後に1万4,000ドルになったとすると、総収入は1万9,000ドルとなる。結果、当該ゲインは9,000ドルとなる。年間900ドルに委託者の他の所得を加えて、課税されることになる。

そのゲインについて、キャピタル・ゲイン税は課税されない。

信託への贈与が少額である場合には相続税は生じない。信託における資産価値の増加が

予測されうる場合には、10年アニバーサリーや出口税の課税が生ずるおそれがあるが、収益保有権を受益者に付与することにより、これは回避できる。その保有権は通常、取消可能な固定的な権利である。

(3) PETA プラン

これらのスキームは、「ディスカウント贈与スキーム (discounted gift schemes)」として知られているが、前述の生命保険信託同様、1986年後保険会社は撤退している。

これらのスキームについては、純粋な寄贈 (pure endowment) と期間保証 (term assurance) (ゆえに PETA) という、2つの保険証書が関係している。1つは、キャピタルの多く (おそらく99%) は、105歳まで生きている納税義務者について満期が生じるシングル・プレミアム (一時払保険料) の寄贈証書である (よって、満期はありえないであろう)。しかし、委託者は、毎年所得の5%について部分解約をする権利を有している。

1つは、投資された額の残高が小さい場合に、それについてシングル・プレミアム会計をもった期間保険 (証書) である。満期事由が生じそうもないときには、保証期間中にはなにも支払わないが、寄贈の日時前に委託者が死亡したときには、期間証書 (券) は、寄贈プレミアムにより購入されたユニットの、その時の価値に相当する金額を支払う。

期間保険証書は収益保有権をもつ受益者のために、信託に設定される。仮に委託者が自分の状況が変化する恐れがあるとすると、受託者は受益者から収益保有権の指定権限を付与されよう。

期間保険 (信託における証書) は、非適格証書であるが、しかし、死亡時には相続信託のなかに含まれるので高い税率による納税義務は生じない。なぜならば、それは死亡直前の解約価値に基づいているからであり、PETA 期間保証は解約価値をもたない (TA1988 §541(1)(a))。

キャピタル・ゲイン課税は、通常生じない。相続税については、委託者がそのような契約を締結したときに、委託者の遺産は軽減することとなる。そして、そのユニットの将来の価値増加部分は遺産を構成しないこととなる。

(4) 所得から拠出される相続税

このタイプでは、信託への一時的な貸付 (loan)、贈与 (gift) は存しない。受託者は

通常、委託者に係る生命証書のすべてを保有している。ここでこの目的は、委託者の死亡時に生ずる相続税に相当する金額を提供することである。この証書は、委託者の意思による受益者のための信託である。

委託者は、委託者がかれの生存中、年間のプレミアムを支払っているときには、その信託は適格信託であり、その結果、当該証書が委託者の死亡時に満了するときには所得税は生じない。その証書が1984年3月14日前のものである場合には12.5%の租税リリーフが各々の年間プレミアムの支払いから控除される (TA1988 §621(1)(b))。

適格生命保険証書にはキャピタル・ゲイン課税の問題は生じない。

生命保険証書が委託者の遺産の一部を構成しないことから、毎年のプレミアムは信託への贈与となる。しかし、多くの場合、その毎年のプレミアムは、£3,000の年間控除額、あるいは所得からの年間支出控除（イグゼンプション）の範囲内にある。委託者の遺産を構成しない証書について、委託者の死亡時に相続税の問題は当然生じない。

(5) キャピタルから拠出される相続税

所得からプレミアムを支払う代わりに、委託者が年間支払いを行うための一時金を別においておくこともできる。これは、様々な方法で行われる。

（ジルト・ラダー）キャピタルを一連の日付のある証書（GIQT）に投資を行い、これらが満期になると年間プレミアムに充当する。

（ボンド・ラダー）キャピタルを一連のシングル・プレミアム証書に投資を行い、これらが毎年満期になるとそれを年間プレミアムに充当する。

その他、「シングル・ボンド」あるいは「終身年金」に投資する場合もある。

ジルト、ボンド、年金は、少なくとも10年はプレミアムを提供するに十分なものでなければならない。いかなるボンドのゲインも、シングル・ボンドは、委託者の死亡後に満期が到来するようにアレンジしてあったとしても、委託者の高税率で課税される。

証書の利息又は年金の所得部分は、キャピタルが信託に設定されているか否か（そして設定されているとすると、収益保有信託か裁量信託かによる）に応じて、委託者、受益者又は受託者の所得になる。

キャピタル・ゲイン課税は生じない。

相続税に関して、適格証書については、前掲の所得からの相続税を参照。キャピタル投

資については、①それが委託者の財産である場合に、年間のプレミアムがジルトでありいかなる残余財産（剰余金）も委託者の遺産の一部として課税される、②それが信託において行われた場合には、通常、収益保有権が生じ、その信託への贈与はPETとなる。

終身年金は、委託者の死亡時に価値を生じないので、信託にそれを設定しても意味がない。シングル・ボンドは委託者の死亡時に価値が増加するので、信託に設定すべきである。

その他の方法によるタックス・ベネフィットはケース・バイ・ケースで、そのときの状況による。

その他、パートナーシップ・ポリシー・トラスト（共同証書信託）（partnership policy trust）、バック・トゥ・バック・トラスト（back-to-back trust）（所得を減じることなく、そして相続税の対象となるキャピタルの譲渡をもたらすことなく、委託者の遺産を軽減させるための信託である）、ペンション・ポリシー・トラスト（pension policy trust）などが存在するが、ここでは詳述は避ける。

〔注〕

(34) 本稿は、保険信託課税について、Braian Courtney, BUTTERWORTHS Trust Taxation Manual 115-24(2nd ed.1990) によっている。

第3節 主要国の年金税制

第1款 米国年金基金の沿革と方向

1 最近における米国年金計画の動向

米国における従業員に対する年金等の給与外給付は、最近とみに拡大し、特に年金については、立法の面で多くの進展がなされている。すなわち、先ず1974年のERISA法は、多年にわたる論議の集大成として年金制度に画期的変革を加えた。同法は、年金の法律上、税務上の多くの問題のみならず、年金基金の運営、その財政基盤についても多くの規制を要求した。また、年金計画について一定のディスクロージャーを制度化した。さらに今日急速な増大を遂げている個人年金計画（IRA）を始めて導入している。

1981年の経済復興税法は、一般的大減税をその主目的とし、年金の面では、IRAを個人サービス業に拡大適用するとともに、従業員の適格年金計画に対する保険料払込を認め、簡易従業員年金計画（SEP）及びキーオ・プランに対する非課税払込限度を拡張した。そのほか、株式保有計画および役員に対する年金計画についても改善を図った。逆に、1982年の課税公平及び財政責任法は、租税収入の増大及び歳出削減を図り、その一環として年金計画に対する非課税払込限度額及び給付額の最高限度を縮減することとし、特に一般事業会社と個人営業者の適格年金計画の整合性を図ることに主眼を置いた。そのため給与の高い従業員にウエイトを置いている年金計画をtop-heavy planと定義して、これについての限度額を相当程度削減した。

1984年には、財政赤字削減法が成立し、緊縮財政の方針の下で、払込保険料と年金給付の双方について物価調整を停止し、年金給付及びIRA給付に対する相続税の非課税を撤廃し、同時に成立した退職公平法では、退職給付の公平な再配分を実施するため強制加入の最低年齢を引き下げ、遺族年金を増加させ、離婚手続きにおける年金給付権の譲渡を規定した。

しかし、ERISA法成立以来最も大きな変化を年金計画に対してもたらしたのは、1986年の税制改革法で、レーガン税制の名の下に適格年金について新たなcoverage testを実

施するとともに、社会保障と適格年金の合体を可能とし、65歳未満の退職に対する給付を削減し、その他給付の課税時期の調整を行った。従業員持ち株計画および役員年金計画についても大幅な改正がなされた。引き続き1987年のオムニバス・予算調整法では、適格年金計画について最低資金収入と最大非課税限度との関係および確定給付型の年金についての計画終期の問題について重要な改正が行われた。

1988年の技術的改正等歳入法では、レーガン税制で規定された最低加入限度が各企業のセグメントごとに認められるよう改められ、また給与の高い従業員が年金計画に参加している場合には、当該計画が最低加入限度に達していない年分については、年度末現在で年金収益のうち当該従業員の給付想定分を課税所得として申告しなければならない旨規定した。1989年に制定されたオムニバス・予算調整法では、適格従業員持ち株計画に対する融資を行ったものに対し、その受取利子の50%を非課税とする改正が行われた。

以上のように、適格年金計画に係る立法は、いずれも税制に密接な関連を有し、その設計の詳細は、税制によって規制されているといっても過言ではない。

2 確定給付型年金と確定拠出型年金

確定給付型年金とは、雇用者が通常従業員の給与に応じた一定の給付を年金の形で給付することを約する年金で、雇用者の負担額は、この給付水準から年金数理によって計算される。我が国の年金とおおむね同様である。これに対し、確定拠出型年金とは、雇用者の負担額は確定しており、その累積された結果が年金の形で従業員に支給される。従って、従業員の受け取る年金額は、予め決定できず、拠出の水準、加入時の年齢、退職年齢、及び投資収益の水準によって左右される。これには、特定の拠出を基礎とするもの、雇用者の毎年度の利益の一定額を拠出とするもの、従業員持ち株方式を取るものなどがある。この形の年金計画は我が国には存在しない。

最近においては、米国の多くの企業において確定給付型と確定拠出型の双方を併用し、その長所を利用しようとする動きが見られる。勿論、現在でも確定給付型のほうが相対的に多いが、教育及び公益法人の年金計画では、沿革的に内国歳入法の非課税恩典があるため（同法第403条（b））確定拠出型によるものが多い。一般事業法人では、確定給付型が優勢であるが、利益参加型の年金を採用する企業も相当有り、特に ERISA 法の制定以来はその傾向が強まった。

これは、同法の規定により、年金計画が終了した際に資金手当てのない年金債務（unfunded liabilities）が存在すると、雇用者がこれを負担することとされているからである。この債務の管理は、年金給付保証会社（Pension Benefits Guaranty Corporation）の手に移され、法定の担保権（lien）を同社が取得し、かつこの担保権は、租税担保権と同等の優先順位を持つので、他の債権者の有する担保権に優先する。さらに、1980年の複数雇用者年金計画修正法によって、複数雇用者年金計画から脱退する雇用者については、資金手当てのない年金支給予定額のうち雇用者の拠出額に見合う部分は雇用者の債務とされた。このため、多くの中小企業は ERISA 法に基づく厳格な規制を嫌って、会社債務を負担しない確定拠出型を選向するようになってきている。内国歳入庁の統計によると、ERISA 法制定以来設定された年金計画の内約80%が確定拠出型である。

勿論 ERISA 法の規制の点を除けば、確定給付型のほうが多くの利点を有していることは疑いない。多くの年金計画は、退職の場合の確定した給付を目的としており、確定拠出型では、給付がいくらになるか分からず、不安定性がある。さらに、多くの企業は将来社会保障と年金とを一体化しようとしており、そのためには、確定給付型のほうが問題が少ない。また、確定給付型では、給付の額が通常退職時の給与にリンクされるため、それまでのインフレに対応しているという点を評価する企業もある。それよりも、確定給付型では、年金資金投資のリスクが雇用者によって負担され、従業員はリスクを負わない点が多く、労働組合によって支持されている。

この年金原資の投資リスクを誰が負うかは米国の年金計画の重要な点である。確定給付型では雇用者がそのリスクを負っているが、確定拠出型でも投資機関を適切に選定することによりリスクを少なくすることが出来るし、最近の金融商品の発達によってヘッジをすることも可能になったから、一概に確定給付型が優れているともいえない。確定給付型でも年金計画が資金手当ての少ない状態になれば、従業員にとっては、回収のリスクが伴う。いずれにしても、米国の年金に関する世論は、平均的従業員が年金投資のリスクを負うことは適切ではないという点で一致している。

確定給付型では、従業員が若年である場合は、給付額は比較的少ないが、歳を取るにつれて給付額が相対的に増大する。これに対して、確定拠出型では、毎年の給付額増加分は余り変動しない。このことは、従業員が若年で退職した場合のコストは、確定拠出型のほうが大きいということである。一方確定拠出型のうち雇用者の株式取得を図る繰り延べ利

益参加型では、従業員の生産性を高める効果があるほか、雇用者の資金繰りも楽である。

しかしながら、今日の税制その他連邦政府の政策は、確定拠出型の年金をより優遇しているように見える。例えば、税制上内国歳入法は、確定拠出型の一種である租税繰り延べ年金を教育関係の企業および公益法人に対し許容し、かつ奨励している。また、自営業者に対する年金計画であるキーオ・プランは、確定拠出型に近い制度である。制度上は、確定給付型の年金としても設立できるが、実際は、殆どが確定拠出型である。もっとも1986年の課税公平財政責任法により、双方の差は、あまり大きくなくなったが、従来の基調を変えるまでには至っていない。さらに、個人退職年金（IRA）も完全に確定拠出型である。1979年からは、簡易従業員年金制度が導入されたが、これも確定拠出型であることが要件となっている。株式保有計画（ESOP）は、本来確定拠出型の年金であるが、借入金による資金繰りが出来ることとされており、優遇されているほか、個別立法によって特別措置を受けている。例えば、地域鉄道再建法、外国貿易法、クライスラー社借入金保証法、小企業従業員所有法等である。今後ともこの種の特別立法は増加するものと見込まれる。

1978年の歳入法により、従業員に対する非課税現物給与の範囲が改正され、内国歳入法第125条が改正された。同条によれば、従業員は、幾つかの現物給与のなかから自由に選択できるカフェ・テリア型現物給与をうけることができたが、従来給与繰り延べを選択することは出来なかった。ところが、この改正により、利益参加及び株式賞与のうち一定の要件を満たしているものがカフェ・テリアのメニューの中に加えられた。これは明らかに確定拠出型の給付を優先する政策の現れであり、従業員に対する現物給与の重要性が高まっているなかでこの二つの給与は今後重要な役割を果たすものと考えられているこの点に関連して、内国歳入法第401条（K）が改正されて、繰り延べ利益参加型年金と給与カットとを併用する計画を認めようとする立法の動きもある。

1983年の社会保障法改正によって、給付開始年齢が漸次65歳から67歳へと引き上げられることになり、今後も社会保障財政の状態によりさらに引き上げが行われ、給付開始年齢到達前の退職に対しては、年金給付の割引が行われるようになった。他方従業員が65歳以上になっても就労していれば、年金の割増が行われるので、65歳に達しても退職しないほうが有利となる。このような状態では、従来65歳を目処として給付を開始する確定給付型の年金では社会保障の年金と併せて所定の所得を得ることが出来なくなった。確定給付型

の年金計画が見直されている理由である。加えて、最近の傾向としては、65歳以前に早期退職する従業員がますます多くなっている。一方で65歳以上も働きたいという従業員がいるかたわら、他方で50歳代で既に退職したいという従業員もいる。そこで、大多数の従業員が65歳で退職することを前提とした確定給付型の年金計画はその執行がだんだん難しくなりつつある。確定拠出型の年金のほうが弾力的に対処できる可能性が秘めているのである。1981年大統領の年金政策委員会は、雇用者が従業員給与の最低3%を毎年拠出して、確定拠出型の最低年金制度を導入するように勧告した。これは、最低賃金制と同様に民間企業に対し強制される制度である。しかし、この制度は、いまだ実施されたわけではないし、多くの民間企業においては、依然として確定給付型の年金が確固たる地位を占めている。おそらくは、徐々に確定拠出型の年金を補完的に使用してバランスのとれた年金計画を策定する傾向が出てくるであろうし、また、既にそのようなメニュー方式の年金に踏み切った企業も出てきている。

3 米国年金基金の投資運用

米国の個人金融資産に占める年金基金の比重は、年々高まっている。下表に観られるように、1975年においては、全体の個人金融資産の中に占める年金基金の比率は、13.9%であったものが、1993年では、21.1%に増大している。最近では、個人退職年金（IRA）を含めた各種年金残高は、年率10%程度増加しているといわれる。因みに個人退職年金（IRA）を含めた各種年金残高は、年率10%程度増加しているといわれる。因みにミューチュアル・ファンドの拡大も著しく、この二つの金融機関だけで、1990年代の終わりごろには、個人金融資産の40%以上を取り扱うことになると予想されている。

米国個人金融資産の内訳推移(%)

	<u>1975</u>	<u>1992</u>
銀行 預金	37.4	26.8
貯蓄貸付組合	18.8	10.3
保 険	17.6	16.6
年 金	13.9	21.1
mutual fund	2.0	11.4
そ の 他	10.3	13.6

合 計 100.0 100.0

したがって、現在では、年金基金とミューチュアル・ファンドが米国の二大機関投資家ということになる。1993年末現在年金基金の残高は、5兆8,000億ドルで我が国の年金残高180兆円の2.7倍である。

米国年金基金の内訳を見ると、圧倒的に多いのは企業年金で、1992年末現在全体の24.3%を占め、次いで政府関係年金14.3%、個人退職年金13.7%となっている。この他に、自営業者の年金であるキーオ・プランを含めると、個人年金はもっと多くなる。企業年金のなかで確定給付型の占める比率は、大体60%であろうと推定されている。米国最大の年金である TIAA-CRFF（米国大学教職員退職年金基金）は、確定拠出型であるが、第二位のカリフォルニア州公務員年金基金は、確定給付型、第三位のニューヨーク州公務員年金基金も同様である。企業年金については、GE、GM、IBM、デュポンなどは、確定給付型と確定拠出型との混合形態であるといわれる。

いずれにしても、上記に説明したように、次第に確定拠出型が増えていく趨勢のなかで、必然的に年金原資運用の効率が問われてくる。拠出額が一定なら、パフォーマンスの良いほうが給付が増えるからである。このため、年金基金の自家運用から外部の専門的投資マネージャーに運用する委託する傾向が出てきている。さらに、投資先としても、従来の国内投資から、国際投資へと収益の極大化を目指してフロンティアを拡大していくことになる。Greenwich Associates の調査によると、調査対象の企業年金基金1,077、政府関係年金基金332のうち、企業年金については、自家運用の比率が1991年31%から1993年27%へ低下、政府関係年金については、1991年39%、1993年32%と同様に低下の傾向が見受けられるという。低下の原因としては、運用実績の向上に対する内部からの圧力、管理コストの逓減という二つの要因がもっとも大きい。

外部に対し、年金基金の運用を委託する場合、もっとも多いのは、投資顧問会社で、これについて、銀行、信託会社、保険が引き受けている。Pension and Investment 社の調査では、大手500年金基金のうち、1993年末現在投資顧問会社委託件数は40.5%、銀行・信託会社委託が38.1%、保険会社委託が23.45となっている。基金の規模が小さくなるにつれて投資顧問業に委託する比率が多くなっていると報告されている。

外部運用委託が増加するにつれて、年金基金のポートフォリオの構成も次第に変化してきている。1980年代以降年金基金の投資は、確定利付債中心から、株式投資へと重心を移

す傾向が窺われ、特に政府関係年金基金の投資傾向の株式傾斜が窺われ、特に政府関係年金基金の投資傾向の株式傾斜が著しいといわれる。

国際投資については、従来米国の年金基金は、もっぱら国内債券中心の運用であったが、利回り中心の投資政策への変化に従い、1990年代にはいって急激に国際投資を推進している。1993年末現在で米国年金基金の対外投資額は、2,100億ドルで、運用総資産の8%を占めている。特に、政府関係年金基金に対外投資の傾向が強く、また投資形態としては、株式投資が全体の7割に達している。

4 年金基金とミューチュアル・ファンドの相互関係

以上のような年金基金運用の変化に対応して、年金基金とミューチュアル・ファンドが互いに提携しあって、一体運用を図る傾向が出てきている。

第一に、年金基金が収益性の優れたミューチュアル・ファンドを購入する傾向が強まっている。

第二に、ミューチュアル・ファンドの中には、特定地域の株式中心に投資を行うカントリ・ファンド、地域ファンド、グローバル・ファンドなど対外投資専門のファンドがあるが、これらのファンドを年金基金が購入する例が多くなっている。これらのファンドの購入は、形式的には、ニューヨーク市場に上場されたファンド会社の株式の買い入れである。第三は、個人退職年金（IRA）によるミューチュアル・ファンドの購入で、IRAに対し、年間2000ドルまでの積立非課税措置が講じられていることもあって、IRAは急成長を遂げたが、その適用に際してミューチュアル・ファンドは熱心に取り組み、1993年末現全体のIRA資産のうち13.6%がミューチュアル・ファンドによって運用されているといわれる。IRAは、もともと他の適格年金計画に加入できない従業員のための制度であったが、その後税法上の恩典が与えられ、企業的大量レイ・オフの対象となった従業員等の加入やベビー・ブームの中・高齢化にともない急成長し、今日では、大衆貯蓄手段として広く利用されている。さらに、401-K・プランが成立し、給料天引きの非課税貯蓄が可能となるに及んで、ミューチュアル・ファンドの利用は一層促進され、同プランの運用資産のうち、1993年で26%がミューチュアル・ファンドとなっている。

5 信託形式の年金基金

米国における適格年金計画は、種々の法的形式をとって運営されているが、そのうち主たるものは、保険と信託である。現在のところ主流を占めるのは、信託形式によるものであり、とくに複数雇用者を含む年金計画においては、多く信託形式が利用されているといわれる。しかし、保険も次々に新商品を開発して、複数雇用者の年金計画に算入している。

信託形式による年金計画においては、雇用者と被用者の拠出が信託の受託者によって運用され、管理される。運用が保険会社によって行われる場合には、給付は、直接保険会社から参加被用者へと行われる。受託者の権限と義務とは、信託契約に規定され、複数雇用者の年金計画については、参加労働組合の代表者と、参加各企画の代表者が署名する。これら代表者は、年金基金の運営に関する委員会を構成して、投資運用を司ることがある。

大規模の年金基金では、複数の投資顧問会社または投資運用マネージャーを置いて投資の運用に当たらせる場合が多い。受託者は、その場合単なるカスタディアンに止まることになる。受託者の有する権限は、個々の年金基金によって著しく異なり、個別の投資についていちいち投資委員会の承諾を得なくてはならない場合から、受託者の一任でいかなる投資も可能な場合まである。また受託者は、雇用者に接触してその意見を聞くこともある。1974年のERISA法は、年金計画の運用に当たる人々に対し、最低の信任義務(fiduciary duty)を課し、一般に prudent man rule と呼ばれる概念を導入している。すなわち、予め定められた運用対象しか投資できないという「リーガル・リスト」方式では投資の弾力性を損ない、年金基金の効率性を減殺する可能性が高いので、慎重な投資専門家が取ったであろう投資行動を基準として年金の運用を行うことを定め、個別の運用資産の性質を見るのではなく、その資産が全体のポートフォリオの中で果たす役割に着目して運用を妥当性を判断するという立場を取っている。

prudent man rule は、実際には、手続き上のブルーデンスと実体上のブルーデンスとに別れる。手続き上のブルーデンスとは、年金基金の投資、運用等の活動について受託者が常にその状態を知りうるよう、事実の詳細、関連事情について適切な考慮を払わなければならないとするルールであり、投資決定を行うに際し、受託者が関与すべき最低限度を定めている。他方、実体上のブルーデンスとは、投資、運用に当たって、損失の危険性、および利益の可能性を受託者が十分に検討し、さらに、分散投資の観点からするポートフォリオの構成、その流動性、長期的収益予想等の諸要素を考慮に入れて、計画の目的に添

う適切な投資、運用がなされているかどうかを検討する義務を指している。

このような fiduciary 義務の一環としての prudent man rule を定めたことは、年金計画が単なる信託の受託者の負う義務よりも一層広い範囲の義務を立法上課したもので、米国労働省は、この関係で伝統的な信託法理の適用がないとの見解をとっている。すなわち、コモン・ロー上の信託では、信託財産から生ずる所得について所得受益者 (income beneficiary) を、信託財産そのものについて、元本受益者 (principal beneficiary) を想定しているが、年金計画の財産は、その参加者の間において所得から生ずる収益と元本から生ずる収益とを区別する実益に乏しく、区別できないので、コモン・ローの法理をそのまま年金基金に適用できないとする。すなわち、同省は、「コモン・ロー上の信託は、ERISA 法タイトル I 第 4 部の基礎を形成し、この信託法理が同法に連邦法として制定法化されたものではあるが、同法の立法過程に照らすと、コモン・ロー上の信託を機械的に従業員年金計画に対して適用すべきでない。ERISA 法のブルーデント・マン・ルールは、一定の点で伝統的な信託法理に基づくものではあるが、他の点では、それから乖離している。」「したがって、ブルーデンス・ルールの下において許される投資、運用対象は、コモン・ローのもとにおいて許されている投資、運用対象に必然的に限定されているものではない」と述べている。

そこで、外国の証券に対する投資についても、これを禁止している条項は ERISA 法には存在せず、各投資は、ブルーデント・マン・ルールに照らして特定の投資対象についての利点と弱点との比較権衡において総合的に判断される。しかし、外国の投資運用者、ブローカー、カスタディアン、ディーラーが関与する取引については、それ相応のブルーデンスが要求されるのであり、それが満たされない場合には外国証券の保有が制限される場合がある。

6 年金基金の課税

(1) 拠出段階

まず最初に、雇用者の拠出分については、雇用者の課税所得計算上は、損金となるが、被用者は、年金を受領するまでは課税されない。これは、我が国の課税と同様であるが、年金基金を信託の一種であると考え、または信託と同様に扱うべきであると考え、説明がつかない。受益者は既に特定しているし、受益の限度も計算可能であろう。直ちに給

与として課税してもよいのに、課税されない。受益者は現実に給与を受け取ってはいないから、担税力の面で問題があるというならば、裁量信託の場合の受益者も似たような立場にある。米国のように、年金基金が法人形式でなく、信託形式で運用される場合は、いかなる法理によって課税の繰り延べが税制上許容されるのか。(ERISA法の適用は、投資の運用に関する面だけであるから、他の面において年金基金が信託であることを妨げない。)

ただ、米国では、年金が保険形式で運用される場合には、従業員は毎年一定の分配を受けたものと見なされて、申告しなければならない。これは、雇用者の拠出のうち、従業員に対して純粹の保険 (pure insurance) を提供した部分で、従業員にかかる生命保険の額面価額がその現金価格を上回る部分に対して期間1年の生命保険を付保したとしたならば支払った保険料の額である。これは、P58コストと呼ばれる。この保険料は、従業員が歳を取るにつれて高くなるが、一方現金価格が毎年上がっていくので、付保額は年々減ってくる。概していえば、申告所得の額は、年々すこしずつあがっていくといわれている。

(2) 退職年齢前の給付

退職前に年金計画から給付を受けた場合には、給付の額から従業員のコスト・ベースを控除した部分が通常所得として課税を受ける。ただし、59.5歳に達した後受ける給付については、一定の条件が満たされる場合に限り、平均課税によって低い税率で課税される。給付の金額がその時点での当該従業員の給付権の一部である場合にはそのコスト・ベースも按分比例で計算される。1986年の税制改正によって、個々の従業員の年金計算勘定が雇用者の拠出分と被用者の課税拠出分とに区分経理されている場合は、被用者の課税済み拠出分から分配を行うことが出来、これは、全額非課税であるから、残りのコスト・ベースをすべて雇用者の拠出分からの分配に振り向けることが可能となった。しかし、この方法が認められるのは、確定拠出型の年金すべてと一部の確定給付型年金である。

(3) 退職従業員に対する給付

(A) 一括給付

適格年金から退職従業員に対し、一括給付がなされるのは、当該従業員が59.5歳に達した場合、死亡の場合、及び解雇の場合に限られる。一括給付がなされた場合、従業員

は、給付額からそのコスト・ベースを控除した額について課税を受ける。この場合、当該従業員が59.5歳を越える年齢に到達していた場合、またはその給付額が当該従業員に帰属すべき年金計算勘定の金額であって、かつその支払が一課税年度中に行われたものである場合は、受け取った給付額については、5分5乗方式で課税される。ただし、当該従業員は、少なくとも5年以上年金計画に参加していなければならない。

5分5乗方式の課税の計算は、受領した給付額から一定の控除額（1万ドル又は給付額の50%のいずれか少ない投額、ただし、給付額が2万ドルを越える場合は、給付額の20%と1万ドルのいずれか低いほうとなる。）を控除した残額の5分の1を通常所得と見なし、基礎控除その他一切の他の控除を適用せずに税額を計算し、その税額を5倍したものを給付額に対する課税額とする。

1986年からは1986年1月1日に50歳に達していた従業員に対して優遇措置が講じられ、1974年以前に年金計算勘定に計上されていた金額にかかる一括給付は、キャピタル・ゲインと見なされて、1986年以降も長期キャピタル・ゲインに対する軽減税率20%の適用が受けられるようになった。その上、59歳に達するまでの勘定計上分についても、5分5乗の課税計算の適用があることと改められた。また、従業員は、その選択により、5分5乗でなく、10分10乗の課税を受けることもできるようになった。ただし、この選択の場合は、税率は、1986課税年度のレーガン減税以前の税率によらなければならない。

(B) 年金給付

従業員が年金計画から年金を支給された場合には、定期金（annuity）課税を受ける。（内国歳入法第72条）従業員がコスト・ベースを有していない場合には、支給される年金の全額について、支給の都度通常所得として課税される。コスト・ベースを有している場合は、当該従業員の「予定収益」（expected return）に対するコスト・ベースの比率（これを除外比率（exclusion ratio）と呼んでいる。）を計算し、これを支給された年金の額に乗じて控除し、残額に対して課税する。予定収益は、年金の年間の支給額に当該従業員の平均余命を乗じた額である。例えば、65歳で退職した従業員の平均余命が20年であったとし、年当たり1万ドルの年金を支給されるが、そのコスト・ベースは、5万ドルであったとしよう。この従業員の前定収益は、 $20 \times 1 \text{万ドル} = 20 \text{万ドル}$ であり、除外比率は、 $5 / 20 = 25\%$ である。したがって、当該従業員は、毎年1万ドル $\times (1 - 0.25) = 7,500 \text{ドル}$ を通常所得として申告することになる。当該従業員が平均余命に達する前に死亡した場合に

は、それまでに回復できないコスト・ベースは、死亡のときの属する課税年度で一括控除される。

(C) 遺族に対する一括給付

遺族に対する一括給付については、以上に述べた5分5乗または10分10乗の平均課税が行われる。ただし、遺族のコスト・ベースとして最高5000ドルが追加される。

従業員が退職年齢に到達する前に死亡した場合も同様である。遺族に支給される年金は、定期金として従業員が受け取ったのと同様に課税される。従業員のコスト・ベースは、そのまま引き継がれ、それに最高5000ドルを加える。

(4) コスト・ベース

以上の年金課税の取扱のなかで重要な役割を演ずるのは、コスト・ベースである。これは、我が国の適格年金制度に基づく一時金の給付について従業員の自己掛け金がある場合にはこれを控除して課税所得を算定し、または、給付が年金の場合には、年金支給総額乃至はその見込額のうちを占める自己掛け金の比率で課税所得からの控除額を算定するのと同軌を一にしている。この比率は、まさに exclusion ratio と同様の性格のものである。同国歳入法においては、コスト・ベースは、次のように規定されている。

- ① 被用者の拠出額総計
- ② 被用者が過去に課税所得として申告した保険料の総額
- ③ その他雇用者の拠出で被用者の所得として既に課税済みのものの総計
- ④ 適格年金基金からの貸付金で利益の分配として課税されたもの

(5) 通常所得課税

適格年金計画からの所得がすべて通常所得として課税されることについては問題がある。年金資金の投資運用は、利子、配当キャピタル・ゲイン等の所得を生ずるが、これらは、すべて一括して通常所得として扱われる。信託形式を採用した年金基金計画ですら年金基金レベルでは配当所得やキャピタルゲインであったものが、給付段階では通常所得に変わってしまう。これも導管理論が純粋な形では適用されていない実例である。むしろこの点において、年金の課税は、投資信託の課税に類似していると言えるであろう。

第2款 英国の年金信託

1 イギリスの年金改革

「ここで提案された年金制度の改革は基本的なものである。それは国家と個人との新しいパートナーシップを達成することを意図している。国家と私的なセクターによる規定は競争的というよりは補足的である。これらは、あらゆる従業員が基本的な国家の年金に加えて、自分自身で年金の付加に貢献することができるということを保障している。」

このコメントは、1985年の議会のグリーンペーパー「社会福祉の改革」において勧告された内容の一部である。この提案は、国家の将来の年金スキームについて言及していないが、国家（公的年金）と私的部門（私的年金）との関係について広範囲に言及している。その結果、私的年金制度を支えるために、租税リリーフの現行システムについて、重要な変化がもたらされた。このような動きは、年金制度をカバーする多くの課税規定の変化をもたらし、重要な年金規定の立法・改正は、1987年財政法（F（No 2）A1987）においてみることができる。

次のようなものが主要な改正事項であった。

- (a) 認可された退職年金スキームに代わる「認可された個人年金スキーム」の導入。
- (b) 新しい、フリースタンディング（freestanding）・AVC（additional voluntary contribution）スキーム（従業員が自分の選択で付加的な拠出を行なうことができるスキームである）の採用。
- (c) 認可された職域年金スキームによるペネフィットの濫用を規制するための新しい規定の導入。
- (d) ある種類の年金制度から別の年金制度への自由な移転を認める規定の導入。

税法上優遇されている年金契約としては、次のようなものが活用されている。

①新しい法律でのもので認可された企業年金スキーム

② AVC 契約

③簡易企業年金スキーム

- (a) 簡易最終給与スキーム
- (b) 簡易現金購入スキーム

- ④認可退職年金契約
- ⑤認可個人年金スキーム
- ⑥認可されていない一時支払いスキーム (ex-gratia lump sum)
- ⑦認可されていない「トップ・アップ (Top up)」スキーム

2 認可職域スキーム⁽³³⁾

(1) 認可の新しい規定

現在の職域スキーム (occupational schemes) は、19世紀に確立されたシビル・サービス・スキームに大きく依存している。

認可に関するコードは、1921年に導入されたものであったが、1970年に新しいコードにとって代わった。その規定はあらゆる職域年金スキームに適用される簡単で統一的なルールと手続について規定をしている。この規定は、TA1988 §560-612と Sch22、23である。新しいコードによる認可は、以下のような課税関係をもたらす。

新しいコードにより次のことが明確にされた。

- (a) 雇用者の配分 (出資) は、それが通常の年間 (毎年の) の配分である限り、損金に算入される。
- (b) 雇用者の出資は、毎年の報酬の15%のオーバーオール限度額に服する利益から控除される。
- (c) 雇用者の出資は、従業員の課税報酬 (給与・手当) を構成しない。
- (d) ファンドの投資によって生じた所得とキャピタル・ゲインは、免税とされる。
- (e) 退職の間に支払われた年金は、スケジュールEの所得としてそのメンバーに課税される。

これらの取扱は完全に認可を得た、すなわち「非課税認可スキーム」にのみ適用される。認可要件を充足しないスキームは上述の (c) のみは保証されている。

多くの種類のスキームが、「非課税認可スキーム」として認められうる。

- (a) 最終の給与に応じて支払われるべき年金を提供する「雇用者スポンサー・スキーム」。
- (b) 雇用者と従業員双方により拠出金がなされる「雇用者スポンサー・スキーム」(つまり現金購入スキーム)。

- (c) 従業員が付与する年金額について、一定の裁量をもつスキーム（いわゆる「トップ・ハット (top hat)」スキーム）。
- (d) 認可スキームの受託者が保険契約又は直接投資を介して年金を保証する「認可受託者スキーム」。

(2) 退職ベネフィット・スキームの意義

新しいコードは、「あらゆる退職ベネフィット・スキーム」に認可を与える可能性がある。そのようなスキームは、「相当なベネフィット」を提供するところのスキームである。「相当なベネフィット」は、広範囲に定義されている。歳入庁は、退職、死亡の時に、あるいは退職に先立って与えられた一時金等を、一時金がオフィスの剰余金あるいは損失を理由にして支払われない場合には、退職ベネフィット・スキームを組成するものとして取り扱っている。相当なベネフィットを付与するスキームは、少数の従業員あるいは1人の従業員についても成立させることができる。相当なベネフィットの給付は、第三者との契約（たとえば、保険契約）の方法による給付も含む（TA1988 §612(2)）。

歳入庁は、退職ベネフィット・スキームを異なるグループ会社の従業員のような、異なる従業員のクラスに関する2つ以上のスキームに分割することができる（TA1988 §611(3)(4)）。この手続きは、多国籍企業により設立された世界的なスキームについてイギリス部分のみに認可を求める場合に用いられる。

スキームが上述したような広範囲な退職ベネフィット・スキームであるとしても認可がされない場合には、相当なベネフィットの給付として、雇用者が支払った金額は従業員の所得として取り扱われる。

(3) 認可の要件

スキームの認可は、歳入局（Board）により行われるが、TA1988 §590(2)、(3)の条件が充足される場合には、認可をしなければならない。これは、強制的（霸制的）な認可と呼ばれている。しかし、裁量基準で上述の要件を充足しないスキームを認可する権限もっている。スキームについて、歳入局の認可を得ることは、その基準が強制的または裁量的であろうと、雇用者の出資について従業員が賦課されることはない（イグゼンプションを保証するのみである）。

認可の原則的な要件は、以下のものである。

まず、TA1988 §590(2)は、以下の要件を充足しないと、いかなる退職ベネフィット・スキームも認められないと規定する。

- (a) 当該スキームが従業員の役務提供に関して、従業員、その配偶者、扶養親族等に相当な利益（ベネフィット）を与える目的で真実、設立されたものであること。
- (b) 相関係する従業員と使用者が当該スキームを承認しており、このスキームのメンバーである、あるいはメンバーになる権利をもっている従業員がこのスキームの重要な事項を規定した文書を付与されていること。
- (c) この年金スキームに係る規定にもとづいて、このスキームの管理を行う義務を負っているイギリス居住者たる者（パーソン）が存すること。
- (d) 使用者がこのスキームの出資者（contributor）であること。
- (e) このスキームをイギリスに居住している者により、イギリスで事業又は営業を行うことと関係をして、設立されていること。
- (f) いかなる額もこのスキームのもとでは、スキームの継続あるいは終了後であろうと、従業員が行った寄付の返済という方法により支払われていないこと。

次に、TA1988 §590(3)は、以下の要件を充足する場合には退職ベネフィット・スキームが認可されると規定する。

- (a) 従業員のためのあらゆるベネフィットは、60歳から75歳までの一定の年齢の時ににおける年金及び退職金（一定の額を超えないことが要件）であること。
- (b) 従業員の寡婦（夫）のためのあらゆるベネフィットは、従業員の退職後死亡したときに支払われる年金（この支払額は従業員に支払われる年金の3分の2を超えることはできない）であること。
- (c) その他のベネフィットはこのスキームのもとで支払われないこと。
- (d) 年金は、一定の場合を除いて、辞職、出向等には適用されないこと。
- (e) 従業員が複数以上の相当に関係する雇用により設立されたスキームのメンバーである場合には、その1つの雇用に係わって支払われる年金の額は、関係するその他の雇用に係る年金支払額と合算したときに、相当の額を超えていないこと。
- (f) 従業員が複数以上の相当に関係する雇用により設立されたスキームのメンバーである場合には、関係するその他の雇用に係わって振替年金の方法で支払われる額は、

その他の雇用に係る年金支払額と合算したときに、相当の額を超えていないこと。

(g) 従業員が、あるスキームと認可スキームである別のスキーム等とに関係している場合、当該スキームにより支払われる年金額は、その一方のスキーム等により年金の方法で支払われる額と合算したときに、相当の額を超えていないこと。

(h) 従業員が、あるスキームと認可スキームである別のスキーム等とに関係している場合、振替年金の方法で支払われている額は、その一方のスキーム等により年金の方法で支払われる額と合算したときに、相当の額を超えていないこと。

後述するような税法上の特典を受けるためには、そのスキームは認可されるだけでなく、「非課税認可スキーム」に該当しなければならない。非課税認可スキームは、次のように定義されている。

(a) 取消不可能な信託のもとで遂行・達成されることが、歳入局の証書に記載されている認可スキーム。又は

(b) 特別な状況に関して、歳入局が非課税認可スキームに該当すると判断する、その他の認可スキーム。

事実、歳入庁は、①ファンド又はポリシーが導管的な権限のもとで保有されている、あるいは②信託証書の中で資産の処分がそのスキームの認可条項により規定されていなければならない、といったことを定めた形式的な条項を求めている。

(4) 非認可スキーム

FA1989による「earnings cap」の導入前は、非認可スキームは、非課税認可スキームに与えられる租税優遇措置が享受できないだけでなく、一定の特例に服していた。特に、スキームが基金の積立ができない場合に、毎年、従業員のために国家による従業員への配当がなされると、従業員はそれに課税された。そして、それが従業員に支払われたときにもまた年金として課税された。しかし、それを回避するために、非認可のトップ・アップスキームを容易につくることができるために、国家従業員配当に対するスケジュールE課税が1988—89年から廃止された。非認可スキームの現在の課税関係は、そのスキームが基金を積み立てているか否かにかかっている。

基金積立スキームは、雇用者が保険証書又は独立した信託基金を設けることにより、将来ベネフィットを得ることが保証されている。そのスキームにおいて、雇用者が第三者

(たとえば保険会社)に、相当なベネフィットを与えるために、支払いを行うとスケジュールEのもとで従業員が課税される(TA1988 §595(1))。相当なベネフィットの定義は、従業員の妻、寡婦(夫)、子供、扶養者及び人的代表者に支払われたベネフィットを含む(TA1988 §595(5))。

年金の支払いがなされたときに、通常の方法でスケジュールEのもとで当該年金は課税される。一時的な通勤ベネフィットは、スキームに基金を積み立てるときに、従業員が雇用者の支払いの際に課税されている限り、課税はされない(TA1988 §189(6))。これは、従業員が既に課税されている雇用者の支払いについてはその部分を除いて、その他のベネフィットに特別に課税するものである。

非-基金積立スキームは、雇用者が単に年金又はその他の退職ベネフィットを付与するだけである。年金の支払いは、通常の方法でスケジュールEのもとで税を賦課されるが、一時金もまた特別なルールのもとで課税される(TA1988 §596A)。

(5) 雇用者の支払い(拠出)の損金性

雇用者が退職ベネフィット・スキームに拠出を行ったときに、その額は、原則として(問題の従業員の役務を得るために生じた費用として)控除される。しかし、そのスキームの最初の基金を作るための拠出又はベネフィットを増額するための拠出は、それがキャピタル・イクスペンディチュア(資本支出)を構成するとの理由で、控除されない。そのスキームが「非課税認可スキーム」であれば、事業費用又は管理費用のどちらかであるとして、雇用者のための控除を認める特別な規定が存する(TA1988 §592(4))。

(6) 従業員の拠出(控除)

1987年4月6日以後に支払われた従業員拠出金は、FA(No 2)1987は、非課税認可スキームに対する従業員拠出についてリリーフを認めている(TA1988 §592(7))。課税年度に従業員が支払った拠出金の最大控除額は、その年度の当該従業員の給与の15%を超えない範囲内である。この限度額は、雇用者が設定したものであうと、従業員が設定したものであろうと、AVCスキーム(additional voluntary contribution)を含むあらゆる非課税認可スキームへの拠出金に適用される。この15%割合は、厳格な一定の条件に従って、歳入局の権限により割り増すことができる。

(7) 基金の課税

非課税認可スキームは、特別な課税イグゼンプションを享受することができる。

基本的なイグゼンプションは、スキームのために保有している預金、投資からの所得は所得税からイグゼンプトされるということである。TA1988 §592(2)。スキームのために保有している投資の処分からのキャピタルゲインは、キャピタルゲイン税からイグゼンプトされる (TA1988 Sch.29, para.26)。投資の管理は、非常に洗練・熟達されており、年金基金は投資関連取引（これは当初の規制において予想されていなかった）をしばしば行う。新しい状況に対処するために、さらに次のような場合に、イグゼンプションが認められる。

- (a) シェジュール D、ケースVIにおいて別に課税される「スキームのために適用された保険手数料」。
- (b) 預金証書の処分からのゲイン（但し、事業利益として取り扱われるものを除く）。
- (c) 先物、オプション契約によるゲイン。

(c)のイグゼンプションは、一定の金融手段に当初限定されていた。他の先物、オプション契約の場合、非課税（イグゼンプション）は、投資がディーリング取引に反するような取引に依存していた。しかし、1990年のFAは、広範囲な取引にイグゼンプションを認めるように改正を行った。(c)のイグゼンプションは先物、オプション契約をカバーするイグゼンプションに取って代わった。そして投資を示す取引要件を除外した。このために、契約が、当事者の一方が非現金資産に反するような現金を作る、あるいは取得する権利を持っているということのみで、先物あるいはオプション契約であるとしてイグゼンプションを否定することはできない (TA1988 §659A(2))。

この年金スキームが、TA1988 §1229において認められている貸付契約 (lending arrangement) に参加する場合には、生み出された支払いの受領（受け取る方においては配当として取り扱われる）は譲渡まで、非課税とされるであろうが、譲渡時には、これは株式貸付手数料ではないことからシェジュール D・ケースVIにおいて課税される。

これとは別に、有価証券の取扱、その他の取引は、このようなイグゼンプションの対象にはならず、課税されうる。投資とそのような有価証券の取扱を区別することは困難である。歳入庁は、非課税認可スキームによる非免除取引が疑わしい場合に、そのケースを審査するための特別オフィスを設置している。

(8) 年金の課税

認可ファンドから年金が支払われたか否かに関係なく、シェジュールEのもとで課税するために、年金支払の賦課に係る一定の基本的な規定が存する。主たるルールは、TA1988 §19(1)である。この規定は、手当て及び「イギリス外でパーソンのために、あるいはパーソンによって支払われているあらゆる年金」に課税することとしている。「年金」ということは定義されていないが、TA1988 §133は「疑義を回避するために」、「年金」という用語は自発的あるいは非継続的に支払われている年金も含むと規定している。年金ということば、法令あるいは判決によっても明らかにされていない。

しかし、支払が認可スキーム（必ずしも非課税の認可スキームではない）のルールにおいて支払われるべき年金であると、シェジュールEのもとでその年金に課税するために、特別な制定法ルールが存する（TA1988 §597(1)）。

シェジュールD・ケースIV、Vのもとで課税される外国年金の場合には、送金基準は適用されず、また、課税所得は、10%まで軽減される。同じような軽減は、Sch.E, para. 4のもとで課税される一定のコモンウェルス政府年金についても適用される。

〔注〕

(33) 年金課税については、Jone Tiley, *supra* note (15) at 30-01~30-22 によっている。イギリスの年金制度及び年金課税の変遷については、Sandra Eden, *A History of the Taxation of Private Pensions*, 1996 *British Tax Review* 46(1996) 参照。

第3款 フランスの年金制度と課税

1 沿革

フランスの年金の歴史は古く、1681年に宰相コルベールは、船員の年金制度を制定したといわれている。1791年には、官吏恩給制度が導入され、軍人恩給が1831年に成立した。その後19世紀には、公的部門において様々な年金制度が制定されたが、最終的に1928年に印刷工の年金制度を除いて統一化された。しかし、地域的職種別の年金制度が必要となるにつれ、年金制度の数は、再び増加し、1945年には、3,500の年金があったが同年一つの団体、CNRACLの傘下に統一された。

民間部門では、産業革命の進展に伴い、金融、電力、運輸等の部門において多くの年金制度が導入されたが、第2次大戦後の産業の国有化にしたがい、多くの年金が統一化された。近代的年金は、フランス銀行が1806年初めて制定し、その後1909年には、全国の鉄道業が共通の年金制度に踏み切り、次いで、鉱業、電力、ガス等の産業で同様の制度が成立した。1812年には、コメディール・フランセーズまでが年金制度を取り入れている。これらの年金制度のなかには、今日なお存続しているものも多い。

1930年4月30日の法令によって、従来の年金ではカバーされない全ての給与所得者に対して年金を与える画期的集団的年金の制度が確立した。集団的年金の思想は、ビスマルク時代のアルザス・ロレーヌ州で実施されていた制度に啓発されてフランス全国に拡大された。そして、やがて農民や、工場労働者にも適用されるようになっていったが、雇用者の拠出と被用者の拠出との組み合わせという考え方が統一されていなかったため、次第に行き詰まりを来すようになった。1930年の制度は、全ての給与所得者に適用することを明確にするとともに、保険の技術を利用して確定給付型の年金を与えようとするものであり、やがて、1935年には、農業部門で働く賃金労働者の全てに適用されるようになる。

しかし、この確定給付型の年金制度は、一面において当時は極めて複雑な制度と受け取られ、他面においてその後の貨幣価値が著しく下落したために、給付の価値が少なくなり、結局は失敗に終わったと一般に受け取られている。その上に、老齢の労働者に対する保護や退職してから相当の年月を経過した労働者に対する調整を欠いていた。そこで、制度を改正して、最低限度の原資を毎年確保するように改められ、これが発展して今日の

賦課制度 (repartition) に到達したのである。1930、1941年の累次の改正を経て1942年には英国のベバリッジ卿の報告書の影響を受けつつ、次第に給与所得者に対する年金という観点から、すべての高齢者に対する年金という制度へ方向が転換した。

1945年10月4日から19日にかけて法令によって、フランスに初めて社会保障制度が導入された。農業を除いてすべての国民がその対象となり、国民年金を支給するという理想が宣言された。しかし、その理想にもかかわらず、統一化の道は険しく、幾つもの制度が統合されないまま、「暫定的」に経過措置によってなお従前の例によることとされたが、やがて、1946年6月の法令によってこの経過措置は、恒久化されてしまった。その上に給与所得以外の所得者も統一制度の枠外に出てしまった。

しかし、民間企業の被用者に対する年金制度を中心として漸次統一化が進み、産業労働者と農業労働者の二つの年金が中軸となって、1945年の理想的年金制度の改革が始められ、その結果、社会保障としての老齢保険制度と並んで、これを補足する二つの年金が成立した。一つは、広く給与所得者を包括する年金制度であり、補足的退職年金制度協会 (l'Association des regimes de retraite complementaire-通称 ARRCO) がこれを管理運営する。もう一つは、役員、取締役、その他の幹部職員を対象とする年金制度で、幹部職員退職年金制度総合協会 (l'Association generale des institutions de cader) がその運営機構となっている。

2 老齢保険制度 (assurance vieillesse)

これは、農業以外の分野で勤務する給与所得者を対象とする年金で、一部にジャーナリスト等給与所得者に類似する形態の勤務を行う自由業等も含まれている。

(1) 拠出

使用者と従業員との双方が負担するが、その負担区分は、次の通りである。

- ① 使用者は、社会保障法の定める最高報酬に達するまでの給与の8.2%
- ② 従業員は、上記最高報酬に達するまでの給与については6.55%、そのほかに年間給与総額の1.6%
- ③ 上記の給与には、労働の対価として支給される全ての支払いを含む。

(2) 給付

- ① 開始年齢は、60歳

② 給付額は、次の式による。 $P = \text{SAMB} \times T \times D/150$

SAMB は、基準年の年間給与額

T は、一定率で、被保険者の年齢により異なるが、最高50%

D は、支給期間（四半期単位）

3 補完制度 (regime complementaire)

(1) ARRCO

① 対象：国内及び海外県、モナコ等に勤務する給与所得者。国籍のいかんを問わない。海外出向の場合も一定の条件のもとに、加入継続可能。

② 拠出：1994-95年の2年間は、給与所得課税の対象となる収入の4%。

以降段階的に拠出率を引き上げ、1999年には、6%になる。使用者と従業員との負担区分は、産業別に異なるが、おおむね使用者60%、従業員40%の比率で分担する例が多い。

③ 給付：ポイント制になっており、各従業員の獲得したポイントに対し、ポイント当たりの支給額を乗じて算定する。ポイントは、次の式によって定められる。

$$N(n) = S(n) \times T / SR(n)$$

$N(n)$ は、 n 年における拠出者のポイント数である。

$S(n)$ は、 n 年における拠出者の給与額である。

T は、一定率である。

$SR(n)$ は、拠出者の基準年度給与額である。

この制度は、賦課方式によって拠出を決定しているので、各年の拠出が各年の給付に対応している。

給付開始年齢は、65歳である。

(2) AGIRC

① 対象：国内及びモナコ等の勤務する会社の役職員、取締役等の幹部 (cadre)。EC 諸国に出向している場合でも加入継続可能。

② 拠出：給与所得課税の対象となる収入につき、個別に使用者と幹部との間の契約によって決定する率に1.25を乗じて決定する。これを appel という。但し、最低拠出率が決められていて、1995年は12%である。使用者負担と幹部負担との区分について

は、段階的に異なる負担となっており、第一段階は、拠出率8%までで、使用者が6%、幹部が2%を負担するが、8%を超えた第二段階では、使用者が半分、幹部が半分負担する。

③ 給付：ARRCO同様ポイント制であるが、ポイント決定式は、

$$N(n) = S(n) / SR(n)$$

となっており、一定率の適用がない。この年金も賦課方式で、開始年齢は65歳である。

4 課税取扱

(1) 拠出段階

(A) 使用者の拠出

税法には拠出の取扱についてなんら規定がない。しかし、判例、学説の積み重ねによって一定の条件の下に一般的な必要経費控除の規定である一般税法第39条の解釈として拠出の損金性が認められている。フランスの年金には、確定拠出型と確定給付型とがあるが、この解釈では特に両方を区別してはいない。しかし、外部拠出型と内部拠出型とでは区別がある。

外部拠出の場合は、その殆どが保険会社に委託する方式をとっているが、一般税法第39条に規定する人件費、労務費として損金算入を認められるためには、二つの条件を満たさなければならない。その一つは、「企業の利益に関する取り決め」(engagement dans l'intérêt de l'entreprise) に基づかなければならないということであり、もう一つは、「資産の純減」(diminution de l'actif net) を生ずるものでなければならないということである。

前者の条件は、労働組合との間の労働協約または使用者側会社取締役会の決議による一方的支給決定のいずれかを要する。個々の従業員とのあいだの雇用契約に年金支給の約束をするわけでは十分でない。また、労働協約は、一定の明確に定義された従業員または幹部のグループに適用されることが必要で、単に恩恵的に個々の従業員や幹部に支給するのでは、条件を満たさない。

次に、資産の純減については、特に外部拠出の場合に問題となる。これにも二つの条件があり、一つは、保険会社等使用者と異なる法人格を持つ相手方に対し拠出しなければな

らないという制約であり、いま一つは、拠出された資金について拠出者が支配してはならないという条件である。前者については、関連会社に対して拠出しても差し支えないので、さして厳しい条件ではないが、後者については、コンセイユ・デタの判例があり、保険会社が拠出者に対してその従業員を解雇する際の解雇手当てを拠出金のなかから支出する約束をし、拠出金の一部について引当金を設定していた場合には、拠出者は、その部分の拠出金について損金算入を認められないと判示されている。(CE 6-11-91,n.68654 Cavispa ;RJF 1/92,n.17)

他方内部拠出の年金制度については、その殆どは、外部拠出制度の補完的なものとして、確定給付型で運営されている。資金が外部に流出しないだけ、使用者側にとって有利であるが、それだけに損金算入の面では、外部拠出型に比して厳しいものとなっている。外部拠出に対して要求される上記の条件のうち、資産の純減の要件は当然には適用はないが、課税庁の通達によれば、内部拠出型の年金の場合には、受給者の権利行使によって実際に年金が支払われる限度に応じて損金算入が認められることになっており、退職給与引当金の如き制度はない。(D. adm. 4C-4222, n.2, 1-10-92) さらに、受給者が退職した経営者である場合には、昔のフランス法学上の理論によって、年金制度に加入していただだけの理由では当然には年金の損金算入は認められない。在職していた当時の経営者の機能に応じて損金限度が決定される。そこで、在職の期間とか、業績とか、家族に対する年金支給額であるとかが評価の要素となる。

(B) 従業員の拠出

(a) 確定拠出型の場合

確定拠出型の年金に従業員等が加入した場合には、これに対する従業員等の拠出については、一定の限度で必要経費として給与収入から控除することができる。また、使用者の拠出が従業員等の所得となるかどうかについては、従業員等は、当該拠出については処分権を持たず、使用者に留保されているものとして、従業員等の所得とはされない。これについて通達がある。(D. Adm. 5F-1135,n.5, 29-12-92) ただし、必要経費となるためには、従業員等が強制加入させられている場合でなくてはならず、任意加入や個別契約の場合は控除は認められない。また、使用者の拠出の場合と同様に、拠出が取戻可能である場合は、経費控除が否認される。

経費控除の上限は、次の二つの限度のいずれをも超過しないことである。

- ① 拠出の額が社会保障の基準拠出限度の8倍に相当する額の19%を超えないこと。
- ② 拠出のなかで任意加入年金の拠出の額が社会保障の基準拠出限度の8倍の3%を超えないこと。

(b) 確定給付型の場合

確定給付型の場合は、その殆どが使用者の拠出に依存しているから、従業員等の課税の問題は、使用者の拠出を従業員等の所得として認識するかどうかである。これについては、否定的に解されているが、その理由は、年金の受給開始時に従業員等が会社に勤務していることを条件としており、従って、条件付きであるから、退職前には所得認識しないというところにある。この条件が存在しない年金については、使用者の拠出を従業員等の所得として課税する旨の取扱が確立している。社会保障年金の上積みとなる年金についても同様に、従業員等は現在何らの権利もなく、かつ使用者の拠出に対する将来の給付を予め移転できるわけでもないため、所得とは見做されないとの解釈となっている。

(2) 給付段階

給付段階の課税は、簡単で、すべての年金は、給与所得として課税を受ける。軍人恩給等に若干の例外があるが、いずれも重要なものではない。ただし、軽減税率の適用があって、1994年には、31,300フランまでの年金支給については、10%の税率控除がある。

第4款 国際年金課税に関する OECD 報告

OECD 財政委員会第6作業部会は、1989年に多国籍企業の従業員及び役員が自国を離れて他国の関連会社等で勤務した場合に、その拠出の課税取扱を国際的に如何に調整するかについて報告書を出している。すなわち、特に年齢の比較的高い従業員や役員が他国で勤務する場合には、自国で従来加入してきた年金に対する掛け金をどのように扱うかが重要な問題となる。これらの従業員や役員は、従来勤務してきた自国の企業との雇用関係を続けながら他国で勤務する場合もあるし、他国で関連会社と新たに雇用関係を結んで、勤務する場合もあるが、いずれにしても掛け金の課税所得からの控除をどうするかという点では同様の問題に直面する。以下においては、同報告書の概要を述べることにしたい。

1 問題点

多国籍企業の本店に勤務する従業員または役員が他国で勤務する場合、他国勤務開始前は、自国の年金計画で積立を行っている。この積立が他国勤務開始後も従来同様自国本店の従業員として居住者の地位を保つ場合は、掛け金を継続して従来の年金計画を続行することが可能であるかもしれない。しかし、多くの場合、他国で勤務を開始した場合にはもはや本国の年金計画に対する掛け金について本国または当該他国で課税上掛け金の控除を得ることが出来ない。このような問題については、従来の OECD モデル条約では何らの規定がなく、適切に対処できない。租税条約においてなんらかの手当てを行うべきかどうか、行うとすれば、どのような措置が適切かというのが問題意識である。

2 反論

これに対しては、このような問題は、勤務国における年金制度の適切な調整によって対応するか、給与等の調整によって勤務条件を変更するかのもいずれかの方法がより適切であって、租税条約の問題ではないとする意見が出された。(ノルウェー、日本) また、国内法上内国法人の設立する年金計画に対する拠出のみに経費性を認める国(ベルギー)もあり、居住者による拠出についてのみ控除を認める国(アイルランド)もあった。

そこで、OECD 事務局としては、モデル条約を改定し、そのコメントリーを修正する

ことは行わないこととし、現行モデル条約の関係コメントリーのなかに条約改定案を含めるにとどめることとした。その上で各国がその租税条約の改定において、この改定案を参考とすることが期待された。

3 社会保障及び雇用者の拠出との関係

社会保障は、各国において税法とは別に個別の立法をもって制定している制度であるから、これに対する拠出については、本報告書では対象としないこととした。また、雇用者の拠出については、その損金性については特に問題はないと認められるが、勤務国における所得計算の関係上本国における年金計画で発生している収益の帰属については困難な問題が生ずる。しかし、今回はこの問題にも言及しないこととした。

4 基本的視点

他国で勤務する場合に自国の年金計画を維持するため支払う掛け金についての課税取扱の定めるにあたり、基本的な立場としては、課税取扱によって、従業員、役員の他国勤務の意欲に影響してはならないというのが原則である。これに対しては、当該年金計画の所在する国において適切な調整が行われるべきであるとの見解もあるが、他国勤務の従業員、役員は多くの場合自国では所得がないので、自国で経費として認めても、有効でないと考えられる。

この問題は、従業員又は役員が自国の居住者であって、かつ、その国では、税額控除制度を採用している場合に一層困難になる。すなわち、勤務国において支払った掛け金に対し、本国においてのみ経費として認めれば、本国の所得計算上その所得は、勤務国の所得より少なくなるから、掛け金に見合う勤務国の税額を本国では税額控除することが出来ない可能性が出てくる。これに対して、勤務国においてのみ控除を認められた場合、本国でこの控除分も含めて課税すれば控除の利益はなくなってしまうが、多くの場合自国の年金計画に対する拠出に対しては、経費性を認められている。したがって、掛け金の控除は勤務国において行われることが好ましい。

5 経費控除

経費控除の要件は、従業員、拠出、及び控除の方法の3つについて考えられる。

(1) 従業員の要件

第一に、従業員または役員については、勤務国で勤務を開始する以前において勤務国の居住者として扱われていてはならない。これは、出向者についてのみ控除を認めるための要件である。ただし、第三国から出向してくることは差し支えない。多国籍企業の従業員や役員は、数カ国を次々に勤務することも稀でないから、第三国からの勤務開始も含めるべきである。

次に、勤務国に所在する従業員または役員の全てに対して控除を認めるか、または居住者となった者のみに控除を認めるかという問題がある。本国で居住者の資格を有している場合は、多くは経費控除が本国で認められているが、国外所得を課税しない立場を採っている国の場合は、勤務国で課税されている場合は本国では居住者であっても控除しないことがある。したがって、本国では居住者として扱われ、勤務国では非居住者となっている場合でも控除を認める実益がある。しかし、非居住者からの拠出を国内法で経費として扱わない国もあるので、そのような場合は、居住者となった従業員または役員に対してのみ控除が認められよう。

勤務国の国籍を有する従業員または役員に対して控除を認めるか。これを認めた場合には、乱用される危険がある。例えば、勤務国の年金拠出限度又は年金支給額が厳しかったとする。勤務国の雇用者は、よりゆるやかな年金規制を行っている国において関連会社を設立し、そこへ一旦従業員を出向させ、さらにそこから再出向させて元の勤務国で掛け金を支払わせることにより、その控除の利益を享受しながら、関連会社の所在する国における有利な年金計画の利用をすることが出来る。勤務国における勤務開始直前において勤務国の居住者でないことを要件とすれば、このような乱用の多くを防止することは出来るであろうが、なお勤務開始直前において一時的に勤務国を離れるような場合には問題が残る。

他面、従業員や役員の国籍を掛け金控除の条件とすることについては、国籍によって課税取扱を差別しないという理念に反する恐れがある。多国籍企業の実態から見れば、勤務国において関連会社等の管理を能率的に行うことが出来る従業員や役員は、多くの場合勤務国の国籍を有する者である確率が高い。勤務国の国民であるだけの理由で他のものには認められる控除を否定するのは妥当でなく、特に勤務国を離れて相当の期間外国に居住していた者については、不当な差別に繋がりがかねない。このような理由で、報告書では国籍

についての要件を控除の要件とすることには反対であった。最後に、従業員や役員が勤務国において相当の期間勤務を続けた場合にも控除を認めるべきでないという意見があった。例えば、アイルランドでは、控除を一時的にアイルランドで勤務する場合に限っている。長年勤務することによって、勤務国は本国となるという考え方である。この点は、報告書としては、加盟国のひとつのオプションであるとされた。

(2) 拠出の要件

掛け金控除を勤務国において認める趣旨は、本国における掛け金の課税取扱以上にも以下にも扱わないというところにある。従って、本国において掛け金控除が認められる年金計画以外の計画に対する拠出については、控除は認められない。

さらに、勤務国において控除を認められている年金計画についてのみ控除を認めるかという点については、勤務国における控除の要件が本国よりも厳しい場合には、出向した従業員や役員を本国におけるよりも不利に扱うことになるが、勤務国の立場からは、自国民にも認められない控除を出向者だけに認めることは出来ないということになろうし、これを認めれば、ひいては自国の税法を他国の税法に追随させる結果となることになろう。そうかといって、勤務国の控除を基準とすると、逆に、勤務国では20%の控除が認められるのに、本国では18%までしか認められない場合には、勤務国では20%の控除を出向従業員に認めるかという問題が生ずる。その点は結局、勤務国がどこまで本国の年金計画についての掛け金の控除を認めるか決定するというところで合意された。

(3) 控除の態様

これは、勤務国における控除をどの程度認めるかという点と、控除の仕方として経費扱いとするか、税額控除とするかといった点を含むが、基本的には拠出が勤務国で生じたとすればどのように扱われるかという観点に立って決定される旨合意された。

6 その他の問題点

従業員や役員が自国から他国へ出向転籍した場合には、年金計画に対する従業員や役員の掛け金ばかりでなく、雇用者の掛け金が当該従業員や役員の所得として認識されるかという問題がある。現在若干の租税条約においては、この点についての規定があるが、いず

れも所得を認識しない旨規定されている。しかし、国によっては雇用者の掛け金を従業員や役員の所得として認識しているものもあり、報告書においては、統一した取扱はしないこととした。

第3章 外国の信託及び信託類似制度に対する我が国の課税上の取り扱い

第1節 外国の信託及び信託類似制度に対する課税上の取り扱いに関する国際的概観

第1款 信託と国際課税

1 ハーグ信託法条約の意義

ハーグ国際私法会議は、1984年10月20日、ハーグ信託条約（「信託の準拠法及び承認に関する条約」）を採択した。同条約は、コモン・ロー諸国の信託の他に、その第2条に定める特徴を有するものを対象とする結果、たとえば日本の信託法に定める信託も、本条約の信託に含まれることとされている。

この条約は、様々な点について定めているが、その19条において、「この条約は、財政事項に関する国の権限を害するものではない」と定めて、租税法上の扱いが対象外であることを明らかにしている。この点について、池原季雄編「国際信託の実務と法理論」は、次のように述べている。

「本条約19条は、『この条約は、財政事項に関する国の権限を害するものではない』と規定している。この規定は、その文言だけからすると、立法の趣旨は明確とはいえないものであるが、以下のような経緯によるものと説明されている。すなわち、この条約起草の初期の段階から、ヨーロッパ側の、特に、信託制度を持たない国から、この条約は租税回避に使われるのではないかと、つまり、イギリスへ財産を移動して信託を設定することによって、相続税を免れるということが行われるのではないかと、という強い疑義が出されていたことによるというのである。もしこのような疑義が解消されなければ、条約の批准などは期待しえないことになってしまうので本条約は、税法の問題とは関係ないことを確認するために明文化したものである。たしかにイギリス判例などにおいて、信託と税法が関連して問題とされることが、少ないわけではないが、国際私法上は当然の事理を規定したもの

というべきであって、我が国の立場からみても、何ら問題はない規定である。』⁽¹⁾⁽²⁾

しかし、ハーグ信託法条約の採択は、各国に対して、信託に関する課税制度の整備を迫る効果をもっているといえよう。この点について、ある論者は、次のように述べている⁽³⁾。

「信託の準拠法及び承認に関する条約（Hague Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition）は、財政事項に関する国の権限を害するものではないと述べているけれども、この条約の結果として、信託に対してはより多くの国際的注目が集まりそうである。信託を承認した結果として、それ以前においてはそのようにする必要のなかった国が、受託者と受益者の課税について明らかにする必要が生じてきた。」

また、大陸法がハーグ信託法条約を批准することの主要な効果としては、もはや、信託を、大陸法上の信託類似制度と同視するわけにはいかないということがあげられるであろう。⁽⁴⁾

〔注〕

（1） 池原季雄編「国際信託の実務と法理論」164頁。

（2） この19条が設けられた理由の一つとして、ハーグ信託法条約が多国間条約であるのに対し、租税条約が二国間条約であるということがあげられている（A. Dyer and H. van Loon, *Trusts and Analogous Institutions, (a report accompanying the Convention)*, at para. 202.

（3） John F. Avery Jones et al., *The Treatment of Trusts Under the OECD Model Convention*, I, 1989-2 *British Tax Review* 41.

（4） Avery Jones et al., *supra* note (3), at 41, note 2.

2 信託の居住地⁽⁵⁾

信託に関する国際課税について考える際には、受益者の居住地国、委託者の居住地国、および、所得源泉地国の三国の視点を考慮に入れなければならない。

会社の場合には、国際租税法上、会社それ自体の居住地国を明らかにすることが可能であるが、信託は、会社と異なり、法人ではないから（法人格を有さないから）、それ自体は独立の entity ということにはならず、信託それ自体の居住地というものについて直接的に明らかにすることはできないし、そのように試みることも原則として無意味である

う。

このように、信託に関しては、信託そのものの居住地を明らかにすることにはあまり意味がないかもしれないが、しかし、信託財産の管理運用を行う受託者の居住地に着目することには一定の意味があるものと思われるのみならず、その必要性も存在するものと考えられる。ところが、受託者の居住地に関しては、あまり議論が行われていないのが現状である。各国における状況は、ほぼ、次のようなものである。

(A) オーストラリア

オーストラリアにおいては、所得税について、法律上、信託の居住地に関する定めが設けられている。それによれば、ある課税年度中に受託者の一人が居住者であるかあるいは信託の管理支配がオーストラリアで行われている場合は、当該信託は居住信託となると定められている。留意すべきは、信託そのものの居住地を抽象的に論ずるのではなく、受託者に着目した制度が組み立てられている点である。

(B) イギリス

イギリスにおいては、キャピタル・ゲイン税のみに関して法律上の定めが設けられている。それによれば、受託者が居住者であればよいとされている。しかし、

- ① 受託者の多数が居住者 (resident or ordinarily resident) でなく、かつ、
- ② 信託の一般的運営がイギリス国外において行われぬ

という二つの要件が満たされていない場合、ある信託はイギリス信託となる。

なお、イギリスにおいては、海外信託 (外国法を準拠法として設立された信託) が複数の受託者を有する場合に、当該信託がイギリスの居住者とされ、国外所得に対する課税を受けるか否かが争われた。すなわち、Dawson v. IRC ([1988]3 All ER 753,[1988] STC 684(CA), aff'd.[1989]2 WLR 858(HL)) において、三人の受託者のうちの一人がイギリス居住者であっても、信託の国外所得はイギリスで課税を受けないと判示された⁽⁶⁾。

(C) カナダ

所得税法 (Income Tax Act, RSC 1952, c. 148, as amended by SC 1970-71-72, c.63) には、信託の居住地に関する定めは存在しない。この点については、次のように述べられている⁽⁷⁾。

「しかし、法 (所得税法) は、全体として読むと、信託の居住地が受託者の居住地に着目して決定されることを示唆するような定めが存在する。したがって、受託者が

一つの管轄権内に存在すれば、信託の居住地の決定は単純である。すなわち、すべての受託者がカナダの居住者であれば、信託の居住地もカナダとなるし、受託者すべてが非居住者であれば、当該信託も非居住者となる。……

しかしながら、残念なことに、法は、複数の受託者が異なる管轄権内に存在する場合に、信託の居住地を決定するような指針を、含んでいない。ただし、ただ一度だけ、カナダの裁判所は、この問題を判断することを求められたことがある。すなわち、1978年の *Thibodeau Family Trust v. The Queen*, 78 DTC 6376(FCTD)] 事件判決において、連邦裁判所は、当該信託がカナダの居住者とはならないと判示し、次のような判断を下した。

- ・ 受益者や委託者の居住地はあまり重要ではない。
- ・ 信託の居住地は、会社の居住地の場合を類推して、信託の管理支配地を基準として決めるわけにはいかない。
- ・ 信託が事業を営んでいる場所は、関係がない。
- ・ 信託は、法人のように二重の居住地を有することはない。]

この判決は、次のような事実関係に関するものである⁽⁸⁾。すなわち、バミューダの居住者である受託者と、カナダの居住者である受託者がいて、このうち、バミューダの受託者がすべての信託財産の保有・管理を行っており、受託者の会議はバミューダで行われ、財産の管理に関する決定は、その会議でなされていた。受託者の多数は、バミューダの居住者であった。裁判所は、この信託の居住地はバミューダであると判示した。

(D) アメリカ

アメリカにおいては、判例として *B.W. Jones Trust v. Commissioner of Internal Revenue*, 46 BTA 531 (1942), *aff'd.*, 132F.2d(4th Cir. 1943) が存在する。受託者の多数がイギリスの居住者であり、受託者のうち一人のみが合衆国の居住者であったが、このアメリカの受託者が信託財産の運用に関して大きな影響力をもっていたという事案において、裁判所は、当該信託はアメリカの居住者であると判示した⁽⁹⁾。

(E) 大陸法諸国

大陸法諸国においては、信託・受託者の居住地に関する議論は、あまり行われていない。

このように、信託の居住地の判断においては、受託者の居住地が重視されているが、受託者が複数存在する場合の扱いに関しては不明確な点が少なくない。なお、信託の居住地

の判断に際して、信託財産の所在地は必ずしも大きな意味を有していないようである。また、信託の準拠法 (proper law) も、ほとんど意味をもたない。

(注)

- (5) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 41-48; Edwin G. Kroft, *Jurisdiction to Tax: Update*, in Canadian Tax Foundation, *Corporate Management Tax Conference 1993, Tax Planning for Canada-US and International Transactions*, 1:35 (1993) 参照。
- (6) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 45-46; Kroft, *supra* note (5), at 1:36-1:37.
- (7) Kroft, *supra* note (5), at 1:35-1:36.
- (8) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 43.
- (9) Avery Jones et al., *supra* note (1), at 43-45.

第2款 各国における海外信託の課税

日本のように信託制度を有している国は別として、通常の大陸法系統の国々においては、信託をめぐる課税問題とは、すなわち、海外信託（英米法系統の国々において設立された信託）に対してどのような課税を行うかという問題ということになる。したがって、大陸法系統の国々における海外信託の課税について検討を加えることは、かなり本質的なことであることが理解されよう。ここにおいては、いくつかの大陸法系統の国々において、海外信託がどのような課税に服しているかという問題について、若干、述べておくこととしよう。といっても、この問題について多くの論文や資料が存在するわけではない。ここでは、この問題に関する信頼すべき資料として、

・ International Fiscal Association, International Tax Treatment of Common Law Trusts, Proceedings of a Seminar held in New York in 1986 during the 40th Congress of the International Fiscal Association, vol. 11b, 1986

を用いて、主として、そこにおいて述べられていることを紹介するにとどめる。この文献は、各国の研究者・実務家が自国における海外信託の課税上の扱いについて、不明確な点は不明確な点として指摘しながらまとめたもので、信頼性のあるものと思われるからである。また、各国における通常の租税法の文献の中で海外信託の課税上の扱いについて述べたものは少なく、上の文献を用いた方が正確性も高いと考えた。したがって、ここにおける叙述は、単なる紹介にすぎないという点を、あらかじめお断りしておきたい。

1 フランスにおける海外信託の課税

(1) transparency

フランスにおいては、米仏租税条約に関して出された通達において、海外信託の種類に応じた課税上の取扱いが述べられている。この点について、International Fiscal Associationの上記文献は、次のように述べている⁽¹⁾。

「信託には法人格がないから、その課税上の独立した扱いも不安定なもののように考えがちかもしれない。実際のところ、それが、アメリカ租税法のアプローチである。そこでは、信託は、それが明確に委託者に支配の外にある場合に、すなわち、委

託者が信託を撤回したり受託者の管理を注意深く監督するような権限をもたず、あるいは、委託者が唯一ないし主たる受益者としての権利を有していないような場合には、独立の納税義務者として取り扱われる。この場合、独立の納税義務者として、信託は、受託者の受ける所得に対して租税を支払う。しかし、この所得が受益者に分配された場合には、受益者は、信託段階ですでに支払われた租税に対応する税額控除を受ける。

これに対して、信託に対する委託者の支配権が明らかに残っているような場合には、委託者が信託財産を依然として所有しているとみなされる。このような場合（すなわち、grantor trust の場合）、信託は課税上は存在しないものとされ、受託者の受ける所得については、委託者に対して直接に課税がなされる。

このアメリカにおけるようなアプローチは、米仏租税条約の視点からアメリカの信託について扱う1981年3月25日の通達（BODGI No. 59, 14 B-2-81）において両国才入庁が採用している。したがって、実務においては、国税当局は、revocable trust を transparent なものとして扱い、irrevocable trust についてのみ独立の納税義務者として扱う。」

その結果、具体的には、課税上、次のような扱いがなされる⁽²⁾。

①委託者と受益者が同一人である場合

この場合は、信託の存在は課税上無視され、委託者が信託財産からの所得に関して（その現実の分配にかかわらず）課税を受ける。

②委託者と受益者が別である場合

この場合、信託が撤回可能であるか否かにかかわらず、受益者のみが、信託財産からの所得に関して（それが現実に分配された場合に）課税を受ける。ただし、撤回可能な信託の場合、このような扱いには二つの例外がある。すなわち、第一に、累進税率適用逃れのような租税回避目的で信託が設定された場合には、否認がなされる場合がある。第二に、受託者が累積した所得を受益者の所得の少ない年度に分配するような場合も同様である。

③委託者が受益者の一人である場合

この場合、課税上、信託の存在は無視される。

(2) 分配の性質

受託者が受けた際の所得の性質が、受益者が分配を受ける際にも保存されるか否かは、信託に関する課税を考える上で重要な問題である。この点に関しては、次のように述べられている⁽³⁾。

「現行のフランス租税法（一般租税法典120条9 e項）によれば、受託者により分配されたいかなる『les produits des trusts』も、外国有価証券からの所得とみなされる。この定めは不明確であり（なぜなら、有価証券からの所得は、配当の場合もあるし、利子の場合もあるから）、受託者によりなされる資本の分配も所得税に服することになってしまうから、支持しえないものである。

このような理由で米仏租税条約の結果として出された前述の1981年3月25日の通達は、首尾一貫した原則を定めているが、そのような常識的な原則が、解決する以上の問題を造り出すという点については、認識されていなかった。……

この首尾一貫した原則によれば、信託のために受託者の受けるいかなる所得も、信託を通過してもその性格を変えず、受益者に対して分配されても、それ以前のまま扱われる。たとえば、受託者が資産所得ないし配当を得た場合は、受益者に対して分配されても、同様に資産所得ないし配当として扱われる。

これは、信託が独立の法人格を有しないという基本的な法原則を直接的に適用した結果である。このような取扱いは、投資会社を設立する契約とは明らかに異なる。それは、独立の法人格を有し、特別な定めがない限り、様々な上流からの所得を、単一の下流の所得＝配当へと変える。

実務におけるこの原則の適用は、狭義の信託（すなわち、受益者が所得を受けると同時に、受益者に対して所得を分配する信託）の場合には、何ら特別な問題を引き起こさない。

他方、裁量信託ないし複雑な信託の場合、受託者は、所得を留保し（それも、時には長期間にわたり）、その所得について所得を受取り、ときには、その全部または一部を資本に組み込んだりする。……

すると、明確に性格づけることの困難な諸要素からなる『合計額』が、数年後受益者に対して配分された場合にはどうなるであろうか。」

この最後の場合の取扱いについては、必ずしも明確ではないが、上の文献によれば、証明の問題として処理されることになりそうである（すなわち、受託者が、資本と所得の区

分等について詳細な帳簿・記録をつけている場合と、つけていない場合とで扱いが異なり、前者の場合、当該帳簿・記録に基づいて課税上の処理が行われる)⁽⁴⁾。

(注)

- (1) International Fiscal Association, *International Tax Treatment of Common Law Trusts, Proceedings of a Seminar held in New York in 1986 during the 40th Congress of the International Fiscal Association*, vol.11b, at 15-16 (1986).
- (2) International Fiscal Association, *supra* note (1), at 16-17.
- (3) International Fiscal Association, *supra* note (1), at 18.
- (4) International Fiscal Association, *supra* note (1), at 19.

2 ドイツにおける海外信託の課税

ドイツにおける海外信託の課税上の扱いについては、不明な点も少なくないが、上記の文献によれば、次のようになる⁽⁵⁾。

〔1〕 撤回可能な信託については、あまり問題は生じない。なぜなら、それは、ドイツ租税法上においても、ドイツ民法上の Treuhand と同視されるからである。ドイツにおいては、この旨を述べたいくつもの裁判例や学説が存在する。そして、我々の経験によれば、この点について権威ある見解はほとんどないように見えるものの、この見解は、課税庁により採用されている。Ratjen, DB 1982, 1793, at 1795 参照。AO39 条 2 項 1 号によると、このドイツ型の信託において、Treuhand nder の受け取った所得は、そのまま、その時点で委託者に帰属させられ、そして、このことの意味するところは、Treuhand nder の受け取った所得の性格と源泉地は変化せず、そのまま委託者に帰属させられるということである。

2 撤回不能な信託の地位は不確定である。撤回不能な inter-vivos 信託についての租税法上の裁判例はまだなく、また、信託がドイツ租税法において Familienstiftung その他の法人と同視されうるとか、信託財産や信託により実現された所得がドイツ所得課税において受益者に帰属させられるか否かという点について判断した租税法上の事件はない。対外関係課税法15条は、外国の Familienstiftung の設立者がドイツ租税法上の居住者である限りにおいて、外国の Familienstiftung の所得は発生時に設立者に帰属し、また、その後は、ドイツ居住者である受益者に比例的に帰属す

ると定める。このこととの関連で、Familienstiftungとは、所得ないし清算の際の分配金の半分以上を受取る権利を、設立者とその家族、およびその子孫が有しているようなStiftungをいうと定義されている。それにもかかわらず、この規定が、設立者や受益者がStiftungに対して法的請求権を有している場合にのみ適用されるのか、あるいは、期待のみで十分なのかという点は明らかではない。この規定以前の規定の下においては、通説によれば、単なる期待のみで十分であるというものだったかもしれないが、判例は存在しない。Flick/ Wassermeyer/ Becker, 対外関係課税法コンメンタール、15条、31以下、参照。

3 inter-vivos 信託が、Familienstiftung その他の法人格のない存在と同視されるべきであるとすれば、その登録地ないし管理支配地により、当該信託それ自体がドイツ租税法上居住者と考えられるか否かを決定することができるかもしれない。法人税法1条1項5号によれば、そのような存在は、その登録された本拠地ないし管理支配地をドイツ国内に有すれば、居住者とされる。ドイツ法に基づいて組織されたいかなる組織も、その登録された本拠地をドイツ国内に有さなければならない。したがって、それは常に居住者となるが、しかし、このことは、コモン・ロー上の信託に関しては疑問である。さらに、受託者が居住者であれば、管理支配地がドイツ国内にあるということにされやすく、したがって、当該信託がドイツ所得税に服させられるかもしれない。それ故に、ドイツ居住者が受託者となることはすすめられない。

4 遺言信託によりなされた分配の所得税法上の扱いに関する判例法は、一致したものではない。ハノーヴァー財政裁判所の1964年10月23日判決(EFG1965,225)において、裁判所は、信託の性格についてまったくふれずに、ドイツ居住者である受益者に対して分配された所得は、所得税法22条1項のその他所得となると判示した。上訴審において、連邦財政裁判所は判決を覆したが、その理由は、本件事案において、信託の分配した所得はその他の定期的な所得とはいえないというものであった。しかし、連邦財政裁判所も信託の性格を論じなかったにもかかわらず、これらの判決からは、信託から生ずる所得が配当なり利子としての性格を維持しないということがうかがえる。連邦財政裁判所1971年7月20日判決BStB1.1972 II 170。他方、ベルリン財政裁判所は、その1976年5月4日判決(EFG 1977, 64)において、ドイツ合資会社における有限責任持分を資産として保有する信託に関して、判断を下さなければなら

なかったが、裁判所は、当該所得が事業所得としてドイツ居住者である受益者に帰属すると述べた。この判決の意味するところは、信託を通して所得が流れても、所得の性格は変わらないということである。」

もっとも、海外信託の課税上の扱いに関しては、1990年代に入ってからいくつかの重要な判決が出されているが、これについては、後述（第3章第4節）でふれている。

〔注〕

(5) International Fiscal Association, *supra* note (1), at 29-31.

3 スイスにおける海外信託の課税

スイスは、海外信託に関してかなり理解ある態度を示す大陸法系統の国なので、その状況について簡単にふれておくことは無駄なことではなかろうか。上の文献は、この点について、次のように述べている。

「信託の概念はスイス民法には存在せず、信託に関する特別な租税法上の定めも、連邦・カントンの所得税・財産税法の中には存在しない。

民法の視点から、スイスの連邦裁判所は、英米の信託がスイスの既存のいかなる組織とも同視しえないということを確認した。問題となっている事案にスイス法を適用することをせまられた最高裁は、英米の信託がスイス法において（委任契約、所有権の信託的譲渡、贈与、第三者のための契約等の）様々なスイスの制度の要素をもった契約であると判示した（Harrison v. Crédit Suisse, RO 96 II 79）。

信託に関する特別な租税法上の定めが存在しないので、スイスの課税当局と租税裁判所は、民事法裁判所と類似のアプローチをとる。すなわち、彼らは、問題となっている信託を、スイス法の下で存在する最も似た制度との比較において考える。

原則として、信託（慈善信託を除く）は、Stiftungとはみなされない。受託者は信託的所有者とされ、受益者が信託財産から生ずる所得の真の所有者とされる。……

したがって、信託は、独立の納税義務者としては扱われず、それ自体として課税には服しはしない。受託者は、スイス租税法の下においては、名目的所有者なので課税されない。受益者は、その信託に対する権利に従い課税される。

しかし、信託に関する判例はほとんどないという点に留意しなければならない。加

えて、スイスの課税当局は、信託の課税上の取扱いについて情報を出すことに消極的である。それは、彼らが、その分野で経験を有していないからか、あるいは、信託が多数であるが故に、信託については、上に簡単に述べた一般原則に従い、個別的に処理していくと考えているからであろう。」

〔注〕

(6) International Fiscal Association, *supra* note (1), at 39.

第3款 租税条約における信託の扱い

租税条約における信託の扱いに関しては、ほとんど議論が行われていないのが実情である。ただ、例外として、

・ John F. Avery Jones et al., *The Treatment of Trusts Under the OECD Model Convention*, II, 1989-3 *British Tax Review* 65

のみが、各国の租税法の専門家を集めて、この難問に答えようと努力している。その内容の詳細については、ここではふれない。

かわりに、本款においては、租税条約における信託の扱いという難問に対して解答を直接的に得ようとはせずに、何が問題かという点について明らかにしてみたい。この点については、

・ Philip Baker, *Double Taxation Conventions and International Tax Law, A Manual on the OECD Model Tax Convention on Income and on Capital of 1992, Second Edition*, 1994

における叙述が、きわめて明解であるので、以下に紹介する⁽¹⁾。

「OECD モデル租税条約の信託に対する適用

OECD モデル租税条約とそのコメンタリーは、信託、受託者、あるいは受益者に対する二重課税条約の適用に関して、事実上、何らのガイダンスも与えてくれない。モデル条約の条文には、信託に関する言及はなく、租税委員会の作成したコメンタリーにおいても同様である。信託や受託者に関する明示的な言及は、唯一、加盟国のなした *Observations and Reservations* の中のみ見出される。したがって、たとえば、ニュージーランドは、3条に *Observation* を付して、受益者が受領し課税を受けた配当・利子・使用料については、受託者が *beneficial owner* とみなされるとしている。また、連合王国は（そして、1992年モデルにおいてはアイルランドも）、信託から非居住者に対して支払われた所得に対する課税権に関して、21条に留保を付している。

いくつかの国は、その租税条約の中で信託に関する特別規定をおいている。したがって、カナダと合衆国は、一般にその租税条約の中で、信託が「*person*」の定義に

含まれるということを定めている。合衆国は、意識的にこの方針に従い、信託は、信託の所得やキャピタル・ゲインが信託それ自体あるいは受益者の手元で課税されるという限度においてのみ、『居住者』の定義に含まれるということを定めている。また、連合王国は、そのいくつかの租税条約の中で、信託から支払われた所得は21条（その他所得）およびその対応条項の適用対象外であるということを定めている。

世界には、信託と国際課税に関する判例・通達は多少存在するが、しかし、二重課税条約の信託に対する適用に関して明確にしたようなリーディング・ケースは存在しない。……

信託を用いれば国境を超えた課税問題（その結果、一方で国際的二重課税、他方で国際的租税回避という二重の危険が生ずる）がたやすく生ずることを考えると、OECDモデル租税条約など判例から何らのガイダンスも得られないということは、驚くべきことかもしれない。比較的単純な信託関係でさえ、多くの租税条約上の問題を産み出す。たとえば、信託が、様々な国（S1、S2、S3）に存在する源泉ないし資産から所得を得、キャピタル・ゲインを手にするとしよう。その信託自体が、様々な国（T1、T2、T3）の居住者である個人および法人の受託者を持っているかもしれない。さらに、受益者も様々な国（B1、B2、B3）の居住者であり、信託財産から生ずる所得やキャピタル・ゲインに対して様々な権限を有しているかもしれない。二重課税条約を信託の適用について分析するためには、各所得（ないし、キャピタル・ゲイン）の源泉を別々に、また、それぞれの受益者の得るものを別々に検討することにより、状況が大幅に単純化される。受託者が複数存することからくる複雑性も、信託それ自体に対し、あるいは、人の集団としての受託者に対して、租税条約に関して単一の居住地を割り当てることにより、単純化される。……

二重課税条約の信託に対する適用に関して、コメンタリーや他の出典から何らの権威あるガイダンスも得られないので、ここですることのできる最善のことは、この問題に関して生ずる問題のいくつかについて示すことである。

1 様々な信託の間で区別をすべきか

いくつかの国においては、国内法において、信託の様々なタイプの課税上の扱いについて区分を行っている。このような区分は、モデル租税条約の信託に対する適用に関する文

献の中で用いられてきた。確かに、単純な信託（受益者が発生とともに所得〔から受託者の費用を差し引いた〕に対する権限を持つ）について、受益者が所得に対して今すぐの権利を有していない信託についてと異なる扱いを行うことについては、明らかにいうべきことがある。しかし、ことなるタイプの信託の間におけるこのような単純な区分を行うことについてさえ、それに内在する困難さがある。特定の問題となっている信託が、受益者が所得に対する権限をその発生とともに有するような信託であるか否かを決定するのは、おそらく、源泉地国の権限であろう。そのような権利が存在するか否かについては、信託に関する法を参照して決定されなければならない。信託に関する法の下において事実関係を確定し評価する際には早速複雑性が浮かび上がる。特に、イギリスにおける法が、源泉地国の法と異なったり、源泉地国がその国内法において信託の概念を知らないような場合には、特にそうである。理想的な世界においては、二重課税条約の信託に対する適用に関して、すべての信託と受益者に対して適用されるような単一の解決法が望ましいであろう。

2 信託は「person」か

OECD モデル租税条約の1条によれば、租税条約は、「一方又は双方の締約国の居住者であるもの（person）」に対してのみ適用される。したがって、信託が、モデル租税条約の3条1項に定められた定義の意味における「person」であるか否かについて、文献上、争いがある。そして、信託が、3条の定義の中に「body of persons」を加えたことにより、そのような「person」にあたるという点に関して合意形成があるように見える。

この問題が、指摘されてきたように本当に重要なものであるかどうかという点について考えてみてもよかろう。仮に信託そのものが「person」でないとしても、受託者は、法人であれ個人であれ、「person」である。仮に、信託が信託としては租税条約の恩恵に浴しえないとしても、受託者（所得やキャピタル・ゲインを得る者）が租税条約の適用範囲から排除されるべき理由は見出しがたい。

しかし、信託をそれ自体として租税条約の射程範囲内にある「person」として見る考え方には、一つ明確な利点がある。もし、各受託者を別々にみると、そして、受託者が複数の国の居住者であると、所得項目を別々の受託者に対して支払うことにより、複数の租税条約の恩恵に浴することが可能となるであろう。もし、受託者が一体のものとして単一の管轄権に帰属させられるならば、このようなことはおこらない。

3 信託ないし受託者はどの国の居住者か

最後の点から引き出されるのは、信託ないし受託者集団に対して単一の居住地を割り当てるという問題である。この問題は、複数の受託者がおり、彼らが、独立に観察した場合、租税条約目的上複数の国の居住者である場合に、生ずる。

信託が『person』の定義に含まれるが、しかし明白に個人ではないということを考えるならば、4条3項が適用されて、二重居住の問題が解決される。すると、信託は、その管理支配の行われている場所の居住者とみなされる。

4 事業所得—7条と5条の適用

信託が事業を行うということがありうるが、この場合、当該事業は信託の居住地あるいはもう一方の国で行われるかもしれない。すると、モデル租税条約の7条に関する問題が生ずる。特に、信託が「一方の締約国の企業」であるか否かが問題となる。さらに、受益者が一方の締約国の企業であるか否か、もしそうであるとして、受益者が信託の居住地国ないし事業活動の行われている国に恒久的施設を有しているか否かが問題となろう。

5 配当・利子・使用料—10条、11条、12条の適用

ここでの本質的な問題は、配当・利子・使用料を受取る受託者がそれらの『beneficial owner』であるか否かという点である。他の個所で述べたように、『beneficial owner』という用語に対してコモン・ロー諸国において与えられるような技術的な意味を与えるべきではなく、より広い租税条約上の意味を与えるべきである。したがって、受託者（ただし、受け取ったものすべてを受益者に対して支払い続ける義務を負う者を除いて）は『beneficial owner』とみなすべきである。しかし、一定のコモン・ローの国の裁判官は、『beneficial owner』という用語に国内的な技術の意味を与えがちであり、受託者を、その受取る所得の『beneficial owner』としてみなす考え方に反対するかもしれない。

ニュージーランドも、3条について Observation をつけてきた結果、受託者は配当・利子・使用料の『beneficial owner』と見なされる。これは有用な明確化であり、他の国が受託者を『beneficial owner』と考えていないということを意味するとってはならない。

6 キャピタル・ゲイン—13条の適用

ここで主に問題となるのは、13条4項であり、生ずる問題というのは、譲渡者は、受託者と受益者のいずれかということである。S国に存在する資産がT国の居住者である受託者により国の居住者である受益者の利益のために処分されたという三角形の状況を想定してみよう。三つの国の間の租税条約はOECDモデル条約に準拠したものであるとしよう。譲渡者が受託者であるとするれば、キャピタル・ゲインは、T国においてのみ課税しうる。しかし、受益者が譲渡者であるとする、キャピタル・ゲインは、三つの租税条約のうちの下においても、受益者の居住国でのみ課税される。受託者が資産の譲渡者とみなされるべきである……というのが正しいように見える。受託者は、常に問題の資産の所有者であり、資産を処分すべきであるか否か、あるいはいつ処分すべきであるかを通常決定するのは受託者である。受託者が本質的に受益者の名義人として動いている場合を除けば、受益者を譲渡人とみるのは困難であろう。

また、別の問題として、受益者がどこでその信託受益権を処分するかという点が問題となる。いくつかの国においては、信託受益権の処分が、13条1項・2項の不動産や恒久的施設に関する特別な規定を回避するために用いられるという点について憂慮しているからである。したがって、たとえば、受益者は信託を通してS国に土地を保有しているとしよう。受益者がその受益権を処分した場合、彼は、それが不動産の処分（13条1項によりS国で課税される）ではなく、13条4項の適用射程に入るその他資産（課税されるとすれば、受益者の居住地国でなされる）の処分であると、主張するかもしれない。そこで、いくつかの条約においては、信託財産が主として不動産からなる信託の受益権の譲渡は、資産の所在地で課税されると定める。

7 信託から支払われる支払の性質

たとえば、配当、利子、使用料といった、モデル租税条約の異なる規定に分類される様々な所得を、受託者が得たとしよう。受託者は、その裁量に基づき受益者に対して支払いをなしたり、所得を留保し、資本から受益者に対して後に支払いをなすかもしれない。OECDモデル条約の下において、これらの受益者に対する信託からの支払はどのように分類されるのであろうか。

この問題には、少なくとも三つの解答が可能である。第一に、受益者に対する支払はそ

の本来の性格を保持する。したがって、たとえば、受託者がS国から配当を得た場合、受益者に対する支払もS国の会社からの配当とみなされる。この方式は、受託者が所得を累積しその受取から数年後に支払いなす権利を有する場合には特に、区分けの問題をもたらす。第二は、受益者に対する支払が受託者の受取とは異なって分類されるが、それは、モデル条約の特定の規定（すなわち、6条から20条）の一つにあてはまるという解決法である。受益者を受託者から配当を得た者とみなせば、第一の候補は、10条（配当）であろう。その結果、受託者の居住地国が上限まで当該支払について課税するのを認めることになろう。第三は、受益者に対する支払が特定の信託から支払われた所得の分類に関しては、これが正しい答えであると考えることにはそれなりの理由がある。そうであるならば、信託からの支払は、受益者の居住地国においてのみ課税される。

8 資本—22条の適用

資本に対して課税する国にとっては、信託の財産が受益者と受託者のいずれに帰属させられるかという問題が生ずる。……信託財産は、受託者の財産と考えるべきなのか、それとも、受益者の財産と考えるべきなのであろうか。信託法は信託財産を受託者の個人財産とは独立であるとしているので、信託財産は受益者の財産と考えるのが適切であるようにも見える。しかし、これは、受託者の裁量によってのみ利益を得ることがのできる……受益者が……存在するような場合に、問題を引き起こす。

9 二重課税の排除—23条の適用

ここでの問題は、信託に関して、国外所得免税ないし外国税額控除の規定をどのように適用するかである。T国の受託者がS国の源泉から所得を得て、それをB国の受益者に支払うという三角形の状況を想定してみよう。この場合、S国で源泉課税があるかもしれない、T国においては、受託者の所得の受領と受益者への支払について課税がなされるかもしれない、B国では、受益者の受領に関して課税がなされるかもしれない。関係の租税条約がこれらの各段階の一部または全部における課税を軽減するであろう。しかし、受託者あるいは受益者のいずれがその受領する所得に関して外国税額控除ないし国外所得免税を受ける権限を有しているかという問題が生ずる。

10 結論

上に述べたのは、信託に対するモデル租税条約の適用に関する主要な問題である。これらの問題のいくつかについて検討した後に、John Avery-Jones とその仲間は、次のような結論に到達した。

「信託関係の本質と柔軟性を考えるならば、租税条約を信託に対して適用する際に一定の不確実性が存在することは、信託がしばしば用いられる国においてさえ、驚くべきことではない。いかなる規定により受託者の二重居住を解消するのか、『beneficial ownership』の意味、といった基本的な事項に関しても、事業信託に関する複雑な問題を別としても、たとえば、累積信託の受託者は所得の beneficial owner であるか否かといった問題について反対の立場をとる国が存在するので、深刻な問題が生ずる。

このような不確実性を解消するにはどうしたらよいのであろうか。おそらく、三つの方法があると思われる。第一は、多国間においては何もせず、問題を各管轄権におけるケース・バイ・ケースな解決に委ねるというものである。この場合、問題解決のための協調はなく、解決法も徐々にしか現れないであろう。

第二の可能性は、OECD の租税委員会が信託に対するモデル条約の適用の問題を引受け、その努力で、上記の様々な問題に対して国がどのように答えるべきかという点に関して何らかの勧告ないしガイドラインが生まれるかもしれない。さらに、このことにより、信託の所得、キャピタル・ゲイン、財産、受益者への支払に関する標準的なモデル条項が租税条約に盛り込まれるかもしれない。

第三の可能性は、問題が複雑すぎるので、単一の解決法やガイドラインは放棄されるというものである。信託に対する租税条約の適用に関するあらゆる問題は、関連の権限ある当局の間の相互協議による解決に委ねられる。

将来、どのようなアプローチが採用されようとも、関係当局が、二重課税条約の一つの目的は国際的二重課税を軽減することであり、さらには、国際的租税回避を防止することであるという点を、こころにとめておくことが重要である。あらゆる信託が租税回避目的で設立されると考えるべきではないであろう。しかし、信託に対する二重課税条約の適用に関する問題の解決は、条約漁りへの道を開くべきではない。」

結局、日本においては、海外信託に対する国内法の適用に関する議論がほとんど行われ

ていないのみならず、租税条約の適用に関する議論も同様である。もちろん、日本の信託法の定める信託に関する国内法の適用に関しては、多少の議論が行われているが、国際的な局面において真に重要なのは、英米法に基づいて設立された海外信託なのではないかと思われる。特に、国際金融の日本にとっての重要性が高まるとともに、この分野の検討も、その重要性をますます増大させていくものと思われる。

〔注〕

- (1) Philip Baker, *Double Taxation Conventions and International Tax Law, A Manual on the OECD Model Tax Convention on Income and on Capital of 1992*, 82-90 (2nd ed. 1994).

第2節 米国における海外信託課税

1 沿革

かつては、海外信託の設定は、米国投資家の節税計画にもっとも広く使われた方法であったが、1976年の税制改正によって、抜本的な対策が講じられ、現在では海外信託の利用は節税という見地からあまり有効ではなくなっている。

海外信託の利用に関してまず最も重要なことは、それが米国税法上課税実体となるかどうかということである。もし、当該信託が社団 (association) として認識されるか、又は grantor trust の原則の適用を受けるのであれば、それは、課税実体としての信託ではないということである。Revenue Ruling 75-258によると、一般的には、事業または営業トラスト、またはインベストメント・トラストは、信託としては取り扱われず、社団として扱われるとしている。内国歳入法は、外国信託を次のように定義している。(財務省規則第301-6601-1 (b)) 「外国遺産または外国信託とは、その所得が米国外から生じ、米国内の商業または事業に実質的に関連しておらず、サブタイトルAの規定による総所得に含まれない遺産または信託をいう。」この定義は、若干同語反復的で、外国信託の所得の一事について、外国源泉であることを確認しなければ外国信託であるかどうか分からない。

1976年の税制改正によって、同法第679条が改正され、grantor trust の国外源泉所得は、その所有者に課税され、信託自身には課税されないという原則を打ち出した。すなわち、米国納税者でその設立した信託に米国の受益者を含むものは、当該信託の所有者と見なされる。しかし、設立された信託が外国信託でなければ、所有者とは見なされない。外国信託は定義によって従来非課税なのであるから、この規定によって国外信託の所得の一部または全部が課税とされたかのような印象を受ける。しかし、679条の趣旨は、外国信託の納税者としての地位を所有者に転化しただけであると解されている。

2 判例の動向

判例は、税法上国内信託か外国信託かを区別する基準として、幾つかの要素を考慮している。例えば、受託者の住所、信託財産の所在と性質、投資活動等である。しかし、その

中でも最も重要視しているのは、受託者の居住地である。これに対して受益者の居住地はあまり重要ではない。受託者が外国の銀行または信託会社で、当該信託が外国法に基づいて設立されている場合には、殆どの場合外国信託であると認定されている。内国歳入庁は、非居住者によって、他の非居住者のために設立された信託で、その信託財産の殆どが米国外に所在するものについて、受託者が米国居住者であるというだけでの理由で国内信託と認定した個別事例がある。(Revenue Ruling 73-521)

連邦最高裁の判例では、米国で設立され、信託者が居住者である信託について、受益者の全てが非居住者であっても、米国の信託と認定することを妨げないとするものである。(Maximov, Trustee v. US, 373 US 49, 89 S Ct. 689, 63-1 USTC 9438(1963))

第四巡回裁判所は、非居住者が設立した信託で、その信託財産の90%が米国証券に投資されているものについて、受託者のうち1人が米国人、他の3人が英国人で、受益者はすべて非居住者であるが、銀行勘定と事務所を米国内に有している事実を認定して、これを国内信託と判断している。(BW Jones Trust v. Commissioner, 132 F2d. 914, AFTR 2d. (4th Cir. 1943)) 租税裁判所の判例としては、バミューダ銀行を受託者として設立された複合家族信託で、設立はバミューダ法に基づいて行われたが、委託者も受益者もすべて米国人である場合に、当該信託が外国信託であるかどうかについて特段の判断を示していない。判決では、「バミューダ信託」という名称が使用されているが、これが外国信託であるとの判断はなされなかった。(Mark Bixley v. Commissioner, 58 TC 757(1972)) いま一つの租税裁判所の判例では、委託者が米国人で、受託者は、パハマの信託会社であったが、信託財産は全て米国に所在する資産で、受託者が強い権限を有していた。しかし、委託者は、受託者を他の信託会社に変更する権限を有していた。判決は、この信託を外国信託と認定した。(Simon M. Lazarus v. Commissioner, 58 TC 854(1972))

以上のような判例に照らすと、大体において、受託者が非居住者であり、かつ信託が外国において外国法によって設立された場合においては、外国信託として認められていると言えよう。外国信託は、基本的に非居住者と同様の課税を受ける。

次に、遺産についても法定または遺言による管理人が選定された場合には、その所在が問題になることが多いが、この場合には、遺言者の居住地がもっとも重要だとされており、管理人の所在地はあまり重要ではないとされている。内国歳入庁は、遺言執行者の活動が米国内で事業を営むのではない場合、その活動の期間が限定され、その内容が専ら債

務の弁済と、信託財産の分配にあるときは、遺産は外国に所在するものとして扱うとの規則を出している。(Reg.1. 871-2(a))

3 1976年の税制改正の概要

1976年の改正によって、外国信託の所在については、次の取扱がなされることになった。

(1) grantor trust 原則の外国信託への適用

grantor trust 原則とは、信託の設定者が信託について一定の権限を有する場合には、信託の全部または一部を所有しているものと見なして、信託から生ずる全ての所得、経費、税額控除を設定者に帰属させる原則である。この改正では、米国居住者であって、生存中に外国信託に対し資産を移転したものは、その信託の受益者が米国居住者であるかぎり当該信託の全部または一部を所有するものとみなすこととされた。

この改正の趣旨は、取得価額が低く、時価の高い資産を長期の延べ払いによって外国信託に移転し、信託の受託者は直ちにこの資産を処分し、利益の高い投資に乗り換えるという節税方法を禁止するところにあった。議会は、このような信託を乱用であると判断し、これを利用する居住者を規制しようとした。したがって、この改正は主として米国人納税者に向けられたものであった。

ただし、改正には次の二つの例外規定がおかれていた。そのひとつは、資産の移転者 (transferor) の死亡を理由とする移転であり、遺言信託によって資産を移転した場合には grantor trust の原則は適用されない。第二の例外は、時価による売買ないしは交換で資産を移転した場合である。ただし、かかる売買または交換によって、「移転者の所得のすべてが移転の際に実現すること」を要するから、延べ払いによる譲渡益の分割計上は出来ない。

(2) 特別消費税

外国信託に対する資産の移転について未実現利益が存在する場合には、35%の特別消費税が課せられる。(内国歳入法第1491条) この消費税は、移転の時期の属する事業年度において延べ払い、割賦払いその他の課税繰り延べ支払によって未実現の利益に課せられる。納税者は、これに対して移転の際に時価と取得価額の差額を一時に実現したものと見

なして当該差額を通常所得として申告することを選択できる。(内国歳入法第1057条)しかし、上院財政委員会の作成した一般説明書によるとこの選択は必ずしも自由ではなく、「選択をする主たる目的が連邦所得税を回避するためである場合には選択をすることは許されない。」とされている。

(3) 受益者

米国居住者が信託のいかなる部分についても受益者である場合には、設定者は、信託を所有するものと見なして課税される。米国居住者が受益者であるかどうかについては、次の二つの条件が満たされないかぎり、肯定的に解釈される。

- ① 信託設定契約の文言により、米国人に対し、またはその利益のために信託から何らの支払もなされず、また信託が何らの利益の累積も行わないこと
- ② 信託が解約される場合には、米国人のために、またはその利益のために、何らの支払も信託からなされないこと

(4) 累積分配

grantor trust でない外国信託は、その当期所得のすべてを分配しなければならない。分配をしないで、累積すると、累積された所得のうち長期キャピタル・ゲインは通常所得と見なされ、また、累積分に対しては、利子相当分の付加税が課せられる。さらに、分配された場合には、常に throw-back rule が適用され、例外は認められない。累積分の税額に対し年利6%の付加税が課せられる。これらの取扱は、国内信託の場合より厳しく、外国信託を利用する節税計画を防止しようとする意図に出るものである。特に、国内信託の分配の場合には、キャピタル・ゲインについては throw-back-rule が適用されないのに対し、外国信託の場合はキャピタル・ゲインについても適用がある点が大きく異なっている。

5 クリントン税制改正

クリントン大統領は、1996年2月外国信託からの分配に関する税制を基本的に改め、新たに外国信託について報告義務を課する税制改正を提案した。この報告義務は、米国に受益者を有する外国信託の受託者に対し毎年定期的に情報申告を提出すべき義務を課するも

のであり、同時に米国の納税者も外国人からの贈与について申告する義務を新たに課せられる。この税制改正の要綱は、次の通りである。

(1) 情報申告

米国人の受益者または grantor を有する外国信託の受託者は、当該信託の設定時およびその後各年度末に情報申告を提出しなければならない。当初設定時の申告書には、内国歳入庁の求めに応じて情報を提出しなければならない。当初設定時に申告書には、内国歳入庁の求めに応じて情報を提出することの出来る代理人を選任しなければならない。各年の申告書には、当該年度の信託の活動状況を詳細に記述し、特に米国人の受益者に帰属する所得について報告しなければならない。

受託者が情報申告を提出しない場合には、内国歳入庁は、その裁量により、米国人受益者または grantor の信託取引にかかる課税所得について決定できる権限を有する。ただし、情報申告の不提出に対しては、受託者に何らの罰則も課せられない。

(2) 移民前の信託

外国人が外国信託にその資産を移転した後5年以内に米国の居住者となった場合には、内国歳入法第679条の関係においては、当該信託は、grantor trust であるものとみなす。ただし、米国人が当初から受益者である場合または当該信託の設定後5年以内に受益者になった場合に限る。

この改正は、現行法では、遺言信託の場合及び時価による資産の移転の場合のほか、外国人が米国人のために外国信託に資産を移転し、しかるのちに米国に居住した場合には、第679条の適用はないこととされているのに対し、米国に移民する前にタックス・ヘイブンに信託を設定して米国人を受益者とし、しかるのちに米国に移民するという節税計画が行われているのを防止するために提案された。

(3) grantor の死亡による移転及び外国信託への売買

遺言信託は、米国人受益者を有していても grantor trust と見なされないので、その収益は分配されるまでは課税されない。しかし、今回改正では、grantor の死亡によって外国信託に移転された資産（外国 grantor trust に grantor の死亡時存在するものを含む。）

は、その時点において受益者によって信託に移転されたものとみなすこととされている。したがって、第679条の適用上受益者が grantor となることになる。

また、外国信託に対し資産の時価による売買を行う場合において、当該信託、設定者、受益者の借入金は、対価として考慮されない。これは、第1057条によって時価売買の選択をした場合であっても同様である。

(4) 信託の海外移転

国内信託が海外に移転した場合においては、信託財産は、受益者によってその持ち分に応じ、外国信託に移転させられたものとみなす。従って、受益者は、第679条によって、grantor であるものとみなされる。しかし、内国歳入庁が国内信託の設定が国外に資産を移転するためのものであったと認定した場合には、設定者を grantor とみなす。

(5) 外国の grantor trust に対する取扱

grantor trust は信託の法的構成を無視して、grantor 個人に課税する結果、逆に外国人が外国で grantor trust と同様の性質を有する信託を設定し、かつ、米国人を受益者に指定した場合には、受益者は課税されないこととなる。これは、内国歳入庁の通達によって確認されている。しかし、この通達の結果、外国に所在する grantor には課税できず、米国の受益者が非課税となり、これを悪用する節税計画が横行している。そこで今回の改正提案は、かかる外国 grantor trust の設定者が米国国籍を有するか、居住者であるか、または米国法人である場合にも適用することとした。この場合課税されることとなる米国の受益者は、信託の所得について納付された外国税額を控除することができる。

これらの改正を補強するため、幾つかの他の改正が行われた。第一に、代理人を指名することによって規制を逃れるのを防止するために、善意の信託設定者で、信託から所得または信託財産を引き出す権限を有する者は、nominee とは見なされない。第二に、法人またはパートナーシップによる贈与の取扱をこの改正と整合的にするよう改められた。第三に、米国人は、外国人からの大口の贈与について内国歳入庁に申告し、同庁は、それが所得の移転でないかどうか調査する権限を有する。

外国 grantor trust が通常的信託に変更された場合には、変更の日において当該信託は、再設定されたものと見なす。国内の信託で外国に grantor を有するものが1995年末

までに再設定され、外国信託となった場合には上記の外国移転の際に課せられる特別消費税は非課税である。

(6) 外国の通常信託

外国信託の受益者で米国の居住者であるものが当該信託が既年度に蓄積した所得の分配を受けた場合には、6%の利子相当分の付加税を課せられる。信託の記録上いずれの年分の所得から分配したかが明確でない場合には、信託設立の年分の所得から分配したものと見なされる。しかし、現行法では、受益者が信託財産を使用した場合に分配となるかどうかは明らかでない。これは、法人がその所有する資産を株主の個人的利用に任せた場合賃借料の時価相当額を配当と認定するのと比較すると、バランスがとれていない。また、外国の被支配子会社から親会社が融資を受けた場合にもみなし配当を認識している。

そこで、今回改正においては、今後1995年12月31日以降に行われる蓄積所得の分配については、利子付加税の率を延滞税と同率とするとともに、第6048条に規定する情報申告を提出しない受益者については、蓄積分配は、信託設定当時の年分の所得から分配したものと見なし、信託設定時が明らかでない場合は、内国歳入庁は、その裁量により与えられた事実を基礎として設定時を決定できることとした。

次に、信託を合併したり、分割したり、数段階の信託を設定したりして、蓄積所得の分配を当期所得の分配であるかの如く仮装するものがあるが、これを防止するため内国歳入庁はこの種の取引の形式に関わらず課税できる権限を有することとなった。外国信託によってその株式を保有されている法人の役員に受益者を選定し、これに対して過分の報酬を与えることにより蓄積分配にかかる利子税を軽減しようとするような試みに対してはこの権限が発動されるものと思われる。

さらに、受益者が外国信託の資産を使用する場合使用料相当額が当該受益者に対する分配額とみなされることになった。これによって、外国信託の保有する住宅を受益者が使用した場合、時価相当額の家賃と実際に支払われた家賃との差が分配とみなされる。また、外国信託が受益者に対し現金による貸付金を行った場合には、当該貸付金は受益者に対する分配とみなされる。ただし、年間2,500ドルを超えないものは、このみなし分配にはならない。

(7) 信託の所在

上記に述べたとおり、現行の内国歳入法では、外国信託の所在については明確な規定がなく、判例によって、種々の要素を勘案してその所在を決定することとされている。しかし、これでは執行上の安定的取扱に問題があるので、客観的な要素によって外国信託の所在を決定する必要がある。そこで、今回の改正では、次の要素を備える信託を国内信託として定義し、それ以外の信託を外国信託とすることを提案している。

- ① 当該信託の管理に対し米国裁判所が監督権限を有すること。
- ② 米国の受託者と共同して当該信託の重要な決定を支配できる権限を有すること。

第一の権限については、単に信託またはその資産について裁判管轄を有するだけでは足りない。信託の全体に対して監督権限を持たなくてはならない。通常の場合には、このような権限は、州法によって信託証書が規制されることで足りる。第二の権限については、受託者の過半数が米国人であり、かつ外国人の受託者が米国人の受託者の行った重要な決定を覆すことが出来ない場合に認定される。ただし、この権限の認定に当たっては、受託者の急死、辞職等の理由により一時的に米国人の決定が否定されうる状態になることもあるので、長期的な観点から決定することとされている。

この信託所在決定ルールは、1996年末から施行される。

第3節 英国における海外信託 (Offshore Trusts) 課税⁽¹⁾

イギリスにおいて、明示信託は、その目的からして私益家族信託と私益目的信託に分類できる。このような目的による信託の使用が、オフショア・トラストの形態をとることは広く知られている⁽¹⁾。イギリスは、主として、キャピタル・ゲイン税を回避するためにオフショア・トラストが利用されたことから、1991年にオフショア・トラストに係るキャピタル・ゲイン課税を強化したが、今なお、オフショア・トラストの利用によるタックス・ベネフィットが存在し、多くのオフショア・トラストが活用されている。

1 相続税の課税関係

オフショア・トラストの設定は、相続税の回避について重要な役割を果たす。イギリスに永住して (domicile を税法上の解釈の必要上あえて永住と訳出している) いない者 (パーソン) は、イギリスに所在する資産についてのみ相続税の納税義務を負う (IHTA1984 §6 (1))。IHTA1984 §6 (2) は、受益的所有者がイギリスに永住していない又は通常の居住者 (ordinary resident) でない場合には、一定のイギリス国債については非課税であると規定する。さらに、IHTA1984 §6 (3) 受益的所有者がチャネル諸島に永住している場合には (レジデンスは要件ではない)、戦時貯蓄証書、国家貯蓄証書、さらにはプレミアム・ボンドのような資産を非課税としている。

IHTA1984 §6 (4) は、イギリスにいる外国人 (イギリス市民 [British citizen]、イギリス臣民あるいはイギリスの海外市民でもない者) が受けとるイギリス国内証券の配当及びその保有するイギリスに所在するあらゆる有形動産資産に、このイグゼンプションを拡大している。

非永住者 (ただし、イギリス居住者である) の多くは、以下の3つの理由のうち、1つ以上の理由に該当することによって、イギリス永住者とみなされることを警戒している。

(a) IHTA1984 §267 は、以下の場合には、相続税についてはイギリスに永住しているものとして取り扱われると規定する。

(A) 少なくとも3年間イギリスに永住している場合

これは実は移民者に対する規定である。あるいは、

(B)課税年度の終了時から遡って20年のうちの17年以上をイギリスに住所を有していた場合（この para. は、§ 6 (2)、(3)あるいは以下の§48(4)には適用されない）。

(b)イギリスが無制限の期間にわたって定住しよう（settle）とする場所である、ということが明らかである場合。

(c)間もなく施行される永住法案は、個人の存在が明確に将来に起こる出来事の条件であり、そしてその出来事が起こる可能性が高いということが立証されない限り、個人が無制限に定住している（settle）と、当該個人はイギリスに永住しているものとして取り扱われると規定している。

将来は、このような理由により、人々はイギリス永住者になる前に、IHT 課税の対象とならない「排除財産（excluded property）」に係る信託を設定すべきである。最も重要な規定は、IHTF1984 §48(3)であり、同規定は、イギリス外に所在する資産が継承的財産処分（settlement）に組成された場合には、委託者が継承的財産処分が設立されたときにイギリスに永住していない限り、その財産が「排除財産」となり、イギリス相続税を課せられない旨、規定する。賢明な移民者は、イギリスにやって来る前に、海外継承的財産処分を設定するであろう。

よって、①排除財産たる継承的財産処分の資産が設定時においてイギリス外に所在し、そして、②継承的財産処分が設立されたときに委託者がイギリスに永住していないとすると、継承的財産処分が終了し、その財産が配分されるまで、相続税は免除される。受託者の住所地（居住地）（residence）は、委託者がイギリス・ドミサイル（domicile）をその後取得していたとしても全く無関係である。仮に継承的財産処分の資産が非課税政府証券であるとすると、イギリスに受益者が20年のうち17年間存在にもかかわらず（しかし、以下の(a)、(b)のどちらかの場合である）、§48(4)は、またそれらを排除財産として取り扱う。

(a)イギリスに永住しておらず、また通常の居住者でもないパーソンが、適格な収益保有権を取得する権利をもっている、あるいは

(b)所得又はキャピタルの潜在的受益者又は受益者のすべてが、イギリスの通常の居住者でもなく、また永住者でもない。

§48(3)の排除財産規定は、資産が海外に存在することを条件としている。仮にイギリス

資産を取得する必要があるのであれば、非居住カンパニーを設立して、受託者はその株式を保有することができる。これらの株式は、イギリス外におかれ、継承的財産処分のための場所的要件を充足する。そのカンパニーは、よってイギリスに投資することができる。

カンパニーがイギリス非居住者であるかどうかは、FA1988 §66、SP1/90により判断される。大雑把に言えば、イギリスで設立されるが現実に管理支配がイギリス以外において行われている場合には、カンパニーはイギリスに居住していることになる (De Consolidated Mines v Howe (1906) AC455)。

なお、裁量信託に係る IHTA1984 §80の規定に留意する必要がある。裁量信託において、委託者又はその配偶者が収益保有権を取得する場合、その継承的財産処分は、生涯権が終了するまで、効果を有しない。非イギリス永住者たる委託者は、その時までイギリス永住者になるかもしれない。

2 所得税

(1) 租税回避規定⁽²⁾

(A) 委託者課税

イギリスの信託課税は原則として受託者課税であることから、受託者が非居住者である信託を設定した場合には、当該受託者に対しては、イギリスに源泉のある所得以外には課税されない。よって、信託を利用して国外の受託者に所得を移転させることにより課税を免れるといった事例が続出することとなるので、租税回避規定がおかれている。

ICTA1988 Chap. 15は、信託の設定による課税の回避を防止する種々の規定をおいており (TA1988 §§482、672、674、674A、673、683、684)、これらの規定は国内信託のみでなく、上記のような海外信託にも適用することができる。その主なものは、たとえば委託者の直系卑属又は配偶者が利益を受ける信託に関するものであるが、次のような場合には、そのような委託者に所得が帰属するものとして取り扱われる。これが「委託者への利益帰属主義」又は「帰属の原則」といわれるルールである。

(a) 継承的財産処分 (settlement) の規定に従い、何人かが他の者の同意を得、又は得ずに当該継承的財産処分を取消、または決定することにより、将来委託者又はその配偶者が信託元本、あるいは利息の一部又は全てについて何らかの利益を得ることができる場合には、当該継承的財産処分の所得は委託者に帰属するものとみなされる (TA1988 §672)。

ただし、資産の移転の日から6年以内には取消不能の信託については、取り消していない間は委託者に所得は帰属しない。

(b) 継承的財産処分において、委託者又はその配偶者が信託元本又は利息について法的権利を有する場合にも、その所得はすべて委託者に帰属する (TA1988 §673)。

ただし、受益者の破産、結婚の継承的財産処分における婚姻当事者の死亡による権利の発生、累積信託の場合において受益者たる子供の25歳前の死亡などは例外となる。

(c) 受託者が、信託元本又は所得について完全な裁量権を有し、その全部又は一部を他の者の同意を得ることなく、自由に処分できる場合に設定者又はその配偶者が利益を得ても委託者に対する帰属課税は行われぬ (TA1988 §674)。ただし、かかる裁量権が6年間行使されなかった場合にはこの限りでない。

(d) 委託者の権利が残存している継承的財産処分においては、すなわち信託財産についての権利を完全に手放していない場合には、その財産からの所得は委託者に帰属する (TA1988 §674A)。

(e) 継承的財産処分から設定者又はその配偶者に対して、受託者から信託元本の一部が払いもどされた場合には、そのなかの既に分配されなかった部分について課税を受ける (TA1988 §677, 678)。元本部分が未分配部分を上回った場合には、その差額は10年間繰り越され、その間の未分配所得と相殺される。

(B) 受益者課税

個人、海外信託の委託者及び受益者に影響を与える主たる所得税回避規定は、ICTA1988 §739-746である。受託者が非居住者である継承的財産処分は、所得税回避のための余地を与える。FA1989 §110は、少なくとも1人の受託者がイギリス居住者でないとするならば、その他のイギリス居住受託者は、(委託者がイギリスでの「永住者」、 「通常の居住者」又は「居住者」でない場合には) 海外居住者として扱われるであろう。一方、仮に委託者がイギリス居住者、通常の居住者又はイギリス永住者であり、そしてイギリス居住受託者が受託者のうち1人存在している場合には、あらゆる受託者はイギリス居住者としてとり扱われる。

ICTA1988 §739は、当初1936年に導入されたものであったが、その立法趣旨は資産移転当時にイギリスの居住者であったか通常の居住者であったものを対象として規制するも

のであった。しかし、判例はその適用範囲を次第に広げ、当初の資産移転を行った者のみでなく、その資産移転を受けた非居住者から当該資産からの所得を受益する権利を有する者にも適用されうるとした。しかし、上院はこのような拡大解釈へ反対の立場をとっており、また判決においても、このような解釈を裁量信託に及ぼすことが否定されている。

そこで、歳入庁は ICTA1981 §740を追加して、§739の適用できない場合においても、一定の要件のもと配偶者以外の者に対しても課税ができるようにした。この改正により、裁量信託又は累積信託の受益者であっても、§739に規定する資産の移転を行わない者は、次の場合には所得の分配を受けなくとも課税される。

(a) 当該資産の移転によって、又はその結果として、所得がイギリス外の居住者又は永住する者に対して、単独に又は関連する行為によって支払われ、かつ

(b) 通常イギリスに居住する個人であっても、当該資産の移転に関連して、§739の適用を受けない者が当該移転又は関連する行為によって、あるいはその結果利用可能となった資産から利益 (benefit) を受けていること。

本条によって、裁量信託の受益者であっても実際に移転した資産から利益を受けているものが課税される。その利益の評価については、受益者が数人いる場合にはそれぞれ独立の信託が設定されたものとして取り扱われ、個々の受益者の「相当な所得 (relevant income)」が公平かつ合理的な基準によって、算定される。

本条の規定は、単に海外信託から生ずる所得に対して適用されるのみならず、当該信託によって所有されている法人、団体の所得についても適用がある。しかし、イギリスに居住していない者 (イギリスに domicile を有していない者) については、所得が外国から送金された場合に限り、課税を受けることになる。

さらに、信託財産が委託者又はその配偶者から全く絶縁されて受託者の手元に移転した場合には、海外信託の受益者は「確定した所得に対する権利」がない限り課税を受けないということに留意しておく必要がある (Archer-Shee v. Baker 1927 11 TC 749)。

(2) 非居住受託者の義務

非居住受託者は、イギリスに所在する財産に係るイギリス源泉所得について所得税を賦課されるが、外国源泉所得には賦課されない。基本税率による税額は、海外受託者に支払われるイギリス源泉所得から控除される。そして、そのような所得が裁量信託又は累積扶

養信託に生ずる場合には、海外受託者は ICTA1988 §686、687によって付加税率による税額を賦課される。IRC v Regent Trust Co. (1980) STC140参照。

(3) 委託者の納税義務

委託者が、海外信託所得に課税されるのは、次の2つの場合である。

1つは、委託者がイギリスに居住している場合に、前述第2節第1款1(3)及び第3節2(1)における租税回避ルールが適用される場合である。委託者が居住地を有しないためにイギリス所得税を課せられないとすると、租税回避ルールは非イギリス源泉所得には適用されえない (Becker v Wright [1966] 1ALL ER 564)。

他の1つは、ICTA1988 §739において生ずる。この規定は、資産の譲渡が行われる結果として、所得が非居住受託者に支払われるべきこととなり、そして委託者及び委託者の配偶者が信託の所得を享受する権限をもっている場合に適用される。この規定も、以下の§740の規定も、仮に、§741によって、利害関係者たる個人が次のことのどちらかであるということを内国歳入庁に対して立証することができる場合には、適用されない。

(a) 課税を回避する目的が、譲渡の目的ではなく、あるいはその主たる目的の1つではないこと。

(b) 当該取引は真実の商取引であり、税負担を回避するためのものではないこと。

所得を享受する権限は、非常に広範囲に定義されており、「利益を得ることができる」ということを意味している。基本的に、委託者とその配偶者が、その継承的財産処分から利益を得ることを排除していない限り、この規定は適用される。この§739が委託者とその配偶者にのみ適用されることは明確である (Vestey v IRC (1980) STC10)。この規定によって所得税が賦課されると、Sch.D、Case VIにおいて、管理費用の控除をすることなく、所得全額に課税される (Chetwode v IRC (1977) STC64)。

非イギリス永住者である個人は、所得が事実当該個人のものであったとしても、当該個人がその所得に課税されないといったような場合 (たとえば、その所得がイギリスに送金されない場合 (ICTA1988 §743(3))) には、§739のもとで課税されない。

(4) 受益者の義務

委託者が海外継承的財産処分において所得税を賦課されないとする、次の問題は信託

の受益者の課税についてである。受益者が海外信託に収益保有権を有しているとする、受益者がイギリスの居住者である場合には、所得の源泉を問わずその信託の所得はすべて課税されることになる。信託が裁量信託あるいは累積扶養信託であるとする、イギリス居住受益者は、受益者に支払われた所得すべて、あるいは受益者のための所得として用いられる所得に、所得の源泉がいかなるものであろうとも、所得税を賦課される。

よって、①受託者がイギリス居住者でない場合で、所得が国外源泉所得であり、かつ受益者がイギリス居住者でない場合、あるいは②受益者がイギリス居住者であり、受託者が所得を累積し、送金していない場合には、所得課税は、非イギリス居住者たる継承的財産処分において、回避されうる。

しかし、譲渡者と配偶者に対する ICTA1988 §739の法理は、受益者についての§740にも当てはまる前述 2 (1)②参照。これは、前述した Vestey 判決によりもたらされたギャップを埋めている（最初に FA1981 §45に現れた）。この規定は、§739と同じ条件のもとで、資産の譲渡によって、又はその譲渡の結果、所得がイギリス外に「居住又は永住している者（パーソン）」に支払われる場合、そして§739のもとで税を賦課されない「イギリスの通常の個人居住者」が、そのような資産からベネフィットを受け取る場合に、効果がある。ICTA1988 §740(5)によって、その利益（ベネフィット）が、イギリスで受領されない場合には、イギリス外で永住している個人は、この§739における所得税は賦課されないこととなる。

ベネフィットの額は、その年度の相当な所得金額内でなければならない。前年度に課税されなかった所得は、ベネフィットが賦与される課税年度年度まで繰り延べられる。そして、仮にベネフィットがそのベネフィットが生じた年度においてカバーされないとする、その課税されなかったベネフィットは繰り延べられ、将来（先の年度において）、相当な所得の範囲内において、受益者の所得として取り扱われる（ICTA1988 §740(2)）。

たとえば、非居住者たる受託者が所得を受取ると、§739において課税されないベネフィットは、イギリス永住者及び居住者たる受益者に、以下のように適用される。

課税年度	所得	ベネフィット	§740の課税
1990/91	100	—	—
1991/92	100	150	150
1992/93	100	250	150

1993/94	100	—	100
1994/95	100	—	—
1995/96	100	150	150

3 キャピタル・ゲイン税

(1) キャピタル・ゲイン課税の強化

イギリスで海外信託が多数設定されるに至った1つの大きな理由は、それによってキャピタル・ゲイン課税を繰り延べることが可能であるということであった。これは、キャピタル・ゲイン税が非居住者である受託者を有する信託で海外で運営を行っている者には課税を行わないからである。

もっとも問題とされていたのは、信託の海外への輸出（引越）(export) である。

キャピタル・ゲイン税においては、信託の受益者は、複数存在していても一体として取り扱われ、次の2つの条件が充足されるときには、受益者は非居住者かつ通常非居住者として扱われた。

①当該信託の事務運営が通常イギリス外で行われていること。

②過半数の受託者がイギリスの居住者又は通常居住者でないこと。

しかし、1つの例外があり、受託者が通常信託の運営を行うことを業としており、かつその業務の一環として信託の受託者となった場合には、信託財産のすべてがイギリスの居住者又は通常居住者でなく、かつ居住していない者によって設立されたときには、受託者は非居住者とみなされる。この場合には、受託者の過半数が非居住者であれば、信託の運営が海外で行われていても海外信託として取り扱われた。

また、国内で信託が設定される場合には、設定行為によって生ずべきキャピタル・ゲインは、多くの場合取得価額の引き継ぎ (hold-over relief) が可能である。しかし、資産の譲受者が非居住者又は通常非居住者である場合には、これに対する贈与については引き継ぎは認められないものの、営業資産の移転に伴う引き継ぎは認められたので、いったん資産を法人に移転し、その株式を非居住者たる受託者に取得させるという便法が横行した。しかし、このような迂回行為は、1989年以降禁止されている (CGTA1979 §126 B)。

そこで、さらにこの規制による課税を免れるために、国内で設定した信託の受託者を変

更し、非居住者を受託者に新たに指名し、海外に信託の運営を移転する事例が登場した。これが信託の輸出（引っ越し）である。判例はこのような変更は、信託契約に別段の特約がなくとも信託法上は適法であるが、受益者には対抗できないとしている。税法上は受託者の変更又は信託の運営場所の移転はそれ自体としてはキャピタル・ゲイン税の課税事由には該当せず、当該資産の設定時に取得価額の引き継ぎが行われた資産があれば、その時の時価と取得価額との差額について所得を認識することとされていたので、このような信託はそのようなキャピタル・ゲインにかかる税を回避するために用いられた（いわゆる「冷凍信託 (freezer trust)」としての活用）。

しかし、1991年の税制改正により、受託者の非居住者への変更自体がキャピタル・ゲイン課税上、みなし譲渡であると規定され、キャピタル・ゲイン課税がなされることとなった。

このように、FA1991により、イギリス非居住者である受託者に対して、その継承的財産処分についてキャピタル・ゲイン税を強化するために、多くの以下の規定が導入された（1991年3月19日から施行）。これらのルールは、TCGA1992 §80~98のなかに盛り込まれている。そして、それらの規定は、①輸出に対する賦課、②海外受託者のゲインからの委託者課税、③受益者への補足的な課税（FA1981より賦課）という、3つのセットに大きく分けて整理できる。

また、受託者の居住場所にも常に留意しておく必要がある（TCGA1992 §69）。

(2) いわゆる「継承的財産処分の輸出（引っ越し）」への課税

1991年3月19日前においては、イギリス居住の受託者が海外居住の受託者を指名すると、換言すれば「継承的財産処分の輸出」について、課税の繰延べ (hold over) が認められ、キャピタル・ゲインが存在しないこととなることから、キャピタル・ゲイン税は生ぜず、キャピタル・ゲイン税は、イギリス居住受託者にのみ課税されていた。委託者が、現行のTCGA1992 §77に該当する規定に基づいて、継承的財産処分に権利をもっていたとしても、処分が存しないために、このようなキャピタル・ゲインのクリスタリゼーションについて、上述したように、委託者への課税はなされなかった。

1991年3月19日後においては、TCGA1992 §80は、受託者がイギリス居住でなくなった場合は、受託者が海外受託者の指定の直前に信託財産を処分したとみなされ、それらを

市場価格で取得したとみなす。そして、その結果キャピタル・ゲイン課税が受託者に生ずる（キャピタル・ゲイン税の税額は、信託の種類により異なる）。

委託者と配偶者が、§77のもとで継承的財産処分の財産を保有しているときにはキャピタル・ゲイン税の委託者に係る税率で、委託者に課税される。しかし、委託者は、委託者がキャピタル・ゲインを支払った部分に係る「受託者に生じたキャピタル・ゲインの額」及びそのキャピタル・ゲイン税の金額の証明書を税務調査官により与えられたときには、委託者が支払った税額を受託者から取り戻す権利を有している（CGTA1979 §78）。

CGTA1979 §81は、仮にいわゆる継承的財産処分の輸出が受託者の死亡によって、不注意により生じたときには、新しい受託者を指名するのに、その他の受託者に6か月の猶予期間を与えている。これは、また、受託者が退職したといったような他のケースにおいても、不注意により生じたと言っていると説明されている。歳入庁は、このような問題に対応することは難しいことではないとして、規定の改正は必要ないとしている。

さらに、CGTA1979 §82は、仮にキャピタル・ゲイン税が6ヶ月以内に支払われない場合には、いわゆる継承的財産処分の輸出に先立つ12ヶ月以内に辞職した受託者に対して、いわゆる継承的財産処分の輸出に係るキャピタル・ゲイン税を賦課している。

この点について、立法は、当該（辞職した）受託者が受託者の資格を喪失したときに、受託者らが永住者又は通常の居住者のどちらにも該当しなくなるということを提案しなかったということが立証される場合には、辞職した受託者は課税されないと修正している（この修正は、現行のTCGA1992 §82(3)に存する）。継承的財産処分の輸出にキャピタル・ゲインを課すこれらのルールは、受託者が二重課税条約（租税条約）によって、受託者がイギリスのキャピタル・ゲイン税の納税義務を停止するときにも同様に適用される（TCGA1992 §83）。

(3) 委託者に対する課税

イギリス居住の「継承的財産処分」において、TCGA1992 §77は、委託者又はその配偶者がベネフィットを得ることができる場合には、受託者のゲインを委託者のゲインであるとみなしている。

以下の場合に、委託者は、委託者の税率で非イギリス居住者又は通常の居住者である受託者による当該処分について、キャピタル・ゲイン税を賦課される（TCGA1992 §86）。

- ① 継承的財産処分がその年度において適格継承的財産処分である場合。
- ② 受託者が、その年度中いつでも、イギリスに居住していない又は通常居住していない場合。
- ③ 委託者がイギリスに永住し、かつ居住しているか通常居住している場合。
- ④ 委託者が継承的財産処分に権利 (interest) をもっている場合。
- ⑤ 受託者がその年度ゲインを得ている場合。
- ⑥ 一定の例外が適用されない場合。

委託者は、次の者が所得とキャピタルを直接又は間接に受益している場合に「権利」をもっているという。

- ① 委託者
- ② 委託者の配偶者
- ③ 委託者又は配偶者の全ての子供
- ④ そのような子供の配偶者
- ⑤ 様々な会社

キャピタル・ゲイン課税は、次のような場合には生じない。

- ① 委託者がその年度に死亡したとき。
- ② 継承的財産処分が適格な継承的財産処分でないとき（これは、たとえば、委託者が1991年3月19日後に財産を付加しない場合には1991年3月19日前の継承的財産処分も含む）。

このような委託者課税は、たとえば、不公正を、「1991年3月19日以後、外国人が自分の息子（かれは離婚により息子と別居している）のために海外継承的財産処分を設立した。委託者はイギリスにやってきており、イギリス永住者となっている。委託者は、おそらく二重課税の救済は受けることになろうが、海外継承的財産は、イギリスのキャピタル・ゲイン税を賦課される。」といったような場合に生む。

(4) 委託者のキャピタル・ゲイン税の納税額

委託者は、海外継承的財産処分のゲインについてキャピタル・ゲイン税を賦課される。しかし、委託者は、毎年イグゼンプションの適用を受けることが認められていない。委託者は、Sch. 5、para. 6により、委託者が支払ったキャピタル・ゲイン税を受託者から取り戻す権利をもっている。そして、そのようにすることができない場合には、それを継承的

財産処分に付加をしたものとして取り扱われるであろう。

(5) 1991年3月19日前の継承的財産処分

1991年3月19日前の継承的財産処分は、4つの条件のうちの1つを充足しない限り、新しいルールの適用は受けない。

もっとも重要なのは、Sch. 5, para. 9 (3)における条件であり、独立当事者間取引以外の方法で、1991年3月19日以後財産が付加されているということである。管理費用及び継承的財産処分のその課税年度の税額がその年度の所得を超過する場合には、超過支払いは無視される。

(6) 情報

Sch 5, Para12(3)により、委託者は、12ヶ月以内に、自分がイギリスに永住しているということを知なければならない。しかし、これは、現実に実行不可能な規定であるといわれている。委託者は、自分がイギリスに永住していないと論じることができ、これに反して、歳入庁は反対の立場をとることができる。

4 受益者への課税と補足的な賦課

(1) 受益者への賦課 (TCGA1992 §87)

委託者課税ルールのもとで、TCGA1992 §87 (FA1988 §80) は、仮に委託者が課税年度にわたって、あるいは、委託者が継承的財産処分を設定したときに、イギリス居住者又はイギリスの通常の居住者であり、かつイギリス永住者であるとすると、受益者がイギリス居住者又は通常の居住者のどちらかに該当しない課税年度にわたって、継承的財産処分に適用される。

キャピタル・ゲイン税は、§97(1)に広範囲に定義されている「キャピタル・ペイメント(資本支払い)」を受け取った受益者すべてに課税される。

キャピタル・ペイメントとは、次のようなものである (TCGA1992 §97(1))。

- ① 所得税に服さないペイメント。
- ② 所得以外のものとして受け取ったペイメント。
- ③ 資産の譲渡。

④「その他のベネフィット」。

⑤設定された財産 (settled property) が受動信託において保有されるようになった場合。

非イギリス永住者たる受益者 (たとえイギリス居住者又は通常の居住者であるとしても) に支払われたキャピタル・ペイメントは、イギリスに送金されたときでさえ、キャピタル・ゲイン税を負わせられることはない (TCGA §87(7))。

TCGA1992 §87は、ICTA1988 §740における規定と同様のことを規定している。双方の規定の趣旨は、受託者がゲインを出資し、キャピタル・ゲインを免れる、あるいは一度生じたゲインを配分しないということを防止することである。事実、TCGA1992 §91の補足的な支払規定は、信託のゲインを早期に配分させるためのさらなるインセンティブとなる。

TCGA1992 §87が機能する方法は、次のようである。

- ①ランニング・トータルが、国内の信託課税ゲイン (信託ゲイン) 内に保たれる。
- ②ランニング・トータルは、あらゆる受益者に対するキャピタルの支払い内に保たれる。
- ③受益者が信託 (この信託はキャピタル・ペイメントを資本に組み入れることができる) から、信託ゲインが存在する範囲内でキャピタル・ペイメントを受け取ると、受益者は同額のキャピタル・ゲインを実現したと取り扱われ、受益者はキャピタル・ゲイン税の納税義務を負う。
- ④受益者のゲインが現実に受け取ったキャピタル・ペイメントの価値を超えることはできない。そして、キャピタル・ゲイン課税は活用可能な信託ゲインによって制限されている。

ある年度の信託ゲインは、その年度又はその後の年度においてキャピタル・ペイメントに対するキャピタル・ゲイン課税を生む。さらに、後の年度における信託ゲインは、早期の年度の非課税のキャピタル・ペイメントに関連して、キャピタル・ゲイン課税を生ずる (以下の事例を参照)。(事例)

課税年度	信託ゲイン	キャピタル・ペイメント	受益者の課税ゲイン
	£000	£000	£000
1988/89	—	10	—
1989/90	20	—	10
1990/91	10	—	—
1991/92	10	20	20

1992/93	20	10	10
1993/94	20	10	10
1994/95	—	10	10

これは、受託者がゲインを出資し、そのゲインに先立ってキャピタル・ペイメントをすることによって、§87による課税を回避することを規制する。

(2) 受益者に対する補足的課税 (TCGA1992 §91)

補足的課税は、§87の課税にあたり賦課される。そして、できるだけ早い配当を促進するよう機能する。最大（最長）6年で、§87に該当する受益者が支払うべき税の10%（1年当たり）である。そこで、毎年付加される最大の税は、 $10\% \times 40\% = 4\%$ である、そして最大（6年間の）税は24%となる。これは64%の税率を生み出す。

この課税は、1992年4月6日以後に行われるキャピタル・ペイメントとマッチする信託ゲインに適用される。この補足的課税は、1991年3月19日前の受託者に生じるゲインについても逆上って適用されるが、あらゆる過去のゲインは1990/91年に生じたとして取り扱われる。よって、1992年4月1日前のすべてのゲインの配当が補足的課税の適用を受けるとは限らない。

利子は、ゲインを生じた年度に続く12月1日から起算される。

それは、キャピタル・ペイメントが、6年の最大期間により作られた課税年度に続く年度の11月30日に終了する。そして、信託ゲインが作られた（実現させられた）、又は1990/91年に作られたと取り扱われ、そして、1991/92年に配分されたと取り扱われる信託ゲインは、補足的課税が2年間分の価値について実施される。

上述の事例でいくと、次のようになる。

- ①未配分信託ゲイン（1989/90年）£10,000が繰り延べられ、そして£10,000が同じ年度にすなわち1990/91年に作られたとして取り扱われる。
- ②1991/92年のキャピタル・ペイメントは補足的課税を生じない。それは未配分信託ゲインの£10,000をそのまま残している。
- ③1992/93年に作られた£10,000のキャピタル・ペイメントは1991/92年に作られたゲインのバランスと一致する。1年間の価値に係る補足的課税が行われる。
- ④1994/94年における£10,000のキャピタル・ペイメントは、1992/93年の£20,000のう

ちの£10,000に一致する。よって、さらに1年間の価値に係る補足的課税が行われる。

⑤2992/93年からのゲインのバランスとともに、1994/95年の£10,000のキャピタル・ペイメントは、2年間の価値に係る補足的課税を生ずる。

(3) 補足的課税のその他の問題

受益者が課税されたときに、毎年のイグゼンプションと損失のリリーフは課税される額から相殺でき、よって補足的課税を行う際にベースとなるキャピタル・ゲイン税の税額を軽減することができる。このことは、今日、財務省は補足的課税の税率を変更する権限を持っているので、それほど良いニュースではない。

歳入庁は、この新しいキャピタル・ゲイン課税規定についてSP 5/92を公表した。〔1992〕STI 1113参照。特に、委託者がTCGA1992 Sch. 5, para. 6又は租税回避所得税の規定のもとでまた権利を取得している受託者の額から還付を受け取ることができないものについては、Sch 5、Para 9 (3)において継承的財産処分に対して付加されたものとみなされる。

(注)

(1) 海外信託課税については、Peter White, *Ractical Trusts: Law, Tax and Precedents*, Chap. 11 (5th ed. 1994); Jone Tiley, *Butterworths UK Tax Guide* 34-01~34-69 (11th ed. 1992); Walters, *Recent Development Regarding Trusts*, 1991 *European Taxation* 382, 384 (1991); Simon McKie, *Capital Gains Taxation of Non Resident Settlement* (1991) が詳しい。

(2) 海外信託による租税回避については、イギリス信託税制研究会編『イギリス信託・税制研究序説』76頁：218頁、228頁（清文社・1994）参照。

第4節 ドイツの最近の判例における海外裁量信託の取り扱い

コモン・ロー以外の法系の国において信託がどの様に税法上扱われているか検討してみよう。ここでは、ドイツの判例において米国法に基づく信託がいかに関与しているかに絞って述べることにしたい。

従来信託の課税取扱特に海外信託の取り扱いについては、ドイツの判例は必ずしも明確でなかったが、1992年連邦租税裁判所は、初めて次のような判決を出した。(1992.11.5. BHF BstBl. 1993 11 388) すなわち、この判決は、海外で設立された裁量信託に関するものであるが、同裁判所は、一般論として信託財産がもっぱら委託者の利益のために保有されている場合には当該財産は税法上委託者の所有に帰属するものとして取り扱い、たとえば、委託者が受託者に対して具体的な指示を行う権利を信託契約上有する場合にはそのこと自体によって当該財産が委託者の利益のために保有されていることが推定されるとする。

一方信託財産が受託者によってもっぱら残余権利者の利益のために保有されている場合には、当該財産およびそれから生ずる所得は残余権利者に帰属するものとして取り扱われる。そのためには、信託財産の処分に関し委託者が何らの権利を保有しないことが必要であり、かつ、残余権利者は、信託の「実体 (corpus)」によって実際に受益をしていること、すなわち、beneficial owner であることが必要である。判決は、残余権利者が単に信託の終了のみによって信託財産の受益をすることが出来る場合にはこの条件は満たされないという。したがって、信託終了時において複数の残余権利者が存在し、受託者がその中から最終的な残余権利者を決定できるような場合には信託財産およびその所得が残余権利者に帰属するとは言えない。

そこで、信託財産が受託者によって信託自体のために保有されると認められる場合には、信託財産およびこれから派生する所得はいずれも信託自体に帰属し、信託は一種の法的実体となる。たとえば、取消不能の信託は場合によってはこのような実体として独立の納税者として取り扱われる。また、他の判例によって確認されているように、受託者が財産

管理人として信託財産処分について無制限の権限を有する信託において、それから生ずる所得はドイツ居住者である受託者の所得としては認定できない。(FG Cologne EFG 1993 40; 1992.7.8)

上記の1992年11月5日の連邦租税裁判所の判決の詳細は、次の通りである。

- ① 原告Xは、その父S（1990年死亡）の長女で、唯一の相続人である。Yは、Sの妻で、本件調査対象年度である1980年度から1984年度までの間ドイツ国内にSと居住し、共同申告を行っていた。
- ② Sは、1978年10月英領ジャージー諸島において自らを委託者、二名の英国人M及びPを受託者とする信託を設定したところ、信託契約書において、Sがこの二名の受託者を更迭する権利およびこの二名以外に新たに受託者を選定する権利を有する旨の記載があった。これらの権利は、Sの死後その長男K及びその死後はXに移転する。信託財産は、総額10万マルクであった。
- ③ 信託の設定は、取消不可能である。
- ④ 受益者は、当初は、X及びその子、孫等の直系卑属に限定されていたが、1984年9月信託契約が改定され、信託の終了時において、Xおよびその直系卑属が生存しない場合に限ってKおよびその直系卑属が受益者となるように改められた。
- ⑤ 信託の存続期間は、一応設定後80年であるが、受託者の裁量により、その合意によって何時でも解消できる。
- ⑥ 受託者は、その裁量により、受益者の生計を維持するため、またはその収益を確保するため受益者に対し給付することが出来る。受託者は、その外、信託財産から生ずる利益を蓄積し、又は慈善のため寄付を行うことが出来る。
- ⑦ 被告課税庁は、信託財産から生ずる利益をSに帰属するものとして課税し、S及びYの1980年度から1984年度までの所得を更止決定を行った。S及びYは、これに対し異議の申立をしたが、棄却された。1991年12月課税庁は、更正通知書を一部変更し、調査期間中の所得で明確になった分を推計課税分と差し替えた。Sの相続人X及びYはこの変更後の更正決定に対し取消を求めて出訴した。

ドイツの対外課税法（Aussensteuergesetz）第15条によれば、その主たる事務所をドイツ国外に有し、かつその管理運営をドイツ国外で行っている同族財団（Familien-

stiftung)の所得は、その設定者がドイツの無制限納税義務者である場合には、当該設定者に帰属させる。原告は、本件更正処分が同条に違反していると主張したが、租税裁判所は、Sが無制限納税者である事実を確定し、本件信託は、同条の要件をすべて満たしているから、設定者であるSに対し課税するのは違法ではないと判示した。

ついで判決は、本件信託が法人税法第2条にいう権利能力のない財産集合(Vermögenmasse)であると認定し、設定者から分離され、それ自体で収益を生じ、一定の目的のために運営される特別財産(Sondervermögen)であるから、権利主体としての能力は有しないが、経済的に独立(Wirtschaftliche Selbstständigkeit)していると認められる場合には法人税法上の主体となりうるとの一般論を述べた。その上で、第三者から委託を受けて、財産を保有し、当該財産とその収益とを一定の目的のために管理し、使用する義務を負っている場合は経済的独立性が認められるとして、無制限納税義務者が国外において権利能力のない信託を設定し、信託財産を移転してその管理を受託者に委ねた場合はまさにそのような独立性が認定できると判示した。

対外課税法第15条は、権利能力のない財産集合は、その設定者、配偶者および直系卑属が信託から2分の1以上の受領権及び帰属権(bezog-und anfallsberechtig)を有している場合に限って同族財団として認定されると規定している。これは、設定者が自分だけで2分の1以上の資格を持っている必要のないことは勿論、配偶者や直系卑属のそれぞれが資格を有している必要もない。これらの関係者が全体として2分の1以上を保有していれば足りるのである。本件において確定された事実によれば、原告X及びその直系卑属は、受領権も帰属権も有しており、信託財産およびその収益を慈善団体に寄付する旨の信託契約条項は、受領権を与えるものであっても、帰属権を与えていないから、本件信託が同族財団として認定される妨げとはならない。

同族財団の設定者は、本件の場合信託の設定者Sであると認められる。同族財団の所得は全てその設定者に帰属する。

一般的に信託の受託者は、信託財産を設定者のために保有しているか、受益者のために保有しているか、或いは信託自身のために保有しているかのいずれかである。設定者の為に保有している場合とは、設定者と受託者とのあいだに民事法的にも経済的にもトロイハントの関係または委託関係が存在する場合である。この場合は、受託者の保有は、専ら設定者の利益のために行われる。設定者が受託者に対し何らかの指図をする権限を持ってい

れば、設定者のための保有の徴表であると言えよう。設定者のための保有であるならば、それから生ずる所得は、設定者に帰属すべきである。この場合は税法的には信託は存在しないと同様になる。次に、受託者の保有が受益者のためであると認められる場合は、信託の設定者が信託財産について全ての処分権限を放棄することが前提となる。それとともに受益者は現実に受益していなければならない。すなわち、受益者は、経済的にあたかも所有者であるような利益を受けているか、または法律的には第三者のためにするトロイハントの契約が締結されていないなければならない。

相続税法との関係においては、信託の受託者は、信託財産の中間取得者（Zwischen-erwerber）として考慮される可能性がある。即ち、信託設定後相続開始に至るあいだ信託が当該信託財産を取得するが、その間は、取得が繰り延べられ、帰属権が実現することがあれば、信託財産は、設定者から直接に帰属権利者に移転する。（この点については、多くの判例がある。例えば、20 Dezember 1957 111 250/560U. BFHE 66.204. BatBl111 1958.79）この場合には、設定者と受託者とのあいだで第三者のためにするトロイハント契約が予め交わされていたと見るべきであろう。

原審は正にこの見方を採用し、本件信託は、信託財産の取得を繰り延べるもので、Sは、当該財産を取消不能の条件で受託者に移転し、その帰属権利者はX及びその直系卑属であるが、実際に帰属権を行使できるのは、信託終了時に生存している者である。それまでは、一般的な財産の帰属に関する期待（Anwartschaft）が存在するにすぎない。この期待は、信託財産にかかる受益とはいえないものである。況んや、財産帰属の割合も確定していない状態では、到底受益とはいえないと判示している。このような事実認定は経験法則に違背しないから、連邦財政裁判所を拘束する。したがって、係争年度中本件信託にかかる所得は信託のものとして実現していたのであり、これを如何に課税するかが争点である。

対外課税法第15条の規定によれば、同族財団の所得は、その設定者に帰属せしめられるが、その場合設定者はいかなる所得分類の所得を認識するかは、同法及び所得税法に規定するところがない。これについては、設定者の総所得から特別経費および特別負担を控除したものに加算されるとしか解釈のしようがない。即ち、言い換えれば、同財団の所得は、設定者固有の所得と分離して課税される。同財団の所得計算に当たって必要経費、特別控除等があれば、申告に当たって当然控除できる。課税庁は、単に信託財産の収入のみ

を設定者に帰属させ、経費の計算を行っていないので、その限度において本件更正処分は、取消を免れない。

以上の解釈は、さらに最近の租税裁判所の判決によって確認されることとなった。(BFH Decision, February 2.1994.IStR 1994.237) この判決の概要は、次の通りである。

1 基礎となる事実

原告は、米国において設立された3つの遺言信託の受益者であり、1980年当時においてドイツの居住者であった。信託財産は、すべて米国法人の発行する株式および社債で米国に居住する受託者によって管理されており、かつ信託から派生する所得の分配は、受託者の完全な裁量に任されていた。1980年において受託者は、信託収入の全額から、経費および税額を控除して分配した。そのほか、原告は、第四の信託をみずから米国において設立しており、この信託は、取消可能であった。

課税庁は、原告が提出した1980年の所得税申告書に記載された外国税額控除の一部を否認し、原告は、これを不満としてケルン租税裁判所へ出訴した。原告の主張は信託から派生した所得は、ドイツで課税されないとするところであり、これに対して同裁判所は、上記4つの信託にかかる所得は、ドイツ所得税法第20条の規定によってすべて原告に帰属し、課税所得を構成すると判示した。

2 連邦租税裁判所の判決

原告の控訴に対し、連邦租税裁判所は、取得税法第20条の適用に関し、原審の判断を退け、次のように判示した。すなわち、所得税法の適用上仮に3つの遺言信託が単なる通り抜け (flowthrough) であって、当該信託の受託者が委託者または帰属残余権利者の信託代理人 (fiduciaries) であると考えられる場合には、当該信託財産から派生する所得を委託者または残余権利者に帰属させることは、適切かもしれないが、上記1992年の同裁判所判決にしたがい、今回も同裁判所は、上記3つの遺言信託については、信託の実体性を認め、所得税法第20条の規定にしたがい本件信託から派生する所得を原告に帰属させることは出来ないと判示した。

すなわち、3つの信託の委託者は、いずれもすでに1980年初めに死亡しており、委託者のためにする信託代理契約が仮に過去に締結されていたとしても、委託者の死亡後は有効

ではない。委託者の死亡によって当該信託は、いずれも取消不能となったのであり、受託者は、信託財産を処分すべき完全な権限を取得したのに対し、受益者が、法令上、契約上これら財産に対し何らの権利を取得しないのであるから、受益者に対して、これら財産およびそれから派生すべき所得を受益者に帰属させるべき理由がない、というのが今回判決の趣旨である。なお、この点について、同判決は、別の同裁判所の判決（BFH Decision of May 29, 1984, BFHE. Vol. 141. p.321.324）を引用して米国居住の遺産管理人が行った投資にかかる所得は、当該遺産管理人が遺産の完全な処分権を有している場合には、ドイツの相続人に帰属するものとして取り扱うことは出来ないと判示されているのも今回判決と同趣旨だとしている。

しかしながら、今回判決は、所得税法第20条によって原告の信託所得に対し課税をするのは無理だとしつつも、これら所得は、外国課税法（Aussensteuer Gesetz）第15条の規定によって課税されると判示した。この規定は、外国で設立された同族財団の所得をその設立者、または受益者に帰属させる規定である。すなわち、ドイツ国外に本店または主たる管理の場所を有する同族財団については、その全所得および純資産は、その設立者がドイツ居住者である場合には設立者に帰属するものとして扱われるか、または当該財団から派生する所得またはその解散の際の所得を受け取る権利のある居住者に帰属するものとして扱われる。この場合「財団」とは、法人格を有しない財産の集合（pool）を含むものとされ、同族財団とは、設立者またはその一定の親族が解散の場合の所得の50%以上を受け取る権利を有するものをいうとされている。設立者またはその親族がドイツに居住するかどうかは50%の判断については関係がない。

原告は、米国所在の遺言信託は、同族財団に該当しないと主張したが、連邦租税裁判所は、外国課税法第15条の趣旨は、外国の一定の団体であって、ドイツの居住者に受益させるものを課税するところであり、本件の3つの遺言信託はすべて法人格のない財産の集合すなわち目的財産（Zweckvermögen）であり、同条の規定に該当する財団であると、判示した。ついで、判決は、本件信託が果たして同族財団と言えるかどうかを検討し、まず、原告が受益者といえるかどうかについて、原告は本件信託から生ずる可能性のある分配のすべてについてそれを受領しうる唯一の受益者である事実、実際に原告が1980年にかかる分配を受領した事実を認定し、次に原告が本件信託の設立者の親族である事実を確定して、本件信託は、同族財団に該当し、かつその所得は、すべて原告に帰属すると判示

した。

原告が本件信託の所得について課税されることとすると、その場合に外国税額控除を認めるかどうかが問題となる。連邦租税裁判所は、受託者が米国で納付した税額は原告の納付すべきドイツ所得税額から控除できると判示した。しかしながら、本件では、受託者のみならず、受益者である原告も米国課税当局に対して納税しているので、同裁判所は、公平の見地から、ドイツ課税当局が原告の納付した税額を信託自体が納付した税額と見なしてこれに対し税額控除を与えるよう説示している。

次に、原告によって設立された取消可能な自益信託については、その所得は原告に直接帰属するとの下級審判決部分に対しては控訴の対象となっていなかったが、連邦租税裁判所は、「下級審判決を支持し、受託者が委託者の信託代理人として所得を実現したかぎりにおいて当該所得は原告に帰属する」と判示している。

最後に判決は、本件課税と租税条約との関係に言及し、当時の米独租税条約は、外国課税法第15条の規定によってドイツ課税当局が所得を居住者である受益者に帰属させることを妨げていないとして、仮に租税条約の規定が適用されとしても、それは外国同族財団の所得について非課税となる所得があればその限度でドイツ税法上も非課税となるということである。しかるに米国で設立された信託は、ドイツ法人としては認められないし、条約の規定は利子、配当の受取者がドイツの居住者である場合のみ非課税の規定をおいているので、その適用は認められないとして、米独租税条約の適用を排除した。

3 信託の独立性について

外国課税法第15条は、信託が独立の存在として認定される場合にのみ適用されるのであって、信託が単なる導管である場合には適用されない。そこで、信託が実体性を有するかどうかをどこで判断するかが重要となるが、この点について、1992年の判決は、当該信託が取消可能であるかどうかを一つのメルクマールとして捉え、取消不可能であれば、信託に法律実体を認めてその所得を信託自体に帰属せしめた。従って、受益者がその所得に課税されるのは、信託財産によって、現実受益した場合であり、また受益者課税の前提として受益者が法律的に信託の元本または利息について何らかの権利を有することが必要であり、かつ、委託者が信託について何らかの権利をも保有しないことが条件となる。これは、基本的には、米国内国歳入法第678条の規定による grantor trust の課税原則と軌を

一にするものであり、委託者が信託財産およびその所得について何らの権利を有せず、かつ委託者以外の当事者が信託の所有者として取り扱われるためには、信託元本およびその利息について確定した権利 (vested interest) を有する必要があるとする法理を取り入れたように見える。

これに対して、1994年の判決では、信託の実体性を認定するために取消可能基準を中心とするかどうか明らかでなくなった。1994年の判決は、その中で1993年の判決 (BFH BFHE Vol.170.383.387; 1993.1.27) に言及しているが、この判決では、ドイツ法にしたがって組成された不動産信託基金で多数の投資家が出資したものについて、その所得が信託受託者に帰属するのか、または投資家に帰属するのかを取り扱っている。判決は、信託受託者がその名義で取得した家賃収入は、1)投資家が受託者に対し信託財産の運用について指示をする権限があり、かつ、2)投資家が投資元本を実質的な経済的損失を被ることなく取り戻せる権利を有している場合には個々の投資家に帰属すると判示している。この判決を敷衍して外国信託に適用するという1994年判決の立場では、取消可能の信託であっても、信託の実体性が認められる可能性がある。その意味で、1994年の判決の射程距離がどこまであるのかについては、今後なお検討すべき課題が残されていると言えよう。

4 裁量信託の受益者の取扱について

裁量信託の受益者に課税をすべきでないことは、つとに連邦大蔵省担当官の作成したコンメンタール (Runge.in; Brezing, et al., Aussensteuerecht, Annotation 4 to section 15 Astg.) においても同意されており、外国課税法第15条による外国信託の受益者に対する課税は、当該受益者が信託財産またはその所得に対して何らかの法令上または契約上のアクセスを有する場合または受益者が信託利息の配分に対して何らかの法令上または契約上の影響力を有している場合に限定されるとしている。このようなアクセスも影響力も有しない受益者で単に受託者の裁量によって必要に応じ分配に預かる受益者は同条の適用を受けない。

このことは今回の判決に関与した連邦租税裁判所の裁判官が1992年の判決について公表したコメントにおいても窺い知ることが出来る。すなわち、それによれば、外国課税法第15条の規定によって課税を行うためには、受益者の特定とその信託財産および所得に対する持ち分権の範囲を確定する必要があるが、裁量信託の場合には、受益者の権利を決定す

るために幾つかの要素があって確定が出来ない場合があり、そのような場合には、同条の規定は適用できない。例えば、外国に信託を設定して、そこから親族の必要に応じて分配を行う場合に、課税当局としては、親族のいずれが何時どの位分配を受けるかをあらかじめ確定できない。このような条件付き受益者 (Zufallsdestinäre) は非課税とされるべきであり、これを課税するならば、憲法上の問題も起こりかねない。今回判決は、裁量信託の受益者について実際に所得の分配が行われていることおよび信託約款の解釈上受益者がその分配に対し権利を有していることの二つの条件のもとに受益者に対し課税を認めているが、このふたつの条件はいずれか一つが満たされればよいのではなく、双方が満たされる必要がある。このことは、裁量信託については、少なくとも最初の分配がなされるまでは課税が生じないということである。法令上および信託契約上何らの規定もないのに、裁量信託の受益者について信託財産およびその所得を頭割りで課税することは適当ではない。

5 租税条約との関係

外国課税法第15条の規定が租税条約に係わりなく適用できるかどうかについては、従来から争いがあり、ドイツ課税当局では、一貫して無制限適用説を維持しており、かつ、ドイツ議会もこれを支持して、1992年には同法第7条から18条までの規定は、租税条約の規定に係わりなく適用できる旨の規定を追加した。(同法第20条) この規定は、米独租税条約に抵触しないと解されており、それは1989年の同条約の議定書において同条約の規定は外国課税法第4部(第7条から第14条までの規定を含む)の規定に従い、ドイツがその居住者に対し課税することを妨げないと規定していることから、第15条についても同様に解されるとの説にしたがっている。しかしながら、有力なコンメンタールは、実体性を有する信託については租税条約に基づく保護が与えられるべきであり、外国課税法第15条を理由として委託者または受益者に対し所得を帰属せしめるのは、租税条約に特段の明示の規定がないかぎり違法であるとの見解を示している。(Sieker, BB 1993, 1257, 1259; BB 1991, 1975, 1980.et.seq.) さらに、個別の租税条約の規定に照らして、外国同族財団の所得がその所在地国で課税されているかぎりにおいてドイツにおいては課税できないとする説もある。(Flick, Wessermeyer, Becker, annotation 14 tu section 15)

6 現在における海外信託の課税関係

ドイツにおける海外信託の課税については、これを取消可能性の有無によって区別するのが適切である。

(1) 取消不能信託

取消不能信託は、原則として独立した法的主体として取り扱われ、外国課税法第15条の適用を受ける。「原則として」というのは、委託者またはその親族が50%以上の所得または信託財産についての権利を保有する場合を指している。その場合委託者および受益者は次のような課税関係となる。

(A) ドイツ居住の委託者

信託財産に帰属すべきすべての所得が委託者に帰属され、それは、委託者が信託財産またはその所得に何らかの権利を保有しているかどうかを問わない。委託者が海外に移住した際は信託の所得は受益者または残余権利者に帰属する。委託者はその信託について外国で支払った税額について税額控除を受けることが出来る。

(B) 受益者または残余権利者

上記によっても委託者に所得を帰属できない場合には、受益者または残余権利者に所得が帰属される。この場合は、委託者に対する無条件の帰属とは異なり、受益者または残余権利者のそれぞれについて所得および清算所得の帰属関係が確定している場合に限り帰属される。信託の終了時まで受益者または残余権利者が強制執行力ある法律的権利を有しない場合であっても、帰属は可能であり、その帰属額は、過去の分配額等諸般の事情を勘案して決定される。

上記の帰属関係は、租税条約の規定によって影響されない。

(2) 取消可能信託

取消可能信託は、原則として導管として扱われ、課税上の実体としては扱われない。

信託財産および所得は、委託者が保有するものとして課税される。所得分類も信託が受領した所得がそのまま委託者によって受領されたものとして扱われ、外国税額控除の適用を受ける。

第5節 フランスの信託法案について

はじめに

1985年7月フランスは、信託に関するハーグ条約に署名したが、それまでフランスには、信託という制度が法律上存在しなかったため、新たに信託制度を導入する法案が1992年2月国民議会に提出された。この制度は、英米等のコモン・ロー諸国に存在する trust と類似しているが、フランスに古くから存在する fiducie という法律概念を利用してフランス流に組み立てたものであるといわれている。この法案は、フランス法学界・産業界からはあまり評価されていなかったこともあって、その後議会で本格的に審議されることもないまま廃案となってしまった。しかし、trust を大陸法の体系のなかに取り込む試みとしては、興味深いものがあるので、ここにその概要と問題点を記してみたい。

1 背景

アングロ・サクソンの信託は、フランスにおいてはその私法体系になじまず、これを導入するには現在の民法典、商法典を基本的に改正する必要があると考えられ、この改正の作業はながらく放置されてきた。しかし、上記ハーグ条約の制定に伴い、条約上フランス国民は、国外において自由に信託を設定し、またはそこから派生する利益を受益できるが、現在のままでは、国内において信託を設定することは違法となる。そこで、新たに信託を国内で適法に利用できる立法が必要となった。また、一つには、信託制度がないため、ドーバー海峡横断鉄道工事に対する入札手続き上フランス企業が不利を被ったというような個別事情や、中小企業のなかに事業承継のための適切な法制を求める根強い動きがあったこともあり、上記法案提出の運びとなったのである。

しかしながら、法案の作成に際しては、単に英米の trust を模倣するのではなく、フランス版の信託ともいべき独自の制度を fiducie というフランス古法の概念を借りて制定し、英米の trust と一線を画することとした。しかし、フランスの法学界では、むしろ英米の trust を素直にフランス法体系に接続したほうがよいという意見が多く、この法案に

対して批判的であった。

2 法案の概要

法案は、民法の契約法の部分に新たに fiducie と称する一節を追加して信託制度を導入することとしている。その概要は、次の通りである。

- ① fiducie は、契約の一種であり、委託者と受託者が書面による契約書に署名することによって成立する。これは、英米流の trust は、必ずしも契約ではなく、一種の物権行為 (conveyance) であるが、これをそのまま取り入れることは混乱を招くので、契約として性格付けたといわれる。
- ② 契約期間は、99年未満である。これは、英国の信託の最長期間が80年であるのをそれよりも長くしたものである。
- ③ fiducie の契約においては、委託者がその資産を原則として取消不能の条件で受託者に引渡し、受託者の権限において受益者に利益を与え得る旨の記載がなければならない。資産の移転は、完全かつ無条件でなければならない。
- ④ 以上の3点は、fiducie の成立する必要最小限の要件であり、これを満たさない契約は fiducie としては解釈されない。
- ⑤ 信託財産は、受託者によって管理され、受託者の固有財産と分離して管理される。
- ⑥ 受託者は、一般に善良なる管理者の注意をもって信託財産を管理する。受益者は、受託者の故意、過失によって信託財産が損害を受けた場合には、受託者に対し損害賠償請求ができる。また、受託者の故意、過失が立証された場合には、裁判所は、受託者の行為を無効であるものと宣言することが出来る。
- ⑦ fiducie は、契約に定められた時期があればその時期に、なければその目的を到達したと認められる時期に終了する。また、裁判所の決定により終了する場合もある。一般的には終了時において受益者に分配されていない信託財産があれば、委託者に帰属する。
- ⑧ 遺言によって fiducie を設定しようとする場合には、公証人の認証を要する。
- ⑨ 受託者は、信託財産の運用と使用についての会計記録を作成する義務を負う。また受託者自身の財産と信託財産を厳密に分別し、会計記録を別々に作成しなければならない。

るいは、目的財産 (Zweckvermoege) ともいわれる。この理論は、財団の法的存在の根拠ともなっているが、もともとはドイツから伝来したものであり、19世紀末に Gierke によって提唱された法人理論と同じであると考えられている。この理論にも二種類あって、その一つは、有機体論と呼ばれ、生物体が無数の細胞から構成されているが、個々の細胞を超えた統一体として認識できるように法人も多くの構成要素をから成るが、個々の構成要素を超えて一つの有機体として統一的に認識できるとするものである。他の一つの理論は、心理学的に集団の意思に法人格の根拠を求め、集団を構成する個々の主体の他に集団自身の意思を認識できるものと主張するものである。

ところが、いずれの理論もフランスでは、殆ど受け入れられなかった。いずれの理論もフランスでは社会学的な具体的根拠を欠くものと考えられたほか、社会的集団の社会的存在の問題と法律学的法人格の問題を混同するものだとの批判が強く、社会的グループが有機的統一体を形成していても、必ずしも法人格を認められるわけではなく、また、人格の問題を離れても共有や、後見などでは共同の意思は認められると批判されている。しかし、その後 Hauriou は、institution の理論をフランス行政法の解釈に持ち込み、公役務または私役務の遂行のため一つの目的の達成を主眼とする規模の大きい社会的実体を想定し、その根拠を個々の構成員を超越した統一体としての集合的理解に求めた。法人は、このような institution が高度に集中したものであるという理論である。しかし、法人にならない institution がどうなるかについて Hauriou は説くところがない。

今回 fiducie の法案を作成するに際しては、委託者の手から取消不可能の状態で分離された信託財産を patrimoine としてどの様に扱うかが問題となった。そこで、一つの可能性は、patrimoine 自体が受託者または信託に移転 (transmission) したとみる見方であり、これを fiducie de transmission といっている。もう一つは、上に述べたように、patrimoine d'affectation が形成されたという見方であり、これを fiducie d'affectation といっている。

4 税制上の取扱

(1) 登録税および財産税

信託終了時において信託財産が受益者に無償で移転する旨の規定が fiducie 設定契約に含まれている場合には、当初委託者から受託者に当該財産が移転した時点において登録税

上記の点は、いずれもおおむね英米の信託においても共通する信託の法理であるが、英米の信託に見られない点もある。例えば、信託を契約と規定した結果、英米における宣言信託のように、委託者と受託者とが同一人であることは出来ない。しかし、受託者と受益者が同一であることは差し支えない。英米の信託では、必ずしも書面による契約がなくとも受託者が受益者のために財産を占有してされれば信託は成り立つが、fiducie では書面によらなくては、契約の効力がない。また、英米の信託では、受益者は、エクイティ上信託財産の物権的追索権を有するが、fiducie の受益者は単に債権的な権利を有するにとどまる。最後に、受託者に対する資産の移転は、取消不能であるから、いわゆる grantor trust 的な信託の成立する余地がない。

fiducie の税制上の取扱が本稿の主題であるが、本法案の作成に当たってもっとも税制上注意を払われたのは、fiducie を乱用して行われる租税回避行為であったといわれる。この結果 fiducie は、税制上完全な導管 (transparente) であるものとして扱われた。

3 patrimoine

税制の説明に移る前に、patrimoine の概念について触れておく必要がある。なぜなら、本法案の作成に当たって民法典、商法典との調整のみならず、税制上の取扱についてもこの patrimoine がどのような変化を受けるかが焦点となっているからである。

patrimoine とは、フランス法特有の概念で、人の有する資産、負債の全体をいうが、それが一つの法的統一性をもって理解される。但し、これには、金銭的評価を許す資産負債のみが含まれる。参政権とか投票権とか、名誉権とか金銭で評価できない権利は含まれない。個々の資産負債をいうのではなく、その総体を意味する。個々の資産負債の増減変動に関わらず、将来入ってくるべき資産負債を含めての統一概念である。それは、所有者の人格の発現であり、各人は、その固有の patrimoine を保有する。その意味で patrimoine は、相続の場合を除いて譲渡不可能である。相続の場合においても、被相続人の patrimoine は、相続人固有の patrimoine とは、混同しない。二つの patrimoine は、併存して存続する概念とされている。

patrimoine の一種には patrimoine d'affectation というのがある。これは、主体のない人格を有しない patrimoine が一定の目的のために本来の patrimoine から切り離されて独自の存在として現れ、その構成要素を超越した存在として認識できる場合をいう。あ

が課税される。これは、fiducie de transmissionが生じているものと想定しているわけである。そこで登録税の一種である無償移転税 (droit de mutation a titre gratuit) が課税される。この税は、実質的に相続税、または贈与税に相当する。その税率は、委託者と受益者とのあいだの親等関係で決まる。直系卑属が受益者に指定されているときは、累進課税が適用され、最低では5万フラン未満の移転について5%の税率であるが、最高では、1,120万フラン以上の移転に対し40%の税率である。家族関係がない受益者の場合は60%である。

受益者が元本の受益者と収益の受益者との二種類に分かれている場合は、いずれの受益者も信託財産の所有者と見なされる。これも patrimoine de transmissionであることの一つの論理的帰結である。収益の受益者は、収益権 (usufruitier) 相当分の価値の移転を受けたものとして、その年齢に応じて資産の70% (20%未満の場合) から10% (70歳以上の場合) について課税される。資産の残りの分については、元本の受益者が移転を受けたものとして課税を受ける。これは、裸の所有権 (nuepropriete) に対する受益であるといわれる。

当初の fiducie の契約において受益者が指定されていない場合には、無償移転税は課せられない。この場合には fiducie d'affectation が生じているのである。信託財産は、委託者の財産の一部と見なされる。しかし、委託者個人の財産とは異なる別の patrimoine が形成されている。

受益者に対しては、また財産税が課税される。その税率は、資産の価額の0.5%から1.5%で課税される。受益者がいない場合はどうなるかということ、受託者に対して最高税率の1.5%で課税される。これは、主体のない patrimoine d'affectation を認識しているのにほかならない。

(2) 所得税

所得税についても同様の考え方が適用されるが、信託財産の移転の際の譲渡所得の取扱と収益の課税について注意を要する。受益者の指定されている fiducie 設定の際の信託財産の委託者から受託者への移転については、無償移転税が課せられているかぎり譲渡所得税は課せられない。一方受益者の指定されていない fiducie については、設定者が職業的活動をしないかぎり譲渡所得について課税されない。また仮に課税される場合であって

も、設定者がその貸借対照表に信託財産と同価額の債権を受託者に対し計上している場合には課税は行われぬ。ただし、これには二つの条件があって、その一つは、信託財産が設定者に信託終了時において帰属するということであり、いま一つは、当該財産が設定者によって実際に利用されているということである。この場合の課税繰り延べは、我が国の譲渡担保に類似し、*fiducie de gestion* と呼ばれている。

上記に述べたように、*fiducie* は、完全な導管理論で出来ているから、原則として受益者課税である。ただし、受益者が不存在であるか、未確定である場合には、受託者が納税義務者となり、最高税率で課税される。そのほか、*fiducie* の契約において、設定者が信託財産の利用をすることが出来るとか、その親族に利用させるとか、その収益の一部を取得させるとか、なんらかの利益を享受させるような規定が含まれている場合には、信託財産は、設定者のものであると見なされる。これは、一種の *grantor trust* の法理とみられる。

つぎに、*fiducie* は、完全な導管であるので、そこから派生する所得の課税に当たっても、信託財産は帰属する資産、権利の使用にかかる所得分類で課税され、誰に所得が帰属しようとも所得分類が変わることはない。すなわち、利子、配当として支払われたものは、利子所得、配当所得として課税され、受益者が受け取ろうが、設定者が受け取ろうが、所得分類が変わることはない。課税の時期についても、所得発生的一般原則に従うことになっているから、受益者の設定者が分配を受けたときでなく、分配すべき利子や配当が発生したときである。

しかしながら、この原則には、一つだけ例外があって、それは、*fiducie* から生ずる所得の帰属される者が法人税法の適用を受ける法人または商工業等の事業者で所得税法の適用上実額課税を受ける者である場合、当該帰属される者の所得分類によって課税されるということである。

fiducie から生ずる所得の課税に当たって、受託者の計上する減価償却及び準備金繰入は、納税者の所得計算上考慮されないこととされている。これも *patrimoine* 理論の帰結かもしれないが、若干理解しがたい規定である。ただし、納税者が実際に原価または損失を信託契約上負担することになっている場合はこれらの費用も計上できることになっている。

第4章 信託類似制度に対する国際課税比較

第1節 外国の信託及び信託類似制度に関する 我が国の税務上の取り扱い

第1款 海外信託の実体としての取扱

海外の信託及び信託類似の制度に対する税法上の取り扱いを論ずるに当たっては、まず信託の基礎とされているコモン・ロー上のトラストが我が国においてどの様に取り扱われるべきかについて検討しておかなくてはならない。コモン・ロー上のトラストは我が国の信託とは必ずしも同一ではないから、これを信託類似の制度といってもおかしくない面がある。ことに、税法上の観点からすれば、現在の我が国の税法の基本的立場は、信託を導管理論で説明し、信託に対して課税上の実体を認めていないから、仮に海外の信託についてその実体性を認めるべきものがあるとすれば、そのような信託は、信託類似制度といっても過言ではないであろう。

しかし、本報告第1章で説明されているコモン・ロー信託の膨大、かつ詳細なシステムの一々に照らして、我が国税法の取扱を論ずることは、本稿の範囲外であるし、またそれを行うだけの情報も能力もない。そこで、ここでは、米国及び英国のコモン・ロー信託のうち、取り敢えずいわゆる personal trust を取り上げて、それらが我が国税法上どのように扱われ、それが外国の課税取扱との関連においてどのような意味を持つかを分析してみたい。

1 米国の信託課税

米国の課税においては、後記のように判例上個人と法人とを区別する基準が確立しているが、その基準の適用上信託については、信託設定の際に信託を通じて事業を営むという事業目的が認定されない限り、法人格を有する association として扱われることはない。連邦所得税は個人にも法人にも等しく適用されるが、信託は、あくまで個人として扱われ

課税される。しかし、そのことは、税法上信託を独立の納税者として扱うことを必ずしも妨げない。委託者が一定の権限を有し、信託財産に interest を保有する grantor trust では、当該委託者に信託財産及びそれから派生する所得が帰属されるが、non-grantor trust においても、当年度の収益の一部が留保、蓄積される complex trust においては、その留保蓄積された限度において信託が直接納税義務を負う。(例えば、権利保有信託 (interest-in-possession trust) においては通常キャピタル・ゲインは分配されないから受益者の手許に留保される。) ただし、収益が受益者に分配された限度においては、信託所得の計算上控除され、受益者の所得になるものであり、結局、米国の信託課税は、所得を信託または受託者と受益者に分属させる税法上の仕組みであると言えよう。受益者は、原則として信託の形態を問わず、(ただし、grantor trust は別である。) 現実に分配を受けた限度において課税される。

2 英国の信託課税

これに対して英国の信託課税は、米国とはかなり異なっている。英国では、収益のすべてが直接受益者に分配される bare trust のような例外を除いて、原則として受託者が納税者である。これを信託が税法上実在を認められたということは必ずしも適切ではないと考えられているが、とにかく、課税主体として受託者を選定している。そして、米国の信託課税と異なり、信託所得の算定上受益者に対する収益分配を控除しない。そのかわり、受益者は、その自らの所得申告に当たって信託段階で課税を受けた税額をグロス・アップし、他の所得と合算して税額を計算し、そこから、信託段階で支払われた税額を控除する権利を有する。

3 わが国課税との相違

両国の課税は、いずれも様々の例外規定を含み、以上の記述は、極めて単純化されているが、それでもごく大雑把にあって、英米の信託課税の基本が信託、または受託者に対する課税にあり、かつ、信託または受託者に課税された税額を受益者の課税と調整するために、米国は所得控除方式を用いて、英国は税額控除方式を採用しているということが言えよう。

英米両国の信託課税は、我が国の所得税課税に比し、以上のような著しい違いを見せて

いるほか、相続税、及び贈与税についても、極めて異なった考え方を取っている。ただ、これらの税については十分な情報もないので、まずここでは、主として所得税法について、我が国の課税が英米の信託課税と交錯した場合にどのような問題点を生ずるかを検討し、相続税贈与税については必要に応じ、かつ情報の利用可能な範囲内で分析することとしたい。以下においては、特に断らないかぎりには所得税についての分析であり、相続税や贈与税の場合はそれらに関する分析であることを明らかにする。

4 分析のアプローチ

現在我が国の国際的信託取引は、外国為替管理法によって厳しく制限され、信託銀行が業として行う信託取引及び本邦居住者が受益者となる信託のほかは現実性がない。しかし、ここでは、信託取引が自由化されたと仮定して、英米のコモン・ロー信託が自由に設立される事態を想定する。そうしたばあい、理論的には、様々の局面を想定することができる。外国で設定された信託が我が国に進出する場合もあろうし、我が国で組成された信託が外国へ進出する場合もあろう。ところで、信託の成立には通常委託者、受託者、受益者の三者が必要であるから、それらのそれぞれが居住者であるか、非居住者であるかによって、8通りの場合が考えられる。そのなかで、三者の全部が居住者である場合、及び全部が非居住者である場合の課税取り扱いが自明のこととしてこれらを除くと、6つの場合が考えられる。その6つの場合に外国信託をさらに米国型及び英国型に分けて分析すると、さらに12通りの場合を生ずる。さらに、権利保有信託、裁量信託、蓄積信託等の信託の形態毎に検討すると、数十の場合を生ずるであろう。そのそれぞれについて、所得税、相続税、贈与税の課税取扱を検討すると、大変複雑な分析が必要である。分析の精密性を増加させるためには、さらに多くの場合を考慮することが必要であろうが、ここでは大きな問題点のみを把握することが肝要である。一応上記の6つの場合を基本としてこれらに即して検討し、必要に応じて米国型と英国型の相違に触れることとしてみよう。

この6つの場合は、次の通りである。

(A) 受託者が居住者である場合

- ① 委託者も受益者も非居住者である場合。
- ② 委託者が非居住者で、受益者が居住者の場合。
- ③ 委託者が居住者で、受益者が非居住者の場合。

(B) 受託者が非居住者である場合

- ① 委託者も受益者も居住者である場合
- ② 委託者が居住者で、受益者が非居住者である場合
- ③ 委託者が非居住者で、受益者が居住者である場合

これらの分類の仕方、受託者が居住者であるか否かを最初の基準としたのは、受託者課税において英米の信託課税と我が国の信託課税にもっとも差異があるからである。

5 海外信託の所在地

分析を進める前に海外信託の所在地について検討する必要がある。我が国税制上は信託固有の所在地という概念はなく、その必要もない。原則として受益者の居住地で課税ができる。一定の場合に委託者が財産を保有するものとみなされて、その居住地が問題とされることはあるが、信託なり、受託者について課税されることはない。しかし、コモン・ロー信託の課税に当たっては、課税の可否を信託や受託者の所在地を基準して決定することが多い。

例えば、英国の基準では、受託者のすべてが居住者である場合には、信託は、所得税法上英国の信託として扱われる。逆に受託者がすべて非居住者である場合には、海外信託となる。その中間の場合すなわち、一部の受託者が居住者で、残りが非居住者である場合は、委託者に着目して、その一人以上が居住者であるか、通常居住者 (ordinary resident) であるか、または英国内に住居を有する (domiciled) 場合には、英国の信託として扱われる。

これは、英国の信託税制では、受託者が納税者とされているため、原則として受託者の居住地をもって信託の居住地の基準とするからである。しかし、この基準の下においては、受託者が少なくとも一人外国に居住している限り、その他の多数の受託者が英国にいて、信託財産の管理運用を英国内で行っていても、委託者が英国に居住し、通常居住し、または住居を有しない限り、外国信託として扱われる。ところがキャピタルゲイン税の取扱上は、受託者の過半数が英国に居住しており、かつ、英国内で管理運用を行っている信託については、英国の信託とみなされる。一方相続税の関係では、「除外資産」という概念があって、英国外に所在する信託財産で当該信託設定時に委託者が英国内に居住していない場合は、除外資産とされている。除外資産は、相続税の対象とならない。(ただし、

帰属権 (reversionary interests) については、除外資産とならない。)

次に米国においては、外国信託の定義としては従来「その所得の源泉が米国外にあり、かつ、米国内における販売または事業と実質的関連を有せず、サブタイトル A に規定する総利益に含まれないもの」をいうとされてきたが、この定義は抽象的で、具体的に特定の信託が海外信託であるかどうかについて明確な基準を与えていないとの批判があった。判例は、信託の居住地については、諸般の事情を総合勘案して決定しなければならないとして、その要素として、資産の所在、信託設定の場所、受託者の居住地、委託者または非相続人の居住地、信託財産管理運用の場所等を考慮に入れるべきであるとしている。最近クリントン大統領は、内国歳入法を改正し、次の二つの要素によって信託の居住地を決定すべきであると提案した。その一つは、米国の裁判所が当該信託の運営についての監督をもつぱら行うことができることであり、もうひとつは、米国居住者たる受託者が当該信託の運営にかかる重要な決定を行うことができることである。これらの二つの条件が満たされれば、米国信託となり、その他の信託は外国信託となる。

6 信託と法人格

米国の信託税制でもう一つ注意しなければならないのは、信託が法人と見なされることにあることである。法人とは、私法上人格を与えられた法律実体をいい、内国歳入法において使用されている用語は association である。association は、連邦所得税法上の実体として認識され、それ自体として課税を受ける。association に対比されるのは、partnership であって、これは基本的に個人の集合にすぎない。

association と partnership との間の境界をどこに置くかについて、連邦所得税は、我が国法人税法のような形式主義を取ってはいない。それぞれの組織の実体と機能によって判断する。Morrisey 事件や Kintner 事件等の判例の蓄積によって、両者の区別については、現在ではおおむね 6 つの識別基準が確立している。

6 つの基準とは、構成員 (associates) の存在、事業目的と利益配分、事業の継続性、運営管理の集中、有限責任、および持ち分の自由譲渡性である。今信託にこれらの基準を当てはめてみると、事業の継続性、運営管理の集中、有限責任、持ち分の譲渡性等の面において、association と信託との間には多くの共通性があることが分かる。事実 Morrisey 判決においては、不動産信託が問題となったが、裁判所は、これら 6 つの観点から

信託と association が必ずしも明確に区別できない場合があることを認め、結局、両者を区別する最も重要な基準は、「事業目的」のいかに存し、当該組織を設立する定款等の設立文書において事業活動を実行すべき権能 (power) が明確に与えられているかどうかを基準とされている。通常 chancery court や probate court において設立される通常信託については、法定のルールに則って受益者のために信託財産を管理運用する標準的条件が規定されているが、この条件から離れて独自に事業目的を明確に掲げる信託について「事業目的」が認定できるというのが判例の立場であるが、いずれにせよこれは、事実認定の問題である。定款の規定のみで判断がなされるのではなく、上記の6つのテストのうち事業の継続性その他のテストをどの程度満たしているかも考慮の参考とされるという。実務においては、標準的信託は、徐々にその数を減少させており、受託者は、上記の標準的条件に拘束されずに自由に信託資産を管理運用できることが多いが、一方衡平法裁判所は、あまりに自由な信託約款を制限的に抑制する傾向があり、信託が association かどうかはこの二つの相異なる傾向を勘案して決定することになるので、個々の信託についての判定はなかなか面倒であるように見える。

すなわち、米国においては、その連邦組織の複雑性、多様性の故に会社は専ら州法によって設立され、その設立基準が必ずしも一様でないので、連邦所得税の課税に当たっては、州法では法人とされていない組織についても課税を行う必要があり、このため古くは1890年代から法人登記を行っていない組織についても法人として取扱い、課税してきた。この慣行は、やがて判例によって追認され、例えば「憲法の規定は、法人格を有してはいないが、あたかも有しているかの如く事業を行う組織に対して法人課税を行うことを禁じていない。」(Burk-Waggoner Oil Association v. Hopkins, 269 US 110 114 (1925)) というような判断が確立した。しかしながら、一方においてかかる組織の内部及び対外法律関係、その財産所有管理関係については、州法の規定によって規制されることは否定できないので、ある組織が法人 (corporation) であるかどうかについては、まず第一に上記に述べたキントナー原則によって判断することとするが、同原則のテストを満たすかどうかについては、州法の規定を尊重し、これによって判断することとされている。(IRS Regs.301.7701-1 (c))

このような考え方は、外国の組織についての連邦所得税の課税取扱を定めるに当たっても取り入れられている。法律関係については、原則として当該外国の法制を尊重するが、

それが連邦所得税上法人であるかどうかは、キントナー原則によって決定するのである。(Rev.Rul.73-254, 1973-1 CB 613) 例えば、ドイツの有限会社 (GMBH) は、このような解釈方法によって米国では、法人としては認識されていないといわれる。我が国の場合も前例は聞いたことがないが、株式譲渡を禁止した有限会社などは、米国連邦所得税の課税上は法人格を否認されるのではないかと思われる。最近 (1996年5月) 内国歳入庁は、上記 IRS 規制の改正案 (check-the-box regulation と呼ばれる) を公表し、外国の組織で典型的な法人 (corporation) として扱われているもの以外の組織について、一定の条件の下に corporation となるか、partnership となるかについての選択ができるように提案している。

なお、投資信託が米国において法人格を有する根拠は、以上の一般的な信託の認定問題に関連していることに注目したい。投資信託については、受益証券保有者の投資形態を変更することができる定款を有する場合は上記の事業目的に関連する権限が存在するものとみて、これを association と認定している。(内国歳入法規則301-7701-4©) この規則は、判例 (CIR v.North American Bond Trust, 122 F.2d.545) を引用しており、受託者が実質的に投資者の投資形態を変更することができないあるいは困難な投資信託は、単なる partnership で association ではないとしている。他の判例においても、長期のリースに服している不動産に対する投資信託は、たとえ受益証券が多数の投資者に販売され、流通していても、partnership に過ぎないとした事例がある。(Cleveland Trust co. v.CIR, 115 F2d.481)

7 以上を前提として、上記の6つの場合のそれぞれについて以下検討する。

(1) 受託者が居住者で、委託者も受益者も非居住者である場合

この場合の最大の問題は、我が国の信託課税上は一定の集団信託以外はすべて導管であるから、外国の personal trust の受託者は我が国課税上は認識できないことであろう。いかに巨大な信託財産が我が国で運用されようとも、そこから生ずる利子、配当等の収益は、直接非居住者たる受益者に帰属される。受益者が特定、または確定していなければ、委託者に帰属される。受託者自身がこれらの所得について課税されることはない。上記に述べたように、居住者である受託者は、原則として受益者または委託者の恒久的施設として扱われることはないであろうから、その受け取る収益については、非居住者に対する源

源泉所得税の徴収義務を負うのにとどまる。もっとも、受託者自身が受け取る信託報酬については、別論で、これは受託者自身の所得として直接課税される。

この場合、当該信託に対する米国、または英国の課税はどうなっているのでしょうか。まず、米国の場合、最初に問題となるのは、この信託が grantor trust かどうかであろう。1976年の税制改正によって、海外信託にかかる grantor trust の規定が改正され、米国人が生前にその資産を海外信託に移転し、かつ当該信託に米国人の受益者が存在する場合には、投資資産を移転した米国人は、その海外信託にかかる資産の全部または一部を所有するものと見なすこととされている。(内国歳入法第679条) この規定に該当する米国人委託者は、信託財産から生ずる所得について課税を受けることになる。国内の源泉からであっても、国外の源泉からであっても同じである。この規定は、その導入に先立ち、多くの米国人が含み益を保有する資産を長期延べ払いで海外信託に売却し、当該信託を通じて直ちに現金化した事例が出たからであるといわれている。この改正と同時に、海外信託に対する資産の移転について、特別の流通税 (special excise tax) 35% を含み益に対して課税する改正も行われた。

仮に、上記信託が米国では grantor trust と解されたとして、委託者は海外信託の受託者から実際に受け取る所得に限らず、およそそれから発生する所得については、信託財産の所有者として連邦所得税の課税を受けるわけであるが、その際我が国の源泉所得税を税額控除できるかどうか。我が国の源泉所得税が受益者を念頭において課税されているものであるかぎり、委託者が税額控除を取ることは出来ないと解されているようである。また、我が国の税法の解釈としても受益者が日米以外の第三国で我が国との間に租税条約がない国に居住している場合に、受益者が特定しているにもかかわらず、実質的に grantor trust を認めて委託者に所得が帰属したものと見て日米租税条約上の軽減税率を適用して源泉所得税を徴収することになるかどうか。これは、現行の我が国の信託課税上は俄に採用しがたい解釈であろう。

上記の内国歳入法第679条の規定は、受益者が存在するか否かにかかわらず、委託者または資産の移転者が信託財産を所有するものと見なしている。当初信託設定時には米国人である受益者がいなくとも、後日受益者の一人が米国人となった場合には、委託者はその時点で信託財産を所有するにいたったものとして以降その所得に対して課税を受ける。このような一種の見なし grantor trust に対して受益者課税一本槍の我が国信託課税は整合

的ではないが、我が国の課税としては、受益者が米国に居住し、我が国の源泉から発生する利子、配当等を受領し、これに対して一律の源泉所得税を課しているかぎりにおいては、格別の不都合は生じないであろう。しかし、仮に、受益者が申告を必要とする場合、例えば、受託者が国内の個人または法人との間で匿名組合を組成したような場合には受益者は米国では、委託者が所得の帰属者であることを主張し、受益者でなく、委託者が我が国でも申告すべきであると主張するかもしれない。

なお、もう一つの問題として、米国の委託者が課税された35%の特別流通税を我が国で控除できるかという点がある。当該委託者が信託財産を移転させた途端に受益者に贈与が発生しているというのが、我が国税法の建前だが、その信託財産の全部または一部が本邦に所在していた場合には、米国の受益者に対して我が国の贈与税の課税がなされる。その場合、米国の特別流通税は、少なくとも受贈益のなかのキャピタル・ゲインの部分については二重課税となっているが、そうだからといって我が国で二重課税の調整を行い、この特別流通税を控除することは過去の我が国税法及び租税条約の規定では無理であろう。

次に、上記の場合の信託が米国税法上 grantor trust として解釈されているかぎりにおいては、米国の信託課税上信託の所在を問題とする余地はない。米国人である grantor (または資産の移転者) の課税のみを考えればよい。しかし non-grantor trust として扱われる場合 (定義によってこの場合には米国人の受益者はいないが) は、信託の所在が問題となる。まず、信託が国外にあるものとして扱われる場合は、信託自体の所得のうち米国源泉の所得を除く所得については、米国では課税を受けない。米国源泉のキャピタル・ゲイン、米国銀行に設定した預金の利子についても同様である。

英国の場合はどうか。上記に述べたように、英国では基本的に受託者課税であるので、受託者が英国内にいるかどうかで課税取扱に大きな差が出てくる可能性がある。しかし、現行所得税法では、受託者のうち一人が非居住者であれば、海外信託と判定されるが、委託者が英国居住者であり、かつ受託者のうち一人が英国居住者である場合は、国内信託として取り扱うことになっている。したがって、いま検討しようとしている場合、受託者が複数でその一人が英国居住者でないかぎり、海外信託となる。海外信託は、英国源泉所得についてのみ課税され、国外源泉所得には課税されない。したがって、我が国の源泉から生じた利子、配当等の所得に対しては、英国内では課税されない。

英国居住者である委託者については、米国同様 grantor trust 的な課税取扱がある。

それは、当該海外信託について、一般的な租税回避規定（anti-avoidance provisions）が適用される場合である。これは、資産の移転が海外信託に対して行われた結果、所得が当該海外信託に支払われ、これに対して委託者またはその配偶者がなんらかの享受すべき権利（interest）を有しているに過ぎない。この規定によって、委託者またはその配偶者に課税された場合には、上記の grantor trust と同様の問題が生じよう。そうでない場合には、英国居住者たる受益者が収益保有権を保有していることになり、所得の源泉を問わず課税される。その信託が裁量信託または累積扶養信託で、すべての収益が受益者に必ずしも分配されず、英国に送金されない場合は、課税されない。その限りでは我が国の源泉課税だけが課税の真空を埋めている。

以上いずれの場合にあっても、問題は、我が国の信託課税が導管理論に拠っている結果、外国信託財産の運用が我が国で生じても、恐らくはすべて源泉課税で終了し、総合課税の機会がないことであろう。信託の実体的活動がほとんどすべて我が国で生じているのに、総合課税が出来ない。

（2） 受託者が居住者、委託者が非居住者、受益者が居住者の場合

我が国税法の適用上は、この場合は、非居住者たる委託者から居住者たる受益者への贈与が生ずるが、二重課税の危険が生ずる恐れがありうる。

（A） かりに、この信託の委託者が米国に居住し、信託財産に関し、何らかの権限を有していたとしよう。先ず、この信託が米国にとって海外信託であるかどうかを検討すると、通常委託者が米国人であるというだけでは米国信託とは見なされないというのが判例のようであるから、米国にとって海外信託となる公算が大である。また、米国人が受益者となっているわけではないから、上記（1）のような grantor trust のルールが適用されるわけでもない。そうだとすれば、米国から見て非居住者となる我が国受益者に対して米国税法上の海外信託から所得分配が行われても米国の課税は受けない。（ただし、信託がその資産を米国内で運用したことから生ずる所得については、米国源泉所得税の課税がなされる。）我が国で受益者が受贈益に対して課税を受けるだけである。しかし、米国の委託者が信託財産について保有している権限のいかんによっては、米国では、grantor trust の認定が行われる恐れがある。その場合は、米国では、信託財産は、委託者が所有しているものと見なされ、一方我が国では、受益者が所有しているものと見なされる。当該財産か

ら所得が発生した場合、我が国でも米国でも同一所得に対してそれぞれ別の課税が行われる。これは二重課税であるが、米国でも、我が国でも税額控除を委託者または受益者に与える規定はないようである。日米租税条約上の相互協議が可能であろうか。問題は財産の所有権の帰属であるから、日米どちらかにきめないといけないのではないかと思われるが、果たして現行の両国の税制の下でいずれか一方に帰属を決定することができるであろうか。相互協議が国内法を *override* して条約と同等の効力を発揮できればともかく、そうでなければ解決が困難ではないかと思われる。

このような規定の衝突を防止する一つの方法は、*grantor trust* について、我が国でも、英国と同様の一般的租税回避規定を設け、その運用をできるだけ外国の *grantor trust* に調和して行うことであろう。受益者だけが我が国の居住者である場合は現在の為替管理法のもとでも排除されていないのであるから、以上の問題は今でも現実に発生する恐れがあることを念頭に置かなければならない。

上述のように我が国では、受託者は納税義務を負わないから、これを基準として信託の居住地を決めることは適切でない。我が国税制では、信託は、基本的に導管であるからその限りにおいて、税制上は、委託者と受益者しか認識しない。受託者がどんなに大勢いて、巨大な信託財産を日本国内で管理運用していても、受託者としての機能資格において課税されることはない。ただし、このような信託の受託者に対し、その運用資産から派生する利子、配当等の所得を支払う者は、非居住者たる受益者に対する源泉所得税を徴収する義務を負うことになる。この場合、受託者が非居住者たる委託者または受益者との関係において恒久的施設を構成するかどうかの問題がある。

恒久的施設としては、支店、出張所、事務所等のいわゆる 1号 P.E.、建設工事、作業等の 2号 P.E.、代理人等の 3号 P.E.が法定されている。これらのうち、まず建設工事等の 2号 P.E.については、問題にならないであろうが、3号 P.E.については、受託者は、受益者または場合によって委託者の利益のために信託財産の管理運用を行っており、このタイプの恒久的施設に該当する恐れがないわけでもないように見える。しかし、受託者は、信託財産の名義と管理権を有する特殊の管理者であり、代理人の場合のように代理権授与行為があっても財産権は、依然として本人に帰属しているのとは異なり、とって問屋等の間接代理のように、財産権がいったん完全に代理人に帰属し、しかるのち本人に移転するわけでもない。

現在の我が国税法では、3号P.E.として「自己のために契約を締結する権限のある者」(法人税法第141条3号)として、外国に所在する本人の事業に関し、契約を締結する権限を有し、かつ、それを常習的に行使する常習代理人のほか、本人のために顧客の通常の実務に必ずしも従う程度の在庫を保有する在庫代理人 (fills-order agent)、およびもっぱらまたは主として一の外国法人のために、常習的に契約締結のための注文の取得、協議その他の行為の重要な部分を行う注文取得代理人 (secure-order agent) も3号P.E.に含まれる。(法人税法施行令第186条)

常習代理人の場合は、必ずしも「自己のために」契約を締結する権限を有しなくてもよいから海外の信託の受託者がこれに該当する場合もありうるかもしれない。fills-order agent は、その形態からいって直接の適用はないであろうが、secure-order agent については、日常の資産管理運用の局面において、場合によって認識されることがないわけではないであろう。しかし、概していえば、外国信託の受託者が代理人として恒久的施設を構成することは少ないであろう。殊に、我が国が先進国との間で締結したほとんどの租税条約は、secure-order agent を恒久的施設としては取り扱っていない。

問題となるのは、支店、工場等の1号P.E.である。この形態の恒久的施設は、一定の営業施設が相当程度の期間国内に存続すれば認識可能であり、特設支店や事務所の名称を掲げなくとも恒久的施設として認めることを妨げられない。通達においては、「事業活動の拠点としているホテルの一室」等も恒久的施設を構成するとされている。(法人税法基本通達20-2-1) O.E.C.D.のモデル条約においても、この形態の恒久的施設としては、単に一定の広さのスペースを固定的に占拠して事業を行えば足りることとされている。その意味では、海外信託の受託者がある程度以上の施設を日本国内に保有して信託財産の管理運用を図った場合には、1号P.E.の認定が可能かどうかという問題を生ずる。可能であるとすると、我が国の源泉から発生した利子、配当等について源泉所得税の課税だけでおしまいというわけにはいなくなり、受益者または場合によって委託者は、申告課税を余儀なくされる。しかし、日本国内に保有する施設は信託財産の一部であるというような特殊の場合を除き、受託者の所有にかかるものであろうから、そのような場合にこれを受益者または委託者の恒久的施設として認識し、課税するのは適切ではないであろう。

米国においては、外国信託が米国内で事業を営み、所得を得た場合、その所得を米国内に所在する受託者から外国に所在する受益者に支払うと、その支払いは、受託者の所得計

算上控除され、課税されない。しかし、受託者に留保された所得で米国内の事業と実質的に関連するものについては、非居住者個人 (non-resident alien individual) と同様に課税される。(財務省規則1.871-2(a) が、非居住者個人の定義のなかに非居住者受託者 (fiduciary) を含めているのがこのような課税扱いの根拠である。)

この場合、受益者は、米国内で事業を行っているものとして取り扱われるが、米国内に恒久的施設を有するものとしては扱わない。これについては、内国歳入庁の通達がある。(Rev.Rul.85-60, 1985-1 C.B.187)

これに対して、英国では、受託者が受益者の恒久的施設となるかどうかについて何らの規定もないが、OECD モデル条約では「一方の締結国の (居住者が行う) 事業の利益は、当該事業が他方の締結国内において恒久的施設を通じて営業を行うのでなければ、当該一方の締結国においてのみ課税される。」と規定しているところ (同条約第7条)、信託の受益者は、事業所得を得ているが、事業は受託者が行っているのであるから、それは当該「事業の利益」とはいえず、従って同条約第7条の規定は適用できないとの解釈がなされているといわれる。この解釈では、受益者はそもそも同条の適用を受けることが出来ないから、受託者の所在地国でその税法の定めるところにしたがい課税されるとする。このような解釈は、かつて米国においても内国歳入庁のとるところであったが、1982年に変更されたといわれる。(GCM 39361, 1982.1.20) オーストラリアの税務当局も同様の解釈を取り、受託者の営む事業を受益者の恒久的施設と見なして課税している由である。

しかし、このような解釈は、当然に我が国において採用するわけには行かないであろう。受託者の営む事業を受益者の為の恒久的施設として認識するのが不当であることは上記に述べたとおりであるが、その点は別としても、仮に外国の受益者に対して租税条約の事業所得条項が適用されないとしても、そのことは当然に当該受益者を課税することにはならないであろうからである。すなわち、事業所得条項の適用がなければ、「その他所得」条項の適用があるべきであり、その他所得は、原則として居住地国課税であるから、当該受益者は依然として非課税とされるであろうからである。

問題となるのは、外国に設定者、受託者、受益者の全てが所在するが、受託者が我が国において支店を設置して事業を行った場合である。これは一見受託者自体が本邦に所在して事業を行う上記の場合と同じように見える。しかし、上記の場合は、受託者本体の行う本邦内の事業が受益者のために恒久的施設を構成するかという問題であるのに対し、受託

者が本邦内に自らの恒久的施設を有する場合は、受託者自体として信託の所得に対して事業課税を受けるわけであり、それは、現在の我が国の信託課税では、とりもなおさず受益者の所得に他ならないのであるから、この場合は受益者が課税を受けると解して差し支えないと思われる。受益者としては、受託者が自ら我が国で事業を行う場合は課税されないが、受託者が日本に恒久的施設を設置して事業を行う場合は課税されるというのは、いささか奇妙のように思えるが、恒久的施設から発生している所得はだれかに帰属していなければならない、その帰属先は我が国税法の建前では受益者しかないのではないかと考えられる。

(B) 一方当該信託が non-grantor trust として扱われる場合には、委託者に対して前記の特別流通税が課せられ、上記(1)の場合と類似の二重課税が発生する。

(C) 次に問題となるのは、我が国における受益者の課税のあり方である。特に、非居住者である委託者が裁量信託を設定した場合、信託財産は我が国国内で受託者が保有、運用しており、受益者はなんら収益の分配を受けないにもかかわらず、課税されてしまう。しかるにコモン・ロー諸国においては、エクイティ法上裁量信託の受益者は「単なる期待」以上の何物も持たないとされ、例えば英国の相続税法では「権利保有 (interest in possession) のない信託」と定義されている。ところが、委託者は完全に資産を受託者に移転し、何らの権限を保有しないですべての権限を委託者に任せられた場合であっても、受益者の特定、確定が受託者の裁量に任せられている場合には、我が国の税法上は、依然として委託者が信託財産を所有しているものと見なしているから、その財産から生ずる所得は委託者に帰属し、従って源泉所得税を受けるだけになる。しかし、米国では、この場合は grantor trust とはされていない可能性が高いから、この源泉所得税は、所得の帰属先を誤った課税として解釈される。

(3) 受託者が居住者、委託者が居住者、受益者が非居住者の場合

この場合は、(2)の場合のいわば裏返しであるが、委託者が本邦内にいる関係で当初の信託設定の際の資産移転が本邦内で生ずる可能性が高く、また、その資産も本邦内に所在する可能性が高い。

(A) 委託者も受益者も個人であり、信託財産が本邦内に所在する場合を考えよう。信託設定によって、受益者は、受益権の贈与を受けたものとして扱われ、信託財産が本邦内に

所在するので、受益者は贈与税の課税を受ける。(相続税法第2条)

この場合受益者の取得するのは、信託受益権であるが、その贈与税課税上の扱いは当該信託受益権の基礎となる資産の所在によって定まるから、基礎となる資産が本邦内に所在しない場合は、課税されない。例えば、外国法人の発行した株式を信託に移転した場合は贈与税の課税はない。委託者は、たとえ多額の含み益を有する資産を信託に移転しても、その所在が国外にあるとされる場合には我が国でキャピタル・ゲインについて課税されることはない。

(B) 我が国では、受益者が個人である場合に贈与者に譲渡所得課税を行わず、米国では、受贈者に贈与税を課税せず、贈与者に課税することの結果として、我が国居住者が贈与者で、米国居住者が受贈者である場合には、課税の真空地帯を生ずる恐れがある。勿論、米国居住者が本邦に所在する資産、例えば、本邦内の不動産を贈与された場合には、我が国の贈与税課税を受ける。(相続税法第1条2)

しかし、本邦に所在しない資産、例えば外国法人の発行する株式、社債等の有価証券(相続税法第10条第1項6)については、これを贈与しても受贈者は課税を受けない。また、これらの有価証券について、含み益があっても贈与者に対して譲渡所得として課税されることはない。米国ではどうか。贈与を受けた米国居住者が課税を受けないのは当然であるが、問題は贈与をした我が国居住者である。内国歳入法では、米国内に所在する有形資産を贈与した場合は贈与者が居住者、非居住者であるとを問わず、贈与税の課税を受けることとされている。ただし、長期財務省証券(期間5年を超えるもの)及び米国法人発行の株式等については、無形資産として扱われるから、これらを贈与した場合は非課税である。この場合当該証券または株式の現物が米国内に所在したかどうかは関係ない。短期証券や現金は、有形資産として扱われるから、それらが米国内に所在するかぎり、米国贈与税の課税を受ける。

(C) 前記と同様に、この場合でも受益者が米国に居住するから、米国税法の理屈の上からいって grantor trust の可能性がある。そうなると、信託財産は、本邦に居住する委託者のものとして扱われるから、信託財産の運用が米国内で行われ、米国源泉の所得を生じないかぎり米国連邦所得税は関係がなくなる。しかし、クリントン提案にあるように、米国人が運営の中心となっており、かつ米国裁判所の管轄が及ぶ信託を米国信託として取り扱うようになると、このような信託であっても、国内の non-grantor trust として、信託

自身に課税される可能性がある。その場合は、受益者に信託利益が分配される限度においては、信託所得の計算上控除が受けられるから問題はないが、蓄積または留保された所得については、信託自身または受託者が課税される。

(4) 受託者が非居住者、委託者と受益者が居住者の場合

この場合、我が国の課税としては信託設定時に直ちに受益者の贈与課税が発生する。その後発生する収益については、それが受託者に留保されると否とに係わらず受益者の所得として認識され、課税されることになる。しかし、同時に受託者の居住国においては、この信託が国内信託として扱われ、受託者段階で課税される可能性がある。例えば、米国ではこの信託が grantor trust として取り扱われ、信託財産が委託者に帰属するものと認識されることとなれば、米国における課税は発生しない理屈であるが、クリントン大統領の最近の提案では、grantor trust として扱われるのは、委託者が米国人の場合にのみ限られることになっている。従って、この場合のように、委託者が我が国居住者である場合には、米国市民でないかぎり complex trust として扱われ、受託者に課税されることになる可能性を否定できない。

信託財産が米国内で運用され、そこから収益が発生した場合に米国内で課税される源泉所得税については、我が国の受益者段階で税額控除が認められるべきであるが、現行の米国税法上（クリントン提案実施前）当該信託が grantor trust として性格付けられる場合はどうか。米国課税当局は、委託者を納税義務者として課税したわけであろうが、この場合でも受益者が税額控除をとれるであろうか。これは、前記(2)(B)の場合と対照的であるが我が国の税法の解釈としても、相手国が委託者を納税義務者として課税しているのに、受益者に対して税額控除を認めるわけには行かないであろう。

grantor trust ではなく non-grantor trust として取り扱われる場合であっても、米国の受託者からの分配が信託収益の一部に限られる場合は、受託者に留保される部分について米国で課税を受ける。ところが、我が国では、信託収益はそれが発生しているかぎりすべて受益者に対して帰属するものとして扱われるからその全額に対して課税を受ける。ことに、キャピタル・ゲインについては、コモン・ロー信託が組成されている場合は、原則として分配されない建前であるから、このような二重課税が生ずることは避けられない。勿論、米国における受託者に対する課税については、後日分配がなされた時点で受益者が税

額控除を受ける権利を有するので、完全な二重課税ではないが、解消されるまでは二重課税状態が続くことになる。

そのほかにも、米国における（受託者）課税について問題がある。信託財産が我が国で運用され、収益を生じた場合にも、これを受託者が受け取り、米国で課税を受けるわけであるが、我が国の税務上は、居住者たる受益者の国内源泉所得について米国で課税を受けたことになる。これは、我が国の立場からすれば、本来課税すべからざる所得に対して不当に課税されたわけで、これを税額控除によって救済することは出来ない。同様のことは、信託財産の運用が第三国で行われた場合にも生じよう。すなわち、第三国の源泉から生じた収益については、場合によって源泉所得税が課せられ、米国の受託者に送金され、米国では、これをグロスアップして課税したのち、当該第三国の源泉所得税を控除することが通常であろうが、我が国の観点からすれば、本来第三国から直接我が国の受益者に送金したのとして我が国でグロスアップし源泉所得税額控除を行わなければいけないのに、米国が介入して途中で連邦所得税を課税したことになる。したがって、本来我が国で源泉所得税額控除が受けられるのはさらに大きな問題としてOECDモデル条約には、beneficial ownership という概念がある。これは、1977年のモデル改正によって導入された概念であるが、条約の規定する利子、配当、及びロイヤルティにかかる軽減税率は、受領者が所得の beneficial owner でなければ適用しないとすものである。同条約のコメンタリーによると、この beneficial owner は、消極的に定義され、単なる代理人または名義人は beneficial owner とならないとされている。（同条約コメンタリー第10条第12節）その正確な意味付けは、各国の国内法に任せられており、その意味で将来次第に統一的概念に結実していくのを期待している。我が国の場合日米租税条約には、まだこの概念は採用されていないが、他の租税条約の場合には、いくつかその例がある。

OECDは、1987年に所謂導管会社（conduit company）の議論を展開したが、そこでも、導管会社が通常代理人ないし名義人の役割を果たすにとどまっており、その意味で導管会社は、資産の形式的所有者であっても、単に狭い権限を与えられ、その株主等のために単なる fiduciary または管理人として機能するにすぎない場合は、beneficial owner とはいえないと述べている。

このような beneficial owner の概念からいえば、信託受託者は通常いわゆる fiduciary であって、beneficial owner とはいえないのではないかとされている。しかし、信託とい

っても色々の種類があり、例えば、蓄積信託においてキャピタル・ゲインが蓄積された場合の受託者は、beneficial owner と言えるかもしれない。ただ、権利保有信託 (interest in possession trust) や受動信託 (bare trust) の場合の受託者は確かに beneficial owner とはいいがたいであろう。

beneficial owner の問題は、利子、配当、ロイヤルティに関する源泉所得税に関係してくる。我が国国内税法においては、beneficial owner についての定義は与えられていない。もっとも beneficial owner に関する定義を国内法で明確に規定しているのは、英国とオーストラリアくらいであるといわれている。それによれば、「所得に対する絶対的な確立した享受権」を有するものが beneficial owner であるとされている。権利保有信託や受動信託の場合は、受益者がその意味で beneficial owner として取り扱われるべきで、受託者の地位はあたかも代理人や使者に近いものであろう。これに対して蓄積信託の場合は当面受益者はいないのであるから、その受託者が beneficial owner ではないかと考えられている。しかし、本邦外に所在する受託者が信託資産を我が国で運用した場合受け取るべき利子、配当について租税条約上の軽減税率を適用しないことができるであろうか。当該受託者が権利保有信託の受託者であるとしても、我が国の税法では、受託者の所得を帰属者として認識しないから、結局利子、配当の支払いは実は終局的には受益者に支払われるべきものとして軽減税率を適用するということになるのであろうか。その場合でも、受益者が受託者と同じ国に所在するとは限らず、第三国に所在することもあり得るから、その第三国と我が国とのあいだに租税条約が存在しない場合には、受託者の所在地国との間では認められた軽減税率が認められないこともありうる。さらに、蓄積信託の場合には、受託者の所在地国では、受託者を所得の帰属者として扱うのに、我が国の税法では、所得は受益者に帰属するものとして取り扱う結果、軽減税率を適用しないこととすれば、両国間で所得の帰属について解釈の相違があることになる。このような解釈の相違について租税条約上の相互協議が可能であるように見えるが、相互協議を行っても、両国の課税当局はいかなる原則に基づいて合意するのであろうか。

所得の帰属をめぐるもうひとつ問題となるのは、信託における capital gains の課税取扱である。一般的にコモン・ローを基礎とする権利保有信託においては、capital gains は、受益者に分配されず、受託者の手許に留保される。我が国の commercial trust においては、信託財産に帰属すべき所得は、利子、配当等の経常所得であろうと、capital

gainsであろうと、等しく分配の対象となることになんら疑問が抱かれていないが、英米では、受託者に資本が保有されると観念される信託の場合には、capital gainsは資本に帰属すべきものとして分配の対象とならない。したがって、信託または受託者に生じたcapital gainsに課税する必要があり、このことが英米において受託者を納税義務者としている一つの理由であるように見える。受益者に対してcapital gainsを課税するのも一つの方法ではあるが、現実には受領していない所得に対して課税するのは担税力の点からして適当でないと考えられている。

ところで、信託財産についてcapital gainsが実現するのは、受託者がその保有する資産を処分したからである。capital gainsの源泉地については、我が国では、当該資産の所在と処分行為の場所が重要な決定要素となり、株式、社債、不動産等の資産区分毎に源泉決定基準が決められている。さらにこれらの国内法上のルールは、租税条約によって修正を受けている。例えば、日米租税条約においては、資本資産の譲渡については、居住地国のみにおいて課税されることとされている。しかし、国内法上は、例えば国内に所在する不動産の非居住者又は外国法人による譲渡に対しては課税される。そうすると、ホンコンに居住する受益者のために米国に所在する受託者が我が国に所在する不動産を売却して利益を得た場合、この利益に対しては課税されるかどうか。信託が単なる受動信託でなくて、権利保有信託または蓄積信託であった場合、ホンコンの受益者を納税者と見なして課税するのは著しく疑問であるように思われる。

これを突き詰めていくと、信託の国際課税関係を決定するに際し、我が国は常に受益者の所在地国との間の租税条約を適用し、受託者の所在地国との間の租税条約は適用しないということによっていかという問題になる。受益者の所在地国との間で租税条約が締結されていなければ、我が国国内法を適用することになる。これは徹底した導管理論であるが、信託の実態を無視していることにならないであろうか。大きな疑問が残る。

第三国の源泉所得税に対してであり、米国の連邦所得税なり源泉所得税ではないといわざるをえない。

(5) 受託者と委託者が非居住者、受益者が居住者の場合

この場合は、上記②の場合とおおむね同様である。ただ、この場合には、委託者と受託者がともに外国例えば米国にいたので、米国では国内信託として扱われる公算が一層大き

い。そうなると、grantor trustとして扱われる可能性もより大きいであろうから、我が国では、受益者に対して信託財産自体もそれから派生する所得も帰属させられるのに対し、米国では、双方共に委託者に帰属させられることになる可能性が高い。この結果生ずる二重課税については、日米の国内法によっても、租税条約によっても排除できない。

(6) 受託者と受益者が非居住者で、委託者が居住者の場合

これは、outboundの信託の場合で、上記(5)とは対照的であるが、(3)の場合と殆ど同様に、違いは、受託者が非居住者である点だけである。我が国税法の見地からは、委託者から受益者に対し、受益権の贈与がなされたことになり、受益権の基礎となる資産の所在が我が国に所在するかぎり、受益者は贈与税の課税を受ける。この場合受益者の所在国においては、当該信託がgrantor trustと見なされないかぎり、受益者に対しても分配された収益については、所得税の課税が行われるが、信託設定行為について贈与税等の課税が行われるかどうかは必ずしも明らかではない。

第2款 海外信託に対する相続税、贈与税の課税

英米における遺産税の課税は、信託と切っても切れない関係にあるといわれている。その中でも特にしばしば議論されているのが、生涯権 (life interest) と指名権 (power of appointment) であるといわれる。

まず、生涯権については、権利保有信託を通ずる遺産税及び贈与税の回避行為として古くから問題とされてきた。すなわち、典型的な権利保有信託においては、父が遺言で一定の財産を権利保有信託に付し、その収入は子が生涯享受するが、信託元本は、受託者の保有にとどまり、子が死亡した場合に初めてその子(孫)に移転する。この場合にどのように遺産税を課税するかという問題である。現在では、このような権利保有信託よりも、配偶者が生涯権を保有する信託の方が一般的であるようであるが、沿革的には子を受益者とする権利保有信託が問題視されてきた。

我が国の相続税は、遺産税と遺産取得税との混合であるといわれるが、後者の色彩が強い。我が国の民法では、人が死亡した場合に、その遺産を一種の法律実体と見てコモン・ローにいう estate として扱い、これに対して課税するという観念はない。(相続人不存在の場合は別である。)したがって、遺産税的発想から信託課税を考えることはなかなか難しい。信託課税と相続税の関係を考えると、どうしても遺産の取得者である相続人に焦点を当ててしまう。しかも、もっぱら贈与税の観点から課税関係を分析しがちである。したがって、受益者が財産を取得したとか、委託者が取得したとか、を贈与税の課税対象として論ずることが多い。

しかし、遺産税的立場から見れば、遺産税は遺産が生じて初めて課税対象が生ずるから、生前の財産移転は、遺産予備軍の移転ではあっても、これに対して直接遺産税を課するわけにはいかない。この立場からは、贈与税は、遺産予備軍を移転することによって、相続税を回避する可能性がある場合に、そのような乱用を避けるための手段に他ならない。要するに、遺産の中から逃げていこうとする財産移転に対してそれを連れ戻せば足りる。そのような立場から、現在の英国の税制では、生前贈与に対しては直ちには課税されない。しかし、贈与後7年以内に相続が開始した場合には、当該贈与は遺産の一部として扱われる。我が国の民法も相続前1年内の生前贈与を相続財産に加算することになってい

るが、同様の発想であろう。さらに相続税法は、この加算を相続開始前3年まで広げている。英国では、このような不確定な贈与の課税状態を表現するため、potentially exempt transfer (PET) という概念を使っている。設定者が7年間生き残れば無税となる確率を含んだ贈与という意味で、遺産予備軍に対応する概念であろう。これに対して、我が国の税制においては、贈与税の税率の方が相続税の税率よりも高いので、本来相続財産への連れ戻しの実益はないが、それでも相続開始前3年間の贈与を否認して相続財産に含めることとしている。

さて、権利保有信託が設定された時点で遺産予備軍となるべき信託財産がどこに帰属するかというと、英国の相続税法では、それは、取得の受益者すなわち生涯権を保有するものに帰属するものとされている。したがって、相続税の課税は、この生涯権が終了した場合に行われる。終了時に信託財産元本が受益者に移転したものと見なされるのである。委託者から信託への財産移転については、上記のように PET となり、当該財産は、設定者の遺産へ連れ戻される可能性を有しているものの、相続税の直接の対象ではない。財産移転について別途キャピタル・ゲイン税の課税が行われるが、実際上は営業用資産等の例外があって、いわゆる取得価額の引継が認められており、課税されない場合が少なくないといわれている。

このようにして、受益者である子は、その権利保有 (interest-in-possession) から生ずる毎年の所得に対しては、所得税の課税を受けるが、相続税は支払わない。孫に移転するときに初めて課税される。これは、祖父から孫へ遺贈を行う場合と似ているが、その場合は、中間の子は、決して収益を享受しないから、いわゆる generation skipping とも異なっている。実際には、このような資産の無償移転は、富裕者だけが利用したといわれ、「百万長者の間では、信託の利用は著しかった。半分より多くのものが信託を設定した。そして、百万長者の約3分の2が一世代を飛ばしている。たいていの場合に生涯受益者は配偶者を含まず、一般に財産移転より少なくとも一世代下の一つの世代だけのメンバーを含んでいた。」といわれているゆえんである。(来栖「相続税と相続制度」)

ところが、このような権利保有信託に加えて、さらに相続税回避の有力な手段として登場したのが、裁量信託である。裁量信託の下では、受益者は、単なる期待以上の何者も有してないといわれるから、確定的な権利保有があると言い得ず、したがって、受益者に遺産予備軍が移転したとは言い得ない。また、委託者も相続財産に対し何らの支配権を有し

ないのであれば、遺産のなかに信託財産が含まれているとは言い難い。このような裁量信託が単独であるいは権利保有信託と組み合わせられることによって、一世代のみでなく、数世代にわたって相続税を課せられずに遺産を移転することを可能にしたのでは、相続税法体系が危うくなるので、さまざまな抑制措置が取られた。まず、信託設定前7年間に利益を受けた者に対しては財産移転があったものとし遺産の中に加算する制度ができ、ついで1975年の税制では、裁量信託から何らの利益配分がなくとも10年毎に定期的に財産の分配があったものとして低税率で課税することとされた。現在の相続税法では、裁量信託に対する財産移転についてはPETとして浮動状態の課税を行うことなく、その設定時に直ちに10年定期課税を行うこととしている。

これを要するに、遺産税の体系の下においては、相続発生後誰が財産を取得するよりも、相続発生前誰が財産を取得していたかが重要なのであって、権利保有信託及び裁量信託の法的技術によって遺産予備軍となる財産が遺産とならず抜け落ちてしまう恐れがあった。これは、一つには、英国では伝統的にキャピタル・ゲインに対する課税がなく、遺産加算的な贈与を除き贈与税というものがなかったことにも関係があるように思われる。この点は、生前贈与に対して相続税よりも高い贈与税を課して、遺産の減少を防いでいる我が国の税制とは対照的である。英国では、贈与税は、たかだか遺産の時間的範囲を拡張する機能を有するに過ぎなかった。

以上の諸点を参考として、日英間の信託がどのような相続税、贈与税上の問題を生ずるかを検討してみたい。

まず、最初に日英間に権利保有信託が設定されたとしよう。設定者が英国に居住し、受益者が我が国に居住するとする。受益者は、確定した生涯権を保有し、信託財産から収益を得ている。英国相続税法上信託財産が英国外に所在し、かつ受益者が非居住者であれば当該財産は、相続税の対象から除外されるから、受益者に対する相続税の課税はない。また、設定の際にキャピタル・ゲイン課税の問題が生ずるが、これは英国に居住する設定者の問題であるし、多くの例外がある。当該財産は、遺産の範囲から excluded property として抜け落ちてしまうので、英国の相続税はまったくかからないが、我が国では信託財産から収益を得る権利を贈与されたものとみて、その受贈益に対して贈与税の課税（設定者が法人の場合は一時所得課税）を受けるであろう。しかし、かりに、受益者が所得設定時には英国でも我が国でもない第三国に居住し、かつそこでは我が国のように信託設定時に

委託者から受益者に対する贈与を認識しない税制であったとすると、そこでは受益者に対する財産移転についての課税はない。その後受益者が我が国に移住したとすれば、我が国では贈与税の課税は困難であろう。贈与による所得はすでに第三国において発生しているからである。次にこの受益者が死亡した場合はどうか。その相続人に対して再び信託財産にかかる収益権を取得したものと課税されるであろうか。この収益権は、生涯権の名の通り一代限りであるから、一身専属的である。受益者の死亡後は存在し得ないから、その価値はもはや存在しない。したがって、英国税法上は当該受益者が信託財産の corpus を保有している建前となっても、それをそのまま我が国の税務上認めるわけにはいかないのではあるまいか。しかし、認めないとすると、受益者の世代においては、相続が発生しないことになって、まさしく generation skipping になってしまう。

反対に、英国に受益者がいて、我が国に設定者がいる場合はどうか。権利保有信託設定時に我が国の税法上は、設定者から生涯権の受益者に対する受益権の贈与があったことになる。贈与の対象となる資産が本邦に当時所在したとすると、受益者は英国にいても課税されることになる。ただ、収益の受益者に対する贈与の対象となるのは、当該資産の全部ではなく、収益権相当部分だけであるから、収益の現在価値で評価することになる。生涯権をどのように評価するかは困難であるが、適正な収益のフローを想定して受益者の平均余命まで期間で割り引くのであろうか。そればかりではない。受益権者の生涯権が終了した後の信託財産の帰属者に対しても信託設定時に贈与税の課税がある。これは、恐らくは受益者が平均余命経過時に信託資産元本を取得するものと見なして元本の価値をそれまでの期間割り引いて現在価値に換算することにより評価するのであろう。

いずれにしても、我が国では信託設定時に信託財産の全部について贈与税の課税が行われることになる。しかし、英国においても、受益者は生涯権終了の時点において相続税の課税を受けるので、これは同一財産に関する国際的^{二重課税}になる。

次に裁量信託が設定された場合を考えよう。まず、我が国に裁量信託の受益者がいて、英国に設定者がいる場合を取り上げる。この場合は、先に触れたように、我が国の受益者は特定または確定している限りにおいて、設定当初において受益権の贈与を受けたものと見なされ、課税される。設定者が個人であれば、贈与税の課税であり、設定者が法人であれば、一時所得を認識する。これは、現在すでに国税庁の取り扱いとなっているようである。しかるに英国においては、裁量信託については、設定時に信託自体に対し10年定期課

税が行われるから、この場合もまた、国際的二重課税となる公算が大きい。さらに、我が国の受益者が死亡した場合はその相続財産にはこの裁量信託の受益権が含まれるであろうから、受益者の相続人は受領してもいない受益に対してさらに課税を受ける。非常に長い期間の二重課税が生ずる危険がある。これは、基本的には遺産及びその分身としての裁量信託に対して課税する英国税制と利益の取得に対して信託設定時にいち早く課税する我が国税法との違いに由来する。

最後に、受益者が英国の居住者であり、設定者が我が国の居住者である裁量信託について触れる。この場合も我が国の現在の取り扱いでは、信託財産のなかに本邦所在のものがある限り受益者に対して信託設定の瞬間受贈益を認識するであろう。他面信託財産が外国にあり、設定者も外国にいる限りは、英国では excluded property であり、定期課税の適用はない。その点では、上に述べた逆の場合に比べて二重課税の恐れはないが、コモン・ロー上何らの確定的権利がないのに課税を受けることについて、受益者としては割り切れない感じを持つであろう。

次に米国の権利保有信託について検討する。英国と米国との間には、この形の信託の課税に著しい相違がある。すなわち、米国では、1976年までは生涯権はまさしく一代限りの収益享受権として相続財産の範囲内に含まれなかった。したがって、権利保有信託を設定した場合に、収益の受益権者は、その死亡に際して相続税の課税を受けない建前であった。

もっとも英国と異なり、当該信託の設定者は、贈与税の課税を受ける。しかし、1976年までは贈与税の税率は、相続税の税率の4分の3であったので、生前贈与によって相続税の負担回避が可能であった。

1976年の税制改正によって、相続税の課税について抜本的改正がなされ、Generation Skipping Tax (GST) が導入された。それは、権利保有信託の課税法理そのものは否定せずに、生涯権の非課税性を認容しつつも、課税の公平の見地から、すくなくとも一世代に一回の相続税課税が行われなければならないという思想を導入して生涯権の保有者が死亡した場合にあたかもその基礎となる信託財産を保有していたかのごとく取り扱って相続税の課税を行うという改正であった。いわば一種の特別税として GST を導入したのであるが、この立法にもかかわらず、信託を二つに分けて、その一つを孫だけを受益者とする信託、他の一つを子のみが受益者となる信託とするとか、信託所得の分配を複数世代には

らまくとか、GST 回避の行為があとを絶たないといわれている。

このような米国における権利保有信託の課税状況に鑑みると、我が国と米国との間で権利保有信託が組成された場合にもっとも問題となるのは、収益の受益権者に対する課税の在り方であろう。受益者が我が国の居住者である場合、生涯権の基礎となった信託財産について相続を認識するのかどうか。米国信託及び税法では、生涯権の相続は認識していないというべきであろう。しかし、特別税として GST の課税を行った。我が国としては、法律の規定なくして特別課税を行うわけにはいかない。それとも GST も内国歳入法典の中に含まれているから、結局生涯権に対して相続税を課税したのと同じであると認識して我が国でも生涯権のみなし相続を認識するのであるだろうか。そうするためには、なんらかの法律的措置が必要であるように感ぜられる。

次に、指名権であるが、これは権利保有信託にとってきわめて重要な概念である。指名権には一般的指名権と限定的指名権とがあり、前者は相続財産のなかに導入される。(内国歳入法第2041条) また一般的指名権の行使又は放棄は資産の移転と見なされ、これに対して贈与税が課税される。(同法第2514条) 指名 (appoint) とはわれわれにはなじみのない概念であるが、要するに、独占的権限或は権利を与える行為であると定義されている。一般的指名権とは、被相続人が自己、自己の遺産または債権者の利益となるように資産を指名する権利をいう。被相続人の死亡時にこのような一般的指名権が存在する場合には、その対象となる資産は相続財産のなかに含まれる。これに対して、限定的指名権とは、一般的指名権以外の指名権と定義されるが、その多くは債権者を除き、他人の利益のために資産を指名する権限である。ただし、自己の利益のための指名であっても、自己の生活維持のため、又は健康維持のため等合理的な範囲の指名は一般的指名とはならない。

また、毎年信託財産の5%または5,000ドルのいずれか多い金額の範囲内の自己のための指名も一般的指名とはならない。これを「5プラス5」権限といっている。

権利保有信託との関係でこの指名権がどのように作用するかというと、被相続人の死亡後の相続の弾力性を与えるメカニズムとして理解されている。すなわち、被相続人はその生前権利保有信託を設定し、妻に対して収益受益権を与えるとともに、複数の子に対して元本の受益権を等分に与える。それとともに、妻に対して信託財産から生ずる所得の子の間の分割を変更する権限を与える。この権限は、妻自身の利益のためでなく、その遺産、債権者の利益のためでもないとすると、一般的指名権ではなく、限定的指名権である。し

たがって、妻が死亡した場合にその基礎となる信託財産が妻の相続財産に含まれることはない。妻の生存中、経済環境が著しく変化して、金持ちの子と貧乏な子とができたとしよう。妻は貧乏な子に対してより多くの所得を分配し、信託財産総体に対する税額を調節させることができる。

このような限定的指名権付きの権利保有信託が日米間で設定されたとして、元本の受益者である子について妻が指名権を行使して子の受け取り所得を変更した場合に子相互の間で我が国相続税法上信託財産元本の一部について贈与を認識するであろうか。所得を減少させられた子は、贈与の有効意思を有しないかもしれない。妻の指名権行使によって強制的に所得の減少を甘受せざるをえないのである。そうなると、所得を得た子について一時所得、所得を与えた子について資産損失ということになるが、それでは一時所得の半額課税が実現して、贈与よりはよほど有利である。

第2節 海外投資信託に対する我が国の税制の適用

第1款 投資信託に対する我が国の現行税制の概要

1 証券投資信託制度の概要

証券投資信託とは、信託財産を委託者の指図に基づいて特定の有価証券に対する投資として運用すべきことを目的とする信託であって、かつ、その受益権を分割して不特定且つ多数の者に取得させることを目的とするものをいうと定義されている。(証券投資信託法第2条—以下「投信法」という。)証券投資信託契約は、信託会社または信託業務を営む銀行を受託者とするのでなければこれを締結してはならないこととされている。(同法第4条)この場合受益者が誰であるかについては、投信法においては、明示の規定は存在しない。ただ、受益者は、信託の元本の償還および収益の分配に関して受益権の口数に応じて均等の権利を有するものと規定されている。(同法第2条)

実際の証券投資信託約款においては、当初の受益者は委託者として指定されている。したがって、証券投資信託は、自益信託の一種である。ただ、委託会社は、自己の資金をもって証券を取得し、これを受託者に信託して、その受益権を後日分割して一般投資家に売り出すというのではない。委託会社は、まず投資家から受益証券の予約売買の形で申込金を受領し、これをもって受託会社とのあいだで信託を設定し、設定と同時にその受益権をあらかじめ定められた口数に分割して、これに相応する受益証券を交付するというやり方採っている。

かくして設定された信託財産の運用は、全く委託会社の手に委ねられ、(同法第2条)本来ならば受託者が信託財産を運用すべき権限が委託者に移転している。そこで、我が国の証券投資信託は、一種の消極信託 (passive trust) であり、積極信託のみを認める信託法 (第1条) の建前にそぐわないのではないかと疑問もあったが、受託者も何らの行為をしないのではなく、一応信託財産である証券を占有保管し、その保存に必要な行為を行うのであるから、あながちに消極信託とも決めつけられないし、また、仮に消極信託であるとしても、投信法でそれが認められたという解釈も可能であろう。しかし、税法の立場

からいえば、これは、完全な grantor trust であって、かつ設定当初は、自益信託であるから、純粋な導管理論からいえば、この信託は本来完全に透明で、その信託財産もそれから派生する所得もすべて委託者兼受益者に帰属するといわねばならない。したがって、委託者兼受益者から受益権を分割されて取得した一般投資家も委託者以外の権利を取得するわけではないから、信託財産が投資されて配当を生じた場合は、配当所得、利子を受け取った場合は利子所得、投資証券を売買して損益を生じた場合は譲渡所得または損失を計上すべきことになる。また、その計上の時点もそれらの所得が発生したときであって、現実には受益者に信託から収益分配金が支払われたときではないことになる。

2 証券投資信託課税の概要

証券投資信託の所得区分については、昭和28年に有価証券の譲渡益が課税対象とされたのに伴い証券投資信託の課税に当たっても配当、利子、譲渡損益という3種の所得源泉別に所得を区分し、そのうち、利子、配当の課税分については、それぞれに該当する源泉所得税率を適用して課税していた時代もあった。英米の投資信託課税のやり方から見ると、この方法のほうが正統であると思われるが、昭和33年の税制改正によって、株式投資信託については、その所得の種類を問うことなく、配当所得に一本化し、課税するという「単一所得課税方式」が採用された。その改正理由としては、昭和28年の源泉別課税方式は、投資家にとって難解であり、また、委託会社や受託銀行にとっても事務が著しく煩雑であることが挙げられている。日々の保有証券の売買によって収益の構成が変動し、収益の源泉別に所得を確定して源泉徴収することの手間が大変だというわけである。そこで、証券投資信託については、その収益分配金は、所得の源泉を問わず、すべて一律に配当所得として取り扱うこととされた。ただ、個人投資家が受け取る収益分配金に対する配当税額控除は、本来の金額の2分の1とされ、法人投資家が受け取る収益分配金の益金不算入も2分の1とされた。これは、技術的に配当所得として一本化するが、実体としては証券投資信託の収益のなかに利子や譲渡益が相当含まれており、収益の全部に対して配当税額控除を与えることは適当でないので、2分の1と推定したものであろう。これに対し、昭和36年に創設された公社債投資信託については、その収益分配金は、利子所得として扱われることになった。

次に、課税の時期については、有価証券投資信託発足の当初から、課税所得発生

は、受益者が現実に収益分配金を受け取ったときであると解されてきた。受益者は、信託財産を保有しているのと同じであるから、本来は所得実現の時期は、投資有価証券について利子や配当の権利が確定的に発生したときであるべきである。それを受益者が収益分配金を受領したときとしているのは、純粋な導管理論からいえばやはり大きな例外であり、一種の課税繰り延べが行われているに等しい。勿論、証券当局の規制によって、証券投資信託の発生収益が滞滞なく分配されるよう強制されていれば、かような繰り延べは生じないが、我が国の現状では、必ずしも英米のように信託段階での収益の大部分を直ちに配当しなければならないようにはなっていない。

この二つの大きな例外措置のため、現在の税法上「信託財産に帰せられる収入および支出については、受益者が特定されていれば受益者、受益者が特定されていないか存在していなければ委託者が信託財産を有するものと見なして」所得税法又は法人税法の規定を適用するというのが信託の課税原則であるが、これが証券投資信託には適用されないと説明されている。しかし、証券投資信託の課税は、純粋な導管理論では説明できず、また、かといって証券投資信託に実体を認めて課税するわけでもない。信託財産について、利子、配当、譲渡損益等の所得が発生し、それが収益として分配されるまでのあいだに、所得区分は配当所得に統一されてしまい、課税所得の発生時期は、収益分配の行われた時点にずらされている。法技術的には、このような課税方法も導管理論の例外ということで片づくであろうが、理論的整合的に証券投資信託の課税を説明するのは難しい。強いていえば、証券投資信託は、一種の透明な実体であって、その収益はすべて非課税であるが、収益がこの実体を透過して受益者に支払われるときは所得区分は配当所得となり、受益者は収益分配時点において課税所得を認識するとでも説明できるであろうか。

さらに、昭和39年の税制改正によって株式投資信託の収益分配については、配当所得ではあるが、その課税は、利子所得並みに扱い、他の所得と総合せず分離課税とする旨の改正がなされた。同時にこの特例によって、従来株式投資信託の受益権保有者に認められてきた配当税額控除は以降適用されないこととなった。これは、名目的所得区分は配当でありながら、実質的には利子所得扱いするということである。証券業界の強い要望を入れたものだといわれるが、その背景としては、証券投資信託といってもそのポートフォリオの中には相当安定的な公社債や短期金融商品が含まれており、その実体は、貸付信託など合同運用信託に近い大衆投資家の貯蓄の手段として認識され、これに税制上の優遇措置を与

えることによって資本市場の育成に寄与するところが大きいと考えられたことが指摘されている。そこで、昭和47年からは一定の安定運用を行う証券投資信託は銀行預金等と同様マル優の対象商品として認知されている。この時以降証券投資信託の課税は基本的に利子所得並の課税となったのであって、そのことは、後日昭和46年の画期的な利子課税の改正によって、源泉分離課税と総合課税の選択が認められたときも、昭和63年に現在の源泉分離課税制度に移行したときも基本的に変わっていない。しかし、この証券投資信託所得の利子所得化は、次のような問題をはらんでいる。

- ① 証券投資信託の収益には、利子、配当のほか、譲渡益、譲渡損が含まれているが、譲渡益、譲渡損が実質上利子所得に転化してしまった結果、今日のように投資信託の実質的損益がキャピタル・ロスの結果損失を計上していても、ロスを認識できない。
- ② 配当税額控除は、もともと法人税と所得税との重複課税を避けるための手段として導入された制度であるが、証券投資信託の収益が多く配当から成っているのに関わらず、それが利子課税扱いされることにより、配当税額控除が認められなくなり、重複課税の調整も行われなくなった。現在の配当税額控除は、さして大きくないので、どちらでもよいようにも思えるが、このことは、端的に法人段階と個人株主段階とで二重課税を認容するものであり、将来法人税と所得税の統合を行う場合には、問題を残している。

3 英国ユニット・トラスト課税との比較

我が国の証券投資信託の原型は、英国のユニット・トラストであるといわれる。証券投資信託の課税もユニット・トラストの課税方法を参考としたものかどうかは明らかではないが、ユニット・トラストが金融投資委員会の認可を受けた場合には、完全に株式会社であると見なされ、その受益者は株主であると見なされる。したがって、トラストの収益分配も当然配当所得として扱われる。ところが、我が国の証券投資信託の課税は、信託自体の実体性には直接触れるところがないまま収益分配のみを当初は配当所得、後には実質的に利子所得として取り扱っている。また、ユニット・トラストにおいては、収益として利子、配当、譲渡益は、それぞれ別個に扱われ、受取配当については、franked incomeとして予納法人税（ACT）にかかる税額控除を利用できる結果被課税のままいわば通り抜けて受益者に分配されるのに対し、利子については、unfranked incomeとしていったん法人税の課税は受けるが、その税率は個人所得税の基準税率25%とされており、受益者

は、これに対して法人税にかかる税額控除の適用を受けるので、結果的に法人税の負担はないことになる。さらに、キャピタル・ゲインについては、証券当局の規制によって収益分配出来ないことになっているので、受益者は、受益証券の売買を通じてキャピタル・ゲインを実現する他なく、その際キャピタル・ゲイン税を支払う。これに対して我が国の証券投資信託では、その収益に対し、利子所得並の源泉分離課税が行われるが、一方法人税の負担は除去されない。

いずれの方法が優れているかは、即断できないが、受取利子も、受取配当も、譲渡損益もすべて一括して利子所得並扱いというのは、極めて大雑把な税制であろう。かかる大雑把な税制が止むを得ないとされたのは、ひとつには、保有証券を売却した場合の譲渡損益やその評価損失を日々計算して的確な配当原資を計算することのむづかしさと関係があったのであろうが、これは、キャピタル・ゲインは当然に配当して構わないという理解に基づいている。しかし、配当は、原則総合課税であるのに、利子は、源泉分離課税であるから、その両者をひっくめて利子並み課税では、他の株式商品と比較すると、原則として証券投資信託が有利になっているのではないか。ただし、現在のように証券投資信託の殆どは基準価格割れになっている状態では逆に不利になっているが、それはもとはといえば、譲渡損の可能性を顧慮することなく利子並課税に踏み切ったからである。そもそも、信託の概念からいえば、信託財産の資本は受託者に帰し、受益者は通常資本からの支払いは受けないのが常識であるから、キャピタル・ゲインやロスも、信託期間中受益者に分配せず、信託終了まで受託者が保有するのが原則であるべきである。英国の信託においては、信託元本のキャピタル・ゲインは配当しないのが一般的会計基準である由である。

受益者は、その受益権を処分することによって、キャピタル・ゲインを実現でき、それに対しては当然課税されるが、その時期の選択は、受益者に任されている。我が国の証券投資税制も、このような信託税制の基本に立ち返ってインカム・ゲインとキャピタル・ゲインとを区別して課税する時期が来ているのではないかと思われる。従来キャピタル・ゲインをあたかもインカム・ゲインと同様に取り扱ってきたのは、一般に我が国企業の配当率が国際的に見て低く、株式投資家はキャピタル・ゲイン狙いの投資をもっぱら行っていたことと無関係でないであろうが、今後は配当率も上昇し、他方従来のような高いキャピタル・ゲインを期待することはもはや出来ないのではないだろうか。

この問題との関係で、いま一つ指摘しておかなければならないのは、投資信託にかかる

受益証券の譲渡益課税が我が国では行われていないことである。これは、仮に制度上または規制上信託保有の証券にかかる譲渡益はすべてまたはほとんどすべて適時に分配を余儀なくされているのであれば、原則としてキャピタル・ゲインの生ずる可能性がないか、乃至はすくないから、譲渡益非課税としても、まず問題はないであろう。しかし、そのような強制的、規制的保証のない状態で、受益証券譲渡益非課税というのは、一種の優遇税制であろう。同じキャピタル・ゲインでありながら、配当に回されたものは、配当所得として利子並課税を受けるのに、配当に回されないものが受益証券の売買益という形に転化した場合には、非課税となるというのは、どのような合理性があるのか、検討の余地があるのではないか。

第2款 外国投資信託の規制と税制

1 外国投資信託に対する規制

外国投資信託の受益証券を我が国で販売するのには、従来法令上および自主規制上種々の制約がある。これらの規制は、国内の投資信託に対する規制との相関関係で行われているものであり、特に外国の投資信託については、投信法の規制がかからないために証券取引法の規定を適用して種々の規制がなされている。

すなわち、投信法においては、国内投資信託委託会社に対しては、免許制を適用し、証券当局の監督、検査等の規制に服せしめ、その使用する約款についても個別承認制を取り、その変更、解約についても承認が必要とされている。ディスクロージャーについても信託財産の運用について計算期間ごとに運用報告書を作成する義務を負わせ、かつ、投資家に対しては、受益証券の説明書を作成して説明義務を課している。そのほか、委託会社に対する行為基準として委託会社の自己取引を禁止するほか、同一銘柄の証券を一定限度以上取得することを禁止している。ところが、このような規制は、投信法上は外国の投資信託についてはいっさい課せられていない。投資信託委託会社として免許を受けるためには、資本金五千万円以上の株式会社でなくては免許の申請ができないから、当然に我が国の法律によって設立された会社となる。もっとも平成4年4月24日の「証券投資信託業務の免許基準の運用について」と題する新聞発表では外国会社が母体となって投資信託委託会社を設立することが想定されているが、だからといって外国の投資信託に対して投信法の域外適用が出来るわけではない。

しかし、外国の証券業者は、国内に支店を設けて、その支店毎に免許を得なければ国内にあるものを相手方として取引できない。(外国証券業者に関する法律第3条)

証券投資信託の受益証券及びこれと同様の性質を有する外国の証券は、証券取引法上有価証券に含まれ、その発行、売出しについては、同法に定めるディスクロージャーの規制を受ける。そのほか、証券業協会の自主ルールによって、協会員が販売することの出来る外国証券投資信託は、協会の定める選別基準に適合したものであることが要求されている。(証券業規協会「外国証券の取引に関する規則」第13条)この選別基準は、現在のところ次の通りである(昭和48年12月4日同協会理事会決議)。

1. 外国証券投資信託証券の範囲

OECD加盟諸国（属領を除く）においてその法律に基づいて設立され、かつ、OECD加盟諸国において運営されているもの。

2. 特別のサービス等が付された投資信託

生命保険、年金等特別のサービス乃至商品を付して販売が行われるものでないこと。

3. 最低純資産額

ファンドの純資産の額が5億円以上のものであること。管理会社については、自己資本または純資産が5,000万円以上のものであること。新規設立のファンドについては、募集後の純資産が5億円以上の見込みとなるものであること。

4. 保管場所の指定

銀行、信託会社を資産の保管場所としたものであること。

5. 国内における代理人の指定等

- ① ファンドまたは管理会社の代理人（ファンドまたは管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人または法人）が国内に設置されているものであること。
- ② 我が国の投資者が取得した外国投資信託証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなものであること。

6. 代行証券会社の設置

外国証券の取引に関する規則第13条第2項に定める代行証券会社が国内に設置されているものであること。

7. 有価証券の引受禁止

ファンドの財産をもって空売りを行うものでないこと

8. 借入の制限

資産総額の10%を超えて借入を行うものでないこと。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合はこのかぎりでない。

9. 集中投資の制限

- ① ファンド毎に資産の10%を超えて同一発行会社の株式に投資するものでないこと。
- ② 一発行会社の発行済総株式数の10%を超えて当該会社の株式に投資するものでないこと。同一の管理会社により別個のファンドが運用されている場合にはそれらのファ

ンド全体で一発行会社の発行済総株式数の15%を超えて当該会社の株式に投資するものでないこと。

10. 投資信託証券への投資の制限

資産総額の10%を超えて他の投資信託証券への投資を行うものでないこと。ただし、合併等により、一時的に他の投資信託証券を保有することとなる場合はこのかぎりでない。

11. 流動性に欠ける証券の組み入れ制限

私募株式、抵当証券、及び非上場株式であって、流動性に欠けるものの組み入れが資産の10%以下のものであること。

12. ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権、またはオプションを発行して、投資者に証券を買いつける権利を与えるものでないこと。

13. 利害関係人との取引禁止事項

「管理会社およびその関係会社、それらの取締役もしくは主要株主（自己または他人（仮設人を含む）の名義をもって発行済総株式数の10%を超える株式を有する株主をいう。）はファンドとの間で自己のためにする有価証券の売買もしくは貸付を行ってはならない」という趣旨の制限があるものであること。

14. 経営者の変更

ファンドまたは管理会社の役員の変更について、監督当局、投資者、または受託者の承諾を要するものであること。

15. 買い取り方法の明確性

ファンドが設立された国において、投資者からの売り戻しに対する買い取り方法が明確にされているものであること。

16. 当該国におけるディスクロージャー

ファンドが設立されている国において投資者及び監督官庁に対し、ファンドの内容に関する開示が行われているものであること。

17. 監査証明

ファンドの財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること

以上のような厳重な外国投資信託の規制は、専ら国内投資信託制度との競合という観点から行われてきたものであるが、平成6年に至り、次のような見直しが行われている（平

成6年12月21日蔵証第1899号)。

1. 外国投資信託の公募による国内販売については、以下の要件が必要である。

- ① 基準価額の建値が外貨建てであり、かつ円資産の組み入れが50%以下であること。
- ② 我が国証券取引法上の有価証券に相当する証券への運用割合が50%以上であること。
- ③ 当該外国投資信託の当初募集時における海外での募集額が募集総額の6分の1以上であること。ただし、日系の資産運用会社が主たる資産運用者である場合には、当初募集時における海外での募集額が募集総額の2分の1以上であること。

2. 外国投資信託の私募による国内販売については、我が国の投資家数が2名以上であって上記1の①および②を満たすものであること。

この場合の外国投資信託には、いわゆるカントリー・ファンド(クローズド・エンド型の会社型投資信託を含むこととされている。また、日系の資産運用会社とは、外国投資信託の資産運用を行う会社であって、国内法人及び国内法人が海外に保有する50%超子会社により合計で発行済株式の50%超を保有されている会社をいう。

2 海外投資信託の課税

海外投資信託の課税については、会社型と信託型によって、その取扱が異なるが、前者については、完全に外国法人として扱い、国内投資家が受け取る収益分配金については、すべてこれを配当扱いしている。他方後者については、国内の投資信託並に扱い、pass-throughの原則を適用して、課税している。そうしてみると、両者の間の課税取扱の違いのもっとも大きいものは、会社型に適用される配当課税と信託型に適用される利子課税との違いということになる。

詳しくいえば、会社型の課税については、投資家の受け取る分配金は、外国法人からの配当と同じ扱いとなるから、個人投資家が受け取る場合は、年間の分配金が50万円を超える場合は全て総合課税である。年間の分配金が50万円未満で、当該信託の発行する株式の5%未満を保有する株主については、35%の源泉分離課税制度が選択できる。ただし、国税の課税上源泉分離を選択しても、地方税は、総合課税である。また、年間の分配金が10万円以下であれば、確定申告不要となる。いずれの場合にあっても、投資家は、指定国内証券会社を通じてでなくては株式を購入できず、購入した場合の分配金については、指定

国内証券会社が国内における配当の支払いの取扱者として、受取配当額（外国税額控除後のもの）に対して20%の源泉所得税を徴収する。これらに対して、法人が投資家である場合には、20%の源泉徴収を受けるのみである。

しかるに、信託型の外国投資信託から分配金を受領した場合は、国内の投資信託から分配金を受領したときと同様利子並の課税が行われるから、個人投資家についても、法人投資家についても、所得税15%、住民税5%、合計20%の源泉分離課税で終了する。このような差があることもあり、国内で販売される海外投資信託はだんだん信託型が多くなっている。平成6年末現在我が国で販売または募集されている海外投資信託のうち、会社型は82銘柄であるのに対し、信託型は134銘柄である。国内残高では、会社型が99百万円であるのに対し、信託型は442百万円である。しかも、最近設定のものは、すべてルクセンブルグで設定された信託型であるが、これは、同国の投資信託課税がゆるいこともあるが、我が国の投資家はとかく株式投資についていっせいに同銘柄を売買する傾向があり、他国の投資家と投資態度が異なるので、別の銘柄を設定する必要に迫られているからであるといわれている。

会社型と信託型との課税の差は、単にインカム・ゲインにのみ止どまらない。投資家の保有株式または受益権証券を売却、換金した場合の取扱をみると、会社型では、当該株式が上場されていれば、源泉分離課税で売却代金の1%相当額の課税を受けるが、上場されていないならば、売買益に対し、20%の所得税と、6%の住民税が課せられる（いわゆる申告分離課税）しかし、信託型では、売却されるものは、株式ではなく、受益権証券であるとの観点からその譲渡益は、非課税であり、これは、個人投資家であっても、法人投資家であっても同じである。（租税特別措置法第37条の13第1項第2号）

また、国内の投資信託では、買い取り請求によって受益権証券を処分する場合には、いわゆる特別控除額として20%の控除を受けるが、海外投資信託にかかる受益権証券の場合には特別控除はない。そのかわり、国内投資信託では、買い取りではなく、解約すれば、解約金が帳簿価額または元本（追加型信託では平均信託金）を上回る額のうちいずれが多い額の半分が利益の配当と見なされ、これについて80%の益金不算入の適用があるから、法人投資家は、通常買い取りではなく、解約を選ぶといわれているが、海外投資信託の場合にはこのようなメリットはない。

3 ACTの取扱

先に述べたように、英国のACTは、法人が配当を支払う際に、支払配当額の75分の25を予納法人税として納付するが、これについて同額の税額控除が与えられる。これは、後日納税者の還付請求によって還付されるが、1985年日本証券業界の要望によりGアレイジメントが認められ、還付請求が省略され、1回で全額の支払がなされるようになった。すなわち、当初配当額が75ポンドとすると、これに対して株主は、25ポンドの還付請求権を有することになり、2回に分けて株主に支払がなされることになるが、英国の源泉所得税は還付が行われるとき、グロス・アップした所得100ポンドに対して15%の税率で課せられる。しかし、Gアレイジメントの適用を受けた会社は、発行会社が配当を支払う際超課税額（25ポンド- 15ポンド）を同時に支払うというものである。したがって、指定証券会社は、85ポンドを一回で受け取ることになり、これに対して更に、国内の源泉所得税の20%が課せられて、株主の手取りは、85ポンドになる。

あとがき

本研究会は、植松先生に委員長をお願いし、標掲の先生方6名で平成5年9月にスタートいたしました。

本研究会設立の狙いは、わが国の信託税制の沿革、特徴、課題などについて欧米諸国との比較研究的視点も踏まえて調査、分析し、今後の信託税制のありかたを探ろうというものでありました。

発足以来、ほぼ月に1回のペースで研究会を開催し、その回数は22回にも及びました。この間、実務家の方々をゲスト・スピーカーにお招きし、最新の動向をフォローするなどの試みもしてまいりました。

平成7年7月以降は、最終報告書をまとめる作業に入りましたが、これまでの研究内容と範囲がかなり膨大で多岐にわたることを考慮しまして、報告書も『海外編』と『国内編』の二本立てにすることにしました。

海外編の報告書は、渡邊先生にとりまとめ役をお願いいたしまして、ご尽力いただいた結果、完成することができました。海外での信託税制を概観した研究書がない現状では、学者だけではなく実務家の方々にも広く参考にしていただける内容になったものと考えております。

最後に、発足以来研究会をとりまとめていただきました植松先生をはじめ、本報告書のとりまとめ役をおつとめいただきました渡邊先生、委員の先生方に深く感謝申し上げます。

平成9年3月

財団法人 トラスト60

(禁無断転載)

(非売品)

平成9年3月31日第1刷発行

平成11年10月31日第2刷発行

国際信託税制研究

報 告 書

発 行 ©財団法人 トラスト60

東京都港区新橋1-18-1

航空会館3階

Tel. 03-3501-7141 (代表)

印刷：(株) ディグ